

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 6 年度消通継第 1 号

三重中央消防指令センター総合整備工事

工事場所	津市 1 8 箇所、鈴鹿市 3 2 箇所、亀山市 1 4 箇所							
工 期	6 0 5 日間							
工事概要	消防指令システム 一式 消防救急デジタル無線 一式							
(決裁)	消防次長	情報管理担当参事	情報管理副参事	担当主幹	設計者			
(合議)	参事(兼)課長		担当主幹	担当副主幹	担当副主幹	担当	担当	
(合議)	参事	営繕課長	営繕課設備担当副参事	調整・建築営繕担当主幹	担当主幹	担当副主幹	担当	担当

津市消防本部通信指令課

設計書								
経費の区分	工種	種別	細別	数量	単位	事業費	摘要	備考
本工事費								
	機器単体費			1	式			明細書①
		直接工事費	材料費	1	式			明細書②
			労務費	1	式			明細書③
			付帯工事費	1	式			明細書④
			建築改修費	1	式			明細書⑤
		計						
		間接工事費	共通仮設費	1	式			
			現場管理費	1	式			
			技術者間接費	1	式			
			機器管理費	1	式			

設計書								
経費の区分	工種	種別	細別	数量	単位	事業費	摘要	備考
		計						
	計（工事原価）							
	一般管理費			1	式			
	計（工事費）							
計（工事価格）								
消費税				1	式			
計（本工事費）								

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1		指令装置						
	(1)	指令台	・ 4画面構成／台	5.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		ア 制御処理装置		1.0	式			
		イ 自動出動ディスプレイ	・ 23インチ以上タッチセンサー付ワイド 液晶ディスプレイ	5.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置		5.0	台			
		イ 地図用ディスプレイ	・ 23インチ以上タッチセンサー付ワイド 液晶ディスプレイ	5.0	台			
	(4)	支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置		5.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ	・ 23インチ以上タッチセンサー付ワイド 液晶ディスプレイ	5.0	台			
	(5)	多目的情報表示装置	・ 手書き入力機能を有すること。又は別 途手書き入力装置を設けること					
		ア 多目的情報表示装置		5.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		イ 多目的情報ディスプレイ	・ 23インチ以上タッチセンサー付ワイド液晶ディスプレイ	5.0	台			
	(6)	手書き入力装置	同上同梱又は付属装置、2台／指令台	10.0	台			
	(7)	通信操作端末	・ 各指令台に2台設置	10.0	台	—	—	指令台に含む
	(8)	長時間録音装置	・ 録音時間70,000時間相当	1.0	台			
	(9)	非常用指令設備	・ 指令制御装置同等	1.0	台			
	(10)	指令制御装置	・ 主要部二重化	1.0	式			
	(11)	携帯電話・ I P 電話受信転送装置	・ 二重化構成	1.0	式	—	—	指令制御装置内蔵
	(12)	プリンタ	・ A4、A3サイズ、A3増設トレイ	1.0	台			
	(13)	カラープリンタ	・ A4、A3サイズ、A3増設トレイ	1.0	台			
	(14)	スキャナ	・ A2サイズ対応	1.0	台			
	(15)	署所端末装置	・ 各署所1台、鈴鹿市消防本部に1台	24.0	式			
	(16)	無線バックアップ用受令装置	・ 各署所1台、鈴鹿市消防本部に1台	24.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(17)	駆込通報装置	・カメラ付き	7.0	台			
	(18)	着信表示灯	・表示色は3色以上、ブザー音色は5パターン程度	10.0	台			
	(19)	指令音声用屋外赤色灯	・本部庁舎壁面設置(取付金具含む)	3.0	台			
	(20)	データメンテナンス装置	・指令センター、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部に各1台	3.0	台			
	(21)	拡張台	・指令台と同デザイン、約60cm幅	3.0	台			
	(22)	非常用補助受付装置	・電話機相当	16.0	台			
2		指揮台	・指令台と同構成					
	(1)	指揮台	・4画面構成／台	1.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		自動出動ディスプレイ	・23インチ以上タッチセンサー付ワイド液晶ディスプレイ	1.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置		1.0	台			
		イ 地図用ディスプレイ	・23インチ以上タッチセンサー付ワイド液晶ディスプレイ	1.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(4)	支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置		1.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ	・23インチ以上タッチセンサー付ワイド液晶ディスプレイ	1.0	台			
	(5)	多目的情報表示装置	・手書き入力機能を有すること。又は別途手書き入力装置を設けること					
		ア 多目的情報表示装置		1.0	台			
		イ 多目的情報ディスプレイ	・23インチ以上タッチセンサー付ワイド液晶ディスプレイ	1.0	台			
	(6)	手書き入力装置	または、多目的情報表示装置に手書き入力機能を有すること。	2.0	台			
	(7)	通信操作端末	・各指令台に2台設置	2.0	台	—	—	指令台に含む
	(8)	着信表示灯	・表示色は3色以上、ブザー音色は5パターン程度	2.0	台			
	(9)	拡張台	・指令台と同デザイン、約120cm幅	1.0	台			
	(10)	非常用補助受付装置	・電話機相当	2.0	台			
3	表示盤							
	(1)	表示盤						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 車両運用表示盤	・55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ表示方式。 または、単面LED表示方式	1.0	面			
		イ 支援情報表示盤	・55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ表示方式。 または、単面LED表示方式	1.0	面			
		ウ 多目的情報表示盤	・55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ表示方式。 または、単面LED表示方式	1.0	面			
	(2)	指令センター天吊り式表示盤	・50インチ相当液晶ディスプレイ	2.0	面			
	(3)	指令センター映像制御装置	・48チャンネル以上装備のこと ・コントローラ（PC）含む	1.0	式			
	(4)	署所出動車両表示盤	・32インチ相当、壁掛け、または天吊り型					
		ア 署所出動車両表示盤映像制御装置		29.0	式	—	—	イに含む
		イ 署所出動車両表示盤						
		(ア)32インチワイド液晶ディスプレイ	・映像制御装置付き	13.0	面			
		(イ) 55インチワイド液晶ディスプレイ	・映像制御装置付き	16.0	面			
	(5)	本部表示盤						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 電子黒板	65インチ可動型表示盤（電子黒板相当） ・指令センターに1面、津市消防本部に2面、鈴鹿市消防本部に1面、亀山市消防本部に1面 ・管轄内の進行中事案情報、出動中車両動態及び地図上の位置表示等が表示できること。	5.0	面			
		イ 80インチ表示盤	80インチ表示盤 ・津市消防本部に2面 ・管轄内の進行中事案情報、出動中車両動態及び地図上の位置表示等が表示できること。	2.0	面			
		ウ 本部表示盤映像制御装置		7.0	式			
4		無線統制台	・指令台と同デザイン	1.0	式			
5		指令電送装置						
	(1)	指令情報送信装置		1.0	式	—	—	自動出動指定装置に含む
	(2)	指令情報出力装置	・各署所1台、他、鈴鹿市消防本部に1台 ・プリンタ（A4モノクロ）を含む	24.0	式			
6		気象情報収集装置	・風向、風速、気圧、気温、湿度、雨量等が自動採取でき、最大、平均、瞬間など計測値が算出され、必要情報を大型表示盤等に出力できること					
	(1)	気象情報収集装置		3.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(2)	気象情報集約装置		1.0	式			
7		災害状況等自動案内装置	・本部ごとの案内ができること ・現在の案内番号を踏襲すること ・収容回線数：各本部30回線以上	3.0	式			
8		順次指令装置	・本部ごとの指令ができること 収容回線30回線以上	1.0	式			
9		メーラー斉指令装置	・本部ごとの指令ができること ・災害地点の地図(MAPFAN等)も送信できること	1.0	式			
10		NET119 (Ver. 2.0)	・スピーカ、着信表示灯、プリンタ含む ・鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部で当該本部の履歴が見れること	2.0	式			
11		映像通報システム		3.0	式			
12		FAX119通報受信装置	・現用予備	2.0	台			
13		音声合成装置	・二重化構成とすること	1.0	式			
14		出動車両運用管理装置						
	(1)	車両動態管理装置	・Ⅲ型	1.0	式			
	(2)	車両運用端末装置 (Ⅲ型)	・10インチ相当ディスプレイ ・左記数量は次の予備機7台を含む 津市消防本部 予備3台 ・鈴鹿市消防本部 予備3台 ・亀山市消防本部 予備1台	99.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	車両運用端末装置（I型）	・10インチ相当ディスプレイ ・車両動態、GPSによる車両現在位置送信、及び指令情報を受信表示できること	22.0	台			
	(4)	後部座席モニタ	・車両運用端末装置と同等サイズのモニター画面	1.0	台			
	(5)	車外設定端末装置（6動態設定）	・津市消防本部予備機3台を含む	126.0	台			
	(6)	無線LAN装置	・無線LAN用給電HUB含む	43.0	台			
15	システム監視装置		・システム障害検知時は同装置での異常表示のほか、指令センターに設置された天吊り式（障害表示板）検知した異常状況を表示盤に表示すること	1.0	式			
16	署所端末電源監視装置		・署所端末の無停電電源装置電源死活監視を行なう（25拠点） ・異常検出時は指令センター天吊り表示盤に表示すること。	1.0	式			
17	電源設備							
	(1)	無停電電源装置（指令センター）	・停電補償10分以上	1.0	式			
	(2)	無停電電源装置（各署所）	・停電補償10分以上	25.0	式			
	(3)	直流電源装置（指令センター）	・48V系	1.0	式			
	(4)	非常用発動発電機（指令センター）	・100KVA	1.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(5)	非常用発動発電機(各署所)	5.5kva 手動式	4.0	式			
	(6)	スコットトランス		1.0	式			
18		避雷装置						
	(1)	高速電源避雷器 (指令センター)		1.0	式			
	(2)	高速電源避雷器 (各署所)		24.0	式			
	(3)	高速回線避雷器 (指令センター)		1.0	式			
	(4)	高速回線避雷器 (署落とし設置署)		3.0	式			
19		統合型位置情報通知装置	・二重化構成とすること	1.0	式	—	—	指令制御装置に内蔵
20		情報共有装置	・消防内情報共有のための装置。車両運用情報、出動事案情報、出退勤情報などをWeb上で確認できること	1.0	式			
21		バックアップ拠点設備 (署落とし)	・津市消防本部 : 中消防署 ・鈴鹿市消防本部: 鈴鹿市消防本部4階情報指令室 ・亀山市消防本部: 亀山市消防署2階情報指令室					
	(1)	FAX電話機	・各拠点2台、コードレス電話機付き	6.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(2)	衛星携帯電話機	・次期衛星電話サービスワイドスターⅢ 相当品	5.0	台			
	(3)	携帯電話		5.0	台			
22		消防業務支援システム						
	(1)	消防業務支援サーバ	・各本部のサーバは指令センターに設置	3.0	式			
	(2)	支援連携サーバ		1.0	式			
	(3)	消防業務支援クライアント端末(デスクトップ)						
		ア PC本体+ディスプレイ		27.0	台			
		イ PC本体	・消防業務支援クライアント端末（デスクトップ）より、モニタ他の周辺機器相当額を抜いたもの	36.0	台			
		ウ 21インチモニタ		9.0	台			
		エ 27インチモニタ		15.0	台			
		オ KMスイッチ		15.0	台			
		カ KVMスイッチ		6.0	台			
	(4)	消防業務支援クライアント端末（ノートブック）		127.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 27インチモニタ		3.0	台			
	(5)	消防業務支援パッケージソフト						
		ア 津市消防本部		1.0	式	—	—	既存システム移行
		イ 鈴鹿市消防本部		1.0	式	—	—	既存システム移行
		ウ 亀山市消防本部		1.0	式			
	(6)	プリンタ	・ 1項(12)と同等	47.0	台			
	(7)	カラープリンタ	・ 1項(13)と同等	3.0	台			
	(8)	スキャナ	・ 1項(14)と同等 ・ 津市消防本部は指令センターと共用	2.0	台			
	(9)	査察用タブレット	・ 可搬プリンタ、スキャナ含む	30.0	台			
23		外国語対応（三者通話）	・ 通訳センターと三者通話が可能なこと （事業者とは発注者が契約）	1.0	式			
24		高所監視カメラ						
	(1)	高所監視カメラ	・ カメラ制御装置、指令台連携装置、高 所監視カメラデコーダ含む	1.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(2)	カメラ制御装置		1.0	式	—	—	(1) に含む
	(3)	指令台連携装置		1.0	式	—	—	(1) に含む
	(4)	監視カメラ制御卓	・ モニタ付き	1.0	台	—	—	(1) に含む
	(5)	高所監視映像モニタ装置	・ 31インチモニタ	2.0	台			
	(6)	高所監視カメラデコーダ・エンコーダ		28.0	台	—	—	(1) に含む
25	署所監視カメラ							
	(1)	署所監視カメラ		11.0	台			
	(2)	署所監視カメラ映像制御装置	・ 鈴鹿市中央消防署設置、映像表示モニタ付き	1.0	式			
26	指令センター運用管理装置							
	(1)	運用管理カメラ		2.0	台			
	(2)	運用管理カメラ映像制御装置		1.0	式			
	(3)	運用管理カメラ映像表示モニタ		1.0	式			
27	指揮隊端末							

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(1)	指揮隊サーバ		1.0	式			
	(2)	指揮隊端末	・可搬プリンタ含む	6.0	式			
28		配線架台		1.0	式			
29		消防庁舎内電話設備						
	(1)	消防本部用電話交換機		1.0	式			
	(2)	署所用電話交換機						
		ア 中消防署用電話交換機		1.0	式			
		イ 署所用電話交換機		11.0	式			
	(3)	多機能電話機						
		ア デジタル型多機能電話機	デジタル電話機、30釘以上	152.0	台			
		イ 共同指令センター直通電話機	IP電話機、30釘以上	14.0	台			
	(4)	DSSコンソール装置		24.0	台			
	(5)	PHS電話機	バッテリー、充電器付	119.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(6)	PHSアンテナ						
		ア 屋内用		63.0	台			
		イ 屋外用		17.0	台			
	(7)	衛星携帯電話機	・次期衛星電話サービスワイドスターⅢ 相当品	7.0	式			
	(8)	FAX送受信装置		17.0	台			
30		指令用放送設備	・対象は3本部					
	(1)	本部用アンプ						
		ア 津市消防本部		1.0	式			
		イ 鈴鹿市消防本部		1.0	式			
		ウ 亀山市消防本部		1.0	式			
	(2)	署所用アンプ						
		ア 240W		8.0	式			
		イ 120W		4.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ウ 60W		6.0	式			
	(3)	スピーカ(屋内用・屋外用・防水用)						
		ア 天井型		28.0	式			
		イ 壁掛形		6.0	式			
		ウ 屋外型		25.0	式			
		エ 防水型	・浴室等に設置	11.0	式			
	(4)	緊急地震速報(子機)	・Zテレビ見積	11.0	式			
31		セキュリティサーバ		1.0	式			
32		ADサーバ		1.0	式			
33		指令センター入退室セキュリティシステム	・指令センター入退室ドアのセキュリティ ・静脈認証、指紋認証、ICカード、ID ナンバー等の複数の認証方法を装備	1.0	式			
34		消防専用グループウェア	・クライアント数は左記	131.0	式			
35		消防専用ファイルサーバ	・レイド5構成 ホットスタンバイ構成、24TB以上	1.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
36		指令センターホームページ	・ 共同指令センターのHPを新たに開設し、指令システムと連携し、必要な情報をリアルタイム更新すること。	1.0	式			
37		ネットワーク装置	・ 津市13署所、鈴鹿市7署所、亀山市3署所					
	(1)	L3スイッチングハブ		27.0	式			
	(2)	L2スイッチングハブ		20.0	式			
	(3)	HUB		105.0	式			
	(4)	無線LAN用給電HUB		23.0	式			
38		地図ライセンス	・ 住宅地図は買い取り	1.0	式	—	—	地図等検索装置に含む
39		付属品及び予備品						
	(1)	指令台・指揮台操作者用椅子	・ ハイバック・肘掛け付	14.0	脚			
	(2)	無線統制台操作者用椅子	・ 上記に含む					
	(3)	OAテーブル	・ システム監視装置等の設置用	12.0	台			
	(4)	事務用椅子	・ システム監視装置等の操作者用	12.0	脚			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(5)	OAテーブル（又はOAラック）	・ 署所端末装置、指令情報出力装置設置用	24.0	台			
	(6)	モノクロプリンタ用トナー	・ プリンタ数×2本 ・ A4判・白黒用、約10,000枚/本					
		ア 指令装置用		2.0	本			
		イ 指令情報出力装置用		48.0	本			
		ウ NET119用		2.0	本			
		エ 消防支援情報用		94.0	本			
	(7)	カラープリンタ用トナー	・ カラープリンタ数×2本 ・ A3判・カラー用（シアン、マゼンダ、イエロー、クロ/式）					
		ア 指令装置用		2.0	本			
		イ 消防支援情報用		6.0	本			
	(8)	印刷用A3判普通紙	1,500枚/箱					
		ア 指令装置用		2.0	箱			
		イ 消防支援情報用		2.0	箱			
	(9)	印刷用A4判普通紙	2,500枚/箱					

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 指令装置用		2.0	箱			
		イ 指令情報出力装置用		48.0	箱			
		ウ NET119用		2.0	箱			
		エ 消防支援情報用		94.0	箱			
	(10)	長時間録音装置用バックアップ媒体	BD-RE(1枚あたり約3,000時間)	100.0	枚			
	(11)	ユーザデータバックアップ媒体	DVD-RW、10枚/箱	10.0	箱			
	(12)	工具セット		1.0	式			
	(13)	予備用電子部品類	ヒューズ等	1.0	式			
	(14)	静電防止マット	指令台5、指揮台1、無線統制台1 それぞれ×2	14.0	枚			
	(15)	ヘッドセット	指令台5、指揮台用	12.0	個			
	(16)	キーボード	指令台で使用するものと同等品	6.0	台			
	(17)	マウス	指令台で使用するものと同等品	6.0	台			
	(18)	パンフレット		6,000	部			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(19)	指令センター広報用DVD	一般向け	100.0	個			
			小学生向け	100.0	個			
	(20)	パーティション	亀山市消防本部に設置	13.0	台			
	(21)	書棚	亀山市消防本部に設置	4.0	台			
	(22)	既存データ移行用外部記憶装置	HDD 2TB、津市消防本部22台、鈴鹿市消防本部3台、亀山市消防本部1台	26.0	台			
	(23)	鈴鹿市消防本部・亀山市消防本部案内板等改修						
		ア 庁舎総合案内板	館名部のパネルのみ交換 既設の案内板と統一性のあるデザインとすること	1.0	箇所			
		イ フロア案内板	エレベーター内及びホール部分に設置 既設の案内板と統一性のデザインとすること	5.0	箇所			
		ウ 室名札	既設の室名札と統一性のあるデザインとすること	4.0	箇所			
	(24)	OAデスク						
		両袖机		12.0	台			
		事務イス		12.0	台			
		脇机		10.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		長机（会議用）		6.0	台			
		長机用椅子		12.0	台			
		ミーティングテーブル		4.0	台			
		作業チェアー		16.0	台			
		トリアージテーブル		3.0	台			
		ホワイトボードスクリーン		2.0	台			
		3段キャビネット		2.0	台			
		1人用ロッカー		2.0	台			
		文書棚		6.0	台			
		OAテーブル、ラック	・署落とし設備・署所端末・高所監視カメラ操作卓等を収容できる、必要数のもの ・合計W6800程度のもの	1.0	式			
(25)		関分署 OAラック						
		キャスター付きプリンタ台	・LPS-T100N相当	1.0	台			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		指令情報出力装置用ラック	・ラック上面に指令情報出力装置用プリンタを設置できること (出力装置用PCはラックより5m程度離れた署所端末用ラックに設置) ・3段程度の収納があること	1.0	台			
	(26)	亀山消防本部 展示物入れ替え	・劣化防止の他、ラミネート加工したもの	1.0	台			
	(27)	来庁者用スリッパ		50.0	足			
	(28)	来庁者用タイルカーペット		1.0	式			
	(29)	住宅地図		7.0	式			
	(30)	指令センター用クリーナ		1.0	台			
	(31)	ロッカー		4.0	台			
	(32)	シュレッダー		1.0	台			
	(33)	ホワイトボード		1.0	台			
	(34)	ラミネーター		1.0	台			
	(35)	テプラ		1.0	台			
	(36)	二酸化炭素消火器		2.0	本			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
41		消防救急デジタル無線設備						
	(1)	管理監視制御卓		1.0	式			
	(2)	無線回線制御装置	現用予備の二重化構成	1.0	式			
	(3)	遠隔制御装置		15.0	式			
	(4)	基地局無線装置（活動波）						
		ア 基地局無線装置						
		(ア)活動波 2波（現用予備）	・活動波 2波	3.0	式			
		(イ)活動波 3波（共通予備）	・活動波 3波	5.0	式			
		(ウ)活動波 4波（共通予備）	・活動波 4波	2.0	式			
		イ 空中線無線共用器						
		(ア)活動波 2波	・活動波 2波	3.0	式			
		(イ)活動波 3波	・活動波 3波	5.0	式			
		(ウ)活動波 4波	・活動波 4波	2.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ウ 送受信空中線						
		(ア)3素子八木型	・ 3素子八木型	12.0	基			
		(イ)反射素子付コーリニア型	・ カージオイド型	2.0	基			
		(ウ)反射素子付2段垂直ダイポール型	・ 反射素子付2段垂直ダイポール	6.0	基			
		(エ)スリーブ型	・ スリーブ型	6.0	基			
		エ 同軸避雷器		26.0	台			
		オ 直流電源装置	・ 久居消防署は指令系設備共用 ・ 大洞基地局は県共通波系共用	8.0	台			
		カ ネットワーク機器	・ DC-ACインバータ含む					
		(ア)無線回線接続装置		10.0	式			
		(イ)L3スイッチングハブ	・ 久居消防署、三重県庁、鈴鹿中央消防署、亀山消防署、北東分署は指令系設備共用	7.0	式			
		(ウ)L2スイッチングハブ	・ 久居消防署、三重県庁は指令系設備共用	4.0	式			
		(エ)カメラ用給電HUB		4.0	式			
		キ webカメラ						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		局舎内監視カメラ		9.0	式			
		基地局監視カメラ	・ポールは既設流用 ・警告用スピーカ含む	9.0	式			
		ク 遠隔映像制御装置	・指令センターに1式設置 ・各基地局webカメラ映像を1つのモニターで同時に表示できること	1.0	式			
	(5)	電源設備(基地局用)						
		ア 非常用発動発電機	5.0KVA以上					
		加太前進基地局 オーバーホール	型式：TLG-5000SST デンヨー製 内容：オイル等消耗品交換、ラジエーターホース、AVR, 充電器交換	1.0	式			
		イ 避雷設備						
		高速電源避雷器	・クラス1	8.0	式			
	(6)	空調設備						
		ア 津市消防本部	・津市：久居消防基地局局舎、現在の中消防署の3階機械室に各2台	3.0	式			
		イ 鈴鹿市消防本部	・鈴鹿市：消防本部の機械室、収納庫及び住吉基地局において現在1台を2台へ増設更新	3.0	式			
		ウ 亀山市消防本部	・亀山市：加太前進基地局において現在1台を2台に増設更新	1.0	式			
	(7)	既設消防救急デジタル無線共通波の接続						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 既設消防デジタル無線共通波の 接続	・0D接続とする	1.0	式			
		イ T T C 共通インタフェース	・将来用としてインタフェースを準備し ておくこと	1.0	式	—	—	無線回線制御装置 に内蔵
(8)		移動局無線装置						
		ア 卓上型受令機		27.0	式			
		イ 受信用空中線（署所用スリー ブ）		78.0	式			
		ウ 可搬型移動局無線装置	・可搬型・複信 送受話器・補助アンテ ナ・予備バッテリー等含む					
		可搬型無線機		16.0	式			
		可搬型ポール	・三脚式の可搬型ポール、専用ケース付	1.0	式			
		可搬用アンテナ	・スリーブ型、カバー付	1.0	本			
		バッテリー	・バッテリーパック（2個1式）若しくは 大容量パック（1個）	16.0	個			
		エ 卓上型移動局無線装置		7.0	式			
		オ 車載型移動局無線装置	・複信 送受話器等含む	119.0	式			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		車両の対空表示等の変更		49.0	式			
		カ 携帯型移動局無線装置	・送受話器、充電器、予備バッテリー、 ケース等を含む					
		携帯型無線機本体		155.0	台			
		アンテナ		155.0	本	—	—	本体に含む
		充電器		155.0	台	—	—	本体に含む
		バッテリーパック		310.0	個	—	—	本体に含む
		防水型スピーカマイク	クリップ付き	155.0	個			
		ベルト装着マウント		155.0	式			
		肩掛けベルト		155.0	個			
		収容ケース		155.0	個			
42		署活動用無線装置（アナログ移動局）						
		ア 無線機本体		237.0	台			
		イ リチウムイオン電池	・製造年月日のわかる銘版付	474.0	個	—	—	本体に含む

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ウ ショートアンテナ	・ 80mm以内	237.0	本	—	—	本体に含む
		エ 卓上急速充電器	・ ACアダプタ付属	237.0	台	—	—	本体に含む
		オ 防水型スピーカマイク	・ 金属製クリップ付	237.0	個			
		カ 肩掛けベルト		237.0	個			
		キ 金属製ベルトクリップ	・ MB-97相当品	237.0	個			
43	防災相互通信用移動局無線装置							
		ア 携帯型無線機本体	・ 150MHz帯	17.0	台			
		イ アンテナ		17.0	本	—	—	本体に含む
		ウ 充電器	・ ACアダプタ付属	17.0	台	—	—	本体に含む
		エ バッテリーパック		34.0	個	—	—	本体に含む
		オ 防水型スピーカマイク	・ クリップ付	17.0	個			
		カ ベルト装着マウント		17.0	個			
		キ 金属製ベルトクリップ	・ MB-97相当品	17.0	個			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ク 肩掛けベルト		17.0	個			
		ケ 収容ケース		17.0	個			
44		消防団用事務連絡用無線機（登録局）	・ 鈴鹿市消防本部 消防団員 連絡調整用					
	(1)	簡易デジタル半固定無線機						
		ア 簡易デジタル半固定無線機		31.0	式			
		イ DC電源ケーブル		31.0	式	—	—	本体に含む
		ウ 予備ヒューズ		31.0	式			
		エ ハンドマイク		31.0	式			
		オ マイクハンガー		31.0	個	—	—	ハンドマイクに含む
		カ 卓上電源装置		31.0	台			
		キ アンテナ	・ 車庫設置	31.0	本			
	(2)	簡易デジタル車載無線機						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 車載無線機		26.0	台			
		イ DC電源ケーブル		26.0	式	—	—	本体に含む
		ウ 予備ヒューズ		26.0	式			
		エ ハンドマイク		26.0	個			
		オ マイクハンガー		26.0	個	—	—	ハンドマイクに含む
		カ 車載アンテナ		26.0	本			
	(3)	簡易デジタル携帯無線機	・送受話器、充電器、ケース、予備バッテリー2個含む					
		ア 携帯無線機		169.0	個			
		イ バッテリーパック		338.0	個	—	—	本体に含む
		ウ アンテナ		169.0	本	—	—	本体に含む
		エ ハンドストラップ		169.0	式			
		オ 防水型スピーカマイク	・クリップ付	10.0	個			

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		カ 充電器		169.0	台	—	—	本体に含む
		キ ACアダプタ		169.0	個	—	—	本体に含む
		ク ベルトクリップ		169.0	式			
44	付属品							
	(1)	消防救急デジタル無線（卓上型移動局無線装置）予備アンテナ		10.0	本			
	(2)	消防救急デジタル無線（可搬型移動局無線装置）予備アンテナ		10.0	本			
	(3)	消防救急デジタル無線（携帯型移動局無線装置）						
		ア 予備アンテナ		10.0	本			
		イ 予備ハンドマイク		10.0	式			
	(4)	署活動用無線						
		ア 予備アンテナ		10.0	本			
		イ 予備ハンドマイク		10.0	式			
	(5)	防災相互通信用移動局無線装置						

明細書 1								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 予備アンテナ		3.0	本			
		イ 予備ハンドマイク		3.0	式			
(6)		モノクロプリンタ用トナー	プリンタ数×1本 A4判・白黒用、約10,000枚/本	1.0	本			
(7)		印刷用A3判普通紙	プリンタ数×2箱 1,500枚/箱	2.0	箱			
(8)		印刷用A4判普通紙	プリンタ数×2箱 2,500枚/箱	2.0	箱			
(9)		必要な工具・試験器具	特殊工具等	1.0	式			
(10)		必要な接栓・接続ケーブル等	装備用に必要なもの	1.0	式			
(11)		接続用コネクタ付ケーブル（10m） 片端は携帯型無線装置本体に接続し、もう片端はBNC-J型とする	通信補助設備接続用	10.0	本			
(12)		予備用電子部品類	ヒューズ等	1.0	式			
(13)		サーバラック（無線機保管用）	亀山市消防本部に設置	3.0	台			
(14)		二酸化炭素消火器（5型）	ボックス、スタンド付き	2.0	台			
機器費合計								

明細書 2								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(1)	EM-UTP0.5-4P(cat5e)		777.0	m			
	(2)	EM-10D-FB		2151.0	m			
	(3)	CVVS-1.25-20C		80.0	m			
	(4)	FCPEV-0.65-15P		80.0	m			
	(5)	SM-2C		80.0	m			
	(6)	EM-AE0.9-2P		738.0	m			
	(7)	電話用 電子ボタン電話用ケーブル (ツイストケーブル) 導体径0.4mm 2P		39.0	m			
	(8)	FCPEV0.65-100P		72.0	m			
	(9)	突針(避雷針用) JIS 中型 クロームめっき		2.0	本			
	(10)	避雷導線 鬼より線 40mm ² 13/2.0		4.0	m			
	(11)	避雷針支持管取付金物 鋼管用 側壁露出型 径48.6		2.0	本			
	(12)	避雷針支持管(STK)国土交通 径48.6 L4m		2.0	本			
	(13)	避雷接続端子 銅帯用 T型		2.0	個			

明細書 2								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(14)	直流交流分電盤 (8分岐) BNC685F 60A 20A×8		1.0	面			
	(15)	Zポール 共聴用 ZA-6.0 埋込式		2.0	本			
		材料費合計						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1		指令台						
	(1)	指令台						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		ア 制御処理装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		イ 自動出動ディスプレイ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
		イ 地図用ディスプレイ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(4)	支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
	(5)	多目的情報表示装置						
		ア 多目的情報表示装置						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
		イ 多目的情報ディスプレイ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	4.0	台			
			調整	4.0	台			
(6)		手書き入力装置		10.0	台	—	—	(5) に含む
(7)		通信操作端末		10.0	台	—	—	(1) に含む
(8)		長時間録音装置						
			据付	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	台			
	(9)	非常用指令設備						
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(10)	指令制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(11)	携帯電話・I P 電話受信転送装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(12)	プリンタ						
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(13)	カラープリンタ						
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(14)	スキャナ						
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(15)	署所端末装置						
			据付	24.0	式			
			調整	24.0	式			
	(16)	無線バックアップ用受令装置						
			据付	24.0	式			
			調整	24.0	式			
	(17)	駆込通報装置						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	7.0	台			
(18)		着信表示灯						
		1台目	据付	1.0	台			
		2台目以降	据付	9.0	台			
(19)		指令音声用屋外赤色灯						
		1台目	据付	1.0	台			
		2台目以降	据付	2.0	台			
(20)		データメンテナンス装置						
			据付	3.0	台			
			調整	3.0	台			
(21)		拡張台		3.0	台	—	—	(1) に含む
(22)		非常用補助受付装置						
		1台目	据付	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	据付	15.0	台			
2	指揮台							
	(1)	指揮台						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		自動出動ディスプレイ						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		イ 地図用ディスプレイ						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
(4)		支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
(5)		多目的情報表示装置						
		ア 多目的情報表示装置						
		2台目以降	据付	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	台			
		イ 多目的情報ディスプレイ						
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(6)	手書き入力装置	据付	2.0	台	—	—	(5) に含む
	(7)	通信操作端末	据付	2.0	台	—	—	(1) に含む
	(8)	着信表示灯						
		2台目以降	据付	2.0	台			
	(9)	拡張台	据付	1.0	台	—	—	(1) に含む
	(10)	非常用補助受付装置						
		2台目以降	据付	2.0	台			
3		表示盤						
	(1)	車両運用表示盤						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	面			
			調整	1.0	面			
	(2)	支援情報表示盤						
		2台目以降	据付	1.0	面			
			調整	1.0	面			
	(3)	多目的情報表示盤						
		2台目以降	据付	1.0	面			
			調整	1.0	面			
	(4)	指令センター天吊り式表示盤						
		1台目 47型以上	据付	1.0	面			
			調整	1.0	面			
		2台目以降	据付	1.0	面			
			調整	1.0	面			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(5)	指令センター映像制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(6)	署所出動車両表示盤						
		ア 署所出動車両表示盤映像制御装置						
		1台目	据付	27.0	式			
			調整	27.0	式			
		2台目以降	据付	2.0	式			
			調整	2.0	式			
		イ 署所出動車両表示盤表示装置						
		1台目	据付	25.0	面			
			調整	25.0	面			
		2台目以降	据付	4.0	面			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	4.0	面			
	(7)	本部表示盤						
		ア 電子黒板	据付	5.0	面			
			調整	5.0	面			
		イ 80インチモニタ	据付	2.0	面			
			調整	2.0	面			
	(8)	本部表示盤用映像制御装置						
		1台目	据付	5.0	式			
			調整	5.0	式			
		2台目以降	据付	2.0	式			
			調整	2.0	式			
4		無線統制台						
			据付	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	式			
5	指令電送装置							
	(1)	指令情報送信装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	指令情報出力装置						
		表示端末装置	据付	24.0	式			
			調整	24.0	式			
		プリンタ	据付	24.0	式			
			調整	24.0	式			
6	気象情報収集装置							
	(1)	気象情報収集装置						
			据付	3.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	3.0	式			
	(2)	気象情報集約装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
7		災害状況等自動案内装置						
			据付	3.0	式			
			調整	3.0	式			
8		順次指令装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
9		メール一斉指令装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
10	NET119 (Ver. 2.0)							
		表示端末装置						
		1台目	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		2台目以降	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		プリンタ	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		スピーカ						
		1台目	据付	1.0	式			
		2台目以降	据付	1.0	式			
		パトライト						
		1台目	据付	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	据付	1.0	式			
11	映像通報システム							
		1台目	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		2台目以降	据付	2.0	式			
			調整	2.0	式			
12	FAX119通報受信装置							
		電話機						
		1台目	据付	1.0	台			
		2台目以降	据付	1.0	台			
		プリンタ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
13	音声合成装置							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
14	出動車両運用管理装置							
	(1)	車両動態管理装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	車両運用端末装置（Ⅲ型）	・ 予備品3台除く					
			据付	96.0	台			
			調整	96.0	台			
	(3)	車両運用端末装置（Ⅰ型）						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	22.0	台			
			調整	22.0	台			
	(4)	後部座席モニタ						
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(5)	車外設定端末装置（6動態設定）	・ 予備品3台除く					
		1台目	据付	84.0	台			
		2台目以降	据付	39.0	台			
	(6)	無線LAN装置	・ 予備品2台除く					
		1台目	据付	24.0	台			
			調整	24.0	台			
		2台目以降	据付	17.0	台			
			調整	17.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
15	システム監視装置							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
16	署所端末電源監視装置							
		対向数	据付	25.0	箇所			
			調整	25.0	箇所			
17	電源設備							
	(1)	無停電電源装置 (指令センター用)						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	無停電電源装置 (各署所用)						
			据付	25.0	式			
			調整	25.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	直流電源装置（指令センター用）						
		48V系	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(4)	非常用発動発電機（指令センター用）	据付	1.0	式			
		FRP基礎		8.0	基	—	—	（4）に含む
		FRP基礎オプション品		8.0	式	—	—	（4）に含む
		H鋼材架台 一部エクスパンドメタル含む		1.0	式	—	—	（4）に含む
		ラフタークレーン 25t		3.0	日	—	—	（4）に含む
		発電機油庫への電気通信工事		1.0	式	—	—	（4）に含む
	(5)	非常用発動発電機（各署所用）						
		5kVA以下	据付	4.0	式			
			調整	4.0	式			
	(6)	スコットトランス	据付	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
18	避雷装置							
	(1)	高速電源避雷器（指令センター）	据付	1.0	式			
	(2)	高速電源避雷器（各署所）	据付	24.0	式			
	(3)	高速回線避雷器（指令センター）	据付	1.0	式			
	(4)	高速回線避雷器（署落とし設置署）	据付	3.0	式			
19	統合型位置情報通知装置							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
20	情報共有装置							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
21	バックアップ拠点設備（署落とし）							
	(1)	FAX電話機						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		電話機						
		1台目	据付	3.0	台			
		2台目以降	据付	3.0	台			
		プリンタ						
		1台目	据付	3.0	台			
			調整	3.0	台			
		2台目以降	据付	3.0	台			
			調整	3.0	台			
22	消防業務支援システム							
	(1)	消防業務支援サーバ						
			据付	3.0	式			
			調整	3.0	式			
	(2)	支援連携サーバ						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
(3)		消防業務支援クライアント端末（デスクトップ）						
	1台目		据付	28.0	式			
			調整	28.0	式			
	2台目以降		据付	35.0	式			
			調整	35.0	式			
(4)		消防業務支援クライアント端末（ノートブック）						
	1台目		据付	42.0	台			
			調整	42.0	台			
	2台目以降		据付	85.0	台			
			調整	85.0	台			
(5)	プリンタ		・ 予備品2台除く					

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	据付	40.0	台			
			調整	40.0	台			
		2台目以降	据付	5.0	台			
			調整	5.0	台			
	(7)	カラープリンタ						
			据付	3.0	台			
			調整	3.0	台			
	(8)	スキャナ						
			据付	2.0	台			
			調整	2.0	台			
23	高所監視カメラ							
	(1)	高所監視カメラ						
		ア カメラ装置						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		イ カメラ装置用機側装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		ウ 監視制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	指令台連携装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(3)	監視カメラ制御卓						
			据付	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	式			
	(4)	高所監視映像モニタ装置						
			据付	2.0	台			
			調整	2.0	台			
	(5)	高所監視カメラデコーダ・エンコーダ						
			据付	28.0	式			
			調整	28.0	式			
24	監視カメラ							
	(1)	署所監視カメラ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	10.0	台			
			調整	10.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(2)	署所監視カメラ映像制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
25		指令センター運用管理装置						
	(1)	運用管理カメラ						
		1台目	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		2台目以降	据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(2)	運用管理カメラ映像制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(3)	運用管理カメラ映像表示モニタ						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
26	指揮隊端末							
	(1)	指揮隊サーバ						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
27	消防庁舎内電話設備							
	(1)	電話交換機						
		ア 本部用電話交換機						
		本体キャビネット	据付	1.0	式			
		内線実装数:20回線×7	調整	7.0	式			
		イ 中消防署用電話交換機						
		本体キャビネット	据付	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		内線実装数:20回線×3	調整	3.0	式			
		ウ 署所用電話交換機						
		本体キャビネット	据付	11.0	式			
		内線実装数:20回線	調整	11.0	式			
	(2)	デジタル型多機能電話機	・予備品8台除く					
		1台目	据付	64.0	台			
		2台目以降	据付	80.0	台			
	(3)	共同指令センター直通電話機	据付	14.0	台			
	(4)	PHS電話機	・予備品8台除く					
		1台目	据付	30.0	台			
		2台目以降	据付	81.0	台			
	(5)	PHSアンテナ						
		ア 屋内用	・予備品2台除く					

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	据付	51.0	台			
			調整	51.0	台			
		2台目以降	据付	10.0	台			
			調整	10.0	台			
		イ 屋外用						
		1台目	据付	15.0	台			
			調整	15.0	台			
		2台目以降	据付	2.0	台			
			調整	2.0	台			
	(6)	FAX送受信装置						
		電話機	据付	17.0	台			
		プリンタ	据付	17.0	台			
			調整	17.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
28		消防庁舎内放送設備						
	(1)	本部用アンプ						
			据付	3.0	式			
			調整	3.0	式			
	(2)	署所用アンプ						
			据付	18.0	式			
			調整	18.0	式			
	(3)	スピーカ						
		ア 天井型						
		1式目	据付	24.0	式			
		2式目以降	据付	4.0	式			
		イ 壁掛形	据付	6.0	式			
		ウ 屋外型						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1式目	据付	13.0	式			
		2式目以降	据付	12.0	式			
		エ 防水型	据付	11.0	式			
	(4)	緊急地震速報子機						
		1式目	据付	3.0	式			
		2式目以降	据付	8.0	式			
29	セキュリティサーバ							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
30	ADサーバ							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
31	指令センター入退室セキュリティシステム							

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
32	消防専用ファイルサーバ							
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
33	ネットワーク装置							
	(1)	L3スイッチ	・予備品1台を除く					
		LANスイッチ (L2SW・L3SW) ボックス型 1台目	据付	25.0	式			
			調整	25.0	式			
		2台目以降	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	L2スイッチ	・予備品1台を除く					
		LANスイッチ (L2SW・L3SW) ボックス型 1台目	据付	9.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	9.0	式			
		2台目以降	据付	10.0	式			
			調整	10.0	式			
	(3)	HUB						
		1台目	据付	47.0	式			
			調整	47.0	式			
		2台目以降	据付	58.0	式			
			調整	58.0	式			
	(4)	無線LAN用給電HUB						
			据付	23.0	式			
			調整	23.0	式			
34		消防救急デジタル無線設備						
	(1)	管理監視制御卓						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(2)	無線回線制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(3)	遠隔制御装置						
		1台目	据付	4.0	式			
			調整	4.0	式			
		2台目以降	据付	11.0	式			
			調整	11.0	式			
	(4)	基地局無線装置（活動波）						
		ア 基地局無線装置（共通予備）						
			据付	10.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2波調整	調整	3.0	式			
		3波調整	調整	5.0	式			
		4波調整	調整	2.0	式			
		イ 空中線無線共用器		10.0	式	—	—	アに含む
		ウ 送受信用空中線						
		(ア) 3素子八木型						
		八木、ブラウン、スリーブ 1基目	据付	4.0	基			
			調整	4.0	基			
		2基目以降	据付	8.0	基			
			調整	8.0	基			
		(イ) 反射素子付コーリニア型						
		3段コーリニア 1基目	据付	1.0	基			
			調整	1.0	基			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2基目以降	据付	1.0	基			
			調整	1.0	基			
		(ウ) 反射素子付2段垂直ダイポール型						
		3段コーリニア 1基目	据付	2.0	基			
			調整	2.0	基			
		2基目以降	据付	4.0	基			
			調整	4.0	基			
		(エ) スリーブ型						
		八木、ブラウン、スリーブ 1基目	据付	3.0	基			
			調整	3.0	基			
		2基目以降	据付	3.0	基			
			調整	3.0	基			
		エ 同軸避雷器						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	据付	10.0	個			
		2台目以降	据付	16.0	個			
		オ 直流電源装置（インバータ含む）						
			据付	8.0	台			
			調整	8.0	台			
		カ ネットワーク機器						
		（ア）無線回線接続装置	据付	10.0	式			
			調整	10.0	式			
		（イ）L3スイッチングハブ						
		LANスイッチ（L2SW・L3SW）ボックス型 1台目	据付	6.0	式			
			調整	6.0	式			
		2台目以降	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		(ウ) L2スイッチングハブ						
		LANスイッチ (L2SW・L3SW) ボックス型 1台目	据付	3.0	式			
			調整	3.0	式			
		2台目以降	据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		(エ) カメラ用給電HUB						
			据付	4.0	式			
			調整	4.0	式			
		キ webカメラ						
		(ア) 局舎内監視カメラ						
		1台目	据付	5.0	式			
			調整	5.0	式			
		2台目以降	据付	4.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	4.0	式			
		(イ) 基地局監視カメラ						
		1台目	据付	6.0	式			
			調整	6.0	式			
		2台目以降	据付	3.0	式			
			調整	3.0	式			
		ク 遠隔映像制御装置						
			据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(5)	高速電源避雷器	据付	8.0	式			
	(6)	空調設備						
		ア 津市消防本部	据付・調整 撤去費含む	3.0	式			
		イ 鈴鹿市消防本部	据付・調整 撤去費含む	3.0	式			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ウ 亀山市消防本部	据付・調整 撤去費含む	1.0	式			
	(7)	移動局無線装置						
		ア 卓上型受令機						
		1式目	据付	17.0	式			
			調整	17.0	式			
		2式目以降	据付	10.0	式			
			調整	10.0	式			
		イ 受信用空中線（署所用スリーブ）						
		1基目	据付	23.0	式			
			調整	23.0	式			
		2基目以降	据付	55.0	式			
			調整	55.0	式			
		ウ 可搬型移動局無線装置						

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			据付	16.0	式			
			調整	16.0	式			
		エ 卓上型移動局無線装置						
			据付	7.0	式			
			調整	7.0	式			
		オ 車載型移動局無線装置						
			据付	119.0	式			
			調整	119.0	式			
		アンテナ						
		1基目	据付	119.0	基			
			調整	119.0	基			
		2基目以降	据付	119.0	基			
			調整	119.0	基			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
35		消防団用無線機						
	(1)	簡易デジタル半固定無線機						
		ア 簡易デジタル半固定無線機						
			据付	31.0	式			
			調整	31.0	式			
		イ アンテナ						
		1基目	据付	30.0	本			
			調整	30.0	本			
		2基目以降	据付	1.0	本			
			調整	1.0	本			
	(2)	簡易デジタル車載無線機						
		ア 車載無線機						
			据付	26.0	台			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	26.0	台			
		イ 車載アンテナ						
			据付	26.0	本			
			調整	26.0	本			
36	配線・配管							
		EM-UTP0.5-4P	管内配線 10mm以下	66.0	m			
		EM-UTP0.5-4P	ラック配線 10mm以下	408.0	m			
		EM-UTP0.5-4P	トラフ・ころがし配線 10mm以下	297.0	m			
		EM-UTP0.5-4P	露出配線 10mm以下	6.0	m			
		EM-10D-FB	管内配線 20mm以下	792.0	m			
		EM-10D-FB	ラック配線 20mm以下	269.0	m			
		EM-10D-FB	トラフ・ころがし配線 20mm以下	1062.0	m			
		EM-10D-FB	架空配線 仕上外径15mm以下	4.0	m			

明細書 3								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		CVVS-1. 25-20C	管内配線 20mm以下	70. 0	m			
		CVVS-1. 25-20C	トラフ・ころがし配線 20mm以下	10. 0	m			
		FCPEV-0. 65-15P	管内配線 10mm以下	70. 0	m			
		FCPEV-0. 65-15P	トラフ・ころがし配線 10mm以下	10. 0	m			
		SM-2C	光ケーブル 屋内・屋外管内配線 11mm以下	70. 0	m			
		SM-2C	光ケーブル ころがし配線仕上外径 11mm以下 サドル留めなし	10. 0	m			
		EM-AE0. 9-2P	管内配線 10mm以下	92. 0	m			
		EM-AE0. 9-2P	トラフ・ころがし配線 10mm以下	646. 0	m			
		電話用 電子ボタン電話用ケーブル (ツイストケーブル)	トラフ・ころがし配線 10mm以下	39. 0	m			
		FCPEV0. 65-100P	トラフ・ころがし配線 20mm以下	72. 0	m			
		突針設置		2. 0	基			
		避雷導線敷設		4. 0	m			
		労務費合計						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		移設費						
1		【現指令センター→新指令センター】						
	(1)	三重県防災無線装置架						
		衛星系						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		衛星系端局装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	架			
			調整	1.0	架			
		有線系						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		有線系端局装置						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			撤去（再利用）・据付	1.0	架			
			調整	1.0	架			
(2)		市防災行政無線 遠隔制御装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
(3)		気象情報配信システム						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
(4)		J-ALERT装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
(5)		トンネル警報装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	式			
	(6)	県共通波装置架						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(7)	県共通波遠隔制御器						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
	(8)	地震計						
			撤去（再利用）・据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(9)	津市情報系端末						
		ア ノートブック						
		1台目	撤去（再利用）・据付	1.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	台			
		2台目以降	撤去（再利用）・据付	19.0	台			
			調整	19.0	台			
		イ プリンタ	撤去（再利用）・据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		ウ スキャナ	撤去（再利用）・据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(10)	津市情報系NW装置						
		LANスイッチ（L2SW・L3SW）ボックス型	撤去（再利用）・据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
	(11)	県防災無線用端子盤	撤去（再利用）・据付	1.0	盤			
	(12)	県防災無線用分電盤	撤去（再利用）・据付	1.0	盤			
2		【災害対策室→情報指令室】						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		仮眠室緊急呼出盤						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
3	機械室【（室内移動）】							
		事案データ確認サーバ						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
4	【旧指令室（室内移動）】							
		事案データ確認端末						
			撤去（再利用）・据付	1.0	台			
			調整	1.0	台			
		鈴鹿市グループウェア端末						
			撤去（再利用）・据付	1.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	台			
5	【2階情報指令室（室内移動）】							
		三重県防災通信ネットワーク 衛星系端局装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	架			
			調整	1.0	架			
		三重県防災通信ネットワーク 有線系端局装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	架			
			調整	1.0	架			
		市防災行政無線 遠隔制御装置						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			
			調整	1.0	式			
		住民基本台帳ネットワークシステム 関係機器						
			撤去（再利用）・据付	1.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			調整	1.0	式			
		撤去費						
1		指令装置						
	(1)	指令台						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		ア 制御処理装置	撤去（不使用）	3.0	式			
		イ 自動出動ディスプレイ						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
		イ 地図用ディスプレイ						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
	(4)	支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
	(5)	多目的情報表示装置						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ア 多目的情報表示装置						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	5.0	台			
		イ 多目的情報ディスプレイ						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(6)	手書き入力装置	撤去（不使用）	4.0	台	—	—	(5) に含む
	(7)	通信操作端末	撤去（不使用）	8.0	台	—	—	(1) に含む
	(8)	長時間録音装置	撤去（不使用）	3.0	台			
	(9)	非常用指令設備	撤去（不使用）	2.0	台			
	(10)	指令制御装置	撤去（不使用）	3.0	式			
	(11)	携帯電話・I P 電話受信転送装置	撤去（不使用）	3.0	式			
	(12)	プリンタ						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	撤去（不使用）	2.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	台			
(13)		カラープリンタ	撤去（不使用）	3.0	台			
(14)		スキャナ	撤去（不使用）	2.0	台			
(15)		署所端末	撤去（不使用）	24.0	式			
(16)		無線バックアップ用受令機	撤去（不使用）	23.0	式			
(17)		駆込通報装置	撤去（不使用）	9.0	台			
(18)		着信表示灯						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	3.0	台			
(19)		指令音声用屋外赤色灯						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(20)	データメンテナンス装置	撤去（不使用）	3.0	台			
	(21)	拡張台	撤去（不使用）	9.0	台	—	—	（1）に含む
	(22)	非常用補助受付装置						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	19.0	台			
2	指揮台							
	(1)	指揮台						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(2)	自動出動指定装置						
		自動出動ディスプレイ						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(3)	地図等検索装置						
		ア 地図等検索装置						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
		イ 地図用ディスプレイ						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(4)	支援情報表示装置						
		ア 支援情報表示装置						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
		イ 支援情報ディスプレイ						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(5)	多目的情報表示装置						
		ア 多目的情報表示装置						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
		イ 多目的情報ディスプレイ						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(6)	手書き入力装置	撤去（不使用）	1.0	台	—	—	（5）に含む
	(7)	通信操作端末	撤去（不使用）	2.0	台	—	—	（1）に含む
	(8)	着信表示灯						
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	台			
	(9)	拡張台	撤去（不使用）	2.0	台	—	—	（1）に含む
	(10)	非常用補助受付装置						
		2台目以降	撤去（不使用）	3.0	台			
3	表示盤							
	(1)	車両運用表示盤						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	面			
	(2)	支援情報表示盤						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	面			
		2台目以降	撤去（不使用）	2.0	面			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	多目的情報表示盤						
		2台目以降	撤去（不使用）	3.0	面			
	(4)	天吊式表示盤						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	面			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	面			
	(5)	映像制御装置	撤去（不使用）	3.0	式			
	(6)	署所出動車両表示盤						
		1台目	撤去（不使用）	16.0	面			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	面			
	(7)	署所出動車両表示盤用映像制御装置						
		1台目	撤去（不使用）	15.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
4		無線統制台	撤去（不使用）	3.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
5		指令電送装置						
	(1)	指令情報送信装置						
		1台目	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	指令情報出力装置						
		表示端末装置	撤去（不使用）	24.0	式			
		プリンタ	撤去（不使用）	24.0	式			
6		気象情報収集装置						
	(1)	気象情報収集装置	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	気象情報集約装置	撤去（不使用）	3.0	式			
7		災害状況等自動案内装置	撤去（不使用）	3.0	式			
8		順次指令装置	撤去（不使用）	3.0	式			
9		メール一斉指令装置	撤去（不使用）	2.0	式			
10		NET119（Ver.2.0）						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		表示端末装置						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
		プリンタ						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
		スピーカ						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
		パトライト						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
11		映像通報装置						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		表示端末装置	撤去（不使用）	2.0	式			
12	FAX119通報受信装置							
		受信端末装置（PC）	撤去（不使用）	2.0	式			
		電話機						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
		プリンタ						
		1台目	撤去（不使用）	2.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
13	音声合成装置			3.0	式			
14	出動車両運用管理装置							
	(1)	車両動態管理装置	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	車両運用端末装置（Ⅲ型）	撤去（不使用）	91.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	車両運用端末装置（Ⅱ型）	撤去（不使用）	9.0	台			
	(4)	車両運用端末装置（Ⅰ型）	撤去（不使用）	18.0	台			
	(5)	後部座席モニタ	撤去（不使用）	1.0	台			
	(6)	車外設定端末装置						
		1台目	撤去（不使用）	83.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	38.0	台			
	(7)	無線LAN装置						
		1台目	撤去（不使用）	24.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	17.0	台			
15		システム監視装置		3.0	式			
16		署所端末電源監視装置						
		親機	撤去（不使用）	1.0	式			
		対向数	撤去（不使用）	26.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
17	電源設備							
	(1)	無停電電源装置（指令センター用）	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	無停電電源装置（各署所用）	撤去（不使用）	24.0	式			
	(3)	直流電源装置（48V系）	撤去（不使用）	3.0	式			
	(4)	非常用発電機（指令センター用）						
		50kVA以下	撤去（不使用）	1.0	式			
	(5)	非常用発電機（各署所用）						
		5kVA以下	撤去（不使用）	4.0	式			
18	避雷装置							
	(1)	高速電源避雷器（指令センター）	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	高速電源避雷器（各署所）	撤去（不使用）	20.0	式			
	(3)	高速回線避雷器（指令センター）	撤去（不使用）	2.0	式			
	(4)	高速回線避雷器（署落とし設置署）	撤去（不使用）	1.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
19		統合型位置情報通知装置	撤去（不使用）	3.0	式			
20		情報共有装置	撤去（不使用）	3.0	式			
21		バックアップ拠点設備（署落とし）						
	(1)	FAX電話機						
		電話機						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	台			
		プリンタ						
		1台目	撤去（不使用）	1.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	台			
22		消防業務支援システム						
	(1)	サーバ装置	撤去（不使用）	2.0	式			
	(2)	支援連携サーバ	撤去（不使用）	1.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	クライアント端末（デスクトップ）						
		1台目	撤去（不使用）	26.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	32.0	式			
	(4)	クライアント端末（ノート型）						
		1台目	撤去（不使用）	26.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	53.0	台			
	(5)	プリンタ						
		1台目	撤去（不使用）	24.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	6.0	台			
	(6)	カラープリンタ						
		1台目	撤去（不使用）	10.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	1.0	台			
	(7)	スキャナ		1.0	台			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(8)	複合機						
		電話機	撤去（不使用）	16.0	台			
		プリンタ	撤去（不使用）	16.0	台			
23	高所監視カメラ							
	(1)	高所監視カメラ						
		ア カメラ装置	撤去（不使用）	2.0	式			
		イ カメラ装置用機側装置	撤去（不使用）	2.0	式			
		ウ 監視制御装置	撤去（不使用）	2.0	式			
	(2)	指令台連携装置	撤去（不使用）	2.0	式			
	(3)	制御操作卓	撤去（不使用）	3.0	式			
	(4)	高所監視映像モニタ装置	撤去（不使用）	2.0	台			
	(5)	高所監視カメラデコーダ						
		1台目	撤去（不使用）	16.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	撤去（不使用）	13.0	式			
	(6)	簡易多重無線制御機器	撤去（不使用）	2.0	式			
	(7)	簡易多重無線用空中線	撤去（不使用）	2.0	式			
24	監視カメラ							
	(1)	署所監視カメラ						
		1台目		1.0	台			
		2台目以降		10.0	台			
	(2)	署所監視カメラ映像制御装置		1.0	式			
25	消防庁舎内電話設備							
	(1)	電話交換機						
		ア 本部用電話交換機						
		本体キャビネット 内線実装数:20回線	撤去（不使用）	1.0	式			
		イ 署所用用電話交換機						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		本体キャビネット 内線実装数:8回線	撤去 (不使用)	11.0	式			
	(2)	多機能電話機						
		1台目	撤去 (不使用)	57.0	台			
		2台目以降	撤去 (不使用)	79.0	台			
	(2)	単体電話機	撤去 (不使用)	5.0	台			
	(3)	PHS電話機						
		1台目	撤去 (不使用)	29.0	台			
		2台目以降	撤去 (不使用)	66.0	台			
	(4)	PHSアンテナ						
		ア 屋内用						
		1台目	撤去 (不使用)	46.0	台			
		2台目以降	撤去 (不使用)	16.0	台			
		イ 屋外用						

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		1台目	撤去（不使用）	14.0	台			
		2台目以降	撤去（不使用）	3.0	台			
26	消防庁舎内放送設備							
	(1)	アンプ	撤去（不使用）	21.0	式			
	(2)	スピーカ（屋内用）						
		ア 天井型						
		1個目	撤去（不使用）	15.0	式			
		2個目以降	撤去（不使用）	6.0	式			
		イ 壁掛け型						
		1個目	撤去（不使用）	4.0	式			
		2個目以降	撤去（不使用）	1.0	式			
		ウ 屋外型						
		1個目	撤去（不使用）	4.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2個目以降	撤去（不使用）	4.0	式			
27		指令センター入退室セキュリティシステム	撤去（不使用）	1.0	式			
28		消防専用ファイルサーバ	撤去（不使用）	1.0	式			
29		ネットワーク装置						
	(1)	L3スイッチングハブ	撤去（不使用）	24.0	式			
	(2)	L2スイッチングハブ	撤去（不使用）	7.0	式			
	(3)	HUB						
		1台目	撤去（不使用）	39.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	32.0	式			
30		勤怠管理システム	撤去（不使用）	1.0	式			
31		消防救急デジタル無線設備						
	(1)	管理監視制御卓	撤去（不使用）	3.0	式			
	(2)	無線回線制御装置	撤去（不使用）	3.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(3)	遠隔制御装置						
		1台目	撤去（不使用）	5.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	15.0	式			
	(4)	基地局無線装置（活動波）						
		ア 基地局無線装置（共通予備）	撤去（不使用）	10.0	式			
		イ 空中線無線共用器	撤去（不使用）	10.0	式	—	—	アに含む
		ウ 送受信用空中線						
		(ア)3素子八木型						
		1基目	撤去（不使用）	4.0	基			
		2基目以降	撤去（不使用）	8.0	基			
		(イ)反射素子付2段垂直ダイポール型						
		1基目	撤去（不使用）	3.0	基			
		2基目以降	撤去（不使用）	3.0	基			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		(ウ)スリーブ型						
		1基目	撤去（不使用）	3.0	基			
		2基目以降	撤去（不使用）	3.0	基			
		エ 同軸避雷器						
		1台目	撤去（不使用）	10.0	個			
		2台目以降	撤去（不使用）	14.0	個			
		オ 直流電源装置（インバータ含む）	撤去（不使用）	9.0	台			
		カ ネットワーク機器						
		（ア）無線回線接続装置	撤去（不使用）	10.0	式			
		（イ）L3スイッチングハブ	撤去（不使用）	5.0	式			
		（ウ）L2スイッチングハブ	撤去（不使用）	5.0	式			
		（エ）カメラ用給電HUB	撤去（不使用）	4.0	式			
		（オ）IP電話機	撤去（不使用）	4.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		(カ) 多重無線装置						
		多重無線装置 (FWA) 送受信装置	撤去 (不使用)	2.0	式			
		多重無線装置 (FWA) 変調復調装置	撤去 (不使用)	2.0	式			
		多重回線用パラボラアンテナ						
		パラボラ 1.2mφ 地上高38m (中央 消防署)	撤去 (不使用)	1.0	式			
		パラボラ 1.2mφ 地上高20m (住吉 基地局)	撤去 (不使用)	1.0	式			
		同軸避雷器	撤去 (不使用)	2.0	式			
		キ webカメラ						
		(ア)局舎内監視カメラ						
		1台目	撤去 (不使用)	4.0	式			
		2台目以降	撤去 (不使用)	4.0	式			
		(イ)基地局監視カメラ						
		1台目	撤去 (不使用)	5.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		2台目以降	撤去（不使用）	3.0	式			
		ク 遠隔映像制御装置	撤去（不使用）	1.0	式			
(5)		高速電源避雷器	撤去（不使用）	8.0	式			
(7)		移動局無線装置						
		ア 卓上型受令機						
		1台目	撤去（不使用）	14.0	式			
		2台目以降	撤去（不使用）	10.0	式			
		イ 受信用空中線（署所用スリーブ）						
		1基目	撤去（不使用）	22.0	式			
		2基目以降	撤去（不使用）	52.0	式			
		ウ 可搬型移動局無線装置	撤去（不使用）	12.0	式			
		エ 卓上型移動局無線装置	撤去（不使用）	13.0	式			
		オ 車載型移動局無線装置	撤去（不使用）	119.0	式			

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		アンテナ						
		1基目	撤去（不使用）	119.0	基			
		2基目以降	撤去（不使用）	119.0	基			
32	消防団用無線機							
	(1)	簡易デジタル半固定無線機						
		ア 簡易デジタル半固定無線機	撤去（不使用）	31.0	式			
		イ アンテナ						
		1基目	撤去（不使用）	30.0	基			
		2基目以降	撤去（不使用）	1.0	基			
	(2)	簡易デジタル車載無線機						
		ア 車載無線機	撤去（不使用）	26.0	台			
		イ 車載アンテナ	撤去（不使用）	26.0	本			
33	サレノ吹鳴子局撤去工事							

明細書 4								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(1)	サイレン吹鳴制御卓	撤去（不使用）	1.0	式			
	(2)	送受信用空中線 八木150MHz～400MHz	撤去（不使用）	10.0	基			
	(3)	スピーカ	撤去（不使用）	10.0	式			
	(4)	コンクリート柱撤去 12m以下	撤去（不使用）	4.0	本			
	付帯工事費合計							

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		津市消防本部						
1		新指令室改修工事						
	(1)	直接仮設工事						
		内部足場損料	脚立足場 並列	155.0	m2			
		墨出し		155.0	m2			
		清掃・後片付け		279.0	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	155.0	m2			
		養生費（搬入経路）	専用シート・養生ベニア敷き	124.0	m2			
	(2)	内部改修工事						
		フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウィスカ対応品 500×500	0.8	m2			
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	2.0	m2			
		SUS上がり框	D50 H200 HL	1.5	m2			
		壁 せっこうボード張り	厚9.5mm 突付 捨貼り	5.7	m2			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		壁 せっこうボード張り	厚12.5mm 突付	5.7	m2			
		E P 塗り	素地ごしらえ B種共 せっこうボード面	5.7	m2			
		ビニル巾木	厚2.0×巾100mm	1.0	m			
		軽量鉄骨天井下地	野縁 19形 @360 ふところ高1.5m未満 下地張りあり	141.0	m2			
		天井 ロックウール吸音板張り	厚9.0mm 不燃 フラットタイプ 下地不燃せっこうボード厚9.5mm	141.0	m2			
		廻り縁	ボード厚9.0mm 塩ビ製	48.2	m			
		天井下地開口補強	ボード厚9.0mm 塩ビ製	10.0	箇所			
		天井点検口	アルミ製 450×450mm	10.0	箇所			
		排煙窓修理	ワイヤロープ交換 2箇所 他 3箇所点検作業含む	1.0	式			
		通信事務員室 アルミパーティション新設	ランマパネル無し 開き扉 1 箇所 W6150×2460×H3000×D50	1.0	箇所			
(3)		撤去工事						
		LGS壁下地撤去	集積共	5.3	m2			
		壁 せっこうボード撤去	集積共	13.5	m2			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		LGS天井下地撤去	集積共	141.0	m2			
		天井 岩級+石膏ボード撤去	t 9+ t 9.5 集積共	141.0	m2			
		既設木製下足入れ撤去	天吊り棚+下足箱 集積共 W1300×D400×H800+800 程度	1.0	箇所			
		発生材積込	木材	0.8	m3			
			金属	3.5	m3			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	2.7	m3			
		発生材運搬	木材	0.8	m3			
			金属	3.5	m3			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	2.7	m3			
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	木材	0.1	t			
			金属	5.3	t			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	2.7	t			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		スクラップ 控除	鉄くず H2	5.3	t	▲	▲	
2	旧指令室改修工事							
	(1)	直接仮設工事						
		清掃・後片付け		181.0	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニヤ敷き	181.0	m2			
	(2)	内部改修工事						
		フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウイスカ対応品 500×500	28.3	m2			
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	35.1	m2			
		タッチアップ補修	クロス補修 ビス穴塞ぎ 程度	1.0	式			
	(3)	撤去工事						
		通信機器室 床塩ビタイル撤去		12.1	m2			
		指紋認証装置撤去		2.0	箇所			
		発生材積込	アスベスト含有（廃プラスチック類）	0.1	m3			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		発生材運搬	アスベスト含有（廃プラスチック類）	0.1	m3			
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	アスベスト含有（廃プラスチック類）	0.1	t			
3	電気設備工事							
	(1)	電灯設備改修工事						
		1 種金属線び（メタルモール）	A型	2.0	m			
		同上コーナーボックス	A型	1.0	m			
		SWボックス		1.0	個			
		アウトレットボックス		8.0	個			
		ケーブル	VVF1.6-2C 転がし	36.0	m			
		ケーブル	VVF1.6-2C MM内	4.0	m			
		ケーブル	VVF1.6-3C 転がし	75.0	m			
		ケーブル	VVF2.0-3C 転がし	8.0	m			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		照明器具 A	LRS20-4-65	48.0	台			
		非常照明	電池内蔵型ハロゲン 1 3 W相当	10.0	台			
		誘導灯	B型	2.0	台			
		埋込スイッチ	1P15A x 2	1.0	組			
		埋込スイッチ	1P15A x 4	1.0	組			
		電灯盤	N L - 1	1.0	面			
		撤去工事		1.0	式			
	(2)	コンセント設備改修工事						
		アウトレットボックス		8.0	個			
		ケーブル	VVF2.0-3C 転がし	52.0	m			
		埋込コンセント	2P15A x 2	1.0	組			
		埋込コンセント	接地付 2 P 1 5 A x 2	3.0	組			
		カバープレート	角	2.0	枚			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		撤去工事		1.0	式			
		弱電、自火報設備改修工事						
		1 種金属線び (メタルモール)	A型	2.0	m			
		同上コーナーボックス	A型	1.0	個			
		S Wボックス		1.0	個			
		ケーブル	HP1. 2-3C 転がし	4.0	m			
		ケーブル	HP1. 2-3C MM内	2.0	m			
		天井スピーカ		3.0	個			
		アッテネイター		2.0	個			
		電話受け口		1.0	個			
		差動式スポット型熱感知器		3.0	個			
		脱着工事		1.0	式			
		撤去工事		1.0	式			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(4)	発生材処分						
		発生材運搬		1.0	式			
		発生材処分		1.0	式			
4	機械設備工事							
	(1)	空調設備改修工事						
		ACP-15 ビル用マルチエアコン 室外機	冷房能力45.0kW 暖房能力50.0kW 防振架台	1.0	台			
		ACP-15A ビル用マルチエアコン 室内機	冷房能力16.0kW 暖房能力18.0kW 天井吊形 リモコンSW 防振吊金物	3.0	台			
		ACP-16 パッケージエアコン	冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW 天井吊形 ツイン同時 リモコンSW 防振架台 防振吊金物	1.0	組			
		冷媒管	液管 28.6φ	2.0	m			
		冷媒管	ガス管 12.7φ	2.0	m			
		冷媒管	液管 15.9φ	28.0	m			
		冷媒管	ガス管 9.5φ	28.0	m			
		ドレン管	VP25A	16.0	m			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		ケーブル	CVV2° -2C	23.0	m			
		既設管接続費		1.0	式			
		保温工事		1.0	式			
		重量運搬費		1.0	式			
		撤去工事		1.0	式			
	(2)	換気設備改修工事						
		HEX-23 全熱交換器	天井カセット形 風量500m3/h リモコンスイッチ	2.0	台			
		吹出口 VHS	300x300	1.0	台			
		吸込口 HS	300x300	1.0	台			
		撤去工事		1.0	式			
	(3)	発生材処分						
		発生材運搬		1.0	式			
		発生材処分		1.0	式			

明細書 5												
番号		名	称	品	種	数	単	単	金	額	摘	要
			鈴鹿市消防本部									
			建築工事									
1			指令室改修工事									
	(1)		直接仮設工事									
			墨出し			109.0	m2					
			清掃・後片付け			196.0	m2					
			養生費	専用シート・養生ベニア敷き		109.0	m2					
			養生費（搬入経路）	専用シート・養生ベニア敷き		92.5	m2					
	(2)		内部改修工事									
			フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウィスカ対応品 500×500		25.0	m2					
			制電タイルカーペット	500×500 t 6.5		25.0	m2					
2			機械室									
	(1)		直接仮設工事									

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		墨出し		25.7	m2			
		清掃・後片付け		25.7	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	25.7	m2			
	(2)	内部改修工事						
		フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウイスカ対応品 500×500	6.0	m2			
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	6.0	m2			
3		消防災害対策室						
	(1)	直接仮設工事						
		内部足場損料	脚立足場 並列	11.0	m2			
		墨出し		11.0	m2			
		清掃・後片付け		11.0	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	11.0	m2			
	(2)	内部改修工事						

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		壁 せっこうボード張り	厚9.5mm 突付 捨貼り	4.9	m2			
		壁 せっこうボード張り	厚12.5mm 突付	4.9	m2			
		ビニル壁紙	不燃 中級品	4.9	m2			
		ビニル巾木	厚2.0×巾100mm	1.8	m			
	(3)	撤去工事						
		壁 せっこうボード撤去	クロス共 集積共	4.9	m2			
		化粧せっこうボード撤去	t9 集積共	2.4	m2			
		発生材積込	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	m3			
		発生材運搬	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	m3			
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	t			
4	収納庫							
	(1)	直接仮設工事						

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		内部足場損料	脚立足場 並列	14.8	m2			
		墨出し		14.8	m2			
		清掃・後片付け		14.8	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	14.8	m2			
	(2)	内部改修工事						
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	2.0	m2			
		天井 不燃積層化粧せっこうボード 張り	厚9.5mm 不燃 突付	2.4	m2			
	(3)	撤去工事						
		タイルカーペット撤去	t =6.5	2.0	m2			
		化粧せっこうボード撤去	t =9	2.4	m2			
		発生材積込	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	m3			
			廃プラスチック類	0.1	m3			
		発生材運搬	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	m3			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
			廃プラスチック類	0.1	m3			
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	アスベスト含有（廃石膏ボード）	0.1	t			
			廃プラスチック類	0.1	t			
	亀山市消防本部							
1	建築工事							
	(1)	内部足場損料	脚立足場 並列	104.0	m2			
		墨出し		104.0	m2			
		清掃・後片付け		199.0	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	104.0	m2			
		養生費（搬入経路）	専用シート・養生ベニア敷き	94.5	m2			
	(2)	内部改修工事						
		フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウィスカ対応品 500×500	15.8	m2			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	94.0	m2			
		OAフロア不陸調整		1.0	式			
		軽量鉄骨壁下地	スタット [®] 90形 @450	15.1	m2			
		壁 せっこうボード張り	厚9.5mm 突付 捨貼り	30.2	m2			
		壁 せっこうボード張り	厚12.5mm 突付	30.2	m2			
		E P 塗り	素地ごしらえ B種共 せっこうボード面	15.1	m2			
		ビニル巾木	厚2.0×巾100mm 中棚付き引き違い書庫タイプ [®]	5.6	m			
		受付カウンター	W1800×D450×H1000 じゅらく	1.0	箇所			
		内装薄塗塗材E	砂壁状 吹付 下塗り 1 回、主材 1 回	3.8	m2			
	(3)	撤去工事						
		床 タイルカーペット撤去	t 6.5 集積共	94.0	m2			
		LGS壁下地撤去	LGS90 集積共	2.0	m2			
		壁せっこうボード撤去	t 9.5+ t 12.5 集積共	3.9	m2			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		発生材積込	金属	0.1	m3			
			廃プラスチック類	0.6	m3			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	1.0	m3			
		発生材運搬	金属	0.1	m3			
			廃プラスチック類	0.6	m3			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	1.0	m3			
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	金属	0.2	t			
			廃プラスチック類	0.2	t			
			アスベスト含有（廃石膏ボード）	1.0	t			
		スクラップ 控除	鉄くず H2	0.2	t	▲	▲	
2		機械室改修工事						
	(1)	直接仮設工事						

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
		内部足場損料	脚立足場 並列	16.2	m2			
		墨出し		16.2	m2			
		清掃・後片付け		16.2	m2			
		養生費	専用シート・養生ベニア敷き	16.2	m2			
	(2)	内部改修工事						
		フリーアクセスフロア	鋼製5000Nウィスカ対応品 500×500	7.5	m2			
		制電タイルカーペット	500×500 t 6.5	8.9	m2			
		E P 塗り	素地ごしらえ B種共 せっこうボード面	15.1	m2			
		ビニル巾木	厚2.0×巾100mm	5.6	m			
	(3)	撤去工事						
		床 タイルカーペット撤去	t 6.5 集積共	8.9	m2			
		発生材積込	廃プラスチック類	0.1	m2			
		発生材運搬	廃プラスチック類	0.1	m2			

明細書 5								
番号		名 称	品 規 種 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	(4)	発生材処分						
		発生材処分	廃プラスチック類	0.1	t			
		建築改修費合計						

三重中央消防指令センター総合整備工事
仕 様 書

津市

目次

第 1	総則	142
1	工事名	142
2	工事期間	142
3	目的.....	142
4	施工場所	142
5	用語の定義.....	144
6	指令センター設備の規格	144
7	消防救急デジタル無線設備の規格.....	144
8	関係適用法令及び規格.....	144
9	外部システムとのインタフェース標準化.....	146
1 0	仕様書の遵守	146
1 1	再委託の制限	146
1 2	諸手続き	146
1 3	検査基準	146
1 4	使用条件	148
1 5	提出書類	149
1 6	設計変更	149
1 7	個人情報保護及び機密の保持.....	150
1 8	運用指導	150
1 9	契約不適合責任.....	151
2 0	整備計画書など.....	152
2 1	疑義.....	152

第2 消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の基本方針並びに留意点 154

1	整備方針	154
2	操作・機能性	155
3	その他	155

第3 共通指定事項 158

1	使用条件に対する性能	158
2	部品及び材料規格	158
3	製品の表示	158
4	機器等	159
5	構造、形状、寸法及び質量	159
6	情報系機器の基本仕様	159
7	ネットワーク仕様	159
8	共同化に関わる要求仕様	159
9	LAN ケーブルの色分け	159

第4 システムの機器構成 160

1	消防指令システムの構成機器	160
2	消防救急デジタル無線設備の構成機器	166

第5 消防指令システム要求仕様 170

1	指令装置	170
(1)	指令台	170
(2)	自動出動指定装置	176
(3)	地図等検索装置	189

(4)	支援情報表示装置	195
(5)	多目的情報表示装置	197
(6)	手書き入力装置.....	199
(7)	通信操作端末	200
(8)	長時間録音装置.....	200
(9)	非常用指令設備.....	201
(10)	指令制御装置	202
(11)	携帯電話・IP 電話受信転送装置	203
(12)	プリンタ	204
(13)	カラープリンタ	204
(14)	スキャナ	204
(15)	署所端末装置	205
(16)	無線バックアップ用受令装置.....	206
(17)	駆込通報装置	206
(18)	着信表示灯.....	207
(19)	指令音声用屋外赤色灯	207
(20)	データメンテナンス装置	207
(21)	拡張台	209
(22)	非常用受付装置.....	210
2	指揮台	210
3	表示盤	211
(1)	指令センター大型表示盤	211
(2)	天吊り式表示盤.....	213

(3)	映像制御装置（操作卓・映像録画再生装置）	213
(4)	署所出動車両表示盤	215
(5)	本部表示盤	216
4	無線統制台	218
5	指令電送装置	219
(1)	指令情報送信装置	219
(2)	指令情報出力装置	219
6	気象情報収集装置	221
7	災害状況等自動案内装置	224
8	順次指令装置	225
9	メール一斉指令装置	225
10	NET119（Ver.2.0）	227
11	映像通報システム	230
12	FAX119 通報受信装置	233
13	音声合成装置	233
14	出動車両運用管理装置	234
(1)	車両動態管理装置	234
(2)	車両運用端末装置（Ⅲ型）	236
(3)	車両運用端末装置（Ⅰ型）	241
(4)	後部座席モニタ	242
(5)	車外設定端末装置	242
(6)	無線 LAN 設備	242
15	システム監視装置	242

1 6	署所端末電源監視装置.....	243
1 7	電源設備	244
(1)	無停電電源装置（指令センター）	244
(2)	無停電電源装置（各署所）	245
(3)	直流電源装置（48V 系）（指令センター）	245
(4)	非常用発動発電機（指令センター）	246
(5)	非常用発動発電機（各署所）	246
(6)	スコットトランス	247
1 8	避雷装置	247
(1)	高速電源避雷器（指令センター）	247
(2)	高速電源避雷器（各署所）	248
(3)	高速回線避雷器（指令センター）	248
(4)	高速回線避雷器（署落とし設置署）	248
1 9	統合型位置情報通知装置.....	248
2 0	情報共有装置	250
2 1	バックアップ拠点設備（署落とし）	251
2 2	消防業務支援システム.....	252
2 3	外国語対応（三者通話）	272
2 4	高所監視カメラ.....	272
2 5	署所監視カメラ.....	275
2 6	指令センター運用管理装置	276
2 7	指揮隊端末.....	277
2 8	配線架台	279

2 9	消防庁舎内電話設備	280
3 0	指令用放送設備.....	286
3 1	セキュリティサーバ	288
3 2	AD (Active Directory) サーバ.....	289
3 3	指令センター入退室セキュリティシステム	289
3 4	消防専用グループウェア	290
3 5	消防専用ファイルサーバ	292
3 6	指令センターホームページ構築	293
3 7	ネットワーク装置	293
3 8	付属品及び予備品	294
第 6	消防救急デジタル無線設備の要求仕様.....	298
1	管理監視制御卓.....	298
2	無線回線制御装置	299
3	基地局無線装置.....	302
4	遠隔制御装置	304
5	空中線系設備	305
6	直流電源装置	308
7	ネットワーク装置 (L3 スイッチ、L2 スイッチ、ルータ他)	308
8	発動発電機 (基地局用)	309
9	空調設備	309
1 0	局舎内監視カメラ	310
1 1	基地局監視カメラ	311
1 2	卓上型移動局無線装置.....	312

1 3	可搬型移動局無線装置.....	313
1 4	車載型移動局無線装置.....	315
1 5	卓上型受令機	317
1 6	携帯型移動局無線装置.....	318
1 7	防災相互通信用移動局無線装置	319
1 8	署活動用無線装置（アナログ移動局）	321
1 9	消防団事務連絡用無線機（登録局）	322
2 0	付属品・予備品.....	325

第7 工事仕様 327

1	適用範囲	327
2	設置等の範囲	327
3	適用規格	327
4	工法.....	327
5	保護及び危険防止等	327
6	改修工事	328
7	仮設及び移設	328
8	屋内設置	329
9	屋外設置	329
1 0	機器据付	330
1 1	配線.....	330
1 2	通信回線等.....	330
1 3	撤去及び廃棄	330
1 4	報告及び記録	331

1 5	落雷対策	331
1 6	その他	331

第1 総則

1 工事名

三重中央消防指令センター総合整備工事

2 工事期間

契約締結日から605日間

3 目的

本工事は、津市消防本部（以下「発注者」という。）、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部が、令和6年度、7年度に三重中央消防指令センターとして、整備を行う高機能消防指令センターⅢ型（以下「消防指令システム」という。）及び消防救急デジタル無線整備工事（以下「本工事」という。）の仕様について必要な事項を定めて、住民の生命、身体及び財産を保護し、火災等の災害による被害の軽減、傷病者の救命率の向上、防災体制の強化、市民サービスの向上等、総合的な消防力の向上を図ることを目的とする。

4 施工場所

- | | | |
|-------------------|---|-----------------------|
| (1) 津市消防本部・久居消防署 | : | 津市久居明神町2276 |
| 三重中央消防指令センター | : | 同上 |
| 久居消防署南分署 | : | 津市雲出本郷町1631-10 |
| 久居消防署美里分署 | : | 津市美里町足坂901-2 |
| 久居消防署香良洲分遣署 | : | 津市香良洲町1878 津市香良洲庁舎内 |
| 中消防署 | : | 津市寿町14-20 |
| 中消防署西分署 | : | 津市一色町257 |
| 中消防署安濃分署 | : | 津市安濃町川西2097 |
| 北消防署 | : | 津市栗真中山町816-6 |
| 北消防署河芸分署 | : | 津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎内 |
| 北消防署芸濃分署 | : | 津市芸濃町棕本6141-1 津市芸濃庁舎内 |
| 白山消防署 | : | 津市白山町南家城2761 |
| 白山消防署一志分署 | : | 津市一志町高野160-39 |
| 白山消防署美杉分署 | : | 津市美杉町奥津910-1 |
| 津市役所 | : | 津市西丸之内23-1 |
| 三重県庁基地局 | : | 津市広明町13 |
| 大洞基地局 | : | 津市美杉町八知7956-36 |
| 下之川基地局 | : | 津市美杉町下之川6115 |
| 太郎生基地局 | : | 津市美杉町太郎生2120 |
| (2) 鈴鹿市消防本部・中央消防署 | : | 鈴鹿市飯野寺家町217-1 |
| 中央消防署東分署 | : | 鈴鹿市中箕田町1139-1 |
| 中央消防署西分署 | : | 鈴鹿市国府町3278-2 |

中央消防署鈴峰分署	:	鈴鹿市長澤町381
中央消防署北分署	:	鈴鹿市高塚町1451-65
南消防署	:	鈴鹿市白子四丁目16-5
南消防署天名分署	:	鈴鹿市御薊町5309
鈴鹿市役所	:	鈴鹿市神戸一丁目18-18
住吉基地局	:	鈴鹿市住吉町一本松6870
椿分団山本車庫	:	鈴鹿市山本町747-2
深伊沢分団車庫	:	鈴鹿市深溝町1560-1
鈴峰分団車庫	:	鈴鹿市伊船町1009-5
庄内分団車庫	:	鈴鹿市西庄内町3409-4
加佐登分団車庫	:	鈴鹿市高塚町1068-1
石薬師分団車庫	:	鈴鹿市石薬師町2454-67
井田川分団車庫	:	鈴鹿市和泉町807-1
久間田分団車庫	:	鈴鹿市下大久保町797-1
国府分団車庫	:	鈴鹿市国府町3301-3
庄野分団車庫	:	鈴鹿市庄野町1506-11
牧田分団車庫	:	鈴鹿市平田東町5-9
合川分団車庫	:	鈴鹿市三宅町1886-4
白子分団車庫	:	鈴鹿市白子一丁目4-20
稲生分団車庫	:	鈴鹿市稲生三丁目1-27
栄分団車庫	:	鈴鹿市郡山町663-1302
天名分団車庫	:	鈴鹿市御薊町5309
一ノ宮分団車庫	:	鈴鹿市池田町485-6
箕田分団車庫	:	鈴鹿市中箕田町1131-1
玉垣分団車庫	:	鈴鹿市東玉垣町368-34
若松分団車庫	:	鈴鹿市若松中二丁目3
飯野分団車庫	:	鈴鹿市飯野寺家町217-1
河曲分団車庫	:	鈴鹿市河田町370-10
神戸分団車庫	:	鈴鹿市神戸二丁目17-40
(3) 亀山市消防本部・亀山消防署	:	亀山市野村四丁目1-23
亀山消防署関分署	:	亀山市関町木崎37-1
亀山消防署北東分署	:	亀山市長明寺町842-1
亀山市役所	:	亀山市本丸町577
加太前進基地局	:	亀山市加太板屋5374-1
太岡寺消防車庫	:	亀山市太岡寺町1296-2
布気消防車庫	:	亀山市布気町1033-5
昼生消防車庫	:	亀山市中庄町695-6
川崎消防車庫	:	亀山市川崎町2785-6

平尾消防車庫	:	亀山市両尾町1907-2
池山分校跡公園南	:	亀山市安坂山町2118-4
白川地区北コミュニティセンター	:	亀山市白木町2813-1
安田ポンプ場	:	亀山市川合町652
亀山市第四水源地	:	亀山市長明寺町56

5 用語の定義

本仕様書内の用語については以下のように定める。

- (1) 三重中央消防指令センター（以下「指令センター」という。）
津市消防本部に設置する新消防共同指令センターをいう。
- (2) 本部
津市、鈴鹿市及び亀山市の各消防本部をいう。
- (3) 署所
署、分署、分遣所をいう。県、市役所は含まない。
- (4) 設計図書
発注者が受注者に提示する書類などをいう。
- (5) 施工監理者（以下「監理者」という。）
別途契約を締結する施工監理業務委託の受託者をいう。
- (6) 指令センター員
指令センターで消防指令システムの運用に携わる消防職員をいう。
- (7) 承諾
受注者の発議により、受注者が監督職員及び監理者に通知し、監理者が同意の上、監督職員が了解し同意することをいう。
- (8) 指示
発注者側の発議により監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- (9) 協議
監督職員と受注者が合議することをいう。

6 指令センター設備の規格

本指令センター設備は、総務省消防庁が定める「消防防災施設整備費補助金交付要綱」のⅢ型規格に準拠するとともに、本仕様書の機能を有すること。

7 消防救急デジタル無線設備の規格

消防救急デジタル無線設備の有する機能・性能は、消防救急デジタル無線共通仕様書（総務省 消防庁）にて定義されるもの以上であるとともに、本仕様書の機能を有すること。

8 関係適用法令及び規格

本工事に当たっては、本仕様書のほか次の関係諸法令及び規格を遵守しなければならない。特に版の指定の無い限り、契約時における最新版とする。

- (1) 電波法、同法関連規則及び告示
- (2) 消防法、同法施行令、同法関連規則及び告示
- (3) 有線電気通信法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気通信事業法
- (6) 電波法関係審査基準
- (7) 建築基準法及び同法施行令
- (8) 消防救急デジタル無線共通仕様書第1版（平成21年9月総務省消防庁防災情報室）
- (9) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成21年6月4日消防庁告示第13号）
- (10) 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様 TS-1023
- (11) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル
- (12) 通信鉄塔設計要領・同解説（建設電気技術協会）
- (13) 建築基準法同施行令及び国土交通省告示
- (14) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (15) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (16) 日本技術標準規格（JES）
- (17) 日本電気協会電気技術規定（JEAC）
- (18) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (19) 電波産業会（ARIB）における標準規格
- (20) 国際電子通信連合（ITU-T）・（ITU-R）の勧告
- (21) 国際標準化機構（ISO）
- (22) 日本電機工業会規格（JEM）
- (23) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (24) 構内交換設備等の技術基準に関する規則
- (25) 専用設備端末機器等の技術基準に関する規則
- (26) （社）情報通信技術委員会基準（TTC 勧告）
- (27) 電気設備に関する技術基準
- (28) 電気通信設備工事共通仕様書
- (29) インターネットの国際的技術標準化の定め基準（IETF）
- (30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路法（昭和27年法律第180号）同法関連規則及び告示
- (31) 気象業務法（昭和27年法律第165号）
- (32) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (33) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- (34) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (35) 日本蓄電池工業規格

- (36) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- (37) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (38) 津市、鈴鹿市、亀山市及び三重県関係条例等諸規程
- (39) その他、本業務の実施にあたり必要な関連法令

9 外部システムとのインタフェース標準化

外部システムと消防指令システムとの連携にあつては、総務省消防庁の「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」で策定している標準インタフェース仕様に基づく、緊急通報に係る標準インタフェース等の要件を満たす機能を具備すること。

10 仕様書の遵守

- (1) 本仕様書にて示される機能、構造及びその他記載のある内容については、原則として変更を認めない。ただし、契約後に技術革新等により本仕様の定めない機能が開発された場合にのみ、発注者の指示により、協議のうえ契約金額の範囲内でその機能の追加を行うものとする。
- (2) 落札後の仕様書変更並びに受注者の一方的な解釈による納入等は一切認めないものとする。

11 再委託の制限

- (1) 受注者は本工事の一部を第三者に委託（再委託）する場合には、あらかじめ発注者へ書類による申請を行い、承認を得なければならない。
- (2) 本工事の一部を再委託するときは、再委託した本工事に伴う当該第三者の行為について、受注者は全ての責任を負うこと。
- (3) 発注者は受注者が申請した再委託先について、本工事の再委託先として不適当と判断した場合は、受注者に対し変更を求めることができるものとする。

12 諸手続き

- (1) 本工事の受注者は、電気通信事業法、電波法等に定められた手続きに従い、許可又は認可を受けなければならない。交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。
- (2) 納期内に発生する通信事業者、諸官庁への手続き、申請、使用料等の諸費用は受注者の負担とする。
- (3) 設備の設置、据付に係る光熱水費は発注者の負担とする。
- (4) 工事開始後から運用開始までに発生する回線等の導入初期費用、利用料金も受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、製造及び装備工事等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

13 検査基準

- (1) 検査基準

- ア 検査は、設計図書、承認図書及び本仕様書により実施すること。
- イ 装置の据付・配線・調整試験等の完了後は、発注者又は監理者の検査を受けるものとする。
- ウ 検査実施時期は、実施工程表において明確にして工程管理を行うこと。
- エ 発注者の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書あるいは指示どおりに完成していないときは、再検査を受けるものとする。
- オ 完成検査において、工事目的物の補修又は改造の措置が必要となったとき、受注者は監督職員の指定する期日までに補修又は改造の措置を終了し、その旨を監督職員に通知すること。
- カ 受注者は、受入検査、中間検査、落成（変更）検査及び完成検査（以下「検査」という。）のため、必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供について、監督職員の指示に従わなければならない。

(2) 事前準備等

- ア 各検査実施にあたり、機器電源投入前には機器間配線（絶縁、導通）の確認、点検及び清掃を行うこと。
- イ 各検査における必要書類は、あらかじめ準備しておき、検査に支障をきたさないこと。
- ウ 検査は、機器を試行運転した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等又はそれ以上となるまで反復して行うこと。
- エ 試験に使用する測定器の名称及び製造会社名を試験成績書に記載すること。

(3) 工場出荷前検査

本工事で導入する設備機器の工場出荷前に行う検査であり、承認図書及び本仕様書に基づき工場出荷前に製品の検査を実施すること。検査結果は監督職員に提出すること。

(4) 立会検査

- ア 立会検査は、監督職員の立会いの下、実施すること。
- イ 工場出荷前検査に合わせ、機器の構成、員数の確認及び主要機能について、事前に承認を得た「立会検査実施要領書」により立会検査を実施し、その合格をもって、工場出荷すること。

(5) 受入検査

- ア 受注者は、装置及び機器搬入時に契約数量による全数検査を発注者又は監理者立会いの下、実施するものとする。
- イ 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し承認を受けるものとする。
- ウ 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目・合否判定基準・その他必要事項を記載するものとする。
- エ 受注者は受入検査時、各装置の写真撮影を行うものとする。

(6) 落成（変更）検査

- ア 受注者は、東海総合通信局の落成及び変更検査並びに有線施設に関する NTT 等の検査に立合い、指示事項等については速やかに処理するものとする。
- イ 受注者は受検前に、電波法及びこれに基づく法令等の適用を受ける無線機器については、電波法及び関連規則等に規定の技術基準に従った内容の調整試験を実施し、受検に万全を期すること。

ウ 調整試験の結果は「調整試験記録」として作成し、東海総合通信局が行う検査の確認資料として提出できるような形式・内容等とする。

エ 検査時に東海総合通信局から指摘された事項のうち、受注者が処理しなければならない事項については、速やかに措置すること。

(7) 完成検査

ア 完成検査は、監督職員立会いの下、実施すること。

イ 検査要領などは「完成検査実施要領書」に沿って実施し、本仕様書、設計承認図などを基に、提出書類などの審査、機材などの指定照合、数量確認などの他、システムの総合的な動作試験などを実施し、機能・性能などの確認を行うこと。

ウ 検査における指摘事項などは、記録して報告書にまとめて提出し、監督職員の承認を得ること。

(8) 検査合格

発注者の行う完成検査をもって検査完了とする。

(9) 再検査

発注者の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書あるいは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。

1.4 使用条件

(1) 消防指令システム、消防救急デジタル無線の高機能化とともに、各種消防防災業務を司る、各システムとの連携、連動を強化した、総合的なシステムを構築すること。

(2) 機器設計及び設置工事において、地震等の災害発生を考慮することとし、可用性を最大限に高めた、信頼性の高いシステムを構築するとともに、全ての機器は震度6強相当の耐震性、耐水性を考慮して設置すること。

(3) 長期間使用可能なシステム及び機器を目指し、ライフサイクルコストの削減に努めること。また、導入機器は規格統一などによりランニングコスト削減に努めること。

(4) 当該設備の保守管理等が機能を停止すること無く容易に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。

(5) 将来、システム拡張の必要性が生じた場合、基本装置のリプレースを行わず、機器増設、ユニット増設、ソフトウェア改修等による効率的な対応が図れる柔軟な機器構成であること。

(6) 重要な装置については、必要な冗長設計を施し、非常時には切替えて運用できること。

(7) 各機器及びシステムは、使用目的から24時間停止することなく、常時連続使用が可能であること。

(8) 停電など電力遮断時に、非常用発動発電機などからの電力供給までの間においても、無停電電源装置などを設置し、指令業務に支障がない電力を確保すること。また、非常用発動発電機などの非常用電力供給装置も指令業務に支障がない電力を確保すること。

(9) 本工事で整備設置した電力使用機器は無停電電源装置及び非常用発動発電機に接続すること。

(10) 指令センターと基地局等のアプローチ回線は、デジタル専用線、IP-VPN回線等の有線ネットワーク及び自営マイクロ多重無線回線等のいずれにも対応可能な基本機能を有すること。

1 5 提出書類

(1) 提出書類は下表のとおりとする。

提出書類など	提出時期	数量	備考
整備計画書	契約締結後	別途指示	
技術者資格証明書 又は工事経歴書など	同上	5部	
設計承認図	製造開始時 工事着工時など	5部	機能仕様書 配線系統図・機器 配置図・その他
申請用図	同上	5部	
実施工程図	製造開始時	5部	
データの内容説明書	完成時	5部	各装置から出力するデータ
装置の再起動手順書	同上	5部	
ネットワーク構成図	同上	5部	
各装置機器のIPアドレスなど 設定状況表	製造開始時	5部	
詳細構成図	製造開始時	5部	
設置機器一覧	製造開始時	5部	機器名称、配置場所、 耐用年数など
完成図書	完成検査の 1週間前まで	5部	竣工図・写真・その他 電子媒体も納品
試験成績書	必要の都度	5部	
パンフレット	完成時	6,000部	
指令センター広報 DVD 15分程度の広報用映像	完成時	200枚	一般向け 100枚 小学生向け 100枚
取扱説明書 各装置取扱説明書	完成時	5部	教育用は別途とする電子 媒体も納品
打合せ議事録（記録簿）	会議開催後 その他必要に応じて	指定部数	会議開催の都度
監督職員が指示するもの	必要の都度	指定部数	

- (2) 発注者と協議した全ての内容を打合せ議事録（記録簿）として記録し、議事録（記録簿）の内容について監理者の審査の後、発注者の承認を得て、議事録（記録簿）を提出すること。
- (3) 提出書類はCD-ROM（5式）などの媒体でも納入すること。

1 6 設計変更

- (1) 本消防指令システム及び消防救急デジタル無線の設計変更は、原則として認めないものとする。
ただし、監督官庁の指導などやむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して承認を得ること。また、発注者の指示により変更する場合にはこの限りではない。
- (2) 設計内容の変更は原則として次によるものとする。
- ア 発注者の指示による場合、変更に伴う金額の増減については、双方協議により定めるもの

とする。ただし、軽微な変更に伴う内容については、金額の増減を行わず、書面による取り交わしにて確認を行うこと。

イ 受注者の都合による場合は、あらかじめ変更理由・内容を明らかにして監督職員へ申し出ること。その代替内容が協議のうえ本仕様と比較し同等以上の仕様と認められる場合においてのみ発注者は承諾し、金額の増減は無いものとする。

ウ 仕様書遵守を原則とする。ただし、変更内容が明らかに本仕様書の示す機能以上と認められる場合に限り、発注者の承認後変更することができるものとするが、係る費用についてはすべて受注者の負担とする。

1 7 個人情報保護及び機密の保持

- (1) 本消防指令システム及び消防救急デジタル無線を設置、施工するうえで提示された各種のデータ及び知り得た情報は、情報機密の観点から外部に漏れることのないよう万全を期すこと。また、施工後は保守に必要なデータ以外は発注者へ返却若しくは滅却すること。保守に必要なデータについては、情報機密を保持すること。
- (2) 本消防指令システム及び消防救急デジタル無線を設置、施工するうえで第三者による情報の改ざん、漏洩などを防止するため、コンピュータウイルス・ハッカーなどの不法侵入及び攻撃などに関するセキュリティ対策並びにネットワーク対策を万全に施すこと。
- (3) 受注者は ISO27001（ISMS 認証）を受けた者であり、契約後速やかに証明書類を発注者に提出すること。
- (4) 指令回線など全ての回線は、セキュリティに十分考慮し、安全、良好に通信でき、かつ、セキュリティを担保できる設計とすること。
- (5) 各消防本部のセキュリティポリシーを遵守したシステムとすること。
- (6) ウイルス対策ソフトを使用する場合は、セキュリティサーバにて管理可能なこと。ウイルス対策ソフトの更新ファイルは、セキュリティサーバから自動的に配信が可能なこと。この場合、セキュリティサーバなどはセキュリティを担保できる設計とすること。
- (7) 不正アクセスなどの検出や監視を行えること。また、ウイルスや不正アクセスなどを検知した時は、指令センター員などへ通知ができること。
- (8) 各種ログ管理ができること。

1 8 運用指導

本システムの運用開始に際しては、指令センター員に対し取扱い及び運用の訓練を行うものとする。受注者は、円滑な運用を図るため、おおむね以下に示す内容で教育が必要な指令センター員に対して、運用訓練指導を責任持って実施しなければならない。

なお、研修に必要な費用は受注者の負担とする。また、回線切替え時から発注者に指示された期間、指令センター内等にて待機するものとする。

(1) 消防指令システムの研修概要

ア システム研修は養成研修と操作研修に区分し、運用開始前から実施すること。

イ 原則としておおむね、仮運用開始日前1か月を研修期間とし、受注者は発注者と日程調整し研修要員（指導員）を派遣すること。必要に応じて回数を増やすことができるものとする。詳細は別途発注者と協議のうえ決定とする。

ウ 研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に確実に実施すること。

なお、研修は、必要に応じて回数を増やすことができるものとする。詳細は別途発注者と協議のうえ決定とする。

研修内容	対象者
指令センター員向けメンテナンス管理説明	指令センター員
消防指令センター設備取扱説明	指令センター員
署所設備取扱説明	署所職員
車両設備取扱説明	全職員
消防業務支援システム取扱説明	全職員
障害一次対応取扱説明	指令センター員

(2) 消防救急デジタル無線設備の研修概要

ア 研修は、指令センター員に対する研修及び全職員に対する移動系無線装置等の端末機器操作研修を、それぞれ実施するものとする。

イ 受注者は、運用開始前における消防救急デジタル無線設備研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て実施すること。

ウ 運用開始前約1か月間は発注者と受注者で日程調整し研修要員を派遣すること。

エ 研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に確実に実施すること。

なお、研修は、必要に応じて回数を増やすことができるものとする。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

研修内容	対象者
指令センター員向け無線交信・統制業務全般にわたる機器の取扱い説明	指令センター員
車載、携帯等の移動局無線装置及び署所端末、指令電送装置、出動車両運用管理装置等の操作説明	指令センター員
署所設備取扱説明	署所職員
車両設備取扱説明	全職員
障害一次対応取扱説明	指令センター員

(3) 研修資料等

指令センター員研修用教材として機器等取扱説明書、操作説明書等を必要数納入すること。

(4) 市民向けの説明会

NET119等市民向けの説明会を適宜実施すること。

実施場所、回数等は別途指示する。

1 9 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任については、検取引渡しから1か年経過後までとし、本工事で整備したシステムの障害などに対し、受注者は速やかに無償でシステム改修、機器の取替、点検及び修理を行うこと。
- (2) 受注者は前項の契約不適合責任に基づく改修、修理又は交換を行う場合、その方法、手段について、発注者の承認を得ること。受注者は、故障した機器などの修理又は交換が完了したときは、発注者にその旨を速やかに書面で報告すること。
- (3) 契約不適合責任期間中も、本工事で整備したシステム、機器などの安定稼働を図るため、点検業務や緊急保守を含む24時間対応の保守体制を発注者と協議のうえ確立し、おおむね次の基準により保守員を派遣し、直ちに対応できること。
なお、各基準に沿った装置の振り分けは別途提示する。
ア 24時間365日対応
消防指令システム、消防救急デジタル無線及び電話交換機などが対象
イ 平日9時から17時の対応
消防業務支援システムなどが対象
- (4) 以下の場合、契約不適合責任除外とする。
ア 発注者又は第三者（発注者が委託した業者）による輸送、移動時の落下、衝撃等、取扱が適正でないために生じた故障及び損傷
イ 発注者又は、第三者（発注者が委託した業者）による使用上の誤り、あるいは不当な改造、修理による故障及び損傷
ウ 天災地変などの外部要因に起因する故障及び損傷
- (5) 本期間を経過した後においても、受注者の責任と明らかに認められる不具合については、無償にて受注者が修理等を行うこと。また、保守体制を確立し、書面にて報告すること。

20 整備計画書など

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と協議のうえ本工事の整備計画書、システム設計書、システムテスト実施計画書、教育訓練実施計画書など（以下「整備計画書など」という。）を作成し提出すること。
- (2) 受注者は、整備計画書などの内容に変更が生じる場合、発注者と協議し承認を得たうえ、変更した書面を提出すること。
- (3) 発注者が指示した事項について、受注者は詳細な整備計画書などを提出すること。

21 疑義

- (1) 本仕様書に明記されていない事項でも、システムの機能、性能上又は本工事の完了上、当然認められる事項に関しては、システム全体に支障が生じないように配慮して工事の変更などを受注者の責任において実施すること。
- (2) 仕様書に基づく施工などについて疑義又は規定のない事項が生じた場合は、直ちに工事を中止し速やかに発注者と協議して発注者の裁定に従うこと。

- (3) 本仕様書における解釈について、疑義又は規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決すること。
- (4) 疑義に関する協議事項での決定事項については、別途協議書面又は議事録にて記録を残すこと。
- (5) 本仕様書に関する訴訟等は、発注者所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第2 消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の基本方針並びに留意点

1 整備方針

- (1) 消防指令管制業務の円滑かつ迅速な運用を図るため、最新の技術を導入したコンピュータ及び通信機器を活用すること。また、人間工学的な操作性に優れ、システム管理の容易性、経済性、将来への拡張性も配慮したシステムを構築すること。
- (2) 社会情勢の変化、技術の進歩や法令改正などによるプログラムの改造が容易であり、端末装置の増設、データ量の増加及びシステムの拡張などが考慮された設計であること。
- (3) 24時間365日無停止運用を行うシステムであることから、指令制御装置、指令関連用サーバ、コンピュータ装置等の重要な装置及び機器は、冗長化構成とし、機器点検時及びデータ更新時も装置及び機器を止めることなく業務運用が継続できること。
- (4) 津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部の3消防本部共同運用となる消防指令システムを構築するにあたり、3消防本部の仕様統一化とともに、各消防本部独自仕様を組み込むことができ、かつ各消防本部のセキュリティ対策が施された機密性の高いフレキシブルなシステムであること。
- (5) 共同指令センター、3本部、署所、各市の警防作戦室等及び災害現場における出動隊等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができること。
- (6) 組織改革に伴う機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステムとすること。
- (7) 各装置及びオペレーティングシステム（以下「OS」という。）は、十分検証された実績のある信頼性の高いものとし、重要な設備、装置は二重化構成とし機器の点検などにおいても、長期間無停止で継続して運用できる設計であること。また、第三者の影響を受けることなく運用開始後のソフト改造・増設が可能であり、機能及びセキュリティも担保できること。
- (8) 本システムの各制御機器の主記憶装置、補助記憶装置、ネットワーク構成等は、必要なデータ量に対して十分な余力を有すること。
- (9) 重要な設備、装置については無停電電源化を図るとともに、それ以外の装置にあってもハード設計及び設置工事において、地震などの災害発生を考慮した設計とし、かつ、不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムであること。
- (10) 各装置は、環境変化に対し調整をしなくとも長期安定運用が確保できること。
- (11) 本消防指令システムは、通信系・コンピュータ系のシステムで構成されるが、一部のサブシステムの障害により全システムの障害へと波及しないよう設計されたものであること。
- (12) ハードウェアは、大規模災害に耐えられる設計及び設置工事を行い、ソフトウェアも不測の事態を考慮した設計とし、障害発生時においても全面的なシステム停止とならないこと。また、復旧作業は容易であること。
- (13) 大規模災害や同時多発災害の発生時でも、119番通報の受付から事案終了まで、各種処理が正確かつ迅速に行え、処理能力が低下しないこと。
- (14) 119番通報受付が指令センターで対応不能となった場合は、署落とし設備で対応ができること。
- (15) カメラなどの付属設備との接続については、コネクタ方式にするなど、将来の増設や交換が行いやすい方式を採用すること。

- (16) 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化が図られたものとし、長期連続稼働に耐える信頼性を有すること。
- (17) 取り扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示すること。
- (18) NTTによる緊急通報受理回線の光IP化後、コールバック機能などに全て対応可能であること。
- (19) HELPNET 及び電話リレーサービス等への対応が行えること。
- (20) 時刻は、GPSなどで自動時刻補正のできる親時計を具備し、消防指令システムを構成する各機器に対して時刻信号を送出でき、時刻は消防指令システム各装置機器間で同期がとれること。
- (21) 消防指令システムで取り扱う時刻は、日本標準時に統一し、各システムで時刻統一を行い、時刻データに矛盾がないこと。
- (22) 地図の位置情報は世界測地系及び日本測地系いずれにも対応できること。

2 操作・機能性

- (1) 効率的で精度の高い消防活動が行えるよう、指令管制で必要とする情報と消防業務支援システムで使用する情報は、互いに連携がとれ有効活用できること。
- (2) 操作は可能な限り簡便化し、各装置は操作が容易に行えるものであるとともに、誤操作に対する警告や操作手順のガイダンスを行うこと。また、使用頻度の高い機能の操作は、必要最小限の手順により行うことができ、操作ガイダンスの表示、誤操作時の警告、復帰などを迅速かつ的確に行えるシステムであること。
- (3) 地図情報等の追加、削除、出動計画の変更等、基本的なデータの変更は、ソフトウェアの変更を伴うことなく指令センター員が容易な操作で行え、その入力情報も容易に確認できること。
- (4) 扱いやすい操作面を有するものとし、機動性を重視して操作部を自由に配置できるよう考慮されたものとし、筆記スペースの確保を考慮すること。
- (5) マウス及びキーボードでも操作可能とし、指令台、指揮台の各装置入力用マウス及びキーボードは1つ又は2つに集約すること。
- (6) 住民基本台帳情報などを本システムに取り込み、支援情報として連携活用できること。また、住民基本台帳情報などに関して、発注者と協議しデータ変換用のツールを準備すること。
- (7) 時刻補正は、時計表示機能を持つ装置に対して自動で補正を行えること。
- (8) 各装置のデータは同期がとれること。

3 その他

- (1) システムの切替えに際しては、事前に発注者と協議し、業務に支障が生じないよう万全な対策を講じた上、迅速かつ的確に行うこと。
なお、システム引き渡し(システム切替え運用開始)後は、当初7日間指令センターに24時間駐在し、システムの円滑な運用をサポートすること。
- (2) 法制度改正対応について、システムが稼働する令和8年4月までに確定している法制度改正は本工事の範囲内で対応すること。
- (3) システム設置に係る NTT などの専用回線の新規回線開設、回線変更、引き込み変更、移設が生じた場合の経費及びシステム整備年度内の回線使用料は受注者の負担とすること。

- (4) ASP事業者のサービスを受ける事により生じる費用について、システム整備年度内の経費は受注者の負担とすること。
- (5) システムの設計時において、受注者は機能、機器仕様を記載した仕様書、画面フォーマット及び帳票サンプルなどの具体的な設計書を用いて仕様審議に臨むこと。
- (6) 仕様審議の後、受注者は承認申請図書を発注者へ提出し、発注者の承認をもって、設計承認図とする。
- (7) 受注者は既設消防指令システム及び消防業務支援システムで使用している各種データを、原則全て移行しデータベースを構築すること。
- (8) 発注者が用意する新規追加データ等について、受注者は運用開始前までにデータの入力を行っておくこと。
- (9) 発注者が担当するマスタデータの作成にあたり、受注者は分かりやすい作成マニュアルを用意し、発注者の担当職員へ説明を行うこと。
- (10) 重要なデータについては、定期的にバックアップを行うこと。また、容易に復元できるよう考慮すること。
- (11) 受注者は既設消防指令システムの全業務において、蓄積されたデータを有効活用できるシステムを構築すること。また、運用終了後、次期消防指令システムへのデータ移行を行うためのデータ取り出しが行える(データダンプ機能を備えた)システムとすること。
- (12) 既設消防指令システムから新設消防指令システムへのデータ移行は受注者の責任の下、実施すること。また、データ移行に係る費用は全て受注者負担とする。
- (13) 移行するデータのフォーマット変換は受注者が行うとともに、既設ベンダーのデータ取り出し費用は受注者負担とする。
- (14) システム構築に必要とされるソフトウェア類の手配は、受注者の負担とすること。
- (15) 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能などに関する全ての事項は最低仕様であり、システムの主要機器及び電子機器（ハードウェア・ソフトウェア等）並びに付属設備については、発注者が特に指定するものを除き本業務履行時における最新のものとすること。ただし、発売直後のOS等、その安定性・安全性が実証されていないものにあつては、この限りではない。
- (16) 消防救急デジタル無線と連携（詳細は別途協議）を図るとともに消防指令システムと消防業務支援システムが一体化した総合的なシステムを構築すること。
- (17) 消防指令システム、消防業務支援システムの運用に必要なデータの入力、データメンテナンス業務において、システム全体が一元化され、重複作業を発生しない情報管理が可能であること。
- (18) 消防業務支援システムの各業務において、本仕様書に記載された国の統計等の調査表（以下「国表」という。）、独自帳票を受注者はその帳票のテンプレートを作成すること。さらに、仕様打合せ時に追加指定する帳票についても消防本部ごとの各業務ソフトウェアにつき、最大100帳票までは自由帳票作成ツールなどを使用して、受注者が作成すること。
なお、帳票類の名称変更などについては自由帳票作成の範疇とはしない。
- (19) 消防業務支援システムの各業務ソフトウェアの使用契約にあたっては、同時使用台数限定（台数は別途指示する）若しくは台数フリーのうち、コストパフォーマンスの優れた契約とする。

- (20) 法令改正による帳票レイアウトの変更等及びソフト改修費用は、保守費の中で対応すること。
大規模改修が必要な時は別途発注者と協議とする。
- (21) 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状・色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- (22) 各指令台は、操作が扱いやすい構成になっていること。
- (23) 大型表示盤及び各種表示盤は視認性を重視した構成、配置とすること。
- (24) 各装置は、指令管制業務を停止することなく保守作業を実施できる構造であること。
- (25) 指令センター、機械室それぞれの発熱量を仕様決定後提示すること。また、これに応じて空調設備を整備すること。
- (26) 経年劣化などにより、構成装置の一部を交換した場合でも、OSなどの影響により、アプリケーションソフトの改修費用を最小限にするシステム構築がなされていること。
- (27) 本消防指令システムに使用する自動出動制御処理装置など主要な装置については、その重要性に鑑みて長時間連続運用可能なモデルとし、産業用装置などを使用し、高信頼性を確保すること。
- (28) システムの機能構成などについて、本書に記載されていない機能構成などは受注者の標準で可能とする。

第3 共通指定事項

基本的要求事項を下記に示す。個々の装置に対する性能は、必要に応じ、第5 消防指令システム要求仕様及び第6 消防救急デジタル無線設備の要求仕様に記載するものとする。

1 使用条件に対する性能

(1) 環境条件

ア 指令センター・機械室等の空調環境等好条件が保たれた専用室等に設置する基幹装置

- (ア) 周囲温度(室内) : 5℃～35℃
- (イ) 周囲湿度(室内) : 80%以下 (35℃ 結露なきこと)
- (ウ) 連続動作 : 連続使用が可能であること。

イ 無線庁舎等の比較的環境条件が厳しい専用室等に設置する基幹装置

- (ア) 周囲温度(室内) : -10℃～50℃
- (イ) 周囲湿度(室内) : 95%以下 (35℃ 結露なきこと)
- (ウ) 連続動作 : 連続使用が可能であること。

ウ 署所等の一般的な環境対策が施された居室等に設置する基幹装置及び端末装置

- (ア) 周囲温度(室内) : 5℃～35℃
- (イ) 周囲湿度(室内) : 80%以下 (35℃ 結露なきこと)
- (ウ) 連続動作 : 連続使用が可能であること。

エ 車両に設置する移動系端末装置及び無線装置

- (ア) 周囲温度(室内) : -10℃～50℃
- (イ) 周囲湿度(室内) : 80%以下 (35℃ 結露なきこと)

(2) 品質保証

受注者は、本仕様書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、維持しなければならない。

(3) 連続動作

365日24時間停止することなく、常時連続使用が可能であること。

屋外に設置する機器は、通常想定される気温、日光、雨、風、雪などに対応でき気温変化など環境変化及び台風・浸水など自然災害に十分耐え得る機器を使用し、設置に関しても環境変化、台風・浸水など自然災害を考慮すること。

2 部品及び材料規格

本工事に使用する部品及び材料（以下「部材」という。）の規格は、特に指定のない限り、第1 総則 8 関係適用法令及び規格に記載されている関連文書によるものとする。又は、NTT仕様品若しくはそれ以上の性能を有する部品であること。

3 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造者等を明記した銘板を適切な場所に付けるものとする。また、ケーブルにはケーブル名タグを付けること。

4 機器等

機器の筐体等は、次を原則とする。

- (1) 周囲温度（室内） : 5℃～35℃
- (2) 金属製筐体の表面は、焼付塗装とする。
- (3) シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。

5 構造、形状、寸法及び質量

- (1) 本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固でコンパクトな構造とする。
- (2) 各装置等の構造、形状、寸法及び質量は、事前に承認図を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

6 情報系機器の基本仕様

- (1) CPUは原則、Intel製としマルチコア技術などを採用した最新のものとすること。
- (2) OSは汎用で信頼性が高く、十分な安定性を有すること。

7 ネットワーク仕様

本システムで構築するネットワークは、指令センター、消防救急デジタル無線、消防本部及び署所を統合した帯域保証型のネットワーク（ビジネスイーサワイド等）1系統構成とする。

なお、ネットワークの選択については、発注者と協議のうえ決定する。

8 共同化に関わる要求仕様

将来の拡張性として、さらなる共同化の際に機器及びソフトウェアの改修は最小限とし、データ整備を中心とした対応ができ、発注者の費用負担、作業量を最小化することを可能としたシステムとすること。

9 LAN ケーブルの色分け

LANケーブルはカテゴリ5e以上とし、次の色のケーブルを使用すること。

- (1) 指令系 : 黄
- (2) 支援情報、業務支援系 : 青
- (3) 市事務系 幹線 : オレンジ
支線 : 白

第4 システムの機器構成

1 消防指令システムの構成機器

システムの機器構成は次のとおりとする。

No	機器名	数量	概略仕様
1	指令装置		4画面構成/1台、輻輳時2事案対応
	(1) 指令台	5台	・自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ、支援情報ディスプレイ、多目的情報ディスプレイ ・通信操作端末
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1式	
	イ 自動出動ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	5台	
	イ 地図用ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(4) 支援情報表示装置		
	ア 支援情報表示装置	5台	
	イ 支援情報ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(5) 多目的情報表示装置		手書き入力機能を有すること。又は別途手書き入力装置を設けること
	ア 多目的情報表示装置	5台	
	イ 多目的情報ディスプレイ	5台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(6) 手書き入力装置	10台	同上同梱又は付属装置、2台/指令台
	(7) 通信操作端末(※)	10台	2台/指令台
	(8) 長時間録音装置	1台	録音時間70,000時間程度
	(9) 非常用指令設備	1台	指令制御装置同等
	(10) 指令制御装置	1式	主要部二重化
	(11) 携帯電話・IP電話受信転送装置	1式	二重化構成
	(12) プリンタ	1台	A4、A3サイズ、A3増設トレイ
	(13) カラープリンタ	1台	A4、A3サイズ、A3増設トレイ
	(14) スキャナ	1台	A2サイズ
2	(15) 署所端末装置	24式	
	(16) 無線バックアップ用受令装置	24式	
	(17) 駆込通報装置	7台	カメラ付き、鈴鹿市消防本部各署所に設置
	(18) 着信表示灯	10台	
	(19) 指令音声用屋外赤色灯	3台	鈴鹿市消防本部
	(20) データメンテナンス装置	3台	指令センター、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部に1台
	(21) 拡張台	3台	約60cm幅
	(22) 非常用補助受付装置	16台	電話機相当
	指揮台		4画面構成/1台、輻輳時2事案対応
	(1) 指揮台	1台	

No	機器名	数量	概略仕様
2	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置		指令台と共用
	イ 自動出動ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	1台	
	イ 地図用ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(4) 支援情報表示装置		
	ア 支援情報表示装置	1台	
	イ 支援情報ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(5) 多目的情報表示装置		手書き入力機能を有すること。又は別途手書き入力装置を設けること
	ア 多目的情報表示装置	1台	
	イ 多目的情報ディスプレイ	1台	23インチ以上タッチセンサ付きワイド液晶ディスプレイ
	(6) 手書き入力装置	2台	同上同梱又は付属装置、2台/指揮台
	(7) 通信操作端末 (※)	2台	
	(8) 着信表示灯	2台	
	(9) 拡張台	1台	約120cm幅
	(10) 非常用補助受付装置	2台	電話機相当
3	表示盤		
	(1) 表示盤		
	ア 車両運用表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	イ 支援情報表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	ウ 多目的情報表示盤	1面	55インチ相当4面マルチワイド液晶ディスプレイ、又は単面 LED 表示盤
	(2) 指令センター天吊り式表示盤	2面	50インチ相当液晶ディスプレイ
	(3) 指令センター映像制御装置	1式	入力・出力回路 64回路以上
	(4) 署所出動車両表示盤	29面	津市消防本部32インチ液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 13面 鈴鹿市消防本部55インチ相当液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 7面 (天吊り型) 4面 (可搬架台型) 1面 亀山市消防本部55インチ相当液晶ディスプレイ：(壁掛け型) 3面、 (可搬架台型) 1面 署所出動車両表示盤映像制御装置：29式
	(5) 本部表示盤		
	ア 電子黒板	5面	電子黒板 指令センター : 1面 津市消防本部 : 2面 鈴鹿市消防本部 : 1面

No	機器名	数量	概略仕様
			亀山市消防本部：1面
	イ 80インチ表示盤	2面	津市消防本部 2階会議室：1面 3階研修室：1面
	ウ 本部表示盤映像制御装置	7式	
4	無線統制台	1式	
5	指令電送装置		
	(1) 指令情報送信装置	1式	
	(2) 指令情報出力装置	24式	プリンタを含む
6	気象情報収集装置		
	(1) 気象情報収集装置	3式	
	(2) 気象情報集約装置	1式	指令センターに設置
7	災害状況等自動案内装置	3式	本部ごとの案内ができること 津市消防本部：収容回線30回線以上 鈴鹿市消防本部：収容回線30回線以上 亀山市消防本部：収容回線4回線以上
8	順次指令装置	1式	本部ごとの指令ができること
9	メーラー斉指令装置	1式	地図を添付できること
10	NET119 (Ver. 2.0)	2式	スピーカ、着信表示灯、プリンタ含む
11	映像通報システム	3式	表示端末装置3式
12	FAX119通報受信装置	2台	現用、予備。着信表示灯含む
13	音声合成装置	1式	二重化
14	出動車両運用管理装置		
	(1) 車両動態管理装置	1式	
	(2) 車両運用端末装置 (Ⅲ型)	99台	津市消防本部：51台 (予備3台含む) 鈴鹿市消防本部：34台 (予備3台含む) 亀山市消防本部：13台 (予備1台含む) 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用：1台
	(3) 車両運用端末装置 (Ⅰ型)	22台	津市消防本部：15台 鈴鹿市消防本部：2台 亀山市消防本部：5台
	(4) 後部座席モニタ	1台	鈴鹿市消防本部：指揮車
	(5) 車外設定端末装置 (6動態設定)	126台	津市消防本部：65台 鈴鹿市消防本部：43台 亀山市消防本部：17台 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同使用 のはしご車用：1台
	(6) 無線 LAN 装置	43台	津市消防本部：27台 鈴鹿市消防本部：10台 亀山市消防本部：4台 3市共有予備：2台
15	システム監視装置	1式	障害表示盤 (指令センター天吊り式表示盤) と連動し集中管理できること
16	署所端末電源監視装置	1式	UPS 電源死活監視 25拠点

No	機器名	数量	概略仕様
17	電源設備		
	(1) 無停電電源装置 (指令センター)	1式	停電補償10分以上
	(2) 無停電電源装置 (各署所)	25式	停電補償10分以上
	(3) 直流電源装置 (指令センター)	1式	48V 系
	(4) 非常用発動発電機 (指令センター)	1式	100KVA
	(5) 非常用発動発電機 (各署所)	4式	5.5KVA (手動式) 鈴鹿市消防本部の4署所
	(6) スコットトランス	1式	必要容量
18	避雷装置		
	(1) 高速電源避雷器 (指令センター)	1式	
	(2) 高速電源避雷器 (各署所)	24式	津市消防本部 : 13式 鈴鹿市消防本部 : 8式 亀山市消防本部 : 3式
	(3) 高速回線避雷器 (指令センター)	1式	
	(4) 高速回線避雷器 (署落とし設置署)	3式	
19	統合型位置情報通知装置	1式	二重化
20	情報共有装置	1式	消防内情報共有のための装置。車両運用情報、出動事案情報、出退勤情報などをWeb上で確認できること
21	バックアップ拠点設備 (署落とし)	3式	津市消防本部 : 中消防署2階消防団幹部室 鈴鹿市消防本部 : 鈴鹿市消防本部4階情報指令室 亀山市消防本部 : 亀山市消防本部2階情報指令室
	(1) FAX 電話機	6台	コードレス電話機付き
	(2) 衛星携帯電話機	5台	ワイドスターⅢ相当品
	(3) 携帯電話	5台	
22	消防業務支援システム		
	(1) 消防業務支援サーバ	3式	各本部のサーバは指令センターに設置
	(2) 支援連携サーバ	1式	指令センター
	(3) 消防業務支援クライアント端末 (デスクトップ)	63台	協議会事務局 : 1台 指令台用 : 6台 津市消防本部 : 26台 鈴鹿市消防本部 : 30台 21インチモニタ : 9台 27インチモニタ : 15台 モニタ無し : 6台
	(4) 消防業務支援クライアント端末 (ノートブック)	127台	指令センター : 10台 津市消防本部 : 86台 鈴鹿市消防本部 : 18台 亀山市消防本部 : 13台
	27インチモニタ	3台	亀山市消防本部 : 3台
	(5) KM スイッチ	15台	鈴鹿市消防本部 : 12台、中央署 : 3台
	(6) KVM スイッチ	6台	鈴鹿市消防本部 : 6台
	(7) 消防業務支援パッケージソフト	3式	ライセンス数は第5 22項参照
	(8) プリンタ	47台	指令センター : 1台 津市消防本部 : 32台

No	機器名	数量	概略仕様
			鈴鹿市消防本部：9台 亀山市消防本部：5台
	(9) カラープリンタ	3台	津市消防本部：2台 鈴鹿市消防本部：1台
	(10) スキャナ	2台	津市消防本部は指令センターと共用 鈴鹿市消防本部1台 亀山市消防本部1台
	(11) 査察用タブレット	30台	モバイルプリンタ、ハンディスキャナ含む 津市消防本部：20台 鈴鹿市消防本部：8台 亀山市消防本部：2台
23	外国語対応(三者通話)	1式	
24	高所監視カメラ		
	(1) 高所監視カメラ	1式	三重県庁に設置
	(2) カメラ制御装置	1式	三重県庁に設置
	(3) 指令台連携装置	1式	
	(4) 監視カメラ制御卓	1式	指令センターに設置
	(5) 高所監視映像モニタ装置	2台	久居消防署、中消防署事務室に設置（壁掛型）
	(6) 高所監視カメラデコーダ・エンコーダ	28台	
25	署所監視カメラ		
	(1) 署所監視カメラ	11台	鈴鹿市消防本部：11台
	(2) 署所監視カメラ映像制御装置	1式	モニタ付き
26	指令センター運用管理装置		
	(1) 運用管理カメラ	2台	指令センター内
	(2) 運用管理カメラ映像制御装置	1式	指令センター事務室
	(3) 運用管理カメラ映像表示モニタ	1式	指令センター事務室
27	指揮隊端末		
	(1) 指揮隊サーバ	1式	
	(2) 指揮隊端末	6式	モバイルプリンタ含む 津市消防本部：3式 鈴鹿市消防本部：2式 亀山市消防本部：1式
28	配線架台	1式	
29	消防庁舎内電話設備		
	(1) 消防本部用電話交換機	1式	津市消防本部：1式
	(2) 署所用電話交換機		
	ア 中消防署用電話交換機	1式	津市消防本部中消防署：1式
	イ 署所用電話交換機	11式	津市消防本部中消防署以外の署所：11式
	(3) 多機能電話機		
	ア デジタル型多機能電話機	152台	指令センター：13台 津市消防本部：139台
	イ 共同指令センター直通電話機	14台	鈴鹿市消防本部：10台 亀山市消防本部：4台

No	機器名	数量	概略仕様
	(4)DSS コンソール装置	24台	指令センター : 24台
	(5)PHS 電話機 (バッテリー、充電器付)	119台	指令センター : 14台 津市消防本部 : 97台 予備 : 8台
	(6)PHS アンテナ		
	ア 屋内用	63台	津市消防本部 : 63台
	イ 屋外用	17台	津市消防本部 : 17台
	(7)衛星携帯電話機	7台	次期衛星電話サービスワイドスターⅢ相当品
	(8)FAX 送受信装置	17台	指令センター : 1台 津市消防本部 : 16台
30	指令用放送設備		
	(1)本部用アンプ		
	ア 津市消防本部	1式	
	イ 鈴鹿市消防本部	1式	
	ウ 亀山市消防本部	1式	
	(2)署所用アンプ	18式	津市消防本部 : 12式 鈴鹿市消防本部 : 5式 亀山市消防本部 : 1式
	(3)スピーカ		
	ア 天井型	28式	鈴鹿市消防本部 : 28式
	イ 壁掛型	6式	鈴鹿市消防本部 : 6式
	ウ 屋外型	25式	津市消防本部 : 1式 鈴鹿市消防本部 : 24式
	エ 防水型	11式	浴室等に設置 津市消防本部 : 1台 鈴鹿市消防本部 : 9台 亀山市消防本部 : 1台
	(4)緊急地震速報(子機)	11式	亀山市消防本部 : 11台
31	セキュリティサーバ	1式	ウイルス対策用として
32	AD (Active Directory) サーバ	1式	
33	指令センター入退室セキュリティシステム	1式	指令センター入退室用 (ドア2か所) 静脈認証、指紋認証、ICカード、IDナンバー等の複数の認証方法を装備
34	消防専用グループウェア	131式	津市消防本部 : 131クライアント
35	消防専用ファイルサーバ	1式	RAID5構成、ホットスタンバイ、24TB
36	指令センターホームページ構築	1式	消防指令システムと連動し自動更新できること
37	ネットワーク装置		
	(1)L3スイッチングハブ	27式	指令センター : 2式 津市消防本部 : 15式 鈴鹿市消防本部 : 7式 亀山市消防本部 : 3式
	(2)L2スイッチングハブ	20式	指令センター : 11式 津市消防本部 : 6式 鈴鹿市消防本部 : 1式 亀山市消防本部 : 2式
	(3)HUB	105式	指令センター : 2式

No	機器名	数量	概略仕様
			津市消防本部 : 74式 鈴鹿市消防本部 : 21式 亀山市消防本部 : 8式
	(4) 無線 LAN 用給電 HUB	23式	各署所
38	付属品及び予備品	1式	

※ ハードキー操作装置又はタッチパネル、消防救急デジタル無線等の操作部から構成され、プレストークボタン、チャンネル切替え等の操作が可能であり、指令台、指揮台の通信操作等が行える装置。

2 消防救急デジタル無線設備の構成機器

消防救急デジタル無線設備は、消防、救急、救助活動等において、指令センターと活動部隊間及び部隊内等の無線交信を円滑かつ迅速に行うための、最新鋭の無線システムであること。音声通信のみならず、データ通信機能も備えており、また基地局折り返し機能、一斉通信に加え、グループ及び個別セレコール機能を具備する等、指令センターと接続し最新技術を駆使した高機能・高性能な装置であること。

また、回線制御装置については内部の二重化構成に加えて、装置自体も常用系、非常系構成の冗長構成とし、回線制御装置が全停止中でも通信が可能なシステムであること。

各種機器は、総務省消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠しており、緊急消防援助隊と受援消防本部間の無線交信や、消防本部間の連絡機能である消防指令センター間音声通信機能等、異メーカーによる相互通信にも対応しているものであること。

なお、共通波基地局は、既存の三重県共同整備の消防救急デジタル無線共通波運用設備を使用することとする。消防救急デジタル無線設備の構成機器は、次のとおりとする。

No	機器名	数量	概略仕様
1	消防救急デジタル無線設備		
	(1) 管理監視制御卓	1式	
	(2) 無線回線制御装置	1式	主要部冗長化構成
	(3) 遠隔制御装置	15式	高機能型 : 指令センター10式 : 鈴鹿市消防本部3式 : 亀山市消防本部2式
	(4) 基地局無線装置(活動波)		
	津市消防本部久居消防署		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	3素子八木型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	0台	指令設備と共用
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	ク 遠隔映像制御装置	1式	指令センター設置
	三重県庁基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波

No	機器名	数量	概略仕様
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	反射素子付きコーリニア型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	映像共通
	カ ネットワーク機器	1式	
	大洞基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	3素子八木型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	0台	県共通波系と共用
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	下之川基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	太郎生基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 3波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	4台	ポールは既設流用
	鈴鹿消防基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 4波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	3基	反射素子付2段垂直ダイポール
	エ 同軸避雷器	3個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	住吉基地局		
	ア 基地局無線装置(共通予備)	1式	活動波 4波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信用空中線	3基	反射素子付2段垂直ダイポール
	エ 同軸避雷器	3個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	亀山市消防本部・亀山消防署		

No	機器名	数量	概略仕様
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信空中線	4基	3素子八木型 2分配×2
	エ 同軸避雷器	4個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	加太前進基地局		
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信空中線	2基	スリーブ型
	エ 同軸避雷器	2個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	キ webカメラ	2台	
	亀山消防署北東分署		
	ア 基地局無線装置(現用予備)	1式	活動波 2波
	イ 空中線無線共用器	1式	
	ウ 送受信空中線	4基	3素子八木型 2分配×2
	エ 同軸避雷器	4個	
	オ 直流電源装置	1台	
	カ ネットワーク機器	1式	
	(5)発動発電機(基地局用)	1式	亀山市消防本部 : オーバーホール
	(6)空調設備	7式	津市消防本部 : 3式 鈴鹿市消防本部 : 3式 亀山市消防本部 : 1式
	(7)既設消防救急デジタル無線共通波の接続	1式	消防指令システムとOD接続
	(8)TTC共通インタフェース	1式	
	(9)移動局無線装置		
	ア 卓上型受令機	27式	津市消防本部 : 25式 鈴鹿市消防本部 : 1式 亀山市消防本部 : 1式
	イ 受信用空中線(署所用スリーブ)	78式	津市消防本部 : 55式 鈴鹿市消防本部 : 18式 亀山市消防本部 : 5式
	ウ 可搬型移動局無線装置	16式	津市消防本部 : 5式 鈴鹿市消防本部 : 10式 亀山市消防本部 : 1式 可搬型・複信 可搬型ポール1式、可搬型アンテナ1本、バッテリー1台につき2個、送受話器等含む
	エ 卓上型移動局無線装置	7式	津市消防本部 : 6式 亀山市消防本部 : 1式
	オ 車載型移動局無線装置	119式	複信 送受話器等含む 津市消防本部 : 68式

No	機器名	数量	概略仕様
			鈴鹿市消防本部 :33式 亀山市消防本部 :17式 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同 使用のはしご車用:1式
	カ 携帯型移動局無線装置	155式	津市消防本部 :79式 鈴鹿市消防本部 :56式 亀山市消防本部 :18式 鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部共同 使用のはしご車用:2式
2	署活動用無線装置（アナログ移動局）	237式	津市消防本部 :138式 鈴鹿市消防本部 :69式 亀山市消防本部 :30式
3	防災相互通信用移動局無線装置	17式	津市消防本部 :12式 鈴鹿市消防本部 :3式 亀山市消防本部 :2式
4	消防団用事務連絡無線機（登録局）		いずれも鈴鹿市消防本部 消防団員 連絡調整用
	(1)簡易デジタル半固定無線機	31式	卓上電源・アンテナ付
	(2)簡易デジタル車載無線機	26式	車載アンテナ含む
	(3)簡易デジタル携帯無線機	169式	予備バッテリー1個含む
5	付属品	1式	

第5 消防指令システム要求仕様

本消防指令システムは第4 システムの機器構成で定めた装置群で構成されるもので、津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部の共同運用化を前提として、最新の機器、機能を有し、各装置、システム間が有機的に連携され、システムの増強・増設、移設などに柔軟に対応できるシステム構成とすること。

火災等各種災害の受付から指令業務及び無線交信等を効率よく行うために、有機的に各通信機器・情報機器により連携し機能するよう構成されたものであること。

1 指令装置

指令台、指揮台には、各席に通信操作端末が2式装備されていること。また、指令台全体のメイン画面である自動出動ディスプレイ、災害地点の地図を表示する地図用ディスプレイ、災害情報・支援情報を表示する支援情報ディスプレイ及び多目的情報ディスプレイが操作しやすい場所に配置されていること。

(1) 指令台

ア 概要

本装置は、119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動隊編成、出動指令、現場活動支援を統括する指令管制操作の主装置であり、操作性に優れ、迅速かつ正確に処理が行えるものであること。

イ 機能仕様要件

(ア) 119番回線受付処理

- a 119番の着信は指令台画面、電子音にて可視可聴確認ができること。補助席についても可視可聴可能な表示、電子音が鳴動し、通信操作端末による受付が同様に行えることとし、各席及び各々の補助席計2か所で受付が行えること。
- b 通信操作端末は次の仕様相当の構成とすること。
 - (a) タッチパネル付き画面（以下「タッチパネル」という。）と、通信キー盤面から構成すること。
 - (b) タッチパネルは指令台操作部又は自動出動指定ディスプレイにて119番回線受付、出動指令、無線機送受信、録音装置制御等の操作を可能とすること。
 - (c) 通信キー盤面においては無線操作、119番回線受付等の操作ができること。
- c 各席にて保留・再呼・切断及び転送を行うことができ、その状態を可視にて確認ができ、タッチパネルにはその状態を回線ごとに表示できること。
- d 受付中の119番は通信操作端末の保留ボタンにより回線を保留でき、その回線に対し音声合成保留音（「しばらくお待ちください」等）が送出できること。また、保留、保留再接続、呼返し、復旧が可能なこと。
 - (a) 保留については扱い者保留と回線保留等があり、回線保留はいずれの指令台の席からでも再受付ができること。
 - (b) 保留状態のまま一定時間経過すると、長時間保留として可視可聴で注意喚起できること。
- e 受付中の119番は通信操作端末の切断ボタンにより回線を切断できることとし、その切

断理由について、切断理由項目を表示できること。

- f 固定電話・携帯電話用の光 IP 回線からの通報は、通信事業者の回線終端装置より指令制御装置に直接接続し、デジタル音声のまま装置内部に取り込むこと。
- g 光IP回線接続を定期的に監視し、回線異常時には通信操作端末のガイダンス部に通知ができること。これらの処理はシステム監視装置等で行うことも可とする。
- h 光IP回線からの通報においてナンバーディスプレイに対応できること。119番受付時、自動出動指定装置で通報履歴等により自動的に電話番号を検索し、災害地点検索が可能なこと。
- i 光IP回線からの通報受付時において、エリア名、発信元電話番号、着信時分秒等をタッチパネルに表示できること。
- j 光IP回線の回線状況を確認することができること。
- k 受付と同時にリンガー断をすること。
- l 受付と同時に事案処理が開始できること。
- m 各席の受付中の通報及び処理中の事案情報を他の席に転送できること。
- n 着信した119番回線の履歴一覧を表示できること。また、履歴一覧から選択した過去の着信番号に対して、局線より呼出しができること。
- o 受付した回線を指定した内線、局線、専用回線に転送できること。転送頻度の高い他消防本部等への転送操作は容易にできること。
- p 外国語ガイダンス

日本語で通報を行えない外国人からの通報の場合、通報者に対し簡便な操作で複数国の応答メッセージを選択発声ができること。発声する外国語はおおむね6か国語とし、通報者の言語が不明である場合は全ての外国語によるメッセージを連続で発声できること。

- q 多言語三者通訳サービス

多言語三者通訳サービスは、毎年度、職員が容易に更新できるよう構築すること。

- r 通報内容を他席にも覚知させるため、他席指令台からモニタできること。
- s 通報者、指令台扱い者及び管轄本部担当者の三者通話ができること。
- t 119番回線にFAX通報が入った場合、指定のFAXに接続し、FAX受信ができること。
- u NTT固定電話からの通報受付
 - (a) 着信した119番回線について、必要に応じて発ID（発信者番号）を取得でき、自動出動指定装置及び地図等検索装置と連動することによって、通報者情報を基に瞬時に地点決定が行えること。
 - (b) 光IP回線からの通報に対しては発信者番号にコールバックが行え、その状態が表示できること。コールバックの時に光IP回線が使用できない場合には局線を用いることができること。
 - (c) 119番受付時において、回線番号、エリア名、電話種別、発信元電話番号、受付時分秒等を表示できること。

なお、ダイヤルインサービスを利用することにより、発信エリア識別信号を解析し着信エリアを表示できること。これらの操作は自動出動指定装置で行うことも可とする。

v 携帯電話からの通報受付

- (a) 光IP回線により、携帯電話会社からの119番通報を指令台に収容できること。また、タッチパネル等に携帯電話事業者名称を表示できること。
- (b) 携帯電話119番の着信は、タッチパネル等の表示若しくは着信音により他回線と区別して確認できること。
- (c) 携帯電話からの119番着信時、発信者番号通知等が取得可能な場合は、着信時に自動表示できること。
- (d) 発信者番号不明（発信者番号非通知又は184を付した通報）の通報時には、発IDを強制取得できること。
- (e) コールバックによる、呼び返しができること。
- (f) 転送は一般回線を使用して他消防本部等へ転送できること。その際転送先へ、転送元情報（発信者番号及び携帯電話事業者名）を付したユーザ・ユーザ情報（以下「UUI」という。）転送に対応できること。

w IP 電話からの通報受付

- (a) 通常と同様の受付操作で受け付けできることとし、事業者別が表示できること。
- (b) 事業者からの通報回線が呼び返し不可の場合、発IDが取得できる場合には取得後コールバックによる呼び返しを行えること。コールバック発信時は局線画面へ自動遷移し、発信状況が確認できること。
- (c) 事業者からの通報回線が呼び返し可能な場合は、呼び返しできること。

x 統合型位置情報通知装置との連動

119番回線が光IP回線の場合、発ID取得はIP-VPNを経由し、統合型位置情報通知装置より取得すること。統合型位置情報通知装置とのIP-VPN接続についてはセキュリティに十分配慮し、ゲートウェイユニット等を介した接続とし、連動して発ID取得ができること。また、二重化構成として非常時には切替えて運用できること。

(イ) 指令回線処理

a 各席とも次の指令制御ができること。

なお、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

- (a) コンピュータ指令（自動選別指令（隊自動編成連動））
自動出動指定装置により、群を編成して自動的に行う指令
- (b) 一斉指令
全指令回線に対し、同時に行う指令
- (c) 隊別指令
指令を必要とするその都度任意に隊を編成して行う指令
- (d) 個別指令
個々の指令端末との間で相互通話又は一方通話で行う指令
- (e) 再指令

出動中の車両に対して行き先、事案内容等の指令指示再送を行う指令

b 指令中の回線において、署所端末より指令台に対して緊急通報ができること。

- c 各席の通信操作端末及び指令台ディスプレイ等において、回線話中、全確受、回線障害など指令回線の状態が確認できること。
- d 出動該当署所に対し予告指令放送の事前に災害種別ごとの出動トーンを送出できること。
- e 出動トーン送出後、該当署所に予告指令を自動的に送出できること。また、予告指令を任意に送出できること。
- f 音声合成指令のほか、肉声による指令放送が行えること。
- g 音声合成指令に割り込んで扱い者の肉声による指令が行えること。
- h 指令台の各席より、重複しない署所に対し、同時に音声合成等による指令ができること。
- i 指令回線障害時は、自動的に無線回線によるバックアップ指令ができること。

(ウ) 局線処理

- a 発信、着信及び保留が行えること。
- b 保留時には、保留回線に対し保留音を送出できること。
- c 発信は電話帳リスト、ワンタッチボタン、テンキーボタンから行えるとともに、自動出動ディスプレイからも発信が可能なこと。
- d リダイヤル機能を有すること。
- e 加入回線は ISDN 網、アナログ公衆網、光 IP 電話網のいずれにも接続できること。
- f UUI 転送に基づいた転送受信ができること。その際、転送元情報（発信者番号及び携帯電話事業者名）に加え、転送元消防本部名が識別できること。

(エ) 内線処理

内線の発信、着信及び保留ができること。

(オ) 病院呼出

- a 指定病院の呼出は指令台の自動出動ディスプレイ等から、簡単な操作で呼び出しができること。
- b 呼び出し時に病院の住所、複数の電話番号（夜間等）等の病院情報が自動出動ディスプレイにより確認ができること。

(カ) 車両表示

- a 指令台からの操作により、次の表示ができること。
なお、表示項目数及び表示内容については、別途発注者と協議のうえ決定する。
- (a) 出動中
- (b) 署外活動中
- (c) 待機中
- (d) 整備中
- b 自動出動ディスプレイ、タッチパネルのいずれかの画面で車両動態情報の入力処理が行えること。
- c 車両運用表示盤と連動し、車両状況、車両動態の表示等、表示盤の遠隔制御ができること。

(キ) 無線機制御

消防救急デジタル無線システムと消防指令システムが有機的に機能連携し、無線交信業務の高度化を実現できるように、指令台にて以降に示す機能に対応すること。

- a プレス操作により音声通信が行えること。
- b ボタン操作等により、基地局選択が行えること。
- c 無線代理応答
 - (a) 無線回線に対し代理応答メッセージを送出できること。（「本部了解」、「しばらく待て」、「再送せよ」等）
 - (b) 最後に着信があった装置で送出自らできること。
 - (c) 手動で装置を選択して送出自ら可能なこと。
- d 着信表示は移動局名称等を表示すること。
- e 終話時には無線波を切断すること。

(ク) 有無線接続

消防救急デジタル無線と有線を接続し、移動局と局線、内線、専用線、119回線、PSTN とが単信方式又は複信方式により交信ができること。

(ケ) 録音

- a 扱い者の各種通話内容は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。また、録音時刻（年・月・日・時・分・秒）の同時録音ができること。
- b 録音チャンネル及び時刻を指定することにより該当の録音内容の再生が行えること。
- c 各席より録音開始、録音停止の操作ができること。
- d 指令台各席で直近の通話のメモ録音の再生ができること。

(コ) 放送

- a 指令台より各本部及び各署所、分署及び分遣所への庁内放送及び予告トーンを含む放送ができること。
- b コンピュータ指令時は災害種別及び昼夜間による放送システムの自動制御ができること。

(サ) 非常受付

- a 指令制御装置障害時においても、非常用指令設備により接続通話が行えること。
- b 非常用指令設備での119番受付の場合も各装置と連動したコンピュータ指令が行えること。

(シ) サービススイッチ

- a 関連設備（出動灯制御、待機室・仮眠室等の照明点灯・ブザー等）を遠隔制御できること。
- b 指令センターの指令業務応援が必要なとき、通信操作端末より指令センター仮眠室のブザー鳴動等が行えること。

(ス) 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

(セ) 他台連絡

指令台間及び指令台と指揮台間との相互通話が行えること。他台の運用状況（受付通話状況・指令状況）が各指令台で相互に確認できること。

(7) 他台モニタ

指令台間及び指令台と指揮台間で通話モニタが行えること。

(8) 輻輳機能

- a 事案輻輳時の操作に備えて、1台の指令台に二人が着座し119番の受付から指令業務を独立して行える輻輳モードを有すること。輻輳モード時においても指令書発行や、音声合成による音声指令など、コンピュータ指令機能に制限等が無いこと。
- b 輻輳モードへの切替えは、事前に自動出動指定装置・地図等検索装置・支援情報表示装置・多目的情報表示装置の各ディスプレイから手動で行うだけでなく、火災時など通報が突然輻輳する事態にも対応できるように、通信操作端末で通報受付を行うだけで輻輳モードに自動的に切替え、事案処理を開始できること。
- c 1台の指令台における通信操作端末（正座席）と輻輳用通信操作端末（補助席）の制御部は完全な独立回路で構成されており、片側が停止状態にあっても、もう片側は制限なく動作可能なこと。

(例) 指令台に各ディスプレイ1列設置の場合

平常時：一人で4画面（台上に支援、自動、地図、多目的のディスプレイが配置）

指令台				指揮台			
画面1	画面2	画面3	画面4	画面1	画面2	画面3	画面4
支援	自動	地図	多目的	支援	自動	地図	多目的
扱い者1				扱い者2			

輻輳時：一人で2画面（左より地図、自動）

指令台				指揮台			
正		副		正		副	
画面1	画面2	画面3	画面4	画面1	画面2	画面3	画面4
地図	自動	地図	自動	地図	自動	地図	自動
扱い者1		扱い者2		扱い者3		扱い者4	

なお、指令台に上下2台設置(田の字型)の場合は輻輳時、上下2台（地図、自動）で操作する。

(9) 回線構成

指令装置の回線構成は次に掲げる回線種別で構成され、収容容量は将来の拡張にも対応できること。（光IP回線の回線構成については、別途発注者と協議のうえ決定する。）

a 指令制御装置、非常用指令設備

No.	回線種別	容量	実装	備考
1	119番回線(固定、IP、携帯回線重畳方式)	12	6	第1ルート
2	119番回線(固定、IP、携帯回線重畳方式)	12	6	第2ルート
3	119番非常迂回回線	4	2	第3ルート、アナログ
4	携帯119番転送受付回線	4	2	
5	携帯119番転送回線	4	2	No.4と別ルート
6	局線	12	0	
7	専用線	8	3	中電、NEXCO、東邦ガス

No.	回線種別	容量	実装	備考
8	無線回線（活動波）	32	29	津市消防本部 15 鈴鹿市消防本部 8 亀山市消防本部 6
9	無線回線（共通波）	12	8	長谷山 4、大洞 4
10	内線	8	2	
11	指令回線	32	24	津市消防本部 13 鈴鹿市消防本部 8 亀山市消防本部 3
12	駆込通報電話	32	7	鈴鹿市消防本部 7
13	庁内放送回線	16	10	
14	FAX119	2	2	
15	HELPNET 回線			

b 通信操作端末より指令制御装置と非常用指令設備の手動切替えが操作できること。又は外部スイッチ等による操作でも可とする。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 指令台は堅牢な構造とし、音声通話系・情報系各機器が整然と収納できること。
- (イ) 各操作機は以降に示す配置を採ることにより、緊急通報受付業務の操作性を最大限に向上させるものであること。
- (ウ) 情報系の各ディスプレイは、頑丈かつ柔軟なアームで取り付けられていること。ただし、扱い者の身長等に合わせ手軽に横方向、縦方向角度（チルト）及び高さの調整が可能なこと。
- (エ) 指令台筆記スペースは十分に確保されていること。
- (オ) 情報系の各ディスプレイは前方に据付けた各種表示盤の視界を妨げることはないように設計配慮されていること。
- (カ) 通信操作端末には通話モニタ用のスピーカ、音量調整スイッチ及び受付、切断、保留、呼返し、無線プレス等の基本操作キーを設ける他、必要数のファンクションキー等を具備すること。

エ 機器仕様要件

次項以降の装置に記載。

(2) 自動出動指定装置

ア 概要

本装置は、各種指令装置、指揮台、表示盤等と接続し、119番通報受付から事案終了までの一連の操作（出動隊の自動編成、自動指令、火災等の事案の管理等）を一部自動化するものであること。また、緊急通報受付時に、受付情報の入力等を行えるものであり、かつ災害地点決定時に各種消防活動支援情報、消防業務支援システム等に登録されている防火対象物、危険物施設情報その他詳細情報を表示するものである。さらに、各指令台にそれぞれ独立して搭載され、重複する災害にも相互に影響なく運用できること。本装置は完全二重化の構成とし、障害発生時及びデータ保守時等もシステムが停止することなく継続した運用が実現できること。

イ 機能仕様要件

- (ア) 自動出動指定装置機能

a 事案開始処理

- (a) 119番通報等の受付と連動し、災害事案処理を開始できること。
- (b) 事案開始時は、災害種別入力及び当該電話局管内の町名一覧での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を有すること。
- (c) 119番通報以外で災害発生が通報された場合の災害事案処理は、初期画面からの操作により同様に災害事案処理を開始できること。
- (d) 共通受付、発信地照会等の基本的な通信操作を行えること。
- (e) 119番通報の受付時に、ナンバーディスプレイや強制取得により取得した電話番号を事案情報として、事案管理画面の通報者電話番号欄に反映できること。
- (f) UUI 情報とともに、他消防本部より119番通報が転送された場合は、UUI 情報の電話番号を取り込むことができること。
- (g) 指令業務の迅速化を図るため、事案受付中の台に対して、他台から受付内容をモニタ接続し、事案のモニタ表示及び入力ができること。
- (h) 同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理（ペアコン）機能を有すること。
なお、複数台処理機能にあつては、受付処理が混乱しないよう部隊選別や指令等の権限を制御できること。
- (i) 事案扱い作業中に119番通報の受付を行った場合は、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成・表示することができること。
- (j) FAX119受信時には、受信内容を電子化し、ディスプレイに画面表示すること。また専用 FAX 等に出力できること。

b 災害種別及び災害区分決定処理

- (a) 災害種別（火災、救急、救助、警戒、調査、その他等）を入力できること。
- (b) 災害種別決定後、具体的な災害区分（建物火災、林野火災、車両火災等）が入力できること。入力する区分の構成、種別、区分数については別途発注者と協議のうえ決定する。
- (c) 災害区分の入力については、災害種別ごとに区分（小区分を設けた2階層も可）、規模を入力できること。
- (d) 高層建物や危険物施設、福祉施設等の特殊な目標物で災害地点を決定した場合、付随しているデータをもとに災害区分を自動的に変更できること。
- (e) 頻繁に発生する災害区分は容易に決定できること。
- (f) 災害種別に応じて予告指令設定、無線連動予告設定、予告指令解除を音声合成装置と連動してできること。また、予告指令は災害区分の決定に連動してできること。

なお、手動での予告指令は、災害種別決定時から出動指令までの任意のタイミングにてできること。

c 災害地点決定処理

災害地点の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号などによる地点検索又は地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の方法によりできること。

- (a) 共通検索

- ① 目標物、防火対象物等の種類を問わず、頭文字、中間文字による検索により一覧表示できること。
- ② 検索の対象は、おおむね次のとおりとする。
 - i 住所 名称、フリガナ
 - ii 目標物 名称、フリガナ、電話番号
 - iii 防火対象物 名称、フリガナ、電話番号
- ③ 検索結果は、住所、目標物等の一覧を表示すること。
- ④ 検索した結果に同一番地がある場合は、注意喚起又は一覧表示ができること。

(b) 町丁目検索

- ① 当該電話局管内の町名等一覧画面から、町丁目、番地、号等を入力して災害地点を決定できること。町丁目は電話局ごと、地域ごとの表示ができること。
- ② 町丁目は地域（電話局等）検索、読みカナ及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。
- ③ 設定された検索条件は、取扱中の事案を退避し、初期画面に戻るまでの間、また、画面遷移までの間、内容を保持できること。
- ④ 地図等検索装置と連動し、決定した町丁目や番地情報を地図用ディスプレイに該当する住所を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- ⑤ 番地、号、枝番にも対応可能とすること。

(c) 目標物検索

- ① 目標物分類を一覧表示し、選択した分類に応じた当該電話局管内の該当する目標物リストを表示できること。
- ② 目標物は地域（電話局・町丁目等）検索、読みカナ検索及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により一覧表示できること。
- ③ 地図等検索装置と連動し、目標物を決定した場合は、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- ④ 管内全域、電話局管内、町丁目等の各範囲に絞り込んだ目標物から検索できること。

(d) 防火対象物検索及び危険物施設検索

消防業務支援システムに登録されている防火対象物データを利用した災害地点決定ができること。

(e) 受付履歴検索

- ① 通報受付時(通報者電話番号決定時・発信地照会取得時)、受け付けした電話番号又は住所をもとに、同一通報元からの受付履歴の有無を検索し、該当する場合はディスプレイに表示できること。また、過去の受付履歴を一覧表示できること。
- ② 受付履歴の一覧から対象事案を選択し、地図確認操作をすることで、地図用ディスプレイに災害住所を中心とした地図表示ができること。

(f) 災害住所逆入力

地図等検索装置と連動し、地図用ディスプレイの操作で決定した災害地点住所又は目標物を表示できること。

(g) 発信地照会

- ① 固定電話・携帯電話・固定IP電話からの通報の際は、統合型位置情報通知装置と連携し、照会要求、初期測位通知、照会結果を受信し、受付台への受信通知及び災害地点決定への利用ができること。
- ② 固定電話・固定IP電話からの通報の際は、照会結果（通知）により自動的に災害地点として反映できること。
- ③ 携帯電話からの通報の際は、災害地点検索の妨げにならない位置情報受信画面に発信位置を中心とした地図を表示し、災害住所逆入力により災害地点決定を容易にできること。また、簡便な操作で位置精度誤差に合わせた地図縮小表示ができること。

(h) 付近情報表示

地図等検索装置と連携し、災害地点付近情報の有無を表示できること。内容はおおむね次のとおりとし、検索範囲については、別途発注者と協議のうえ決定する。

- ① 届出情報（水利障害、煙火、道路情報、露店等）
- ② 防火対象物（建築中を含む）、危険物施設（建築中を含む）、警防計画
- ③ その他（目標物や住所に関連づけて任意に登録した情報）

(i) 道路キロポスト検索

- ① 道路キロポスト・バイパスポイントを、上り下り別に一覧表示できること。
- ② 地図等検索装置と連携し、一覧表示から選択した道路キロポスト・バイパスポイントを中心とした地図に災害地点マークを重ねあわせたものを、地図用ディスプレイに自動表示できること。
- ③ 道路キロポスト・バイパスポイントを設定する道路の詳細は、別途発注者と協議のうえ決定する。

(j) 管轄消防本部との三者通話による災害地点検索

鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部に、指令台の地図画面を電子黒板等に表示し、通報場所管轄本部職員を交えた三者通話により災害地点の決定ができること。

(k) 応援協定検索

応援協定市町を選択する画面から該当する市町の災害地点決定ができること。

d 同報判定表示処理

- (a) 災害地点入力時、災害区分入力時の同報判定処理ができること。
- (b) 受付時刻経過時間及び同一町丁目、災害種別により判定できること。
- (c) 一覧表示される情報は、同報を判断するための情報として、受付時刻、災害種別（区分）、受付指令台、災害住所、通報内容を表示できること。
- (d) 同報判定結果を元に、事案の継続か終了かを容易に選択できること。

e 出動隊の編成

(a) 出動隊の編成処理

- ① 災害地点、災害種別及び災害区分の決定と連動し、対応する各消防本部の出動計画に基づいた出動隊を自動で編成できること。
- ② 昼夜の時間帯や、地域の特性により出動計画を切替えて出動隊を編成できること。

- ③ 車両運用管理装置と連動し、車両の現在位置から災害地点までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近車両を出動隊として自動で編成できること。また、車両運用端末装置の停止時は、停止直前の車両位置を利用して災害地点の最短経路車両を出動隊として自動で編成できること。
 - ④ 出動計画は、車両指定による計画、車種指定（GPSにより現在地が直近と判断された車両を含む）による計画及びその両者が混在した計画を設定できること。
 - ⑤ 車種指定による出動計画の場合、車両運用管理装置と連動し、災害地点から車両までの距離又は到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近計算車両を選定ができること。また、直近検索結果が同じ場合は、災害地点を管轄する署所を選別対象として優先して絞り込みできること。
 - ⑥ 一台の車両に、複数の車種条件を登録できること。
 - ⑦ 高速道路等における災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定及び車両の現在位置から入路又は高速道路上の災害地点までの距離又は到着予想時間を計算できること。
 - ⑧ 水利不便地域や住宅密集地域、特殊な防火対象物等、地域や防火対象物の特性に応じた個別の出動計画の設定及び出動車両の選別ができること。
 - ⑨ 車両指定の計画編成において、出動不能車両が存在する場合、次の候補車両を自動繰上選別できること。
 - ⑩ 車両選別時に同時出動（ペア運用）が設定されている車両がある場合、追加及び選別できること。
 - ⑪ 本部間に渡る隊編成、応援については、別途発注者と協議のうえ決定する。
 - ⑫ 選択した車両が次の状態にある場合は、車両選別対象から除外できること。
 - i 他の指令台にて選別中
 - ii 他の災害事案に出動中
 - iii 出動不能
 - iv 整備等
 - ⑬ 大規模災害時には、可能な限り多くの災害現場に、広く消防車両等を派遣できるよう縮退編成ができること。
- (b) 出動隊の確認処理
- 出動済及び出動予定の隊をディスプレイに表示でき、次の状況を把握できること。
- ① 出動規模（次数）
 - ② 編成車両名及び車両動態
 - ③ 繰上隊車両名
 - ④ 選別車両の現在位置から災害地点までの車両選別時の予測距離及び時間
 - ⑤ 災害地点までの所要時間（走行距離/選別車両ごとの平均車速若しくは、道路地図で保持している速度制限）
- (c) 各本部の隊数管理が行えること。
- (d) 災害規模選別（増強）

指令センター員の操作で、増強して部隊選別ができること。また、初期指令後の事案においても同様の部隊選別ができること。

(e) 特命隊の編成処理

指令センター員が選択した車両を出動隊として編成できること。

(f) 車種選別

車種ごとの車両を表示でき、その中から直近車両を、追加の出動車両として選別できること。

(g) 任意選別

出動計画上の車両（車種）において、個別に選別又は選別解除できること。

(h) 選別取消処理

出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別又は一括で選別解除できること。

(i) 車両入替選別

直近選別された車両に対して、車両動態等の確認ができる車両一覧から選択し、選択した車両と入替選別ができること。

(j) 出動強化

① 特定の地域、気象条件、種別等により出動車両を増強する場合、出動強化の設定を行い、自動的に出動車両を追加できること。

② 出動強化の設定は各本部3種類程度（任意）まで管理できること。

f 縮退運用

自動出動指定装置のサーバが利用できない場合においても、事前に取り決めた出動計画により指令台設置のディスプレイを利用して次の縮退運用ができること。

(a) 車両動態は、縮退運用直前までの情報を引き継いで運用できること。

(b) 住所（町丁目等）、目標物により地点を検索できること。

(c) 災害地点、災害種別及び災害区分を決定できること。

(d) 決定された災害地点及び災害区分に対して、出動計画に基づいた出動隊を編成できること。

(e) 基本的な事案情報（受付日時、切断日時、覚知種別、指令日時、通報者氏名、通報者性別、通報者電話番号、扱者氏名、概要メモ等）を入力及び管理できること。

(f) 障害復旧後は縮退運用中に管理していた車両の動態情報や事案情報をサーバに登録できること。

(g) 手動操作による指令が行えること。

(h) 本機能は、輻輳モードの受付席数分動作すること。

g 予告指令

(a) 指令トーンを含めた音声合成による予告指令を送出できること。

(b) 災害種別決定時から出動指令前までの間に、自動又は手動により任意のタイミングで予告指令ができること。

なお、災害種別決定前等、予告指令が送出できない状態の場合、予告指令操作が行えないことが、可視にて容易に判別できること。また、自動予告指令の実施（有無）を指令センター員の操作により任意に切り替えできること。

(c) 予告指令の送出先及び指令文言の内容は、当該事案の入力状況により、災害種別・災害区分・住所等に応じて自動的に送出できること。

(d) 予告指令内容は本部ごとにも設定できること。

h 出動指令

(a) 出動隊の編成終了後、署所に対し指令トーンを含めた音声合成による出動指令を送出できること。

(b) 送出する署所（出動対象署所、通知先（待機）署所等）及び無線波を選択できること。
なお、補捉できなかった場合は、その回線を除外して送出することができること。また、指令送出時、簡易な操作で無線波による指令を送出しないように設定することができること。

(c) 簡単な操作で指令センター員の肉声による送出への切替えが可能であること。（肉声割込み）

(d) 指令回線の自動選択は、以下の車両運用を考慮して行えること。

① 代車（運用不能となっている車両の代わりに予備車両等）を充当し、運用ができること。

② 移動待機・立寄（車両と職員が他の署所等へ一時的に移動している状態）で、指令書及び指令放送は、移動先署所等に送出すること。

(e) 指令ボタンを押下した際に予告指令を中断し、出動指令を送出できること。

(f) 出動指令送出中に新たな出動指令を行う場合、指令中である旨を可視にて確認できること。

(g) 出動指令の内容は災害種別ごとに設定ができること。

(h) 災害種別に応じて、各装置と連動することにより指令時に次の処理ができること。

① 119番通報受付及び通報内容から事案作成が行え、指令ができること。

② 出動及び通知署所に対して指令情報の送出ができること。

③ 亀山市消防本部管轄事案については、亀山市役所の FAX へ指令書を同時送出できること。また、事案終了時には終了書も同時送出できること

④ 車両運用端末装置へ指令情報の送出ができること。

⑤ 指令制御装置及び車両運用表示盤の出動車両へ指令の指示ができること。

⑥ 消防団員等への順次指令ができること。

⑦ Eメール指令が送出できること。

⑧ 住民向け災害状況案内の内容変更ができること。

(i) 送出に失敗した場合、失敗のメッセージ又は回線ごとに失敗の有無を表示すること。
また、失敗した回線に再送出ができること。

(j) 事案確定の際には、事案番号（災害事案番号）が自動的に採番され、災害事案が生成できること。

- (k) 音声合成装置を利用せず、指令センター員の肉声による音声を送出できること。
- (l) 出動指令内容は本部ごとにも設定できること。
- (m) 災害要請時に災害地点が決定済みの場合、容易な操作により、災害種別入力、同報判定、車両選別、出動指令等の処理ができること。また、対象となる最直近の消防車両は、災害地点が決定されるとともに、参考表示、事前確認ができること。
- (n) 送出後又は事案登録後、任意の署所等へは枚数を指定して指令書を再出力できること。また、印刷イメージをプレビュー表示できること。
- (o) 事案に登録された車両に対して、指令情報の再送出ができること。また、車両運用端末装置が連動している場合は、送出の結果を表示できること。

i 進行中事案管理処理

- (a) 出動指令により出動した車両の活動状況及び動態情報を一括管理できること。
- (b) 出動指令後、災害地点の変更を行った場合、変更後の情報を出動した車両の車両運用端末装置に送信できること。
- (c) 活動状況及び動態情報は、火災事案、救急事案及び救助事案等、事案ごとに各20種類程度とし、時刻とともに、管理できること。内容はおおむね次のとおり。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

① 火災事案

出動、現着、放水開始、放水停止、鎮圧、鎮火、引揚、帰署等

② 救急事案

出動、現着、収容、現発、病着、引揚、帰署等

③ 救助事案

出動、現着、救助開始、救助完了、引揚、帰署等

④ 警戒事案

出動、現着、開始、停止、引揚、帰署等

⑤ 調査事案

出動、現着、開始、停止、引揚、帰署等

⑥ その他事案

出動、現着、開始、停止、引揚、帰署等

- (d) 事案詳細情報として、次の内容を管理できること。

なお、管理する情報の詳細は、別途発注者と協議のうえ決定する。

① 事案経過

- ② 指令センター員（氏名）及び通報者（氏名、性別、電話番号等）の情報を複数件登録ができること。また、発信地照会一覧から自動及び手動で登録できること。

③ 通報内容

④ 出動車両活動状況

⑤ 災害種別

- ⑥ 事案確定時の該当消防本部の気象情報（風向、平均風速、最大風速、気温、気圧、湿度、警報注意報等）

- ⑦ 電話連絡履歴（関係機関名、時刻、連絡先担当者名及び消防側担当者名等）
- ⑧ その他出動事案に関する情報
- (e) 火災事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、放水開始・完了、救助開始・完了等）
 - ③ 災害種別
 - ④ 火災詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (f) 救急事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、車内収容、現場出発、病院到着等）
 - ③ 災害種別
 - ④ 傷病者情報（傷病者名、年齢、性別、搬送先医療機関、交渉回数、傷病程度等）
 - ⑤ 傷病者一覧
 - ⑥ 通報者口頭指導情報（心肺停止情報、応急処置者、心肺蘇生法等の口頭指導の有無等とし、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。）
 - ⑦ 救急詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (g) 救助事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、救助開始、完了等）
 - ③ 災害種別
 - ④ 救助詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (h) 警戒事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、開始、完了等）
 - ③ 災害種別
 - ④ 警戒詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (i) 調査事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、完了等）
 - ③ 災害種別
 - ④ 調査詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (j) その他事案詳細情報として、次の内容を管理できること。
 - ① 事案経過
 - ② 出動車両活動状況（現着、完了等）
 - ③ 災害種別
 - ④ その他詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）
- (k) 災害事案の出動車両は、活動状況を同一画面に表示し管理できること。

- (l) 事案経過は災害種別ごとに設定することができ、車両運用端末装置からの登録ができること。
- (m) 災害事案に登録されている車両の削除（取消）ができること。
- (n) 指令対象車両が出動せず、違う車両が出動した場合、車両を入替えることができること。
- (o) 署所等の判断で指令対象外の車両が出動した場合、当該出動車両を事案に登録できること。また、当該車両の車両運用端末に指令情報が送信できること。
- (p) 確定済みの事案より、災害地点情報を利用・複写して、別事案を生成できること。
- (q) 出動車両が全車両帰署した場合は、指令センター員が容易に認識できること。
- (r) 手動により事案を終了すれば、消防業務支援システムへ事案を引渡しできること。また、事案終了時及び継続中の任意のタイミングで引渡しできること。
- (s) 風水害や大規模災害時の際の事案増に備え、受付事案に対してトリアージ及びトリアージ理由の選択ができること。
- (t) トリアージ理由に対応するトリアージプロトコルが支援できること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- (u) 不応受操作により、トリアージによる緊急度及びトリアージ理由を保持する保留事案の作成ができること。
- (v) 緊急度は緊急・準緊急・低緊急・非緊急等の4段階以上で選択ができること。
- (w) 事案概要部及び事案一覧画面の災害種別・区分表示部において、背景色により選択した緊急度の判別ができること。

j 事案管理

- (a) 受付中及び活動中の災害事案を同時に10件程度ディスプレイに一覧表示できること。また、事案の内容が変更された場合、一覧表示が自動的に更新されること。
- (b) 事案一覧検索機能として、受付日時、事案番号、搬送者氏名、年齢、性別、出動車両、搬送医療機関、災害種別又は発生場所住所等を条件として指定し、過去の事案を検索、表示（地図も連動）できること。
- (c) 事案管制中、容易な操作で当該事案の直前又は直後の事案（受付又は保留事案を除く）に切替えることができること。また、災害、救急及び搬送者問合せの検索機能で絞り込んだ事案に限定した事案を切替え表示できること。
- (d) 地図用ディスプレイに、活動中の事案の災害地点をマーク表示することができ、容易な操作で災害地点概略情報（災害種別、災害区分、受付日時及び災害住所）を表示できること。
- (e) 地図用ディスプレイに、指定車両を中心とした地図又は活動中の事案の全出動車両が含まれるような地図を表示できること。
- (f) 出動中の車両（車両運用端末装置）に対して任意メッセージを送信できること。送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成との選択ができること。

- (g) 出動中の車両（車両運用端末装置）からメッセージの受信が行えること。また、メッセージの送受信時刻、送信元やメッセージ内容等メッセージ履歴を表示できること。
- (h) 活動登録状況の登録状況を監視し、登録の遅延と判断した場合に、注意喚起することができること。

k 事案キャンセル

状況に応じて事案のキャンセルができること。キャンセル条件については、別途発注者と協議のうえ決定する。

- (a) 受付後の事案をキャンセルできること。
- (b) 予告指令後に事案をキャンセルできること。キャンセル後は該当署所に予告キャンセル放送が流れること。
- (c) 本指令後に事案をキャンセルできること。キャンセル後は該当署所に本指令キャンセル放送が流れること。キャンセル放送は肉声でも可とする。

1 車両情報管理

- (a) 車両運用管理装置、署所端末装置等から登録された動態及び活動状況を管理できること。また、引揚途上や出向中車両だが一時的に選別不可とする「引揚不能」や、選別対象とする「出動可能」の設定及び管理ができること。

- (b) 車両は個別に最大20種類程度の活動状況を登録及び管理できること。

なお、活動状況と出動可否を組み合わせた複合活動状況の登録も可能とすること。

例 : 現場待機 → 現着 + 出動可能
 引揚不能 → 引揚 + 出動不能

- (c) 車両一覧表示

全車両の最新の車両状況を次の方法で一覧表示できること。

- ① 車両一覧画面：車両の動態・活動状況を管理する画面。
 - ② 車両管理画面：代車、移動待機、配置転換、配備変更等の車両運用を登録及び管理する画面。
- (d) 車両運用管理装置と連動し、最新の車両位置情報を管理でき、部隊選別に利用できること。また、地図用ディスプレイに車両の現在位置が表示できること。
 - (e) 車両の運用管理として、代車、移動待機、配置転換、配備変更等の設定及び管理ができること。
 - (f) 各車両の活動状況・車両運用の登録の履歴が一覧表示できること。
 - (g) ランデブーポイントの決定

進行中事案の進行画面で、ランデブーポイント検索ボタンを押下することで、災害地点から直近順にランデブーポイントを一覧表示できること。また、ランデブーポイントを選択することで、ランデブーポイントを決定できること。

m 支援情報検索処理

- (a) 電話帳（関係機関情報）検索

災害事案に関連付けした職員、消防団及び関係機関の連絡網をディスプレイ上に表示でき、連絡先電話番号を分類、連絡先名称、カナ及び電話番号で検索し、指令台から加

入回線で発信できること。また、本機能で加入発信を行った場合には、電話連絡履歴として蓄積できること。

(b) 一般支援情報表示

- ① 参照したい分類からファイル（マニュアル類）を選択できること。
- ② 参照可能なファイル形式は、おおむね次のとおりとする。

- i PDF
- ii JPEG
- iii BMP
- iv GIF
- v TIFF

(c) メモ帳情報

指令業務の運用において必要な情報をメモとして登録でき、全指令台で共有できること。

(d) 支援情報（地点情報）の検索

各種支援情報の名称、カナ等を条件とした検索、属性情報表示及び地点表示ができること。

- ① 住所
- ② 目標物
- ③ 届出情報
- ④ 水利
- ⑤ 防火対象物
- ⑥ 危険物施設
- ⑦ 災害時要支援者情報
- ⑧ その他発注者が指示する情報

n 表示盤制御

次の表示盤を制御できること。

(a) 車両運用表示盤

車両運用管理装置、署所端末装置等での車両運用状況を基に、表示盤へ情報を表示できること。

(b) 多目的情報表示盤

多目的情報表示装置に表示する映像の選択、画面切替え等を制御できること。

(c) 支援情報表示盤

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤へ情報を表示できること。

o 統計処理

(a) 確定した事案を災害種別ごと及び署所又は消防本部ごとに分類し、集計できること。

(b) 回線種別（固定電話、固定IP電話及び携帯電話）ごとに回線切断（複数種類）で集計した統計データを管理し、年月日で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。

- (c) 携帯電話を転送した統計データを管理し、年月日で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計、年計の統計資料として作成できること。
- (d) 統計に使用するデータは5年以上保持できること。また、電子データとして外部出力もできること。
- p 運用モード切替え

災害規模等に応じて指令台で操作する画面数を変更できること。連動してマウス・キーボードの共有範囲も変更となること。
- (イ) 操作訓練機能
 - a 操作訓練
 - (a) 操作を習得することを目的とした操作訓練モードへの切替えができること。
 - (b) 通常の運用に影響を与えることなく操作訓練ができること。
 - (c) 操作訓練中に119番通報が着信し受理した場合は、操作訓練状態が自動的に解除され、通常運用できること。
 - (d) 複数卓・複数事案に対応した訓練ができること。
 - b 試験指令

データの修正後の検証を目的とした、試験指令モードへの切替えができること。
 - c 出動訓練
 - (a) 署所等における出動訓練を目的とした、出動訓練モードへの切替えができること。
 - (b) 出動訓練モードでは、架空の事案作成、車両編成、出動指令、事案終了までの各種処理ができること。実災害への車両編成等に影響がないこと。
- (ウ) 画面印刷機能

指令台ディスプレイ（自動出動指定装置、地図等検索装置等）に表示の画面を、指令センター内のプリンタに容易に印刷できること。
- (エ) 初期画面
 - a 各指令台で取り扱っている事案状況を把握するため、他の指令台で扱っている事案の状況及び詳細情報を表示し、事案の取扱いを開始できること。
 - b 運用モードの変更により、指令台の構成が変更された際、画面の構成イメージが反映されること。
 - c 受付中及び活動中の災害事案の件数を表示できること。
- (オ) 各装置接続状態表示

各装置（指令制御装置、指令台及び指揮台に搭載のディスプレイ等）との接続状態がリアルタイムに表示できること。
- (カ) 操作ログ管理機能

指令台に搭載のディスプレイ装置の操作ログ情報（メッセージログ、操作ログ及び個人情報参照ログ）の管理及び閲覧ができること。

 - a 各ディスプレイの操作時に、自動出動指定装置から障害情報等を含むメッセージ通知がされた場合に、注意・警告等を表示できること。

- b 各ディスプレイ装置の操作の各ログ情報（メッセージログ、操作ログ、個人情報参照ログ）の閲覧及び日時指定により検索一覧表示できること。
- c 操作ログは各ディスプレイで過去1か月程度保持できること。

ウ 機器仕様要件

(ア) 制御処理装置

サーバ機器は自立型とし、機械室などに整然とラック搭載することとし、自動出動機能の中枢を制御する主要機器であるため、サーバ専用機を使用し、内部のハードディスクを二重化するとともに、高可用性、高信頼性を実現したサーバの二重化を構築すること。

- a CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : Windows Server2022/Linux 相当
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : 1TB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

(イ) 自動出動ディスプレイ

指令台に搭載し自動出動指定装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様、性能以上であること。

- a 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ、タッチセンサ付き
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット
- c 表示色 : 1,677 万色以上

(3) 地図等検索装置

ア 概要

本装置は、災害発生場所の地図等の検索を容易かつ迅速にできるようにするものであり、指令装置の各機器と接続し、各種支援情報等をディスプレイ上に表示するものである。文字情報の入力については、キーボード等から行えること。

イ 機能仕様要件

(ア) 地図等検索装置機能

a 共通機能

- (a) 地図上での主要な操作については、マウス操作等にて行えること。主要な操作は、おおむね次のとおりとし、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

- ① 地点の検索
- ② 地図の拡大
- ③ 地図の縮小
- ④ 全画面表示等

- (b) 上記(a)に記載の機能一覧を、地図用ディスプレイ上に表示できること。また、容易な操作により機能一覧の表示・非表示を切替えられること。

b 地図表示

- (a) 道路、住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示ができること。

- (b) 特殊な防火対象物を色分け表示できること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- (c) 市域境界、町境界、番地境界、応援受援地域を点線色分け等分かりやすく表示ができること。
- (d) 同一地点を中心として複数の地図を切替え表示ができ、各種地図間を自由に切替え操作することができること。

なお、拡大、縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図と道路地図の切替えができること。

- (e) 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報の表示・非表示をすることができること。また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示・非表示の選択ができること。
- (f) 自動出動ディスプレイにて決定した災害種別により、自動的にレイヤ情報の表示・非表示の切替えができること。
- (g) 地図表示画面の切替え操作により、航空写真が表示できること。
- (h) 地図画面のマウスカーソル位置に連動した緯度経度を常時表示できること。
- (i) 地図用ディスプレイ全域を使用した地図表示ができること。
- (j) 地図上に方位マークを常時表示できること。
- (k) 地図上に現在表示しているスケールを常時表示できること。
- (l) 画面上に表示している地図の中心部分を拡大した拡大地図を画面上に表示できること。
- (m) 本装置で使用する地図の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下のとおりとする。

なお、本装置で使用する住宅地図及び道路地図は買取で整備し、その費用は本仕様に含まれるものとする。また、航空写真については受注者が、発注者から提供される写真データを一つの地図に加工し、本装置で使えるようにすること。

- ① 住宅地図 : 津市、鈴鹿市、亀山市、隣接自治体（伊賀市、名張市、松阪市、四日市市、奈良県宇陀郡曽爾村、御杖村、滋賀県甲賀市）
- ② 道路地図 : 1/2.5万 三重県、隣接県（岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県）
: 1/20万 日本全国
- ③ 航空写真 : 津市、鈴鹿市、亀山市
- ④ 道路ネットワークデータ : 日本全国
- ⑤ タウンページ : 津市、鈴鹿市、亀山市

c 地図の操作

(a) 拡大・縮小

- ① スケールサイズバーの操作で拡大・縮小ができること。
- ② マウスホイールの操作で拡大・縮小ができること。
- ③ 画面のタッチ操作（ピンチイン・ピンチアウト）により地図の拡大・縮小ができること。

(b) スクロール

- ① スクロールは、ドラッグとドラッグ&ドロップとクリックの3種類を選択できること。

② 画面を指又はペンのタッチ操作により、地図画面のスクロールができること。

③ スクロール領域は、表示地図全領域無制限とすること。

④ ドラッグスクロールの速度は、随時可変とすること。

⑤ スクロール方向は、360° 全てできること。

(c) 戻る/進む

地点検索や自動出勤からの地図表示による地点移動が発生した際に、中心座標と地図種別、縮尺を10件程度記憶し、記憶された地点を表示できること。

d 地点の検索

(a) 共通検索

① 住所、目標物の中から検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。

② 検索の対象は、次のとおりとする。

i 住所 : 名称、フリガナ

ii 目標物 : 名称、フリガナ

(b) 住所による地点の検索

① 市区町村名、町丁目名、番地・号・枝番を選択することにより該当地点を表示できること。

② 住所を検索する場合に読みカナ及び漢字名称による検索ができること。また、頭文字検索と中間文字検索が選択できること。

なお、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

(c) 目標物による地点の検索

① ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。

② 目標物は、読みカナ及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。

③ 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。

(d) 緯度経度による地点検索

① 緯度経度を入力することで該当する地点の検索ができること。

② 測地座標を入力することで該当する地点の検索ができること。

③ 入力する緯度経度は、度形式(〇〇. 〇〇度)及び度分秒形式(〇〇度〇〇分〇〇秒)のどちらも選択できること。

(e) 地図頁からの地点検索

住宅地図帳の地図頁を選択することで該当する地点の検索ができること。

(f) 概略地図からの地点検索

① 管轄全域の概略地図を画面上に表示できること。

② 概略地図上をクリックすることで該当する地点地図が表示できること。

③ 概略地図の表示・非表示の切替えができること。

④ 概略地図上に現在画面表示中の位置とエリア枠を表示すること。

(g) 届出情報からの地点検索

- ① ディスプレイに有効な届出情報の一覧を表示できること。
- ② 一覧から届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。

(h) その他支援情報からの地点検索

- ① 検索メニューから、消火栓番号等、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。
- ② 支援情報は、読みカナ及び漢字名称の中間文字検索により、一覧表示できること。
また、検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。
- ③ 支援情報が決定された場合には、該当する支援情報を中心とした地図を表示できること。

e 災害地点の表示・決定

(a) 災害地点の表示

- ① 自動出動指定装置と連動し、災害地点の地図を表示できること。
- ② 災害地点の表示は視認性に優れ、かつ建物の名称等の地図表示の視認性を損なわないよう導入時に設定できること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- ③ 自動出動指定装置で取得した発信者情報を基に、災害地点を表示できること。
- ④ 災害地点が決定された場合、災害地点を中心とした同心円（以下「円スケール」という。）の表示ができること。また、災害種別に応じて、自動的に円スケールを表示させ、円スケールの表示・非表示の切替えができること。
- ⑤ 他の指令台で扱っている災害地点情報を地図上にマーク表示できること。また、当該事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。
- ⑥ 既に災害地点が設定されている場合、災害現場を中心とした地図を表示できること。

(b) 災害地点の決定（災害地点逆入力）

- ① 地図上で指定した地点に仮の災害地点マークを表示できること。
- ② 地図上で指定した仮の災害地点から直近の住所及び目標物、目標物情報を一覧表示することができること。また、地図上で右クリックすることによりショートカットメニューを表示し、災害点設定モードへ移行することもできること。
- ③ 直近の住所及び目標物情報の一覧から選択した災害地点を、自動出動指定装置に災害地点として送信することができること。
- ④ 災害地点情報を自動出動指定装置に送信する際、指定した地点の直近の目標物情報も送信できること。また、目標物情報をリスト表示し、選択して送信できること。

(c) 災害地点付近情報の表示

災害地点付近の目標物、水利等のマーク情報を検索し、一覧表示できること。また、地図上に一覧に対応した番号を種類ごとに表示できること。

なお、口径及び消火栓番号を複数種のシンボルマークで表示を可能とし、指令書、支援情報端末、車両運用端末装置においても表示すること。

f 詳細情報表示

(a) 消防業務支援システムにて入力された、各種支援情報を地図上に表示できること。支援情報としては、おおむね次のものとする。

なお、各種支援情報ごとに複数マークを区別できること。

① レイヤ操作により表示/非表示の切替えができること。水利、防火対象物、危険物施設、災害時要援護者情報等のマーク情報

② 操作により詳細情報として表示するもの

i 建築平面図等の図面情報

ii 写真等の画像情報

iii 災害時要援護者情報

iv 運用上、発注者が必要とする情報。詳細は、別途発注者と協議のうえ決定する。

(b) 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設、災害時要援護者情報等のマークを選択し、登録されている詳細情報（文字や画像等の情報）を表示できること。

(c) 選択した地図上のマーク近辺に他のマークが存在した場合は、近辺全てのマークの詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。

(d) 地図上で指定した任意の範囲内の詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。また、選択した詳細情報の位置を地図上に強調表示できること。

(e) 地図上の防火対象物、水利情報、危険物施設等のマークを選択し、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。

g 届出情報の検索・表示

(a) 以下の届出情報を開始日時、終了日時とともに、一覧表示することができること。

① 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

② 煙火打上げ・仕掛け届出

③ 水道断減水届出

④ 道路工事・露店開設届出

⑤ その他、別途協議

(b) 開始日時の到来時は、自動的に地図上へマークを表示し、終了日時の到来後は、地図上から自動的にマークを消去すること。

(c) 届出一覧から届出情報を選択し、届出登録地点の地図を表示できること。

(d) 地図上の届出情報マークを選択し、届出情報の詳細を表示できること。

h 車両表示機能

(a) 車両マーク表示

① 車両の位置をマークにて地図上に表示できること。また、任意に非表示にできること。

② 車両マークは、車種により設定できること。

③ 車両の動態に合わせて文字により表示することができること。

④ 地図の種類ごとに車両マークの大きさを自動的に変えることができること。

- ⑤ 車両運用端末装置にて設定した、水利位置、部署位置を地図上に表示できること。
また、車両運用端末装置にて解除した、水利位置、部署位置を地図上から消去できること。
- ⑥ 水利位置、部署位置を設定した車両名も地図上で確認できること。
- ⑦ 車両の位置とともに、水利位置、部署位置も任意に非表示にできること。
- (b) 車両操作
地図上での操作により車両運用端末装置に対して次のことができること。ただし、自動出動指定装置等、他の装置による操作により行うことも可とする。
 - ① 任意のメッセージ送信
 - ② 指令情報の再送
 - ③ 最新の車両位置情報を取得
 - ④ 事案への車両追加
- i 補助機能
 - (a) 距離計算
指定した線分の合計距離を計算し、表示できること。
 - (b) 面積計算
地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出し、表示できること。
 - (c) 地図メモリ
 - ① 表示している地図の場所を10か所以上記憶できること。戻る/進むボタン操作により記憶された地図を更新表示できること。
 - ② 記憶された場所を一覧表示し、該当地図を再表示できること。
 - (d) 2画面分割
 - ① 地図用ディスプレイ内の地図画面を2分割し、中心点を同一とした、それぞれに異なる地図を表示できること。
 - ② それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で切替えできること。
 - ③ それぞれの画面でスクロールや拡大・縮小操作ができること。スクロールは各画面連動すること。
 - (e) マーキング
 - ① 地図画面上に任意の文字列を描画できること。また、文字色、フォントを任意に選択できること。
 - ② 地図画面上に任意の線を描画できること。また、線種や線色を任意に選択できること。
 - ③ 地図画面上に任意の多角形を描画できること。また、線色や塗りつぶし色を任意に選択できること。
 - ④ あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。
なお、マークの意匠については別途発注者と協議のうえ決定する。
 - ⑤ 描画した文字列、線及び多角形並びにマークは、各指令台にも自動的に表示できること。

⑥ 描画した情報を一覧表示し、選択することで描画された地点を表示できること。

(f) 地図印刷

表示中の地図画面を、指令センターに設置するプリンタに出力できること。

(イ) 経路探索装置機能

- a 自動出動指定装置の災害地点と車両位置情報により、車両位置から災害地点までの距離及び到着予想時間を計算すること。
- b データメンテナンス端末で修正した道路データベースの情報を、容易な操作で読み込みできること。
- c 災害地点に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その地点を災害地点にできること。
- d 車両位置に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から検索し、その地点を車両位置とすることができること。
- e 経路を計算する際は、道路幅員、高速道路及び一方通行を考慮した経路探索ができること。
- f 道路の通行止め情報（期間、区間、時間）を考慮した経路探索ができること。
- g 道路データベース及び検索条件などの修正を指令センター員により容易に行えること。
- h 本機能は、他の装置での操作も可とする。

ウ 機器仕様要件

(ア) 地図等検索装置

指令台組み込み型とし、地図等検索装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を地図用ディスプレイに表示できること。

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上（RAID 構成）
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

(イ) 地図用ディスプレイ

指令台に搭載し、地図等検索装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

- a 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ、タッチセンサ付き
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- c 表示色 : 1,677 万色以上

(4) 支援情報表示装置

ア 概要

本装置は、指令台・指揮台に設置され、指令業務に必要な各種情報を必要に応じて表示することができ、かつ自動出動指定装置、地図等検索装置及び多目的情報表示装置と連携して、必要な各種支援情報を有効に表示できるものであること。また、通報の輻輳等で運用モードが変

更となる場合には、自動出動指定装置のディスプレイや地図用ディスプレイとして動作可能なこと。

なお、多目的情報表示装置との機能の振り分け詳細については、別途発注者と協議のうえ決定する。

イ 機能仕様要件

(ア) 基本操作

- a 自動出動指定装置、地図等検索装置及び多目的情報表示装置とともに、ひとつのマウスで操作できること。
- b 支援情報表示装置のキーボードにて単独操作が行え、マウスカーソルの他装置ディスプレイへの移動によりキーボードの入力先を各装置へ自動切替え運用ができること。ただし、キーボード操作は各装置専用でも可とする。

(イ) 機能仕様

- a 支援情報ディスプレイを自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ及び多目的情報ディスプレイと並列配置等にする事で、扱い者が通常受付業務で4画面を有効活用できるよう配慮すること。
- b 通信操作端末を配備でき、119番通報の輻輳時、同端末にて受付操作を行うだけで、自動で当該指令台の主扱い者席から切り離され、自動出動指定装置又は地図等検索装置に切替えることができ、受付から事案終了までの事案処理ができること。
- c 以下の画面の表示操作ができること。

(a) 車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤の表示操作

(b) 進行事案一覧画面の表示操作

事案を検索する場合は事案一覧を支援情報ディスプレイに表示し、選択した事案を自動出動ディスプレイ等に表示することができること。

(c) 口頭指導等、運用支援画面の表示操作

119番通報の受付時におけるプロトコル等の口頭指導や、薬物等の扱い要領等、受付指令業務に必要な運用支援情報表示ができること。

(d) 緊急搬送トリアージ画面の表示操作

(e) 支援情報表示

① 図面等の拡大・縮小、スクロールができること。

② 全図表示により自動的に図面データを画面に収まる範囲を表示できること。

(f) 掲示板

指令センター員が交代しても全扱い者に連絡事項が伝わるように、掲示板の表示ができること。

なお、指令台、指揮台の他の装置に当該機能を持たせることも可とする。

① 支援情報ディスプレイに掲示板が表示できること。

② 指令台の指令センター員が交代した時に、連絡事項等の引継ぎ内容が伝わるように、支援情報ディスプレイに掲示板を表示できること。

(g) 自動出動指定装置及び地図等検索装置の操作と連動して自動的に以下の表示ができること。

① 災害地点決定の過程において以下の情報を逐次自動で抽出し、直近順に表示できること。

i 該当地点を中心とする任意の半径内の危険物取扱所、貯蔵所等及び毒劇物を扱う施設

ii 独居老人等災害に対する弱者

iii 消防活動に必要な、消火栓、防火水槽などの水利情報等

② 災害地点が危険物取扱所、貯蔵所等及び毒劇物を扱う施設であった場合には、警防計画や建物平面図等を表示できること。

③ 過去に災害が発生した過去事案（一覧）を表示することができること。

④ 同報事案の可能性がある場合は同報事案（一覧）を表示することができること。

⑤ 任意の動態受信時、自動的に車両表示盤画面に受信した動態を表示できること。

ウ 機器仕様要件

(7) 支援情報表示装置

指令台組み込み型とし、支援情報表示装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を支援情報ディスプレイに表示できること。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| a CPU | : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上 |
| | ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。 |
| b OS | : 動作確認の取れた最新の Windows |
| c 主メモリ | : 16GB 以上 |
| d 記録容量 | : SSD 256GB 以上 (RAID 構成) |
| | ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。 |

(4) 支援情報ディスプレイ

指令台に搭載し、支援情報表示装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| a 表示画面 | : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ、タッチセンサ付き |
| b 画面解像度 | : 1,920×1,080 ドット以上 |
| c 表示色 | : 1,677 万色以上 |

(5) 多目的情報表示装置

ア 概要

本装置は、指令装置の各機器と接続し、多目的に各種支援情報及び各種画面等をディスプレイ上に表示及び操作できるものである。また、通報の輻輳等で運用モードが変更となる場合には、自動出動指定装置のディスプレイや地図用ディスプレイとして動作可能なこと。

なお、支援情報表示装置との機能の振り分け詳細については、別途発注者と協議のうえ決定する。

イ 機能仕様要件

(7) 基本操作

- a 自動出動指定装置、地図等検索装置及び支援情報表示装置とともに、ひとつのマウスで操作できること。
- b 多目的情報表示装置のキーボードにて単独操作が行え、マウスカーソルの他装置ディスプレイへの移動によりキーボードの入力先を各装置へ自動切替え運用ができること。ただし、キーボード操作は各装置専用でも可とする。

(イ) 機能仕様

多目的情報ディスプレイを自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ及び支援情報ディスプレイと並列配置等することで、指令センター員が通常受付業務で4画面を有効活用できるよう配慮すること。

- a 自動出動指定装置、地図等検索装置、支援情報表示装置と接続・連携し、各種消防活動支援情報を表示できること。表示内容は、おおむね次のとおり。
 - (a) 車両一覧
 - (b) 医療機関一覧
 - (c) 資機材情報
 - (d) FAX119情報
 - (e) メモ情報等
- b 一般支援情報表示

以下の形式の文字情報及び画像情報（マニュアル類）を表示することができること。

- (a) PDF
- (b) JPEG
- (c) BMP
- (d) GIF
- (e) TIFF

(ウ) 外部端末画面の表示

画面切替えスイッチ操作により、次の画面表示及び操作ができること。

なお、切り替え表示可能な端末は消防指令ネットワークとは完全に切り離されている端末も含む。ただし、各外部端末の画面表示及び操作は先行して使用した特定台の多目的情報表示装置だけが操作可能とする。よって、複数の多目的情報表示装置での同時操作は行えない。

なお、本件については、別途発注者と協議のうえ決定する。

- a 消防業務支援端末
消防業務支援システムの画面を表示し、操作ができること。
- b インターネット
インターネットの画面を表示できること。

ウ 機器仕様要件

(ア) 多目的情報表示装置

指令台組み込み型とし、多目的情報表示装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を支援情報ディスプレイに表示できること。

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上

ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。

- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)

ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

(イ) 多目的情報ディスプレイ

指令台に搭載し、多目的情報表示装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

- a 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ、タッチセンサ付き
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- c 表示色 : 1,677 万色以上

(6) 手書き入力装置

ア 概要

本装置は、指令装置の各機器と接続し、手書き入力等により受付をサポートする機能を備えるものである。

なお、本機能は外部装置若しくは多目的情報表示装置として装備することも可とする。

イ 機能仕様要件

(7) 手書き入力機能

- a 指令装置と連携し、緊急通報の受付を行った場合に、既定の雛形を表示し、手書き情報の入力を開始できること。手書きの背景図として、定型書式や災害点地図画像を取り込むこと。
- b 雛形は災害種別や用途に応じて複数種類から選択できること。登録種類、意匠は、別途発注者と協議のうえ決定する。
- c 雛形は消去せずに手書き内容のみを消去できること。矩形選択により手書き情報の範囲消去ができること。
- d 手書きメモの入力は、他の表示情報を覆い隠すことなく表示できること。また、手書き領域にあっては支障なく入力ができる十分な大きさを確保できること。
- e 手書き情報は、事案に紐付けて複数件登録できること。
- f 手書き情報の入力は、専用ペン又は指タッチで行えること。
- g 手書き情報のペンモード、消しゴムモードの切替えができること。

(イ) 通報聴取情報入力支援機能

- a 確認マークを付記するような通報者への質問文などを表示できること。
- b 通報聴取内容は、事案情報として登録できること。

(ウ) 手書きメモ情報を車両運用端末装置に送信できること。

ウ 機器仕様要件

- (7) 画面サイズ : 10.1 インチ
- (イ) 解像度 : フルカラー、フル HD 解像度 (1,920×1,080 ドット)
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色

(エ) 読取方式 : 電磁誘導方式

上記相当以上の性能、機能を有すること。ただし、画面サイズは、別途発注者と協議のうえ決定する。

(7) 通信操作端末

ア 概要

本端末は各指令台及び指揮台にそれぞれ2セット装備され、以下の操作・機能相当の仕様を満たすこと。

イ 機能仕様要件

- (ア) 119番回線受付、出動指令、無線機送受信、録音装置制御及び無線操作等の操作ができること。
- (イ) 指令制御装置と非常用指令設備への手動切替えができること。
なお、他装置での切替えも可とする。
- (ウ) 119番着信を可視可聴の確認ができること。
- (エ) 指令回線の状態を確認できること。
- (オ) 通信操作端末で通報受付を行うことで、自動的に輻輳モードへの切替えができること。
- (カ) 受付中の119番は通信操作端末の保留ボタンにより回線を保留できること。
- (キ) 光IP回線接続を定期的に監視し、回線異常時には指令センター内で異常を覚知できること。
なお、本監視機能は他装置で監視することでも可とする。

ウ 構造仕様要件

- (ア) タッチパネル付き画面と、通信キー盤面等から構成されていること。又はそれと同等の機能を有したもので構成されていること。
- (イ) 通話モニタ用のスピーカ、音量調整及び受付、切断、保留、呼返し、無線プレス等の基本操作キーを設ける他、必要数のファンクションキー等を具備すること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

エ 機器仕様要件

上記装置仕様の機能・構造相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

(8) 長時間録音装置

ア 概要

本装置は、119番通報等、音声指令、無線交信等の指令台、指揮台で取り扱う指令センター員の音声全ての通話内容を自動及び手動制御で録音するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 録音・再生機能
 - a 指令台、指揮台の各座席対応の録音ができること。
 - b 指令台、指揮台の操作及び装置本体の手動操作で、録音、再生及び停止できること。
 - c 119番通報等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。
 - d 無線回線の指令センター員の送受信操作に連動して自動的に録音できること。

- e 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を年、月、日、時、分、秒で再生できること。なお、時刻表示はデジタル表示とすること。
- f 内蔵ハードディスクは、70,000時間程度の連続録音ができること。
- g 装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。
- h 年・月・日・時・分・秒の指定により頭出し再生できること。
- i 直前の録音内容を頭出し再生できるスキップ再生機能を有すること。なお、本機能は録音中においても操作できること。
- j 録音再生チャンネルは、48チャンネル以上を収容すること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

(イ) データバックアップ機能

- a 障害時のバックアップ機能を有すること。
- b 長時間録音装置で録音された内容を媒体（DVD・BD等）に出力できること。
- c 録音媒体（DVD・BD等）の終了時は、エンドアラーム等により、指令センターの指令センター員に通知できること。
- d WAV形式等、一般的な機器で再生できるファイル形式とすること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 液晶ディスプレイ、キーボード及び制御装置で構成し、構造は自立型等であること。
- (イ) 冗長化構成とすること。
- (ウ) ハードディスクを使用した録音装置とすること。また、バックアップとしてDVD・BD等の光学ディスクが使用できること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 録音方式 : ハードディスク録音、ハードディスクは RAID 構成
- (イ) 録音チャンネル : 48 チャンネル以上
- (ウ) 録音時間 : 70,000 時間程度
- (エ) 録音媒体 : BD-RE又はDVD-RAMとし、ハードディスクから定期的に自動バックアップ録音ができること。

(9) 非常用指令設備

ア 概要

装置は、指令制御装置のバックアップ装置である。指令制御装置が使用不能となった場合に、本装置に切替えることで通常運用と変わりなく指令業務を可能とするものである。

イ 機能仕様要件

指令制御装置が使用不能時のバックアップ用として、119番通報の受付及び指令の操作ができること。

- (ア) 本装置が指令制御装置の全ての機能を継続し、稼働させること。
- (イ) 指令台、指揮台及び無線統制台で障害前と変わらぬ運用が可能であること。
なお、指令台、指揮台から本装置へ速やかに切替えできること。
- (ウ) 第5 1 指令装置(10)指令制御装置に記載の機能仕様要件と同等の仕様を満たすこと。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 構造は第5 1 指令装置(10)指令制御装置と同じ構造とすること。
- (イ) 回線種別や回線収容容量は指令制御装置と同様とすること。

エ 機器仕様要件

- (ア) ユニット構成
指令制御装置と同一のユニットとすること。
- (イ) 冗長化構成
主要部の二重化により、通話呼が存在する状態で主要部の障害が発生しても、通話呼を継続できること。
- (ウ) 給電
キャビネットに収容される指令制御装置の各ユニットと非常用指令設備の各ユニットに対する給電部は独立しているものとし、別々のブレーカで運転・停止ができること。

(10) 指令制御装置

ア 概要

本装置は、指令台の回線制御、無線制御、データ制御等の各機能を制御するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 119番等回線受付対応機能
 - a 119番回線トランクは、交流式及び光IP方式のいずれにも適合できること。
 - b 光IP方式119番回線収容用の基盤を実装すること。
 - c 119番通報の着信応答、呼び返し及び切断ができること。
 - d 指令回線の個別通話ができること。
 - e 加入電話回線及び内線の発着信ができること。
 - f 専用回線の発着信ができること。
 - g 着信は可視及び可聴にて確認できること。
 - h 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
 - i 統合型位置情報通知装置を内蔵若しくは接続ができること。
 - j 各種設定変更等が容易にできること。
- (イ) 障害検知機能及び障害通知機能
 - a プログラムにより自動障害チェックができること。
 - b 障害等の警報をシステム監視装置に表示できること。
- (ウ) 自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して、時刻合わせの時刻信号を送出できること。
なお、本時刻補正機能は他装置で行うことでも可とする。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 内部二重化構成とし、装置架内に収容されているものとする。
- (イ) 光IP方式の119番回線の収容に関しては、直流電源装置によって長時間バックアップを考慮された指令制御装置（二重化）に直接収容すること。

- (ウ) 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器を更新しなくても対応可能であること。
- (エ) 消防救急デジタル無線と接続すること。
- (オ) 保守点検が容易で、防塵に配慮されていること。
- (カ) 非常用指令制御装置と部品を共通化し、長期にわたる部品の安定的な供給を可能とすること。

エ 機器仕様要件

本装置の機器仕様は次のとおりとする。ただし、上記装置仕様の機能・構造相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

- (ア) 制御方式 : 蓄積プログラム式
- (イ) 通話路方式 : IP 制御時分割方式又は PCM 時分割方式
- (ウ) 冗長化構成 : 二重化構造であること（異常時自動切替え）。
主要部の二重化により、通話呼が存在する状態で主要部の障害が発生しても、通話呼を継続できること。
- (エ) 自己診断項目 : 電源監視、通話路異常監視等の障害発生時には障害発生箇所の確認ができること。
- (オ) 時刻補正 : 自動的に時刻を補正し各機器の時刻を統一すること。

(11) 携帯電話・IP電話受信転送装置

ア 概要

本装置は、携帯電話・IP電話による119番通報の受信、転送処理を可能とするものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 各電話事業者の緊急通報回線で119番通報を受け付けできること。
- (イ) 受信回線
 - a 携帯電話又はIP電話（直収方式を含む）からの119番通報の受信は、携帯電話網及びIP電話網からNTT地域網を経由する方式とすること。
 - b NTTの緊急呼IP回線（着信専用）を指令センターに4回線以上整備し、本装置の受信回線とすること。
- (ウ) 転送回線
携帯電話からの119番通報は、電波の特性から発信地を管轄する指令センター以外に接続される場合が想定されるため、NTTのIP回線（災害時優先設定）を本装置の転送用回線とし、近隣消防本部との間で、転送及び転送受付ができること。
- (エ) 発信者番号表示
発信者番号を「通知」設定にした119番通報の発信者番号を自動出動ディスプレイに表示できること。
- (オ) 発信者番号の強制取得
発信者番号を「非通知」設定にした119番通報の発信者番号を強制的に取得し、自動出動ディスプレイに表示できること。
- (カ) 電話事業者ごとによる発信網識別

ダイヤルイン番号により電話事業者を識別し、119番通報がどの電話事業者網からの発信かを自動出動ディスプレイに表示できること。

(キ) 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

UI転送サービスを用いて119番通報の通話（音声）と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送できること。

なお、転送フォーマットは総務省消防庁の規定する統一仕様を用いること。

ウ 構造仕様要件

指令制御装置への組込み型とし、携帯電話・IP電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とすること。

エ 機器仕様要件

指令制御装置への組込み型とすること。

(12) プリンタ

ア 概要

本装置はA3、A4対応のモノクロプリンタ装置であり、LAN等に接続され、指令センターに設置の各端末装置から各種帳票及び地図情報等の印字出力を行うものである。

イ 構造仕様要件

卓上型、2段トレイ構造とする。

ウ 機器仕様要件

- | | |
|-----------|------------------------|
| (ア) 印字方式 | : レーザー方式 |
| (イ) 解像度 | : 1,200×1,200dpi |
| (ウ) 構造 | : 卓上型 |
| (エ) 印字速度 | : A4 40 枚/分以上 |
| (オ) 用紙サイズ | : A3、A4 対応、両面印刷が可能なこと。 |

(13) カラープリンタ

ア 概要

本装置はA3、A4対応のカラープリンタ装置であり、LAN等に接続され、指令センターに設置の各端末装置から各種帳票及び地図情報等の印字出力を行うものである。

イ 構造仕様要件

卓上型、2段トレイ構造とする。

ウ 機器仕様要件

- | | |
|-----------|---|
| (ア) 印字方式 | : レーザー方式 |
| (イ) 最高解像度 | : 1,200×1,200dpi 以上 |
| (ウ) 構造 | : 卓上型 |
| (エ) 印字速度 | : (モノクロ) A4 35 枚/分以上
(カラー) A4 35 枚/分以上 |
| (オ) 用紙サイズ | : A3、A4 対応、両面印刷が可能なこと。 |

(14) スキャナ

ア 概要

本装置は、A2サイズまで対応可能なスキャナ装置であり、LAN等に接続され、指令センターに設置のデータメンテナンス装置等に地図や図面等のイメージデータの取り込みを行うものである。

イ 構造仕様要件

- (ア) 卓上型とする。
- (イ) 読み取り方式は A2サイズ、カラーフラットヘッド型とする。

ウ 機器仕様要件

- (ア) 形式 : 卓上型フラットヘッドカラースキャナ
- (イ) 走査方式 : 読取ヘッド移動型原稿固定読取
- (ウ) 原稿サイズ : A2、A3、A4
- (エ) 読み取り解像度 : 50～9,600dpi

(15) 署所端末装置

ア 概要

本装置は、署所等に設置し、指令の受令及び車両運用状況の設定を行うものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 指令受令機能
 - a 指令の受令ができること。
 - b 電話機指令（電話による受令）及び放送指令のいずれも自動的に受令できること。
 - c 指令台に対しボタン操作等による応答及び確受表示ができること。
- (イ) 通話機能
 - a 指令台からの呼び出しにより通話ができること。
 - b 指令台に対し緊急呼出しができ、応答した指令台、指揮台と相互通話できること。
- (ウ) 車両運用状況設定機能
 - a 車両運用状況の設定及び表示ができること。
 - b 設定項目は、「出動」、「待機」、「不能」等とすること。項目の名称等の詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- (エ) 署所端末電源監視機能

署所端末用無停電電源装置については、指令センターに設置された署所端末電源監視装置によって異常発生時の監視ができること。
- (オ) 制御機能

回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視及び可聴で確認でき、指令台、指揮台へ障害信号を通知し障害が発生した署所等を通知できること。

 - a 自動拡声を制御できること。また、設定により自動確受また、一定時間後に自動終了できること。
 - b 昼夜間の自動又は手動による拡声制御ができること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 停電時において3時間以上補償するための電源を備えること。
- (イ) 機器構成

No	消防本部	設置場所	数量	備考
1	津市消防本部	各署所 1 式	13 式	
2	鈴鹿市消防本部	各署所 1 式 4 階情報指令室 1 式	8 式	
3	亀山市消防本部	各署所 1 式	3 式	

エ 機器仕様要件

本装置の機器仕様は次のとおりとする。ただし、上記装置の機能・構造相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

(7) 電源

- a 入力電圧 : 交流1φ100V±10%以内、50Hz 又は60Hz
- b 定格出力容量 : 負荷側最繁時の消費電力を供給できること。
- c 蓄電池容量 : 停電時3時間以上の補償が可能な容量であること。

(i) 車両設定部 : カラー液晶表示

(v) マイク入力部 : 庁内一斉放送及び個別放送の制御ができること。別設置のアンプによる対応でも可とする。

(16) 無線バックアップ用受令装置

ア 概要

本装置は、指令回線（有線）が障害時に、無線で送出された音声指令を無線受令装置にて受信し、署所等内に指令放送を行うものである。

イ 機能仕様要件

- (7) 指令回線（有線）が障害時に、消防救急デジタル無線で送出された出動指令を受信し、署所端末装置に接続しているスピーカのアンプ起動が可能であること。
- (i) 装置内蔵のスピーカにて受信音声の出力ができること。
- (v) 受信音量を調整できること。

ウ 構造仕様要件

内蔵スピーカを搭載すること。また外部スピーカとの接続ができること。

エ 機器仕様要件

- (7) 受信周波数帯 : 273～275MHzのうち総合通信局の指定する周波数
- (i) アクセス方式 : SCPC方式
- (v) 受信方式 : 最大比合成ダイバーシチ方式（移動局間直接通信を除く）
- (エ) 電源電圧 : DC13.8V（ACアダプタと組合せてAC100Vも可能なこと）
- (カ) 外形寸法 : 高さ約50mm×幅約180mm×奥行約210mm
- (カ) 質量 : 約3Kg以下

(17) 駆込通報装置

ア 概要

本装置は、鈴鹿市消防本部の各署所の庁舎入り口に通報用電話機及びカメラを設置し、夜間及び不在時等の住民の駆け付け通報を受け付けするものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 通報者は、簡易な方法（受話器を上げるだけ又はワンタッチ等）で指令台へ自動発信を行い緊急通話ができること。
- (イ) 指令台にて駆付電話機からの着信であること及び通報元署所がわかること。
- (ウ) 通報者の映像が指令センターで確認できること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 腐食及び経年劣化に配慮すること。
- (イ) 風雨を考慮し防水・防滴仕様の収納ボックス等に設置すること。
- (ウ) 鈴鹿市消防本部管轄の各署所に設置すること。
- (エ) 駆込通報装置には緊急用電話と表記すること。

エ 機器仕様要件

(ア) 通報用電話機

- a 外形寸法 : 高さ約250mm×幅約200mm×奥行約250mm
- b 質量 : 約350g以下
- c 設置方法 : 壁掛タイプ

(イ) ネットワークカメラ

- a 撮像素子 : CMOS方式
- b 有効画素数 : 約200万画素以上
- c 電源 : DC12V、PoE(IEEE802.3af準拠)
- d 防水性 : IP55クラス
- e 防水キャビネット : 屋外設置用（IP44クラス程度）

(18) 着信表示灯

ア 概要

駆込通報時、119番通報受報時、システム異常発生などを表示灯やブザー等により、指令センター員がその状況を覚知する装置として指令台、指揮台にそれぞれ2台設置する。

イ 機器仕様要件

表示色は3色以上、ブザーの選択及び音量調整ができること。

(19) 指令音声用屋外赤色灯

ア 概要

鈴鹿市消防本部にて指令放送受信時、庁舎外で活動中の職員がその状況を覚知する装置として庁舎に赤色灯を3台設置すること。

イ 機器仕様要件

表示色は赤色とする。

(20) データメンテナンス装置

ア 概要

本装置は消防指令システムで取り扱う各種基本情報のメンテナンスを行う装置である。
なお、操作は指令センター員及び本部職員が簡便に扱えるものであること。

イ 機能仕様要件

- (ア) 本装置は指令センター、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部に各1台設置する。

- (イ) 指令センターに設置する端末では3消防本部のデータメンテナンスが可能であるが、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部に設置する端末は該当本部のデータのみがメンテナンスの対象となる。また、ユーザID及びパスワードの発行により、操作権限を指令センター員及び本部職員ごとに設定できること。

なお、操作権限の設定はシステム管理者のみが行えること。

(ウ) 基本情報メンテナンス機能

- a 住所、目標物、支援情報、出動計画等の基本情報（以下「マスタデータ」という。）は、データメンテナンス端末により容易な操作で修正できること。
- b 修正したマスタデータは、オンラインでシステムを停止することなく制御処理装置に転送できること。
- c 指令業務の運用に大きな影響を与えるデータ修正は、通常運用に反映する前に、操作訓練モード等で動作確認ができること。
- d 指令センター員及び本部職員のアクセス権限により、修正できる情報を制限できること。

(エ) 地図データメンテナンス機能

- a 住所ポイント（地点情報データベース）と地図を同時に表示し、住所コード等（地点情報）、地図座標（地図位置情報）を同時に更新できること。
- b 各種シンボルマークの位置情報を修正できること。
- c 地図情報、地図属性データ等を容易に修正できること。
- d 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。

(オ) 経路探索ノードデータメンテナンス機能

- a 道路情報のノードやリンクの編集、道路属性の編集などの機能を有すること。更に、修正したデータベースを経路探索装置に反映する機能を有すること。
- b 地図表示機能を有し、拡大・縮小、ドラッグスクロールができること。
- c 道路の通行止め情報（区間、期間、時間）を登録し、経路探索装置に反映できること。
- d 車種ごとの車幅と道路幅情報を登録でき、ルート探索の条件として利用が可能なこと。

(カ) 車両情報メンテナンス機能

車両に紐づく車載端末、指令系装置、消防業務支援系システムの車両データの修正ができること。

(キ) 音声合成メンテナンス機能

漢字の読み、音片の変更及び音声データの追加、編集ができること。

(ク) 画像メンテナンス機能

- a 自動出動用ディスプレイや多目的情報用ディスプレイで参照できる一般支援情報の取り込みができること。
- b 地図用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。

(ケ) 文書メンテナンス機能

指令台及び指揮台に搭載のディスプレイで参照できる文書（PDF ファイル等）の取り込みができ、文書を修正できること。

(コ) データ出力機能

- a マスタデータ他、各種データをCSV形式等で出力できること。
- b 回線種別（固定電話、固定IP電話及び携帯電話）ごとに着信数を集計した統計データについて年月日を指定し、CSV形式で日計、月計、年計として出力できること。
- c 固定電話、固定IP電話及び携帯電話を転送した統計データの年月日を指定し、CSV形式で日計、月計、年計として出力できること。
- d 災害事案のデータの月日を指定し、CSV形式で出力できること。データ保持期間は、別途発注者と協議のうえ決定する。

(#) 住民基本台帳

- a 各市から提供される住民基本台帳データが、本システムで扱える様に、フォーマット変換ができること。
- b 住民基本台帳データを使用して、住所が一致する住宅地図上の該当位置を表示できること。詳細仕様については、別途発注者と協議のうえ決定する。

(シ) リモートメンテナンス機能

- a 受注者の保守拠点より、必要に応じてデータメンテナンス装置にアクセスし、自動出動指定装置等を遠隔保守できること。
- b データメンテナンス装置に遠隔保守のために必要なセキュリティ対策を実施すること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 各消防本部及び指令センターに設置すること。
- (イ) 指令センターに設置するデータメンテナンス装置はリモートメンテナンス機能を有すること。

エ 機器仕様要件

(ア) データメンテナンス装置

- a CPU : Intel Core i5プロセッサ 3.0GHz以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新のWindows
- c 主メモリ : 16GB以上
- d 記録容量 : SSD 256GB以上 (RAID構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること

(イ) データメンテナンスディスプレイ

指令台に搭載し、データメンテナンス装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

- a 表示画面 : 23インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- c 表示色 : 1,677 万色以上

(21) 拡張台

ア 概要

指令台、指揮台と併設し指令管制業務に必要な機器等を設置する台として使用できること。

イ 構造仕様要件

構造概要は以下とする。

- (ア) 指令台、指揮台と隣接設置するため、形状及び色調を指令台、指揮台と同等とすること。
- (イ) 本台は指令センター内に設置し、システムの周辺機器等を整然と設置できること。
- (ウ) 制御処理部（PC等）を収容する場合、耐震対策を施すこと。
- (エ) 本台の数量は以下とする。

指令台隣接拡張台 : 3台

指揮台隣接拡張台 : 1台

(22) 非常用受付装置

ア 概要

指令台障害時における受付業務が行える装置であること。

イ 機能仕様要件

- (ア) 指令制御装置及び非常用指令設備の障害発生時に受付が可能であること。
- (イ) 119番通報の保留、保留応答及び切断ができること。
- (ウ) 119番通報着信時に、着信したことを可視可聴にて通知できること。
- (エ) 受話音量の調整ができること。
- (オ) 指令台障害時に119番受付バックアップ用として使用できること。
- (カ) 一般電話機等とし、通常は交換台等に格納し、必要時に設置して使用できること。
- (キ) 多チャンネル長時間録音装置と連動し、通話内容を自動的に録音できること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 商用電源停電時も使用できること。
- (イ) 電話機形状の卓上型構造であること。
- (ウ) 通報の受付に当たって回線切替えが必要な場合は、容易に切替えられるよう接続等を工夫すること。
- (エ) 本装置は指令センター内に設置すること。

エ 機器仕様要件

- (ア) ゲートウェイ装置 : WANポート×1以上、LANポート×18以上
- (イ) LAN切替器 : RJ-45コネクタ×3
- (ウ) 受付用電話機 : 標準電話機インタフェース

2 指揮台

(1) 概要

本装置は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、指令業務の運用状況を管理・監督するためのものである。

(2) 機能仕様要件

指令台と同等の機能を有すること。

(3) 構造仕様要件

指令台と同等の装置で構成すること。

(4) 機器仕様要件

指令台と同等とすること。

3 表示盤

本装置は、指令センター、各本部及び各署所において、消防・救急受付指令業務に必要な車両運用状況、現場地図及び現場映像などを表示できるものである。

(1) 指令センター大型表示盤

ア 概要

本装置は、車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤で構成され、災害情報受付業務に必要な各種支援情報及びシステム運用上必要な情報等を指令センター内に表示し、情報共有と指令管制業務上の意思決定支援を行うためのものである。また、各映像を表示盤名称に関わらず自由な位置に表示できること。指令台、指揮台上の各ディスプレイの画像を表示できること。各表示盤の表示情報の詳細については、別途発注者と協議のうえ決定する。

イ 機能仕様要件

(ア) 車両運用表示盤機能

- a 指令装置、車両運用端末装置等から入力された車両の動態を文字表示できること。
- b 1画面48車両程度の表示ができること。
- c 表示内容は次のとおりであること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
 - (a) 署所名
 - (b) 車両名
 - (c) 車両状況（動態・活動状況等を文字色・背景色別で表示できること。）
 - (d) 代車状況
 - (e) 移動待機・立寄先署所
- d 指令中の当該車両を点滅など、分かるような表示をすること。
- e 当該車両の車両運用端末装置、指令台等で災害出動の入力を行った時点で点滅などを止めること。

(イ) 支援情報表示盤機能

- a 指令装置、気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数等、119番受付件数、現在時刻、気象情報等を表示できること。
- b 表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。
 - (a) 火災、救急件数等及び119番着信件数
火災、救急件数等及び119番着信件数を集計した数値が表示できること。
 - (b) 時刻表示
指令装置の親時計と連動し表示すること。
 - (c) 気象情報
下記の8項目が自動的に表示できること。
 - ① 風向（16方位）
 - ② 最大風速（m/s）
 - ③ 平均風速（m/s）

- ④ 気圧 (hPa)
- ⑤ 気温 (℃)
- ⑥ 相対湿度 (%)
- ⑦ 実効湿度 (%)
- ⑧ 日積算雨量 (mm)

(d) 警報・注意報等

- ① 管内で発表されている警報・注意報の情報が表示できること。
- ② 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
- ③ 火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。

(ウ) 多目的情報表示盤機能

- a 指令台、指揮台にある各ディスプレイの画面を表示できること。
- b BS/地上デジタル放送等のテレビ映像及び録画再生装置 (BS/TV チューナー内蔵) の映像を表示できること。
- c 音声のある映像は、スピーカで当該音声を拡声できること。
- d 発生している事案を視認的に把握するための管内地図を表示できること。
 - (a) 管轄地域内で発生している災害事案の災害点をシンボルとして表示できること。
なお、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
 - (b) 各事案で活動している車両が表示できること。
なお、動態により車両は色分け表示できること。
 - (c) 署所等が表示されている地図であること。
 - (d) 管轄地域が把握できる境界線が表示されている地図であること。非表示とすることも可能であること。
- e 現在活動中の事案の一覧が表示できること。
- f 高所監視カメラ映像、映像通報システム、NET119等を表示できること。
- g 指令センター運用管理カメラ映像が表示できること。
- h 予備の外部入力インタフェースを設けノートパソコン等と接続し画面を表示できること。
- i 各入力信号に対して同期がとれること。
- j 歪み、チラツキ、色ずれ等がないこと。
- k 表示内容は別途発注者と協議のうえ決定する。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤いずれも同一仕様とする。
- (イ) 設置する環境に対して十分な明るさが確保されること。
- (ウ) 視認性が良いこと。(写り込み等の対策がなされていること。)
- (エ) 表示盤下部は扉付き収納とし、映像制御装置等の制御機器を内蔵できること。
- (オ) 多目的情報表示盤機能については、増幅器を具備し音量の調整ができること。
- (カ) スピーカは、増幅器出力に対応できる耐入力スピーカ (2台) を設置すること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 構造 : 高精細 LED バックライト方式を使用した 55 インチ相当×4 面

マルチワイド液晶ディスプレイ

- (イ) 最大解像度 : 1,920×1,080 ドット
- (ウ) 輝度 : 450cd/m² (標準値) 以上
- (エ) コントラスト比 : 1,100 : 1 (標準値) 以上
- (オ) 視野角 : 左右 178 度 上下 178 度 程度

(2) 天吊り式表示盤

ア 概要

指令センターの表示盤両脇に天井吊り下げ型で補助表示盤として設置する。

イ 機能仕様要件

- (ア) TV 映像が表示できること。
- (イ) 高所監視カメラ映像、駆込通報映像、署所監視カメラ映像、基地局用監視カメラ映像及び映像通報システム映像などを表示できること。
- (ウ) システム監視装置及び署所端末電源監視装置による異常検知時のアラーム情報を表示すること。

ウ 構造仕様要件

天井吊り下げ型50インチ以上ワイド液晶ディスプレイであること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 設置場所 : 大型表示盤脇 (左右側) に天吊り式で設置
- (イ) 最大解像度 : 1,920×1,080 ドット
- (ウ) 輝度 : 450cd/m² (標準値) 以上
- (エ) コントラスト比 : 1,100 : 1 (標準値) 以上
- (オ) 視野角 : 左右 178 度 上下 178 度 程度

(3) 映像制御装置 (操作卓・映像録画再生装置)

ア 概要

本装置は、マトリックススイッチャ、映像信号分配器、録画再生装置及び遠隔制御装置から構成し、指令センター表示盤等に映像信号を送出するものである。また、予備の外部入力インタフェースを設け将来導入を予定している映像入力増加に備えること。

イ 機能仕様要件

- (ア) マトリックススイッチャ
 - a 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した表示盤に出力できること。
 - b 入出力信号の選択ができること。
 - c 録画録音出力を有し、選択した映像を録画再生装置で録画録音できること。
- (イ) 映像信号分配器
 - a 各種の映像信号を分岐して、マトリックススイッチャ等に接続できること。
 - b 分岐による映像劣化及びその他の影響を補償できること。
- (ウ) 録画再生装置
 - a テレビ放送の録画ができること。

- b テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。
- c マトリックススイッチャの映像及び音声信号の出力を本装置に入力して録画できること。
- d 録画再生装置は、ハードディスク、DVD、BD 等の全ての方式に対応できること。
- e デジタルビデオカメラ等で撮影した映像を再生できること。
- f 遠隔制御ができること。

(エ) 遠隔制御装置

- a 入力系統と出力系統を選択し、表示盤への出力切替えができること。
 なお、全ての入力系統はいずれの出力系統にも出力できること。また、録画再生装置で録画する映像ソースも選択できること。テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。
- b 入力映像、出力映像は視覚的に判別でき、選択操作できること。
- c 表示盤全12面を自由な組み合わせにて4面を1画面としたマルチ表示ができること。
- d 映像を16パターン以上のプリセットに応じ、容易に出力できること。プリセットパターンは別途打合せのうえ決定する。
- e 音声信号についても入力系統を選択し、スピーカへの出力ができること。

ウ 構造仕様要件

(ア) マトリックススイッチャ

映像機器収納架に収容できること。

(イ) 映像信号分配器

各入力系統元の映像信号を分配し、マトリックススイッチャへの入力信号として取り出せること。

なお、映像信号は劣化しないものであること。

(ウ) 録画再生装置

- a 信号入出力端子は、映像、音声、アンテナ端子、HDMI 等であること。
- b 映像機器収納架に収容できること。

(エ) 遠隔制御装置

タッチパネル型で操作できること。

(オ) 映像制御処理装置

表示する情報と表示する表示盤の選択、制御が行えること。

(カ) 機器構成

No	装置名	数量	備考
1	マトリックススイッチャ	1 式	
2	映像信号分配器	1 式	
3	録画再生装置	1 式	
4	遠隔制御装置	1 台	
5	映像制御処理装置	1 台	

エ 機器仕様要件

(ア) マトリックススイッチャ（映像音声）

- a 入力回路数 : 64回路以上
- b 出力回路数 : 64回路以上

(イ) 映像信号分配器

- a 入力 : 1回路
b 出力 : 2回路以上

(ウ) 録画再生装置

専用リモコンが具備されていること。

(エ) 遠隔制御装置

- a 入力方式 : タッチパネル方式
b ディスプレイ : 10型以上 (カラー液晶ディスプレイ)

(オ) 映像制御処理装置

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
c 主メモリ : 16GB 以上
d 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
e ディスプレイ : 17 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ

(4) 署所出動車両表示盤

ア 概要

指令情報や車両情報などの情報表示装置として各署所に設置するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 車両動態 (車両名称、位置 (町名)、動態) 表示ができること。
(イ) 災害地点を中心として、地図とともに、出動車両の現在位置をリアルタイムに表示できること。
(ウ) 事案一覧を表示し、事案を選択することにより指令情報が表示できること。
(エ) 予備の外部入力インタフェースを設け、ノートパソコン等と接続し画面を表示できること。
(オ) 津市消防本部の署所出動車両表示盤は津市の高所監視カメラ映像が表示できること。
(カ) 鈴鹿市消防本部の署所出動車両表示盤は署所監視カメラ映像が表示できること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 32インチ又は55インチ相当ワイド液晶ディスプレイであること。
(イ) 署所出動車両表示盤映像制御装置として、指令情報出力装置若しくは専用 PC を設置すること。
(ウ) 機器構成

No	消防本部	設置場所	数量	適用装置
1	津市消防本部	各署所1式	13式	・ 32インチワイド液晶ディスプレイ ・ 壁掛け式 ・ 高所監視カメラデコーダ ・ 署所出動車両表示盤映像制御装

No	消防本部	設置場所	数量	適用装置
				置（若しくは指令情報出力装置）
2	鈴鹿市消防本部	・情報指令室：天吊り型 2式 ・消防災害対策室： - 天吊り型 1式 - 可搬型 1式 ・中央消防署事務室： - 壁掛け型 1式 ・中央消防署出動準備室： - 天吊り型 1式 ・西分署、東分署、北分署、鈴峰分署、南署、天名分署： - 壁掛け型 各1式	12式	・55インチ相当ワイド液晶ディスプレイ ・署所出動車両表示盤映像制御装置（若しくは指令情報出力装置）
3	亀山市消防本部	・情報指令室：可搬架台型 1式 ・亀山消防署 1F 事務室： - 壁掛け型 1式 ・関分署 事務室： - 壁掛け型 1式 ・北東分署 事務室： - 壁掛け型 1式	4式	・55インチ相当ワイド液晶ディスプレイ ・署所出動車両表示盤映像制御装置（若しくは指令情報出力装置）

エ 機器仕様要件

(ア) 署所出動車両表示盤液晶ディスプレイ

署所出動車両表示盤仕様は次のとおりとする。

- a 表示方式 : 液晶モニタ方式
- b 画面サイズ : 32 インチ及び 55 インチワイド液晶相当
- c 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット
- d 画面輝度 : 350cd/m²（標準値）以上

(イ) 署所出動車両表示盤映像制御装置

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上（RAID 構成）
- e ディスプレイ : 17 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ

(5) 本部表示盤

ア 概要

該当本部における、出動中車両に関する情報、進行中事案に関する指令状況及び署所監視カメラ映像など該当本部で必要とする情報を表示する表示盤として設置するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 署所出動車両表示盤と同等表示機能があること。

- (イ) 津市消防本部の本部表示盤は津市の高所監視カメラ映像が表示できること。
- (ウ) 鈴鹿市消防本部の本部表示盤は署所監視カメラ映像が表示できること。
- (エ) 鈴鹿市消防本部の本部表示盤は情報指令室に設置の指令情報出力装置の映像も表示できること。
- (オ) 指令センター運用管理カメラ映像が表示できること。
- (カ) 該当消防本部の管内地図が表示できること。
- (キ) 予備の外部入力インタフェースを設け、ノートパソコン等と接続し画面を表示できること。
- (ク) TV 映像が表示できること。また、録画もできること。
- (ケ) 指令センター設置の本部表示盤については、3消防本部の情報表示ができること。
- (コ) 各電子黒板で表示、記載情報の共有ができること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 電子黒板は可搬キャスタ付65インチ以上電子黒板であること。
- (イ) 80インチ表示盤は可搬型であること。
- (ウ) 本部表示盤映像制御装置として、電子黒板及び80インチ表示盤にそれぞれ専用 PC を設置すること。

(エ) 機器構成

No	消防本部	設置場所	数量	適用装置
1	指令センター	指令センター	1式	・電子黒板 1式 ・本部表示盤映像制御装置 1式 ・Web 会議デバイス 1式
2	津市消防本部	2階会議室 3階研修室	2式 2式	・電子黒板 1式 ・80インチ表示盤 1式 ・本部表示盤映像制御装置 2式 ・電子黒板 1式 ・80インチ表示盤 1式 ・本部表示盤映像制御装置 2式
3	鈴鹿市消防本部	4階情報指令室	1式	・電子黒板 1式 ・本部表示盤映像制御装置 1式 ・消防災害対策室にLANポート等を用意し、消防災害対策室等でも使用できること。詳細は別途協議
4	亀山市消防本部	2階情報指令室	1式	・電子黒板 1式 ・本部表示盤映像制御装置 1式 ・2階小会議室、1階災害対策室、防災センターに LAN ポートを用意し、それらの場所でも使用できること

エ 機器仕様要件

- (ア) 80インチ本部表示盤
本部表示盤仕様は次のとおりとする。
 - a 表示方式 : 液晶モニタ 方式
 - b 画面サイズ : 80 インチワイド液晶相当

- c 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット
- d 画面輝度 : 350cd/m²以上
- e 可搬型

(イ) 電子黒板

電子黒板は、可搬キャスタ付きの65インチ以上とし、本部表示盤映像制御装置と接続して映像が表示できるものとする。なお、ネットワークについては、指令系ネットワークを活用して、指令センターと津市、鈴鹿市、亀山市の各消防本部間で情報共有が可能なものとする。

- a 表示方式 : 液晶モニタ LED 方式
- b 画面サイズ : 65v 型ワイド以上
- c 解像度 : 3,840×2,160 ドット以上
- d タッチパネル : 光（赤外線）遮断方式 InGlass 方式
- e 最大輝度 : 440cd/m²
- f 映像入力 : VGA、HDMI、Display port
- g スピーカ出力 : スピーカ内臓（12W+12W）
- h 音声入出力 : ステレオミニジャック（各1系統）
- i インタフェース : RS-232C、USB3.0（6系統以上）、通信用インタフェース、その他、機能を満たすために必要な機器が接続可能なこと。
- j 付属品 : 標準付属品のほか、タッチペン及びイレーサを付属すること。
- k 基準品 : RICOH 製 インタラクティブホワイトボード
- l Web 会議デバイス : RICOH Meeting360 相当（1式）
ノートブック型 PC を含む（指令センターに設置）

(ウ) 本部表示盤映像制御装置（ノートブック型相当）

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 1.5GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 8GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上
- e ディスプレイ : 15 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- f 付属装置 : BD 付き TV チューナ

4 無線統制台

(1) 概要

本装置は、消防機関の保有する消防救急デジタル無線（活動波）の全チャネルを収容し、無線交信を統制するものである。

(2) 構造仕様要件

指令台と同等のデザインであること。

なお、無線統制台には消防救急デジタル無線遠隔制御装置を設置できること。

(3) 機器仕様要件

消防救急デジタル無線遠隔制御装置が設置できる大きさを持ち、指令台、指揮台と同デザインであること。

5 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所・消防車両等へ電送し、指令書を出力するとともに、各表示盤に情報を表示するものである。

(1) 指令情報送信装置

ア 概要

本装置は、出動指令と連動して、指令装置からの出動指令情報及び災害地点周辺地図情報を署所等へ電送するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 出動指令情報の出力は、日本語及び英数カナ文字等で行うことができること。
- (イ) 署所等の指令情報出力装置に対して同報が行うことができること。
- (ウ) 個別署所等に対する出動指令情報を群別及び個別に電送することができること。
- (エ) 指令書は、災害種別に応じて文書指令及び災害地点の地図をA4用紙1枚にまとめたものとする。ただし、記載内容により複数枚になることにも対応すること。
- (オ) 署所等における出動隊の数に応じた枚数を出力する等、災害種別・区分に応じて地図付指令書を送出することができること。

ウ 構造仕様要件

二重化構成となっている他装置への組み込みも可とする。

エ 機器仕様要件

上記装置仕様の機能・構造相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

(2) 指令情報出力装置

ア 概要

本装置は、電送された出動指令情報を署所等で出力するものである。また、指令センターの地図等検索装置と同等の機能、地図の印刷及び届出情報等入力機能を有すること。

イ 機能仕様要件

- (ア) 出動指令情報として、おおむね次の内容を表示できること。
 - a 通報者（氏名、電話番号、性別）
 - b 受付時刻、指令時刻（年・月・日・時・分・秒）
 - c 事案番号
 - d 覚知種別
 - e 災害種別、災害区分
 - f 災害地点（住所、災害地点名等）
 - g 管轄（署所名）

- h 地図頁
- i 指令目標（名称、方位、距離）
- j 気象情報（風向、風速、気温、湿度、気圧、警報・注意報等）
- k 出動車両名
- l 出動次数
- m 災害地点地図（円スケール、届出情報、水利情報、縮尺等含む）
- n 手書き情報

- (イ) 地図上を操作することにより、スクロール・拡大・縮小ができること。また、スクロール・拡大・縮小した地図を指令書として印刷できること。
- (ウ) 指令書の再印刷ができること。
- (エ) 指令書がプレビュー表示できること。
- (オ) 指令書の出力履歴を100件程度保持でき、再出力ができること。
- (カ) 指令書を印字出力しない設定ができること。この場合、指令情報出力装置の画面表示のみとすること。
- (キ) 署所端末装置から指令トーンが送出されてから、自動的に指令書の印字出力ができること。
- (ク) 通常時は地図等検索装置として使用できること。
- (ケ) 車両動態情報、支援情報、進行事案情報の表示ができること。
- (コ) 届出情報入力端末として使用でき、各種届出情報の新規入力、更新が行えること。
- (サ) 道路工事などの届出情報が入力されたときは、道路等の工事期間中通行禁止となるため、地図上に通行禁止マークを表示するとともに、車両運用端末におけるナビゲーションにおいて通行回避処理を行うこと。工事期間が過ぎた時は地図上からマークは自動的に消え道路上の通行も可能とすること。
- (シ) 本装置で使用する地図の種類及び範囲は、次のとおりとする。
 - a 住宅地図 : 津市、鈴鹿市、亀山市、隣接自治体（伊賀市、名張市、松阪市、四日市市、奈良県宇陀郡曽爾村、御杖村、滋賀県甲賀市）
 - b 道路地図 : 1/2.5万 三重県、隣接県（岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県）
: 1/20万 日本全国
 - c 航空写真 : 津市、鈴鹿市、亀山市
 - d 道路ネットワークデータ : 日本全国
 - e タウンページ : 津市、鈴鹿市、亀山市

ウ 構造仕様要件

- (ア) 設置場所に応じて、防塵対策、防滴対策を講じること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- (イ) 24時間365日連続稼働に耐えられることが求められるため、信頼性の高い機器を採用すること。
- (ウ) 本装置1台に対して複数台のプリンタを接続運用でき同じ指令書を出力できること。
- (エ) 機器構成

No	消防本部	設置場所	数量	備考
1	津市消防本部	各署所 1 式	13 式	
2	鈴鹿市消防本部	各署所 1 式 4 階情報指令室 1 式	8 式	
3	亀山市消防本部	各署所 1 式	3 式	

エ 機器仕様要件

(ア) 指令情報出力装置

指令情報出力装置の各種処理機能を制御するものであり、処理内容を支援情報ディスプレイに表示できること。

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

(イ) 指令情報出力ディスプレイ

指令情報出力装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、以下に定める仕様・性能以上であること。

- a 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- c 表示色 : 1,677 万色以上

(ウ) プリンタ

第5 1 (12)に記載の指令台プリンタと同等であること。

6 気象情報収集装置

(1) 概要

本装置は、各種気象センサを各消防本部内に設置し、該当消防本部管内における気象状況を観測処理し、災害対策の支援情報として活用するものである。

各種気象センサで検出した気象データをデータログで取り込み、そのデータを基に現在データ・時報・日報・月報・年報データの作成ができること。

(2) 気象情報収集装置

ア 機能仕様要件

(ア) 気象観測機器

- a 測定範囲
 - (a) 風速 : 0.4～90m/s (ブラシレス磁気パルス)
 - (b) 風向 : 全方位 (磁気エンコーダ方式)
 - (c) 気温 : -50℃～50℃ (白金測温抵抗体式)
 - (d) 湿度 : 0～100% (静電容量方式)

気温計と湿度計は同一の強制通風シェルター内に収容し正確に測定できること。

(e) 気圧 : 800～1,060hPa (シリコン静電容量型3センサ検出方式)

(f) 雨量 : 0.5mm/パルス (転倒ます型パルス方式)

ただし、鈴鹿市消防本部については既設の雨量計からデータを取り込むこと。

(イ) 気象観測装置

a プリントアウト項目 (日本語及び数字印字)

(a) 平均風向及び平均風速

(b) 最大瞬間風速及びその時の風向

(c) 気温 (現在、平均、最高、最低)

(d) 湿度 (現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：平均・最高・最低)

(e) 雨量 (時間積算・10分間最大積算・日積算・積算日数)

(f) 気圧 (現在の現地・海面及び最高・最低)

(g) 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月

(h) 風向頻度

(i) 年月日時分

b データログ機能

(a) 各種グラフ、帳票 (時報、日報、月報、年報) を表示できること。

(b) 時報データはサンプリングできること。

(c) 現在地モニタで全測定項目を一括表示できること。

(d) 天候並びに警報及び注意報をマウスで入力できること。

(e) データは自動的に保存できること。

なお10年以上保存できること。

c データ集計処理機能

(a) 保存データをCSV形式で出力できること。

(b) 保存データを利用し集計処理を行うことができ、帳票出力ができること。

d 結果表示

(a) 各本部で観測結果が表示できること。

(b) 指令センターは支援情報表示盤及び署所等に設置されている装置でも観測結果並びに入力した警報及び注意報が表示できること。

(c) 実効雨量 (累計雨量) の計算ができること。事前に設定した警戒雨量を超えた場合に、警告表示ができること。

e 時刻表示機能

指令装置の親時計と連動し表示すること。

f その他

津市消防本部、鈴鹿市消防本部については、気象情報の過去データを新システムへ移行すること。

イ 構造仕様要件

- (ア) データログ装置等は、自立型の装置架に収容すること。
- (イ) 各気象観測機器は、最適な場所に堅ろうに設置すること。
- (ウ) 各気象観測機器は、点検が容易であること。
- (エ) 各気象観測機器は、気象業務法に定める検定に合格したものであること。
- (オ) 機器構成

No.	名称	数量	備考
1	風向風速発信器	3台	津市消防本部、鈴鹿市消防本部、 亀山市消防本部各1台 気象測器検定合格品 なお、鈴鹿市消防本部の、雨量発 信器は、既設のものを接続するこ と。
2	温度発信器	3台	
3	湿度発信器	3台	
4	雨量発信器（ヒータ付）	2台	
5	気圧発信器	3台	
6	強制通風シェルタ（シロッコファ ン式）	3台	津市消防本部、鈴鹿市消防本部、 亀山市消防本部各1台
7	データログ	3台	

ウ 機器仕様要件

上記機能仕様及び構造仕様を満たす機器仕様を装備すること。

(3) 気象情報集約装置

ア 機能仕様要件

- (ア) 気象情報を一元管理するため、各本部の気象情報集約装置データログを指令回線に接続することで、各本部の気象情報を指令センターに伝送できること。指令センターに設置する気象情報集約装置は各消防本部の気象情報を収集管理できること。
- (イ) 観測データは情報表示部（液晶モニタ）に、本部単位に、全測定項目の最新情報を一括してデジタル表示できること。
一括表示画面で各種気象データごとの傾向（上昇、下降）表示ができること。
- (ウ) 各種グラフ、帳票（時報・日報・月報・年報）が表示、印刷できること。
- (エ) 観測データを基に、処理装置部で日報・月報・年報が作成できること。作成した日報等は市販の表計算ソフト（MS-Excel 等）で読み込み可能な CSV 形式のファイルデータで保存できること。
- (オ) ファイルデータは自動的に保存できること。
- (カ) 処理装置部で10年分以上のファイルデータを保存できること。
- (キ) ファイルデータは、任意に読み込みができ、修正機能を有すること。
- (ク) 気象庁が発表する気象に関する注意報、警報を手動入力できること。また、入力された情報は一括表示画面で表示できること。

イ 構造仕様要件

No.	名称	数量	備考
1	気象情報集約装置	1台	指令センターに設置
2	時刻補正装置	1台	

ウ 機器仕様要件

- (ア) 気象情報集約装置

- a CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- b OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- c 主メモリ : 16GB 以上
- d 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- e ディスプレイ : 21 インチ以上カラー液晶ディスプレイ
- (イ) 時刻補正装置 : GPS 式時計又は電波式時計に接続できること。

7 災害状況等自動案内装置

(1) 概要

本装置は、住民からの災害の問い合わせ等に対して、災害状況等の案内を行うものである。
なお、各消防本部が現在使用している市民向け電話番号を使用できること。

(2) 機能仕様要件

- ア 出動指令発令時には災害案内、案内中事案が終了した時には終了案内、案内対象の事案が存在しない時には平常案内ができること。
- イ 災害発生時案内は災害発生住所及び災害区分について案内すること。
- ウ 災害発生時案内は災害種別（区分）ごとに実施の有無を設定できること。
- エ 事案終了一定時間経過後、災害案内は自動的に平常時文言に切り替わること。
- オ 災害案内は事案ごとに案内対象外・誤報案内への切替えができること。
- カ 平常時（固定文言）案内は、スケジュール設定機能にて、あらかじめ案内を開始する日付、時刻を登録することができ、その時刻になると自動的に案内を開始することができること。若しくは任意の時刻に操作することにより案内を開始することができること。
- キ 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内（固定文言）に切替えての運用ができること。
- ク 平常案内の文言は20種類程度の登録ができ、文言の変更は常時できること。
- ケ 本装置を消防本部ごとに設置することにより各消防本部管内の災害案内ができること。

(3) 構造仕様要件

卓上型

(4) 機器仕様要件

- ア 収容回線数 : 津市消防本部、鈴鹿市消防本部 30回線以上
亀山市消防本部 4回線以上
- イ 回線種別 : アナログ一般回線
- ウ ネットワーク : 100BASE-TX/10BASE-T
- エ 応答録音時間 : 最大60分
- オ 電源 : AC100±10V (50/60Hz)
- カ 付属品 : マイク

8 順次指令装置

(1) 概要

本装置は、災害発生時関係機関等に対して、順次指令を行うものである。

(2) 機能仕様要件

ア 順次指令機能

- (ア) 順次電話連絡ができること。
- (イ) 第5 9 メール一斉指令装置の音声架電機能を利用し、一斉に電話連絡ができること。
- (ウ) 出動指令と連動し、災害種別・区分から該当する連絡先グループ及び連絡文言を自動的に決定できること。
- (エ) 連絡先グループごとに異なる指令文言を設定できること。
- (オ) 連絡先数や予約操作機能は、別途協議とする。
- (カ) 呼び出した連絡先が応答しない場合は、一定時間経過後に自動リトライできること。
- (キ) 事案とは関係なく、あらかじめ登録された文言にて順次連絡ができること。

イ 履歴管理機能

- (ア) 実施した順次指令を履歴表示できること。履歴の内容はおおむね次のとおりとする。
 - a 連絡文言
 - b 連絡先
 - c 電話番号
 - d 応答時刻
 - e 連絡結果
- (イ) 送信履歴一覧を閲覧できること。
- (ウ) 送信履歴一覧から選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。
- (エ) 送信メールの応答結果の記録、表示及びCSV出力ができること。

(3) 機器仕様要件

上記装置仕様の機能・構造相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

9 メール一斉指令装置

(1) 概要

本装置は、指令装置と連携して、登録されている配信先に対して指令情報を電子メール(Eメール)で送信するものである。

(2) 機能仕様要件

ア 基本機能

- (ア) 登録されている配信先に高速でメールを送信できること。
- (イ) 登録者は職員、消防団員他とする。

イ 自動メール送信機能

- (ア) 指令装置から送出された指令情報を送信できること。

(イ) 職員及び消防団員への指令情報メールの内容は次のとおりとする。メール内容の詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

- a 覚知時刻
- b 災害発生場所
- c 災害種別・区分
- d 出動次数
- e 参集アンケート（登庁可否、時間、登庁先、位置情報）

(ウ) 指令装置から送信された指令情報を送信先のグループ（職員、消防団員等）に応じて振り分けた配信ができること。

(エ) メールを送信日時、応答結果等を記録し、表示できること。

(オ) 自動出動指定装置と連動し、事案経過に応じて、メール配信できること。

(カ) 配信先は、職員、消防団員、応援協定市町村（指令センターの代表メールアドレス等）とし、それ以外の配信先に関しては、別途発注者と協議のうえ決定する。

(キ) メールでの配信以外にも以下のメディアへの配信ができること。

- a 電話（音声架電）
- b LINE
- c SNS（X：旧 Twitter 等）

ウ 手動メール送信機能

(ア) 手動による指令情報メールの配信及び再配信ができること。

(イ) 指令情報の他、手入力で作成した連絡・伝達事項の内容をメールで送信できること。

(ウ) 定型文として登録した内容を選択し、送信できること。

(エ) 登録されている配信先の中から選択した一つ又は複数の配信先に送信できること。また、配信先グループ単位での送信ができること。

(オ) 連絡メールに対する応答のアンケートを蓄積し、最新から指定件数分、一覧形式で表示できること。

(カ) メールでの配信以外にも以下のメディアへの配信ができること。

- a 電話（音声架電）
- b LINE
- c SNS（X：旧 Twitter 等）

エ 地図配信サービス機能

指令システムとの連携において、指令台からの緯度、経度を使い、地図サービスにアクセスできるURLを作成してメール本文に掲載することによって、受信側で地図が表示できること。

オ 送信履歴検索機能

(ア) 送信履歴一覧を閲覧できること。

(イ) 送信履歴一覧から選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。

(ウ) 送信メールの応答結果の記録、表示ができること。

(エ) 送信メールの応答結果の自動集計が下記の方法でできること。

- a 一覧表示

b グラフと割合の表示

カ データメンテナンス機能

配信先等のメンテナンスは管理者権限を持つ限られた職員のみ可能であること。

キ 利用者登録機能について

- (ア) QRコードからの登録ができること。
- (イ) 管理ページから管理者が登録できること。
- (ウ) 初期導入時の登録は契約範囲内で受注者が行うこと。
- (エ) 移行に必要なデータ等については、別途発注者と協議のうえ決定する。

ク セキュリティ機能

ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用ができること。

(3) 機器仕様要件

ア メール一斉指令装置

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 21 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

10 NET119 (Ver. 2.0)

(1) 概要

本装置は、ASP方式のNET119通報サービスに登録した利用者が、携帯電話のWeb機能を利用して行った緊急通報を受信する装置である。また、利用者の携帯電話がGPS機能対応の場合にはその位置情報も合わせて表示できること。また、本サービスでは個人情報扱うことから、ASP事業者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

なお、仕様は一般社団法人情報通信技術委員会で定義した NET119(Ver2.0)に準拠すること。

(2) 機能仕様要件

- ア 各社携帯電話（NTTドコモ、KDDI、SoftBank、楽天等）のスマートフォン、フィーチャーフォンでインターネット・メールが可能な市民所有の機種を使用すること。
- イ 利用者情報の登録を指令センター、市役所等の窓口及びインターネットからできること。インターネット回線はグローバル固定IPアドレス付とする。
- ウ 登録された「メールアドレス・備考等」の情報を、利用者が自らインターネットから変更できること。

- エ 登録窓口を任意に複数設定できること。
- オ 登録窓口で使用するアカウントにID・パスワードを発行できること。
- カ 登録された利用者情報は、利用者を登録した窓口アカウントでのみ閲覧できること。ただし、指令センターは全ての利用者情報を、各消防本部は管轄地域の利用者情報を閲覧できること。
- キ 登録された利用者を一覧で表示できること。
- ク 利用者の情報を変更・削除できること。また、変更・削除した場合、自動的に利用者にもその内容が通知されること。
- ケ 利用者情報を1枚（A4サイズ）で印刷できること。
- コ 利用者情報をCSVでダウンロードできること。若しくは、システムエンジニア等の作業により出力できること。
- サ 利用者は、個別に発行された通報URLから、ログインID/パスワードを入力することなく自動的にログインし、通報できること。ただし、発行されたログインID/パスワードを携帯電話のウェブブラウザに保存することによる自動ログインは不可とする。
- シ 利用者は、携帯電話のWeb機能を使い「火災通報」「救急通報」等の選択ボタンにより速やかに緊急通報ができること。
- ス 緊急時、一般市民がNET119操作を速やかに行えるよう、テスト通報による自動応答メッセージ操作の練習機能を有していること。

なお、テスト通報では消防への呼び出しは行わないこと。また、テスト通報を行ったことは管理サイトで日時が確認できること。
- セ 緊急通報時には、下記のいずれかの方法で現在地を取得できること。
 - (ア) GPSによる位置情報取得
 - (イ) Wi-Fiによる位置情報取得
 - (ウ) 簡易位置情報取得
 - (エ) 文字入力（目標物等）
- ソ 利用者の端末に応じてGPSの有無・簡易位置情報取得の有無が自動識別できるデータベースを有していること。
- タ 通報を受信した場合、スピーカ等から音声で通知できること。また、警報表示灯を連動させ、表示灯の点灯と音により通知することができること。また、受信時に着信と同時に通報位置が視覚的にわかるように通報受信画面（通報内容を開く前）の管轄地図上に通報位置が表示されること。また、地図等検索装置の地図上にも通報位置が表示されること。
- チ 通報情報として、通報内容、通報場所の地図表示、利用者の登録情報を表示できること。
- ツ 地図表示を行う際、大まかな住所表示と緯度経度を表示できること。
- テ 通報の受付操作と同時に、通報者に応答開始の旨、伝達ができること。
- ト 通報受信後、チャット画面に遷移し、登録者と指令センターの間で文字による会話が可能であること。また、チャット中はあらかじめ設定した選択肢の押下により回答ができること。
- ナ 通報後に詳細な状況把握を行うため、通報者と指令センターとの間で「文字・画像」により通信が可能なこと。
- ニ 通報情報の詳細を印刷できること。

ヌ インターネットが切断された場合、音・画面表示で通知すること。また、通報監視に合わせて、5分以上のインターネット切断が検知された場合、システムサポート担当者から消防担当者へ電話連絡を行い通知すること。(24時間365日対応とする)

ネ 転送機能として、位置情報の誤差等により管轄外のエリアから通報があった場合に備え、一度受理した通報を、通報場所を管轄する消防本部へ転送できること。転送の際には、転送先の消防本部の受信装置には通報者の利用者情報、通報場所情報及び転送時点までのチャットログ(ルビ付き)を併せて送信すること。また、転送先消防本部から転送元消防本部へ通報を戻すことが可能であること及び転送先消防から別の転送先消防へ通報転送を行う事が可能とすること。

ノ 保留機能として、呼び返しへの応答待ち等、対応中の通報について通報者とのやりとりが一時的に発生しないと見込まれる場合に、当該通報を保留し、受理待ちとなっている他の通報への対応ができること。

ハ 全国の消防本部の管轄を地図上で管理し、自動識別できるデータベースを有し、管轄外で緊急通報を行った場合は、通報者の位置情報を自動認識して、管轄の消防本部名・連絡先を通報画面に表示できること。

ヒ 現在の登録利用者情報の移行

津市消防本部、鈴鹿市消防本部の登録利用者については、再登録の必要なしに継続してサービスを利用できる事とする。ただし、再登録を希望する場合や住民向け説明会の開催を希望する場合は、住民向け登録説明会の開催すること。

フ 亀山市消防本部については、住民向け説明会及び登録説明会等の支援を行うこと。

(3) 障害対応について

ア 24時間365日、職員から故障申告に対応できる窓口を設置すること。

イ 障害が発生して本システムによる通報が行えない事態が発生した際には、障害の内容、影響範囲、復旧予定について速やかに指令センター員に連絡し、復旧した際も速やかに連絡すること。

ウ 事業者間連携による通報にも影響を及ぼすことから、事業者間連携を行っている他事業者にも障害の内容等について共有すること。

(4) 構造仕様要件

ア 本装置は2台構成とし、事案通報時2台の NET119が受理できる構成とする。

イ 本装置は指令ネットワークと接続すること。

ウ 機器構成

No.	名称	数量	備考
1	NET119制御処理装置	2式	NET119 Ver2.0準拠
2	音源ボード	2式	
3	スピーカ	2式	
4	着信表示灯	2式	
5	プリンタ	1台	NET119専用
6	オフィス ソフトウェア	2式	Microsoft Office(Excel)
7	ネットワーク機器	2式	

※ インターネット回線：固定 IPv4 アドレス、ファイアウォール機能のポート開放

(5) 機器仕様要件

ア NET119 制御処理装置

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ NET119 ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 21 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

ウ プリンタ

第5 1 (12)に記載の指令台プリンタと同等であること。

1 1 映像通報システム

(1) 概要

本装置は、音声による119番だけでは把握が困難な視覚的情報をリアルタイムに収集し、住民への口頭指導について映像を付加し伝達することにより、応急手当や救命率の向上、傷病者への予後改善につなげるほか、火災等の指令業務においても、より正確で迅速な災害出動による被害の軽減等市民サービスの向上を図ること。

(2) 機能仕様要件

ア 入力した通報者の電話番号を宛先として、起動URLを記載したショートメッセージサービス（以下「SMS」という。）を指令センターに設置された受信装置（以下「通報受信端末」という。）から送信でき、以下の事項を選択できるようにすること。

- (ア) 映像の録画の選択
- (イ) 通報者の端末の音声チャネルの無効化についての選択
- (ウ) 位置情報の取得についての選択
- (エ) 映像チャネルの解像度（複数段階）と通信帯域の選択
- (オ) 送信メッセージの定型文についての選択
- (カ) アドレス帳からの選択（連絡先登録済みの関係者へ通知を行う場合）

イ 通報受信端末において、通報者が SMS を受け取ってから映像撮影までの画面遷移がわかるような表示がされること。

ウ 通報者は、起動URLからウェブサイトにアクセスし、通報者の端末がリアルタイムに撮影する動画を介して通話できること。

エ 通報受信端末に、あらかじめ保存されている画像（動画、音声を含む）を、通話中の通報者の端末に表示できること。

- オ 通報受信端末において任意の文字を入力し、通話中の通報者の端末に表示できること。
- カ 通報受信端末において、通報者の端末から取得される位置情報を継続的に地図に表示すること。
- キ 通報者の端末から電送される動画の一コマを、通報受信端末又は通報者の端末の操作により、通報受信端末に静止画として保存できること。
- ク 通話終了後、映像の録画を通報受信端末において再生できること。また、映像の録画を通報受信端末にダウンロードできること。
- ケ 通報受信端末において通報者の撮影時間が表示されること。

コ 起動 URL 送信機能

映像通話は通報受信端末から、通報者へSMSで送信されたワンタイムの起動URLを表示することで開始することが可能であること。

なお、異なるSMS送信事業者による冗長化された国内SMS送信機能を有し、一定時間内に送達を確認できない場合、代替回線による送信を促す確認機能を有すること。

サ 録画機能

通報者からの映像を録画する機能を有すること。映像はクラウド上の受託者サーバにて録画保存、一定期間保管後自動削除する機能を有すること。また、録画映像が閲覧可能なURLをSMS若しくはメール送信する機能を有すること。

シ ダウンロード機能

受託者サーバに録画保管された動画をダウンロードする機能を有すること。

ス SMS送信機能

通報者に対して、事前に設定した定型文や任意のテキストをSMSにより送信する機能を有すること。ただし、送信するテキストは起動URLを含む70文字以内とする。

セ 映像共通機能

映像通話中に事前にアドレス登録（電話番号・メールアドレス）した端末に映像共有ができること。また、映像共有可能な端末は、機種を限定しないこととし、Android端末、iPhone端末、Windows端末いずれにも共有できることとする。

ソ 指令台連携機能

(ア) 指令センターに入電された電話番号を当システムに転送し、受け取ることができる連携機能を有すること。

(イ) 通報者端末から送信された映像を指令センターの大型表示盤及び本部表示盤に表示できること。

(3) その他必要な要件

ア クラウド型で機能要件を満たしたシステムを提供すること。

イ サービス期間中における本システムのバージョンアップ、データセンター設置機器の更新、その他の維持管理、通報受信端末等の設定確認及び運用サポートに係る費用についても、初期構築費用に含まれるサービスであること。

ウ 今後、アカウント、映像受信端末が増えた場合でも追加利用料が発生することがないこと。

エ サービス期間中に第三者の特許権侵害の申し立て等によりサービスの提供継続が困難となる

恐れが生じた場合には、以下のいずれかの措置を講ずること映像通報システムの利用者から消防指令センター宛の通報が受理できない事態が発生しないことを保証すること。

- (ア) 同等の機能を有する権利侵害のない他のシステムによる業務の継続。
- (イ) 運用中のシステムにおける権利侵害しているとされる部分の変更。
- (ウ) 使用のための許諾又は権利の取得。
- (エ) その他映像通報システムの利用者からの通報を受理できない事態の発生を回避するために必要な措置。

オ 通報者が使用可能な端末は、SMS と標準搭載ブラウザのみで利用可能とするため以下のとおりとする。

(ア) 本システムをサポートする対応機種は次のとおりとする。

- a iPhone
- b Android

(イ) 本システムをサポートする対応ブラウザは次のとおりとする。

- a iOS : Safari
最新バージョン又は1つ前のバージョン
- b Android : Google
Chrome 最新バージョン又は1つ前のバージョン

(ウ) 本システムをサポートする SMS 対応キャリアは次のとおりとする。

- a NTT ドコモ
- b KDDI
- c SoftBank
- d 楽天モバイル
- e その他、新規キャリアの提供が開始された際は、保守の範囲内で適時対応すること。

(エ) 通報受信端末で、119番通報の発番に対して映像要請をSMS送信し、通報者から映像を表示するほか、SMSメッセージ送信や履歴などの管理機能を利用できること。

(オ) 大規模災害発生時においても、運用が担保されるようデータセンターを二重化した運用とすること。

(カ) 本システム上で取り扱う情報（サーバに記録される情報等）は以下のとおりとすること。

- a 指令員が入力した通報者の電話番号及び送付したSMSの文面
- b 画像（動画（音声を含む））、文字、通報者の端末から取得される位置情報等

(4) 構造仕様要件

No	名称	数量	備考
1	映像通報システム 通報受信端末	3式	
2	マイク付ヘッドセット (USBタイプ)	3式	端末台数分

※ インターネット回線：固定 IPv4アドレス、ファイアウォール機能のポート開放

(5) 機器仕様要件

ア 映像通報受信端末

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ 映像通報ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 21 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

ウ マイク付ヘッドセット

- (ア) 両耳ヘッドホン
- (イ) USB タイプ

1 2 FAX119通報受信装置

(1) 概要

本装置は、FAXによる119番通報受信装置専用として設置する。

(2) 機能仕様要件

- ア 300枚程度のFAX情報を保存できること。
- イ 保存された情報は、受信日時により検索/表示できること。
- ウ 受信したFAX内容をプリンタに自動印字すること。
- エ 指令装置に転送されたFAX画像情報を指令装置の支援情報表示装置の画面に表示できること。
- オ FAX119番着信件数の統計ができること。
- カ 紙切れ警報を知らせる機能を有すること。
- キ FAX119番着信時は指令員の操作によって各FAX受信装置への切り替えができること。

(3) 構造仕様要件

- ア 卓上型であること。
- イ 機器構成

- (ア) FAX119受信装置 : 2台
- (イ) 着信表示灯 : 2台

(4) 機器仕様要件

- ア 形式 : 送受信兼用卓上型
- イ 記録方式 : 半導体レーザー＋乾式電子写真方式
- ウ 読み取り方式 : Dual CIS
- エ 出力サイズ : A4 版
- オ 通信規格 : スーパーG3

1 3 音声合成装置

(1) 概要

本装置は、指令装置と接続し、事案の内容に基づき、予告指令、出動指令及び案内メッセージ等の内容を編集し、合成音声の作成を行うものである。

(2) 機能仕様要件

ア 合成音声作成機能

- (ア) 災害案内等の各用途に応じてそれぞれの言い回しで同時に実行できること。
- (イ) 聞き取りやすさを考慮した音声合成方式とすること。
なお、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
- (ウ) 音声合成による指令中であっても、指令台の操作で指令センター員の肉声による指令ができること。
- (エ) 1つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。
- (オ) 輻輳時は、指令台、指揮台の各席から異なる署所等に対する自動指令が並行して送出できること。
- (カ) 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。
- (キ) 音声信号を回線ごとにレベル調整できること。

イ 履歴管理機能

- (ア) 音声合成の音声データのセットアップは、容易に変更及び増設できること。
- (イ) 音片の追加・変更が必要になった場合は、指令センター員が容易に追加及び変更できると。

(3) 構造仕様要件

ア 初期セットアップとして、10,000語程度の合成音声を受注者が登録すること。

なお、登録する音声は、発注者と協議のうえ決定する。

イ 音声登録容量は、30,000語以上の登録が可能であること。

ウ 本装置は二重化されていること。

エ 機器構成

- (ア) 制御装置 1式
- (イ) スピーカ 1式

ただし、他の装置のスピーカ又はヘッドホンを使用することも可とする。

(4) 機器仕様要件

上記装置仕様の機能相当を満たすものであれば、発注者承認をもって、受注者の提案する構成で可とする。

1.4 出動車両運用管理装置

本装置は、車両動態管理装置及び車両に設置する車両運用端末装置から構成され、車両運用端末装置から車両動態及び車両位置情報等を、公衆パケット通信網・無線LANを介して、車両動態管理装置に電送し自動出動指定装置及び車両運用表示盤等に反映するものである。

(1) 車両動態管理装置

ア 概要

本装置は、車両運用端末装置へ指令情報を送信し、また車両運用端末装置から車両動態情報及び車両位置情報を受信するなど出動車両の情報管理を行うものである。

イ 機能仕様要件

(ア) 指令情報管理機能

- a 自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
 - b 自動出動指定装置から送られてきた以下の指令情報を車両運用端末装置へ送信できること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
 - (a) 災害種別
 - (b) 災害区分
 - (c) 指令時刻
 - (d) 災害住所
 - (e) 対象物名
 - (f) 地図情報（地図ページ、座標）
 - (g) 事案番号
 - (h) 通報者情報
 - (i) 警報注意報
 - (j) 受付時刻
 - (k) 追記情報
 - (l) 出動車両情報
- など

(イ) 車両動態・位置情報管理機能

- a 出動中の車両運用端末装置から適宜送信される車両の位置情報及び車両動態情報を受信すること。
- b 本システム全体で車両動態・位置情報を一元管理でき、指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両動態を表示できること。
- c 車両のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。
- d 車両の動態情報及び位置情報を使用して、直近車両検索結果を自動出動指定装置に反映できること。

(ウ) 車両運用端末データ更新機能

- a 車両運用端末装置が保有する各種情報のデータ更新を無線 LAN 経由で行えること。
- b 無線 LAN 経由でデータ更新した場合、指令センターのデータメンテナンス装置等で各車両の更新状況を確認できること。
- c 配備変更等により、所属と異なる署所に待機中の車両であっても、データ更新ができること。

ウ 構造仕様要件

(ア) 本装置は二重化構成とすること。

なお、他装置との共通予備装置による二重化も可とする。

(イ) 将来の回線増設・回線変更ができるように配慮すること。

(ウ) 署所無線 LAN 設備については、設置場所に応じて、防塵対策、防滴対策を講じること。

エ 機器仕様要件

下記仕様とするが、自動出動指定制御処理装置等による兼用も可とする。

- (ア) CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : Windows Server2022/Linux 相当
- (ウ) 主メモリ : 16GB 以上
- (エ) 記録容量 : 1TB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

(2) 車両運用端末装置 (Ⅲ型)

ア 概要

本装置は、車両等に搭載しモニタ画面に指令情報、地図情報及び支援情報等を受信、表示するものである。また、自車両位置を管理し、災害地点までのナビゲーションを行う機能を有するものである。

イ 機能仕様要件

(ア) 車両動態情報送信機能

- a 携帯電話回線を経由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定した車両動態等の状態が確認できること。また、消防救急デジタル無線システムによるバックアップが可能であること。
- b 専用画面を押下することにより、車両動態、活動状況及び事案経過を設定できること。
- c 車両動態は20種類程度を設定できること。また、車両動態ボタンは、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。
- d 車両動態の設定に関しての完了、エラー等の状況は、色別等により識別できること。
- e 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は、自動再送を行う機能を有すること。
- f 自動再送を含めて車両動態登録が失敗した場合は、次の動態登録時等に、不達の動態情報を合わせて登録できること。
なお、不達だった動態登録の登録時間を保持でき、動態登録成功時に反映させることができること。
- g 設定した動態名及び設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴を表示できること。
- h 移動待機登録の設定及び解除ができること。
- i 地図画面上に表示されている車両動態ボタンを押下することより、次に押すべき車両動態ボタンが自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。
- j 簡易動態登録の地図画面上に表示される車両動態ボタンの表示パターンについては、車両種別ごとにそれぞれ設定できること。

(イ) 自車位置情報検出機能

- a 車両の車速センサ・ジャイロセンサからの進行方向データ等による自律航法機能及びGPS衛星からの電波により自車位置・進行方向等を検出できること。

- b 車速センサの自動学習補正機能を有し、高精度な位置検出を行うことができること。
 - c GPS衛星からの電波を受信できているかどうかを画面上で確認できること。
 - d 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上を図った自転車の位置を地図画面上に表示できること。
 - e 検出された自転車位置情報による走行軌跡を地図画面上に表示できること。
- (ウ) 自転車位置情報送信機能
- a 自転車位置情報は、携帯電話回線により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。また、携帯電話回線不感帯エリアにおいては消防救急デジタル無線システムにより動態情報送信時に位置情報送信のバックアップが可能であること。
 - b 移動中の場合は、任意の距離ごと又は任意の時間ごとに自転車位置情報を管理装置に送信できること。また、任意の距離及び時間を併用した設定でも送信できること。
 - c 移動中に自転車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から指令センター員が変更できること。ただし、安易に変更されるのを防止する策を講じること。
 - d 車両動態情報の送信時にあわせて、自転車位置情報を管理装置に送信できること。
 - e 自動出動指定装置から自転車位置情報の要求があった場合は、自転車位置情報を管理装置に送信できること。
 - f 車両の動態変化状況（出動時、現着時、現発・引揚時及び業務出動時）に応じて、送信間隔を変更できること。
- (エ) 地図表示機能
- a 本装置で使用する地図及び地図の範囲は、次のとおりとすること。
 - (a) 住宅地図 : 津市、鈴鹿市、亀山市、隣接自治体（伊賀市、名張市、松阪市、四日市市、奈良県宇陀郡曽爾村、御杖村、滋賀県甲賀市）
 - (b) 道路地図 : 1/2.5万 三重県、隣接県（岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県）
: 1/20万 日本全国
 - (c) 航空写真 : 津市、鈴鹿市、亀山市
 - (d) 道路ネットワークデータ : 日本全国
 - b 地図データエリア内で任意の位置をスクロール表示することができること。
 - c スクロールは、パンスクロール（指でなぞってスクロールする）機能及び押下した地点を画面中心に移動する機能を有すること。
 - d 縮尺を変更することで段階的に広域地図、詳細地図を表示することができること。また、手動で地図の切替えができること。
 - e 地図表示画面の切替え操作により、航空写真が表示できること。
 - f 自転車位置を中心として、北上表示又は回転表示を選択ができること。
なお、表示状態を容易に確認できること。
 - (a) 北上表示
地図方向が、北が常に上になるように表示できること。
 - (b) 回転表示

地図方向が自動的に回転し、自車の進行方向が常に上になるように表示できること。

- g 地図表示色は、設定時刻による自動切替え又は手動での切替え操作により、昼間又は夜間に適した表示色に設定できること。
 - h 手動による目的地の登録、変更及び削除ができること。その際、地図上に今まで登録された目的地のマークが消去され、新しく登録された目的地のマークが表示されること。
 - i 自車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークを表示又は自車位置と目的地を実線にて結ぶこと。
 - j 自車位置と目的地を1画面内に表示するオートズーム表示ができること。その際、自車位置と災害地点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され、詳細地図が表示されること。
 - k 地図表示を2分割し、異なる地図や目的地と自車位置の地図、目的地とオートズーム表示等、同時に2つの地図を表示できること。
 - l 地図表示を2分割した場合でも、それぞれの地図の縮尺を変更できること。
 - m 地図表示を2分割した場合は、容易な操作で1画面表示に復帰できること。
 - n 手動による地図上の自車位置の修正機能を有すること。
 - o 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
 - p 細かな輝度調整ができること。
 - q 携帯電話回線の通信状態を画面上で確認できること。
 - r 無線 LAN の接続状態を画面上で確認できること。
 - s 自車が出動可能状態かどうか画面上で確認できること。
 - t 防火対象物、危険物施設等をレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報を表示又は非表示に設定できること。
- (オ) 指令情報表示機能
- a 携帯電話回線により管理装置が送信した指令情報を表示できること。
 - b 指令情報を受信した際、ブザーが鳴動されること。
 - c 指令情報を受信した際、モニタの画面上部に容易な操作で指令情報ウィンドウを表示し、次の事案情報を表示すること。
なお、本ウィンドウは引揚又は帰署の動態登録により画面上から自動的に消去すること。
 - (a) 災害種別
 - (b) 災害区分
 - (c) 事案番号
 - (d) 指令時刻
 - (e) 災害地点住所
 - (f) 災害地点地図頁
 - d 指令情報ウィンドウを押下することにより、次の詳細な事案情報を表示できること。
 - (a) 追記情報
 - (b) 目標物
 - (c) 通報者氏名・性別・電話番号
 - (d) 気象情報

- (e) 警報・注意報
- (f) 出動車両
- (g) 受付時刻
- (h) 通報内容（手書き入力装置からの情報も含む。）
- e 車両運用端末装置の操作で、自車が出動している最新の指令情報を受信できること。
- f 指令情報を受信した際、災害地点を目的地として自動設定し、災害地点地図を表示できること。この際、災害地点の地図表示とオートズーム表示の2分割地図画面が表示されること。また、出動登録にて自動的にナビが開始されること。また、災害地点の地図には災害地点を中心とした円スケールを表示すること。
- g 指令情報を受信した際、押し忘れ防止のため「出動」ボタンを画面上の目立つ場所に表示すること。
- h 災害地点付近の防火対象物や危険物施設の情報を一覧表示できること。また、それらの属性情報や図面を表示できること。
- i 無線LAN又は携帯電話網経由で送信された指令情報の受信ができること。また、指令情報の受信を確実にできるよう、車庫内の電波状況を常に最良に保つこと。
- (カ) ルート探索・表示機能
 - a 災害地点（目的地）又は収容先医療機関が設定された場合、自車位置から当該地点までのルートを考慮した距離及びおよその到着予想時刻を探索して、画面に表示できること。
 - b 災害地点（目的地）又は収容先医療機関までの距離及びおよその到着予想時刻の探索に使用されたルートを地図上に表示できること。
 - c 探索ルートのとおり自車が進行しなかった場合に、ルートを自動的に再探索できること。
 - d 指令センターで管理している通行止め情報を取り込むことにより、ルート探索に活用すること。
 - e 車種ごとの車幅と道路幅の情報を考慮したルート探索が可能なこと。
- (キ) 届出情報表示機能
 - a 指令センターで管理している次の届出情報を取り込むことにより、地図画面上にマーク表示できること。詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。
 - (a) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出
 - (b) 煙火打上げ・仕掛け届出
 - (c) 水道断減水届出
 - (d) 道路工事・露店開設届出
 - (e) その他、別途協議
 - b 災害地点付近の最新の届出情報を指令情報とともに受信し、地図画面上にマークを表示できること。また、引揚及び帰署の動態登録により地図画面上から自動消去若しくは操作により表示/非表示を切替えられること。
- (ク) 車両位置表示機能
 - a 同一事案に出動している他車両の位置を地図画面上にマークで表示できること。

- b 他車両の車種を容易に判別できること。
 - c マークの下には他車両の車両名称が表示できること。
 - d 他車両のマーク及び車両名称は、自車が引揚又は帰署の車両動態登録することにより地図画面上から自動的に消去する、若しくは操作により表示/非表示を切替えられること。
 - e 他事案で出動している車両の位置を取得し、地図画面上にマークで表示できること。
- (ケ) 水利予約機能
- a 自車で使用したい水利を予約及び解除できること。
 - b 同一事案に出動している他車両の水利予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
 - c 引揚若しくは帰署の車両動態登録時又は次の出動指令情報受信時は自動的に水利予約状況を解除できること。
 - d 同一事案に出動している他車両が引揚又は帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが消去されること。
- (ク) 情報検索・表示機能
- a 指令センターにて管理している住所情報から、住所一覧を表示できること。また、カナ検索等により住所を検索し、該当する住所付近の地図を表示できること。
 - b 指令センターにて管理している目標物情報から、目標物一覧を表示ができること。また、分類検索、カナ検索、電話番号検索等により目標物を検索し、該当する目標物付近の地図を表示できること。
 - c 指令センターにて管理している医療機関情報から、医療機関一覧を表示できること。
 - d 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターにて管理している防火対象物、危険物施設、水利等の属性情報を表示できること。
- なお、防火対象物、危険物情報においては消防業務支援システムから取り込んだ情報を表示できること。
- e 図面は拡大・縮小表示でき、複数の図面が登録されている場合は、容易な操作で表示を切替えられること。
 - f 測地系に基づく緯度経度で検索できること。また、目的地及び現在地の測地系に基づく緯度経度を取得できること。
- (カ) 自動出動指定装置等との通信機能
- a メッセージ通信
 - (a) 携帯電話回線を使用し、自動出動指定装置とメッセージの送受信ができること。また、消防救急デジタル無線システムによるバックアップが可能であること。
 - (b) 本装置から送信するメッセージは、あらかじめ設定された単語を組み合わせて文章とすることもでき、文字を入力して自由文とすることもできること。
 - (c) 自動出動指定装置から送信されたメッセージを受信すると地図画面上にメッセージがポップアップ表示されること。
 - (d) メッセージ送受信の履歴を20件程度画面に表示できること。
 - (e) メッセージは、一度に30文字程度送信できること。
 - b 医療機関情報から、搬送先医療病院を自動出動指定装置に送信できること。

- c 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターで管理している各種支援情報を表示できること。

(シ) データメンテナンス機能

- a 指令センター員の操作で、指令センターで管理している目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取り込み、反映できること。
- b 指令センター員の操作で、修正した住宅地図情報を取り込み、反映できること。
- c 指令センター員の操作で、修正した図面を取り込み、反映できること。
- d 指令センターで管理している届出情報（詳細は別途協議）を取り込み、反映できること。
- e 指令センター員の操作で、指令センターにて管理しているノード・リンク情報を取り込み、反映できること。
- f 障害等により無線 LAN が使用できない場合においても、USB メモリ等の記憶媒体による代替的な手段でデータ更新ができること。

なお、代替的な手段はやむを得ない場合のみに実施するものとし、セキュリティを確保できる専用の記憶媒体を署所数以上準備すること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) データ記録媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。
- (イ) 各構成機器は、耐衝撃性、耐熱性、防水性に優れた構造であること。
- (ウ) 車両に設置する方法については、発注者と協議のうえ決定する。
- (エ) 車両バッテリーの負担を低減するための機構を有すること。
- (オ) データ通信用車載空中線を付属すること。
- (カ) 出動指令情報を受信した場合、出動隊が車両に乗車してエンジンをかける前の無人状態でも、自動的に起動する機能を有すること。
- (キ) モニタ部は金具等により固定すること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 10インチ以上の画面を持つ IP65以上の防滴対応の Windows 端末であること。
- (イ) 上記仕様、構造条件を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

(3) 車両運用端末装置（Ⅰ型）

ア 概要

車両運用端末装置（Ⅲ型）同等ハードウェアを使用し、車両動態情報設定と送出、自車位置情報送出、指令情報表示機能を有するものである。

イ 機能仕様概要

- (ア) 車両動態情報設定及び送出機能
- (イ) 自車位置情報検出及び送出機能
- (ウ) 指令情報表示機能

ウ 構造仕様概要

車両運用端末装置（Ⅲ型）同等であること。

エ 機器仕様概要

車両運用端末装置（Ⅲ型）同等であること。

(4) 後部座席モニタ

車両運用端末装置（Ⅲ型）の映像を後部座席で閲覧できるモニタ。操作機能等は不要とする。

(5) 車外設定端末装置

ア 概要

本装置は消防車両等に取り付ける動態設定端末である。

イ 機能仕様要件

- (ア) 活動時に動態を設定できること。
- (イ) 防滴対策を施した構造であること。
- (ウ) 動態設定時、車両運用端末装置を介して車両運用管理装置へ車両動態（6動態選択）を送信できること。
- (エ) 割り当てを行う動態は別途発注者と協議のうえ決定する。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。
- (イ) 車両に設置する方法については、発注者と協議のうえ決定する。
- (ウ) 1車両に最大2個まで接続可能であること。
- (エ) 車外設定端末1台で6動態選択が可能なこと。

エ 機器仕様要件

- (ア) 1台で4～6種の動態設定ができること。
- (イ) 車両車種ごとに動態名称を設定できること。

(6) 無線LAN設備

ア 概要

本装置は、署所等の車庫内に設置することで、車両動態管理装置と車庫内の車両間でデータ通信を行うものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 署所等の車庫内に限り、車両運用端末装置との通信に使用できること。
- (イ) 署所等において通信に支障が生じないよう必要数の装置を設置すること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 車庫の天井等に設置できるものであること。
- (イ) 防滴防塵構造であること。

エ 機器使用要件

- (ア) 署所等において通信に支障が生じないよう必要数の装置を設置すること。
- (イ) 通信異常が発生した場合、システム監視装置等で検知できること。

1 5 システム監視装置

(1) 概要

本装置は、指令センター設備の運用状況を管理し、障害発生時において、指令センター員等に対する通知機能を有するものである。

(2) 機能仕様要件

ア 機能仕様要件

指令センター設備の主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、次の複数の監視方式により、様々な視点での監視ができること。各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、発注者と協議すること。

- (ア) 各装置との連携の中心である自動出動指定装置の各機器との接続状況を表示できること。
- (イ) 接点信号による装置状態が監視できること。
- (ウ) データベースサーバの稼働状況が監視できること。
- (エ) 各種ソフトウェアの状態監視ができること。
- (オ) ネットワークに接続された各装置の状態が監視できること。

イ 検出した障害情報を次の方式により、指令センター員等に通知できること。

なお、詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

- (ア) システム監視装置ディスプレイ及び指令センター天吊り式表示盤へメッセージ表示できること。また、軽度・重度等の障害レベル情報も併せて表示できること。
- (イ) ブザー音による通知ができること。
- (ウ) 障害通知書が必要な際に自動又は手動によるプリンタ出力ができること。

ウ 検出した障害情報は履歴管理し、検索、一覧表示及びプリンタ出力ができること。

なお、障害履歴は1年以上保持できること。

エ ログ集積機能

ログを1年以上保管できる仕組みを有していること。

なお、ログの参照・検索・出力は容易な操作により行えること。取得するログ及び対象装置は、別途発注者と協議のうえ決定する。

(3) 構造仕様要件

ア 24時間365日、常時システム監視を行う必要上、専用装置とすること。

イ 障害を通知できる仕組みを具備すること。

(4) 機器仕様要件

ア システム監視装置

- (ア) CPU : Intel Core i5プロセッサ 3.0GHz以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新のWindows
- (ウ) 主メモリ : 8GB以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB以上 (RAID構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 21インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677万色以上

(1) 概要

本装置は、署所端末装置に接続された電源装置の異常監視装置として設置するシステムである。

(2) 機能仕様要件

- ア 署所端末の無停電電源装置の監視結果を指令センターで確認できること。
- イ 異常を検知した時、指令センターの天吊り式表示盤へ異常情報を表示できること。
- ウ バッテリー低下、停電等の識別ができること。

(3) 構造仕様要件

- ア システム監視装置と接続し、システム監視装置で状態の表示ができること。
- イ ネットワークに接続し、遠隔監視できること。
- ウ 機器構成

- (ア) システム監視接続装置 : 1式 (指令センター側)
- (イ) 電源監視装置 : 25式 (各署所側)

(4) 機器仕様要件

- ア システム監視接続装置
システム監視装置に内蔵とする。
- イ 電源監視装置
 - (ア) 制御入力 : 8 回路
 - (イ) 制御出力 : 8 回路
 - (ウ) ネットワーク I/F : 10BASE-T/100BASE-TX 自動切換
 - (エ) 電源 : AC100V 又は DC24V

1.7 電源設備

本装置は、指令センター設備の各装置の瞬断防止及び非常用発動発電機の稼働までの間に、電源を供給する無停電電源装置 (AC100V系)、直流電源装置 (DC48V系) 及び非常用発動発電機より構成され、本システム全体を安定稼働させるものである。

(1) 無停電電源装置 (指令センター)

ア 概要

本装置は、指令センター、通信・無線機器室のコンピュータ系設備 (自動出動指定装置等) 及び関連装置に対して安定した電源を供給するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。
- (イ) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。
- (ウ) 障害等の警報出力 (故障、バッテリー運転等) をシステム監視装置等に表示できること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 無停電電源装置は、機械室に設置すること。
- (イ) 複数の無停電電源装置を組み合わせ設置し、1台の障害によって全指令管制業務が停止することがない構成とすること。
- (ウ) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。

(エ) 補償時間は10分以上とすること。

(オ) 本装置に使用するバッテリーは期待寿命10年以上の MSE 型を使用すること。

エ 機器仕様要件

(ア) 出力電源容量：必要容量を用意すること。

(イ) 停電保証時間：10分間

(ウ) 出力電圧：AC100V 1φ

(エ) 周波数：50Hz/60Hz

(2) 無停電電源装置（各署所）

ア 概要

本装置は、各署所のコンピュータ系設備（指令情報出力装置等）及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

イ 機能仕様要件

(ア) 交流100Vで動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給すること。

(イ) 補償対象の機器は、次のとおりとする。

a 指令情報出力装置（プリンタを除く）

b ネットワーク機器（ONU、ルータ、L2スイッチ等）

c 署所端末装置

d その他、必要な機器

ウ 構造仕様要件

(ア) 署所等のラックに収容できるものであること。

(イ) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。

(ウ) 補償時間は10分以上とすること。

(エ) 本装置に使用するバッテリーは期待寿命5年以上とすること。

エ 機器仕様要件

(ア) 出力電源容量：必要容量を用意すること。

(イ) 停電保証時間：10分間

(ウ) 出力電圧：AC100V 1φ

(エ) 周波数：50Hz/60Hz

(3) 直流電源装置（48V系）（指令センター）

ア 概要

本装置は、指令装置、無線機器及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

イ 機能仕様要件

(ア) 直流48V系の電源設備に接続し、電源供給ができること。

(イ) 整流器及び蓄電池等で構成すること。

(ウ) 整流器はn+1方式とし、各ユニットの容量は指令管制システムを構成する直流-48V系機器の消費電流以上であること。

(エ) 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。

- (オ) 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
- (カ) キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 機械室に設置すること。
- (イ) 使用電圧、電流に適した電圧計、電流計又は計測表示パネルを設置すること。
- (ウ) 架台組込又はロッカー組込とし、スペース確保等の設置場所に適した方法とすること。また、耐震性を考慮し、据付設置とすること。
- (エ) 設置にあたっては、無停止で蓄電池交換等のメンテナンスができるよう配慮されていること。
- (オ) 補償時間は、6時間以上とする。
- (カ) 本装置に使用するバッテリーは期待寿命10年以上の MSE 型を使用すること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 入力電圧 : AC100V 1φ
- (イ) 停電保証時間 : 6 時間以上
- (ウ) 出力電圧 : DC-48V
- (エ) 構造 : キュービクルタイプ

(4) 非常用発動発電機（指令センター）

ア 概要

指令センター及び既設庁舎の一部電源の非常用電源として使用するものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 過負荷から装置を保護する機能を有していること。
- (イ) 異常を自動的に検知し、エンジンを停止する機能を有していること。
- (ウ) 漏電を検知し、回路を遮断する機能を有していること。
- (エ) 異常時は、ランプ、ブザー等で通知すること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 屋外に設置可能な構造であること。（屋外固定式）
- (イ) 72時間以上連続運転可能な燃料タンクを有すること。
- (ウ) エンジンの排気には空気の汚染対策が施されていること。
- (エ) 騒音対策が施されていること。
- (オ) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

エ 機器仕様要件

- (ア) 定格出力 : 100KVA
- (イ) 出力電圧 : AC220V、60Hz、3φ
- (ウ) 燃料 : 軽油
- (エ) 燃料タンク容量 : 72 時間分の燃料を保管できること。
- (オ) 構造 : 屋外一体型

(5) 非常用発動発電機（各署所）

ア 概要

本装置は、鈴鹿市消防本部の各署所に設置し、商用電源停電時に署所の機能を維持するための電力を供給することで、署所の受令装置等の機器を安定稼働させるものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 商用電源停電時に手動で始動できること。
なお、既設非常用発動発電機の仕様と同等とする。
- (イ) 過負荷から装置を保護する機能を有していること。
- (ウ) 異常を自動的に検知し、エンジンを停止する機能を有していること。
- (エ) 漏電を検知し、回路を遮断する機能を有していること。
- (オ) 異常時は、ランプ、ブザー等で通知すること。

ウ 構造仕様要件

- (ア) 屋外に設置可能な構造であること。(可搬型)
- (イ) 6時間以上連続運転可能な燃料タンクを有すること。
- (ウ) エンジンの排気には空気の汚染対策が施されていること。
- (エ) 騒音対策が施されていること。
- (オ) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。
- (カ) 鈴鹿市消防本部の次の署所に設置する。他の署所は既設を継続使用する。
 - a 南消防署
 - b 北分署
 - c 西分署
 - d 東分署

エ 機器仕様要件

- (ア) 定格出力
手動式 : 5.5KVA 以上
 - (イ) 出力電圧 : AC100V、60Hz
 - (ウ) 燃料タンク容量 : 18L 以上
 - (エ) 燃料 : ガソリン
 - (オ) 構造 : 可搬型
 - (カ) 騒音値 : 90db 以下
 - (キ) インバータ方式
- (6) スコットトランス
3相の主電源を単相に変換するもので、必要容量を供給できるものであること。

1 8 避雷装置

本装置は、商用電源系及びNTTライン系から突入する誘導サージ波による機器破壊衝撃を減衰緩和し、指令装置及び無線設備を構成する各機器を保護する装置である。

(1) 高速電源避雷器（指令センター）

ア 概要

本装置は、商用電源系から侵入する誘導雷サージ波による機器破壊衝撃を減衰緩和し、指令センターを構成する各機器を保護する設備である。

イ 構造仕様要件

- (ア) 分電盤内取付け型とする。
- (イ) 指令センターの主電源部に実装する。

(2) 高速電源避雷器（各署所）

ア 概要

本装置は、商用電源系から侵入する誘導雷サージ波による機器破壊衝撃を減衰緩和し、署所に配置された署所端末等の各機器を保護する設備である。

イ 構造仕様要件

- (ア) 分電盤内取付け型とする。
- (イ) 各署所の指令系機器主電源部に実装する。

(3) 高速回線避雷器（指令センター）

ア 概要

本装置は、NTT回線等から侵入する誘導雷サージ波による機器破壊衝撃を減衰緩和し、指令センターを構成する各機器を保護する設備である。

イ 構造仕様要件

- (ア) 配線架又は端子盤取付け型の構造とする。
- (イ) 全ての通信回線に実装する。

(4) 高速回線避雷器（署落とし設置署）

ア 概要

本装置は、NTT回線等から侵入する誘導雷サージ波による機器破壊衝撃を減衰緩和し、署落としを設置した各署所の機器を保護する設備である。

イ 構造仕様要件

- (ア) 配線架又は端子盤取付け型の構造とする。
- (イ) 全ての通信回線に実装する。

1.9 統合型位置情報通知装置

(1) 概要

本装置は、固定電話、携帯電話及び固定IP電話による119番通報に係る発信者の位置情報を受信し、指令台等にその位置情報を表示するものである。

(2) 機能仕様要件

ア 携帯電話

- (ア) 119番通報を受け付けした際、119番回線とは別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信又は発信者番号非通知での通報の場合は、位置情報を要求して取得できること。
- (イ) 指令台の操作で位置情報を要求できること。

- (ウ) 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

イ 固定電話及び固定IP電話

- (ア) 119番通報を受け付けした際、位置情報を要求することにより、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN 回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。
- (イ) 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

ウ 民間事業者からの通報

- (ア) 車両等による民間事業者からの通報（株式会社日本緊急通報サービスが提供するヘルプネット等）を受け付けた際、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）で事業者側から送信される位置情報を受信できること。
- (イ) 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

エ 通報の方式に応じて次のとおり詳細情報が表示されること。

(ア) 携帯電話

- a 電話会社名
- b 電話番号
- c 緯度・経度
- d 誤差半径
- e 高度（携帯電話事業者により対応が異なる任意情報）
- f 高度誤差（携帯電話事業者により対応が異なる任意情報）

(イ) 固定電話

- a 電話会社名
- b 電話番号
- c 住所コード
- d 住所
- e 番地・号
- f 方書き
- g 氏名カナ
- h 氏名漢字

(ウ) 固定IP電話

- a 電話会社名
- b 電話番号
- c 住所コード
- d 住所
- e 番地・号
- f 方書き
- g 氏名カナ

- h 氏名漢字
- (エ) ヘルプネット等
 - a 通報者氏名
 - b 電話番号
 - c 緯度・経度
 - d 誤差半径
 - e 車種
 - f 車体色
 - g 車両登録番号
 - h 通報トリガ
 - i 通報要因

オ 発信地要求報告

発信地を要求した結果の報告資料（通信事業者ごとの月別集計表）が、指令センター員の操作で容易に作成できること。

カ 総務省が示す「携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム技術的条件書」に準拠した位置情報を、消防機関に通知する仕組みを保有する通信事業者からの位置情報受信に対応できること。

(3) 構造仕様要件

ア 二重化構成とすること。

イ IP-VPN網は、「携帯電話・IP電話等からの119番通報に係る発信地位置情報通知用IP-VPNについて（119番の在り方に関する研究懇談会平成18年12月8日事務連絡）」で推奨された2社による1回線ずつの2回線で接続すること。

(ア) NTTコミュニケーションズ

(イ) ソフトバンクテレコム

(4) 機器仕様要件

上記仕様、構造条件を満たす装置であれば、発注者承認をもって受注者標準仕様で可とする。

2 0 情報共有装置

(1) 概要

指令センターで管理している情報をネットワークで共有できること。また、情報の確認はネットワーク上の端末に搭載されているWebブラウザから行うことができ、関係者からの問合せにも迅速に対応できるシステムであること。

(2) 機能仕様要件

ア 表示する各種データは指令システムと共有し、同一サーバで管理されていること。また、指令センターで更新された情報は自動反映されること。

イ Web方式とし、ソフト及びデータのインストールは不要なこと。

ウ 権限設定により、参照や更新の操作を制限することができること。

エ 出動中車両の動態情報などの情報管理ができること。

オ 車両動態は各車両端末及び署所端末装置からの入力と連動していること。また、本システムから動態入力が手動で行え、指令システムへ反映できること。

カ 進行中事案情報の管理ができること。

(ア) 現在処理中の事案状況がリアルタイムに情報管理ができること。

(イ) 事案情報より、災害地点付近の地図と連携が取れること。

(ウ) 手書きメモで入力した情報を事案情報と連携して管理できること。

キ 支援情報の管理ができること。

ク 管理する情報をネットワークに接続された端末で表示ができること。

ケ 期間（指定/以前/以降）、災害種別、災害区分等を指定することで過去事案の検索・表示ができること。

コ 情報管理、情報検索、表示機能の詳細は別途発注者と協議のうえ決定する。

(3) 機器仕様要件

下記仕様とするが、上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

ア 情報共有処理装置

(ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。

(イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows

(ウ) 主メモリ : 16GB 以上

(エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ ディスプレイ

(ア) 表示画面 : 21 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ

(イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上

(ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

2.1 バックアップ拠点設備（署落とし）

(1) 概要

指令センター障害時の非常用指令設備として各本部に設置する。電話機で119番通報を受け付けし、指令は無線等を利用して行うものである。

(2) 機能仕様要件

ア FAX電話機はボタンを押すことによりスピーカ機能で受信者以外にも受信内容が聴取できること。

イ ヘッドセットマイク付で両手を使えること。送受話器ジャックへのアダプタ付加方式も可とする。

ウ FAX が使用できること。

エ FAX 電話機にはコードレス電話機を付属させること。

オ FAX電話機は大容量インクを備えたインクジェット式若しくはトナー式とし、トレイには用紙100程度をセットできること。

カ 加入者電話のほか、衛星電話、携帯電話を備えること。

(3) 構造仕様要件

ア バックアップ拠点設備（署落とし）設置場所は次のとおり。

- (ア) 津市消防本部は中消防署2階会議室
- (イ) 鈴鹿市消防本部は鈴鹿市消防本部4階情報指令室
- (ウ) 亀山市消防本部は亀山市消防本部2階情報指令室

イ 設置機器は次のとおり。

- (ア) FAX 電話機 : 各本部2台
- (イ) 衛星携帯電話 : 津市消防本部 2台
鈴鹿市消防本部2台
亀山市消防本部1台
- (ウ) 携帯電話 : 津市消防本部 2台
鈴鹿市消防本部2台
亀山市消防本部1台

(4) 機器仕様要件

上記仕様を満たす装置であれば、発注者の承認をもって、受注者仕様で可とする。

2.2 消防業務支援システム

本システム装置は、指令センター及び各本部が管理し、使用する各種データを電子化、効率化、ペーパーレス化し、各種データベースの共有化により、迅速かつ的確な消防行政の実現を図る事を目的とする。また、本部ごとにセキュリティが担保されること。

(1) 概要

システム構成は、指令センターに設置する各本部のWebサーバをデータベース管理用コンピュータと位置付け、警防、予防、総務の各部署及び各出先に設置するクライアント（PC端末）からのデータ入力により入力データのオンライン更新が図れるほか、各種集計帳票、国表帳票の出力などが可能なこと。また、自動出動指定装置と連携し、災害受付事案のデータが反映されること。

ア ソフト構成

消防業務支援システムで使用する各アプリケーションは、次のとおりとする。各本部別の必要業務システムのライセンス数については第5 22 (3) 各本部で運用する業務ソフトに記載。

- (ア) 警防業務
 - a 火災事案管理システム
 - b 救急事案管理システム
 - c 救助事案管理システム
 - d その他災害事案管理システム
 - e 車両管理システム
 - f 水利管理システム

g 救命講習会管理システム

h 資機材管理システム

(イ) 予防業務

a 防火対象物管理システム

b 危険物施設管理システム

c 防火・防災管理者管理システム

(ウ) 総務業務

a 職員管理システム

b 業務日報管理システム

(エ) WebGIS

(2) 機能仕様要件

ア 基本動作

(ア) 消防業務支援サーバは、Webサーバ、アプリケーションサーバ、データベースサーバから構成され、クライアント端末からWebブラウザを利用して、データ入出力処理を行うWeb型システムとする。

(イ) クライアント端末にて消防業務支援システムが参照する各種マスタデータは、消防業務支援サーバにて1つのファイルで一括管理とし、クライアント端末に各種マスタデータをインストールしなくても使用が可能であること。

(ウ) 消防業務支援システムネットワーク上に接続されているクライアント端末であれば、あらかじめ消防業務支援システムを利用するクライアント端末を特定することなく、いずれのクライアント端末でもOA業務が可能であること。

(エ) 消防業務支援システムの使用ライセンスは、消防業務支援システムを使用する端末台数分必要とするのではなく、同時に使用する端末台数分とする同時使用ライセンス方式とし、同時使用ライセンス数は消防業務支援サーバでの管理とする。使用ライセンス数は、システムごとに個別で設定可能とすること。

なお、全システムがライセンスフリーでも可とする。

(オ) 将来において端末台数が増加の場合でも、同時に使用する端末数を変更しなければ追加ライセンスの購入は不要とすること。

また、同時使用端末数を増加したい場合には、システムのライセンスを追加購入し、消防業務支援サーバに登録することで、容易に同時使用端末数を増やすことができる仕組みであること。

(カ) 将来消防業務支援システムのバージョンアップ、法改正対応、システム追加を行う際には、消防業務支援サーバのソフトのみを更新対象とし、クライアント端末への更新作業が発生しない仕組みとすること。

(キ) ユーザ独自帳票を、Excelを利用して、容易に作成できる機能を有すること。あわせて、Excelで作成されたユーザ独自帳票も、クライアント端末を特定することなく消防業務支援システムが利用可能な全てのクライアント端末で利用可能なこと。

(ク) 簡易帳票出力はExcelの他に、PDFファイル化する出力方式を選択できること。

イ 台帳入力関係

- (ア) 各消防業務支援システムの台帳入力項目は、必須入力項目、国表集計対象項目の識別ができること。
- (イ) 国表集計にかかわるデータの突合チェックが行え、突合エラーがある場合には、そのエラー内容を文字表示できること。突合エラーを修正する際には、エラー表示を閉じることなく、エラー内容を確認・修正できること。また、システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とする。
- (ウ) 消防業務支援システムの台帳入力項目のチェックを行い、入力間違いがあるときはメッセージ表示にて通知すること。
- (エ) 各消防業務支援システムは、台帳入力項目全てを検索対象項目とし、任意の検索項目、検索条件及び並び替え条件等の出力条件を設定し検索ができること。検索操作はSQL関数等の知識を必要とせず簡単に操作できること。また、検索条件の再利用もできること。
- (オ) 各消防業務支援システムは、十分な予備項目をあらかじめ具備し、稼動後も必要時容易に入力項目の追加が可能であること。
- (カ) 各消防業務支援システムは、掲示板機能を具備し、システムごとに各システム利用者へ連絡事項を簡単に登録することで、システムごとに登録された情報の掲示ができること。
- (キ) システムから帳票出力した際には、自動的に結果をクライアント画面に表示し自 PC に登録されているプリンタに出力できること。
- (ク) サイズの大きい帳票の内容が簡単に確認できるよう、ズームイン、ズームアウトを可能とすること。また、直接表示倍率を指定できること。
- (ケ) 特定語句をキーワードにして帳票内を検索し、該当する箇所を結果一覧で表示できること。また、該当結果をクリックすることで、即座に該当ページを表示できること。
- (コ) 出力された帳票に関連するファイルを台帳に紐づけて保存できること。
- (サ) 帳票にはパスワードを付与し、印刷結果を表示する際にパスワードを求めることができること。又は印刷結果にパスワードを設定することができること。
- (シ) 順次画面を遷移させる機能に併せ、効率的に業務を進められるよう、作業したい画面に簡便な操作で遷移することができること。
- (ス) 各消防業務支援システムには図面、画像、資料などのファイル添付機能を有すること。敷地台帳の中に棟別台帳となるなど、階層構造でファイルが登録できること。ファイル添付は種類に制限無く、登録ができること。

ウ システム管理

- (ア) 各消防業務支援システムには、ユーザ管理機能を具備し、「どの消防業務支援システムを使用中か」を管理者が把握できる機能を有すること。
- (イ) サーバで管理されているデータベースは個人情報扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースのスキーマを閲覧できないものとする。また、消防業務支援システム以外から情報を抜き出すことができないシステム構築を行うこと。
- (ウ) 運用後の法改正や規則変更迅速かつ低コストで対応できること。

エ 警防業務

(ア) 火災事案管理システム

a 指令台事案情報取込

事案情報の取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている火災事案情報を火災台帳の作成時に活用できること。事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案進行中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みができること。

b 台帳作成、報告書印刷

指定された絞り込み条件に基づいて火災台帳に登録された火災情報の一覧表示を行い、登録・修正する火災情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び隊別の活動や災情報等の入力ができること。台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。入力したデータは、Excelで作成した報告書に反映させて印刷ができること。報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

火災処理等オンライン報告用の国表を出力でき、データで報告できること。

d 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

e 突合機能

火災報告や調査表を出力する前に突合チェックを行い、火災処理等オンライン報告用データを作成する前に消防本部内で事前にチェックする機能があること。

f 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、市町村ごとの火災件数や合計損害額などの帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けが行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。また、火災処理等オンラインシステム指定フォーマットのCSVデータの出力ができること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」の各入力状況を管理する機能を有すること。入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認でき

ること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡便に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

(イ) 救急事案管理システム

a 指令台事案情報取込

事案情報の取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている救急事案情報を事案台帳や救護者台帳などの作成時に活用できること。事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案進行中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みができること。

b 台帳作成、報告書印刷

指定された絞り込み条件に基づいて救急事案台帳に登録された救急情報の一覧表示を行い、登録・修正する救急情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び搬送実態調査表に必要な項目や観察情報等の入力ができること。台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。入力したデータは、Excel で作成した報告書に反映させて印刷ができること。報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

救急事故等報告要領の様式に沿った国表を出力できること。

d 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、県へ提出する前に消防本部内で事前にチェックする機能があること。この突合チェックは、消防庁オンラインシステムと同等のチェックとすること。

f 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、署所ごとの出動件数や搬送人員などの帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。また、ウツタイン様式調査オンライン処理システムに一括登録するために必要な項目をCSVデータで出力できること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」の各入力状況を管理する機能を有すること。入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡便に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

(ウ) 救助事案管理システム

a 指令台事案情報取込

救助事案業務で事案情報取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている救助事案情報を救助事案画面へ表示できること。事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案進行中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みができること。

b 台帳作成、報告書印刷

指定された絞り込み条件に基づいて救助事案台帳に登録された救助情報の一覧表示を行い、登録・修正する救助情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び隊別の活動情報等の入力ができること。台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。入力したデータは、Excel で作成した報告書に反映させて印刷ができること。報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

救助業務実施状況調の様式に沿った国表を出力できること。

d 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、県へ提出する前に消防本部内で事前にチェックする機能があること。この突合チェックは、消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックとすること。

f 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、署所ごとの活動件数や救助者人員などの帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」の各入力状況を管理する機能を有すること。入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡便に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

(エ) その他災害事案管理システム

a 指令台事案情報取込

その他災害業務で事案情報取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されているその他災害事案情報をその他災害台帳画面へ表示できること。事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案進行中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みができること。

b 台帳作成、報告書印刷

指定された絞り込み条件に基づいてその他災害事案台帳に登録されたその他災害情報の一覧表示を行い、登録・修正するその他災害情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、活動情報、被害情報及び隊別の活動情報等の入力ができること。入力したデータは、Excelで作成した報告書に反映させて印刷ができること。報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

d 突合機能

システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。

e 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、署所ごとの活動件数や災害種別ごとの被害状況などの帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

h CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

i 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」の各入力状況を管理する機能を有すること。入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

j 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡便に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

(オ) 車両管理システム

a 台帳作成

(a) 車両情報をもとに車両台帳を作成し、名称・所属・車検・損害賠償保険・共済保険等の管理ができること。

(b) 配備されている各消防車両の日々の走行距離、使用燃料量、使用目的の各情報管理ができること。

b 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

c 突合機能

システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。

d 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、所属ごとの車両数などの帳票を作成する機能があること。

e 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

f 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

- g CSV出力
入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。
- (カ) 水利管理システム
 - a 台帳作成
水利情報をもとに、水利台帳を作成し、消火栓・防火水槽・井戸・プール・海・その他の情報管理ができること。また、国の水利充足率の算出ができること。
 - b 国表集計
消防防災・震災対策現況調査表の様式に沿った消防水利の国表を出力できること。
 - c 独自帳票印刷
各本部が必要とする独自帳票を作成すること。
 - d 突合機能
システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。
 - e 簡易帳票作成
縦・横項目に条件を入力することで、地区ごとの消火栓設置数などの帳票を作成する機能があること。
 - f 独自帳票作成・印刷
Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。
なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。
 - g 予備項目
記録したい項目を追加できる機能があること。
 - h CSV出力
入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。
- (キ) 救命講習会管理システム
 - a 台帳作成
救命講習会の受付、受講者基本情報、修了者情報の各情報管理ができること。受講者登録はCSVデータの取り込み機能を有すること。
 - b 国表集計
救急事務実施状況調の様式に沿った救命講習に関する国表を出力できること。
 - c 独自帳票印刷
各本部が必要とする独自帳票を作成すること。
 - d 突合機能
システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。
 - e 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、講習会ごとの出欠者数などの帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

h CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

(ク) 資機材管理システム

a 鈴鹿市消防本部が保有する資機材について、修理等の情報を管理できること。

b 以下に示す管理情報を登録できること。

(a) 資機材情報

保有資機材の情報を管理できること。情報として、資機材名、配置場所、配置車両、購入年月日、数量、備考等を管理できること。入力画面から資機材一覧台帳等の印刷ができること。

(b) 修理履歴

資機材の修理点検履歴を管理できること。情報として、故障日、修理日、修理内容、修理業者、費用、備考等を管理できること。

(c) 資機材の所属（配置）履歴を管理できること。情報として、所属署所、開始日、区分等を管理できること。

c 独自帳票印刷

鈴鹿市消防本部が必要とする独自帳票を作成すること。

オ 予防業務

(ア) 防火対象物管理システム

a 台帳作成

指定された絞り込み条件に基づいて防火対象物台帳に登録された防火対象物情報の一覧表示を行い、登録・修正する防火対象物情報を選択することで、選択した台帳へ遷移できること。防火対象物情報をもとに防火対象物台帳を作成し、敷地・棟・階・設置単位情報を管理することができること。また、入力された防火対象物台帳をもとに一部届出の受理や履歴の管理、査察違反や立入検査の履歴管理ができること。

b 事務処理

確認申請・計画通知・許可申請などの届出入力ができ、入力することにより棟別台帳が自動更新する機能を有しているもの。また、査察チェック表が印刷でき、査察結果の入力

ができること。受付文書はシステム導入後においてもシステム管理者によって追加ができること。

c 国表集計

防火対象物実態調査の様式に沿った国表を出力できること。集計値は消防庁が提供する消防庁オンラインシステムに適合したデータで出力できること。

d 査察管理業務

(a) 査察チェック表作成

指定された絞り込み条件に基づいて防火対象物台帳に登録された敷地情報を検索し、その棟別ごとの査察チェック項目を設けることができること。チェック項目は棟ごとに保存できること。

(b) 査察計画

指定された絞り込み条件に基づいて防火対象物台帳に登録された棟別情報を検索し、査察計画を作成できること。

(c) 査察結果入力

① 査察日、査察種別、査察実施員氏名、立会者の登録ができること。

② 査察項目、指示内容、根拠法令を入力できること。

③ 査察結果入力画面において、あらかじめ登録している指示内容文例から選択ができること。また、追記することができること。

(d) 査察照会

是正計画届出日、完了日を管理することで、違反内容が改善されたか確認ができること。

e 違反管理業務

(a) 違反覚知日から違反対象外日又は違反是正完了日までを管理できること。

(b) 違反状況によって覚知、勧告、警告、命令、是正等を判別することができること。

(c) 敷地台帳一覧画面で違反状況の区分で抽出ができること。又はExcel変換にて違反一覧を出力できること。

f 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。

g 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、県へ提出する前に消防本部内で事前にチェックする機能があること。また、システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。

h 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、町ごとの棟数などの帳票を作成する機能があること。

i 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

j 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

k CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

(イ) 危険物施設管理システム

a 台帳作成

指定された絞り込み条件に基づいて危険物施設台帳に登録された危険物施設情報の一覧表示を行い、登録・修正する危険物施設情報を選択することで、選択した台帳へ遷移できること。危険物施設情報をもとに危険物台帳を作成し、事務所・施設・危険物品を管理できること。施設は一般取扱所など12種類に分け、さらに少量危険物・指定可燃物・圧縮アセチレン・毒劇物も管理ができること。また、入力された危険物台帳をもとに一部届出の受理や履歴の管理などができること。

b 事務処理

設置許可・完成検査など各種申請・届出入力ができ、届出入力することにより施設台帳が自動更新する機能があること。受付文書はシステム導入後においてもシステム管理者によって追加ができること。また、査察チェック表を印刷することができ、査察結果の内容を入力できること。

c 査察管理業務

(a) 査察チェック表作成

指定された絞り込み条件に基づいて危険物台帳に登録された危険物施設情報を検索し、施設区分を活用することで、製造所等の内容に沿った査察チェック表を作成できること。

(b) 査察計画

指定された絞り込み条件に基づいて危険物台帳に登録された危険物施設情報を検索し、査察計画を作成できること。

(c) 査察結果入力

① 査察日、査察種別、査察実施員氏名、立会者の登録ができること。

② 査察項目、指示内容、根拠法令を入力できること。

③ 査察結果入力画面において、あらかじめ登録している指示内容文例から選択ができること。また、追記することができること。

(d) 査察照会

是正計画届出日、完了日を管理することで、違反内容が改善されたか確認ができること。

d 違反管理業務

- (a) 違反覚知日から違反対象外日又は違反是正完了日までを管理できること。
- (b) 違反状況によって覚知、勧告、警告、命令、是正等を判別することができること。
- (c) 事業所台帳一覧画面で違反状況の区分で抽出ができること。又は Excel 変換にて違反一覧を出力できること。
- e 国表集計
危険物規制事務調査表の様式に沿った国表を出力できること。
集計値は消防庁が提供する消防庁オフラインシステムに出力できること。
- f 独自帳票印刷
各本部が必要とする独自帳票を作成すること。
- g 突合機能
国表を出力する前に突合チェックを行い、県へ提出する前に消防本部内で事前にチェックする機能があること。また、システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。
- h 簡易帳票作成
縦・横項目に条件を入力することで、地区ごとの施設数などの帳票を作成する機能があること。
- i 独自帳票作成・印刷
Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。
なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。
- j 予備項目
記録したい項目を追加できる機能があること。
- k CSV出力
入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。
- (ウ) 防火・防災管理者管理システム
 - a 台帳作成
防火管理者情報をもとに防火管理者台帳を作成し、防火管理者個人情報の管理ができること。また、防火管理者の受講者管理を行い受講者台帳の作成ができること。さらに、受講者登録は、あらかじめ決められた CSV データ以外にも別のシステムから出力した CSV データの形式を変えることなく取り込み、受講者台帳の作成が行えること。別のシステムから出力した CSV データの形式は、発注者が別途指示する。
その他の会員管理として講習会の履歴、個人情報の管理ができること。会員管理は原則、講習会ごとに管理できるものとするが、座学講習（オンライン講習を含む）及び実技講習を伴う講習に関して、容易に変更できることとする。
 - b 独自帳票印刷

各本部が必要とする独自帳票を作成すること。帳票出力はExcelの他にCSV、PDFファイル化する出力方式を選択できること。

c 突合機能

システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。

d 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、講習会ごとの受講者数などの帳票を作成する機能があること。帳票出力はExcelの他にCSV、PDFファイル化する出力方式を選択できること。

e 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

f 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

g CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

h 検索機能

検索結果からは容易に該当の台帳画面に遷移し、データメンテナンスが可能であること。

また、検索条件の再利用もできること。検索結果が複数ある中から任意の結果を選択でき、印刷ができること。

i 再交付

各種講習会の修了証を再交付する際に、再交付した事由等を（交付日、交付理由等）を入力することで会員登録情報に反映できること。

カ 総務業務

(ア) 職員管理システム

a 台帳作成

消防職員情報をもとに職員台帳を作成し、氏名・年令・本籍・住所・学歴・職業・家族・研修講習履歴・免許資格・賞罰・任免発令・昇給・被服等支給などの管理ができること。

b 国表印刷

消防防災・震災対策現況調査表の様式に沿った国表を出力できること。

c 独自帳票印刷

亀山市消防本部が必要とする独自帳票を作成すること。

d 突合機能

システム運用時、若しくはシステム設計時に、発注者と協議のうえ、消防独自の突合条件を設計・設定し突合チェックを可能とすること。

e 簡易帳票作成

縦・横項目に条件を入力することで、階級ごとの資格取得状況などの帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

h CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

(イ) 業務日報管理システム

a 各職員が容易に勤務開始時刻、勤務終了時刻及び執務状況の入力ができること。

b 構成人員、隊編成人員の登録ができること。

c 執務状況、災害発生状況の登録、修正及び削除ができること。

d 勤務日誌の印刷ができること。

e 各組織単位で集計期間を設定することで集計を印刷で、CSV等でデータ出力できること。

f 統計用コードに一覧表が印刷できること。

g 勤務日誌決裁権者の設定ができること。

h 津市消防本部が必要とする独自帳票を作成すること。

キ WebGIS

消防業務支援システムで各台帳の位置情報を登録するための基本地図機能であり、以下の機能を有すること。

(ア) 地図データは地図等検索装置のデータと共有し、同一のサーバで管理されていること。また、地図等検索装置で更新された情報は本システムでも自動反映されていること。

(イ) 完全な Web 方式とし、クライアントパソコンはブラウザだけで動作し、ソフト及びデータのインストールは不要なこと。

(ウ) 各種シンボルが表示された地図がプリンタに印刷できること。

(エ) 本地図機能により、予防系データ、水利データの位置入力や地図が表示できること。また、指令台の事案データの地図が表示できること。

(オ) シンボル表示、地図の拡大・縮小、スクロール表示ができること。

(カ) 消防業務支援システムと連動した地図表示を基本とするが、単独での検索も可能とし、住所検索、目標物検索、ページ検索、座標検索ができること。

(キ) 使用する地図

- a 住宅地図 : 津市、鈴鹿市、亀山市、隣接自治体（伊賀市、名張市、松阪市、四日市市、奈良県宇陀郡曽爾村、御杖村、滋賀県甲賀市）
- b 道路地図 : 1/2.5万 三重県、隣接県（岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県）
- 1/20万 日本全国

ク 支援連携サーバ

(ア) 概要

本装置は、消防業務支援システムと自動出動指定装置等のデータ交換用ゲートウェイ装置とし、各種データベースの共有化により、迅速かつ的確な消防行政の実現を図る事を目的とする。

(イ) 機能仕様要件

- a 消防業務支援システムで修正した、防火対象物、危険物施設、水利の台帳情報を記録できること。
- b 消防業務支援システムの各台帳において指令連携用に添付した図面を格納できること。
- c 指令システムは本サーバの修正情報を元に台帳情報を支援情報として取り込みできること。

ケ 査察用タブレット

本装置は、査察対象となる防火対象物施設、危険物施設の台帳情報を査察用モバイル機器に格納し、査察業務の情報入力及び帳票出力を可能とし、署外においても査察情報の整備ができる機能であること。

(ア) 台帳情報

査察業務に利用する台帳情報は、簡便な操作で消防支援サーバから査察用モバイル機器に格納できること。同様に、査察業務終了後には、簡便な操作で査察用モバイル機器から消防支援サーバに査察業務後の台帳情報を反映できること。

(イ) 排他制御

査察対象として、消防支援サーバから査察用モバイル機器に格納された台帳情報は、査察用モバイル機器から消防支援サーバに査察業務後の台帳情報が反映されるまで、署に配備されるクライアント端末から修正・削除等できないように排他制御を行うこと。

コ 事案情報連携

指令台の事案情報を消防業務支援システムに取込むことができること。

サ 予防情報機能

防火対象物、危険物施設台帳の情報を指令台の支援データとして取込むことができること。また、WebGIS機能で位置登録ができること。指令台に渡されたデータは、地図シンボルとして、また、本データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として地図等検索装置で表示できること。

シ 水利情報機能

水利台帳の情報を指令台の支援データとして取込むことができること。また、WebGIS機能で位置登録ができること。指令台に渡されたデータは、地図シンボルとして、また、本データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として地図等検索装置で表示できること。

ス 車載端末連携

本連携により更新された、防火対象物、危険物施設、水利の各情報やそれらにリンクした画像・属性情報は、車載端末にも反映できること。また、車載端末で入力した傷病者の情報は消防業務支援システムへ反映できること。詳細については別途発注者と協議のうえ決定する。

(3) 各本部で運用する業務ソフト

消防本部	業務	システム	ライセンス数	摘要
津市 消防本部	警防業務	火災事案管理システム	10ライセンス	
		救急事案管理システム	20ライセンス	
		救助事案管理システム	10ライセンス	
		その他災害事案管理システム	10ライセンス	
		水利管理システム	10ライセンス	
		救命講習会管理システム	5ライセンス	
	予防業務	防火対象物管理システム	20ライセンス	
		危険物施設管理システム	5ライセンス	
		防火・防災管理者管理システム	5ライセンス	
	総務業務	業務日報管理システム	20ライセンス	
	その他	WebGIS	10ライセンス	
鈴鹿市 消防本部	警防業務	火災事案管理システム	15ライセンス	
		救急事案管理システム	20ライセンス	
		救助事案管理システム	5ライセンス	
		車両管理システム	5ライセンス	
		水利管理システム	9ライセンス	
		救命講習会管理システム	7ライセンス	
		資機材管理システム	7ライセンス	
	予防業務	防火対象物管理システム	15ライセンス	
		危険物施設管理システム	6ライセンス	
		防火・防災管理者管理システム	3ライセンス	
	その他	WebGIS	10ライセンス	
亀山市 消防本部	警防業務	火災事案管理システム	9ライセンス	
		救急事案管理システム	9ライセンス	
		救助事案管理システム	9ライセンス	
		その他災害事案管理システム	8ライセンス	
		水利管理システム	8ライセンス	
	予防業務	防火対象物管理システム	4ライセンス	
		危険物施設管理システム	4ライセンス	
	総務業務	職員管理システム	1ライセンス	
	その他	WebGIS	8ライセンス	

(4) 構造仕様要件（本部別）

ア 指令センター、協議会事務局

No.	名 称	数量	備 考
1	消防業務支援クライアント		
	(1) クライアント (デスクトップ)	7台	指令台 6台 協議会事務局 1台
	(2) クライアント (ノートブック)	10台	
	(3) プリンタ	1台	指令台同等品
2	ネットワーク機器	1式	
3	支援連携サーバ	1式	

イ 津市消防本部

No.	名 称	数量	備 考
1	消防業務支援サーバ	1式	
2	消防業務支援クライアント		
	(1) クライアント (デスクトップ)	26台	
	(2) クライアント (ノートブック)	86台	
	(3) プリンタ	32台	指令台同等品
	(4) カラープリンタ	2台	指令台同等品
3	ネットワーク機器	1式	
4	査察用タブレット	20台	可搬プリンタ、ハンディスキャナ、キーボード、キャリングバッグ含む

ウ 鈴鹿市消防本部

No.	名 称	数量	備 考
1	消防業務支援サーバ	1式	
2	消防業務支援クライアント		
	(1) クライアント (デスクトップ)	30台	
	ア 21インチモニタ付き PC	9台	
	イ 27インチモニタ付き PC	15台	
	ウ モニタ無し PC	6台	市のモニタを共用
	(2) クライアント (ノートブック)	18台	
	(3) プリンタ	9台	指令台同等品
	(4) カラープリンタ	1台	指令台同等品
	(5) スキャナ	1台	指令台同等品
3	ネットワーク機器	1式	
4	査察用タブレット	8台	可搬プリンタ、ハンディスキャナ、キーボード、キャリングバッグ含む
5	KM スイッチ	15台	
6	KVM スイッチ	6台	

エ 亀山市消防本部

No.	名 称	数 量	備 考
1	消防業務支援サーバ	1式	
2	消防業務支援クライアント		
	(1)クライアント（ノートブック）	13台	
	(2)27インチモニタ	3台	
	(3)プリンタ	5台	指令台同等品
	(4)スキャナ	1台	指令台同等品
3	ネットワーク機器	1式	
4	査察用タブレット	2台	キーボード、キャリングバッグ

(5) 機器仕様要件

ア 消防業務支援サーバ

- (ア) CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : Windows Server2022/Linux 相当
- (ウ) 主メモリ : 16GB 以上
- (エ) 記録容量 : 1TB 以上（RAID 構成）
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) バックアップ装置 : NAS 装置等
- (カ) データベース : Actian Zen Serve 又は Pervasive SQL Server 相当
- (キ) システム運用ソフト : Magic XPA Server 相当
- (ク) 標準搭載ソフト : ウイルス対策ソフト
- (ケ) モニタ : 15 インチ以上（指令システム共用でも可）

イ 支援連携サーバ

下記仕様とするが、発注者承認をもって、受注者の提案する構成でも可とする。

- (ア) CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : Windows Server2022/Linux 相当
- (ウ) 主メモリ : 16GB 以上
- (エ) 記録容量 : 1TB 以上（RAID 構成）
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) 標準搭載ソフト : ウイルス対策ソフト
- (カ) モニタ : 15 インチ以上

ウ 消防業務支援クライアント端末（デスクトップ型）

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows

- (ウ) 主メモリ : 16GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 512GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) ディスプレイ
- a 表示画面 : 21 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- b 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- c 表示色 : 1,677 万色以上
- (カ) 標準搭載ソフト : Microsoft Office Professional
Acrobat Reader
Symantec Endpoint Protection
セキュアプライム UFE
Jw cad
- (キ) 付属品 : マウス、キーボード、セキュリティワイヤー、マウスパッド
- エ 消防業務支援クライアント (ノートブック型)
- (7) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 1.5GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) ディスプレイ : 15 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (カ) 標準搭載ソフト : Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)
Acrobat Reader
Symantec Endpoint Protection
セキュアプライム UFE
Jw cad
- (キ) 付属品 : マウス、セキュリティワイヤー、マウスパッド
- オ KM スイッチ
- カ KVM スイッチ
- キ プリンタ
第5 1 (12) プリンタに記載の指令台プリンタと同等であること。
- ク カラープリンタ
第5 1 (13) カラープリンタに記載の指令台カラープリンタと同等であること。
- ケ スキャナ
第5 1 (14) スキャナに記載の指令台スキャナと同等であること。
- コ 査察用タブレット
- (7) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 1.7GHz と同等以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。

(イ) OS	: 動作確認の取れた最新の Windows
(ロ) メモリ	: 8GB 以上
(エ) 記憶装置	: SSD 256GB 以上
(オ) 入力方式	: タッチ方式、キーボード方式
(カ) インタフェース	: 無線 LAN、USB 他
(キ) カメラ	: リアカメラ (800 万画素)
(ク) 電源	: バッテリーパック
(ケ) 防塵・防滴	: IP65 準拠
(コ) ディスプレイ	: 静電容量式マルチタッチパネル、保護フィルム付き
a 表示画面	: 10.1 型以上
b 画面解像度	: 1,920×1,200 ドット以上
c 表示色カラー	: 1,670 万色以上
(サ) モバイルプリンタ	: A4 用紙が印刷できること。
(シ) ハンディスキャナ	: 仕様については、別途発注者と協議のうえ決定する。
(ス) キャリングバッグ	: 査察タブレット、モバイルプリンタ、キーボード、ハンディ スキャナ収納用

2 3 外国語対応（三者通話）

- (1) 119 番回線、内線、加入回線、専用線通話に三者通話、割り込み通話ができること。
- (2) 119 番通報者が外国人である場合、指令台操作パネル等からワンタッチで「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番多言語対応」の電話通訳センターとで三者通話が行えること。
- (3) 三者通話中に、その指令台で事案作成ができること。

2 4 高所監視カメラ

(1) 概要

本装置は、高所監視カメラ、カメラ制御装置及び監視カメラ制御卓により構成され、撮影した発災地映像を指令センター等に表示するものであること。

なお、高所監視カメラは、三重県庁に設置し、指令台連携用パソコンを介して、災害発生時は自動出動指定装置と連動し、自動で発災地映像を撮影できるものとする。

(2) 機能仕様要件

ア 高所監視カメラの操作は指令センターで行えるものとする。

イ 電動ズームレンズ及び雲台を搭載し、リモートコントロールによりズームイン/ズームアウト/パン/チルト操作ができること。

ウ 高所監視カメラ制御卓からの操作により、任意の地点にカメラを向けることができること。

エ 高所監視カメラは、発災地が確定することにより、自動的に発災地にカメラを向け撮影ができること。

オ 高所監視カメラの撮影方向を地図に表示できること。

カ 夜間も撮影できること。

キ 高所監視カメラ映像は次のように表示できること。

(ア) 全て指令センター大型表示盤に表示できること。

(イ) 津市消防本部全署所の署所出動車両表示盤、本部表示盤に表示できること。

(ウ) 高所監視映像モニタ装置及び県庁の既設表示盤に表示できること。

(エ) 高所監視カメラの映像伝送は広域イーサネットを経由するため映像伝送容量は 6Mbps 程度であること。

(3) 構造仕様要件

No	適用装置	数量	内訳（設置場所）
1	高所監視カメラ	1式	津市消防本部（三重県庁）
2	カメラ制御装置	1式	津市消防本部（三重県庁）
3	指令台連携装置	1式	津市消防本部（指令センター）
4	監視カメラ制御卓	1式	津市消防本部（指令センター）
5	高所監視映像モニタ装置	3台	津市消防本部（津市役所：既設流用） 久居消防署、中消防署事務室（壁掛け型）

(4) 機器仕様要件

ア 高所監視カメラ

(ア) 撮像素子 : Global Shutter CMOS センサ×3 枚

(イ) 光学システム : 2/3 型 RGB プリズム

(ウ) 最低被写体照度 : 0.0015Lx @F1.4 *映像レベル 50%

(エ) 映像フォーマット : 4K/HD 対応
2160p、1080p、1080i、720p (59.94 or 50Hz)

イ 高倍率レンズ

(ア) ズーム比 : 45 倍

(イ) エクステンダ : 2 倍

(ウ) 焦点距離 : 19.4～874mm

ウ カメラハウジング

(ア) 耐水性 : 防まつ形

(イ) 装備 : ワイパー、ウォッシャ、ヒーター、デフロスタを備えること。

エ 電動旋回台

(ア) 耐水性 : 防まつ形

(イ) 回転角度 : 水平 : 350 度 程度
垂直 : 上20度、下70度 程度

(ウ) 回転速度 : 水平 : 0.1 度/s～10 度/s 程度
垂直 : 0.1度/s～5度/s 程度

(エ) 停止精度 : ±0.5 度程度

オ カメラ制御装置

(ア) 機能 : 動作信号で作動する電動旋回台ズームレンズ等の動作指令を行う。

- (イ) ローカル操作 : ズーム、フォーカス、パン・チルト（速度可変）、エクステンダ、ワイパー、ウォッシャ等
- (ウ) デコーダ : 映像出力 (HD-SDI 1080i, 720p/SD-SDI 480i, 575i)
: 圧縮方式 H. 264
: 映像設定 接続カメラ/エンコーダの設定から選択
: ビットレート 6Mbps 程度までデコード可能なこと。
: ネットワーク Ethernet 10Base-T/100Base-TX
- (エ) 時刻文字発生機 : 機能 地点名を表示できること。
: 映像入力 HD-SDI 1 系統
: 映像出力 HD-SDI 1 系統
: 文字数 全角 20 文字程度
: 時刻 時刻表示可能なこと。
- (オ) スイッチャ : 対応規格 MPTE292M 準拠(HD-SDI) 又は同等規格
: 入力信号 4 系統程度
: 出力信号 4 系統程度
: 外部制御 10Base-T/100Base-TX、RS-232C 等

カ 指令台連携装置

指令台連動用パソコン

上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

キ 監視カメラ制御卓

- (ア) HDD レコーダ : 記憶容量 4TB 以上
- (イ) 操作用ディスプレイ : 表示画面 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
: 解像度 1,920×1,080 ドット以上
: 表示色 1,677 万色以上
- (ウ) 操作パソコン : CPU Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
: OS 動作確認の取れた最新の Windows
: 主メモリ 8GB 以上
: 記憶容量 SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (エ) 操作パネル : 雲台操作用のスティックを備えること。

ク 高所監視映像モニタ装置（津市市役所：可搬型表示盤、ただし、既設流用）

- (ア) 表示方式 : 液晶方式
: 画面サイズ 55 インチワイド液晶
: 解像度 1,920×1,080 ドット
: 画面輝度 350cd/m²（標準値）以上
- (イ) 設置方法 : キャスタ付き架台取付。

ケ 高所監視映像モニタ装置（壁掛け表示盤）

- (ウ) 表示方式 : 液晶方式
 : 画面サイズ 32 インチワイド液晶相当
 : 解像度 1,920×1,080 ドット
 : 画面輝度 350cd/m² (標準値) 以上
- (エ) 設置方法 : 久居消防署及び中消防署の事務室壁面に設置

2.5 署所監視カメラ

(1) 概要

本装置は、鈴鹿市消防本部中央消防署の出動状況等をモニタ画面にて確認するものであること。

(2) 機能仕様要件

- ア 映像は映像制御装置モニタ、鈴鹿市本部表示盤及び鈴鹿市署所出動車両表示盤に表示できること。
- イ 夜間の撮影ができること。
- ウ 映像は一定期間の録画ができること。
- エ モニタ装置からズーム制御及び回転制御ができること。
- オ 各カメラの設置場所は工事図面によるが、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

(3) 構造仕様要件

- ア 映像制御装置は鈴鹿市消防本部情報指令室に設置すること。
- イ カメラは防塵・防水規格を満たしていること。
- ウ 設置場所に応じて死角を低減するための対策を施すこと。詳細は発注者と協議のうえ決定する。

エ 機器構成

No	適用装置	数量	設置場所
1	署所監視カメラ	11台	鈴鹿市消防本部中央消防署
2	署所監視カメラ映像制御装置	1式	鈴鹿市消防本部4階情報指令室

(4) 機器仕様要件

ア 署所監視カメラ性能

- (ア) 撮像素子 : 1/2.8 型 CMOS (有効画素数 210 万画素) 以上
- (イ) ズーム : 光学 3.1 倍 (電動ズーム/電動フォーカス)
 電子 最大 4.6 倍
- (ウ) フォーカス範囲 : 0.3m から無限大
- (エ) 回転角度 : 水平 : 350 度 程度
 垂直 : 0 度から 90 度 程度 (水平から真下)
- (オ) ネットワーク : 10BASE-T/100BASE-TX、RJ45 コネクタ

イ 署所監視カメラ映像制御装置 (レコーダ)

下記仕様とするが、上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) 外部記憶装置 : HDD4TB 以上
- (カ) モニタ端子 : HDMI1 系統以上

ウ ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

2.6 指令センター運用管理装置

(1) 概要

本装置は、指令センター内に設置した運用管理カメラで、指令センターの運用状況を多目的表示盤及び本部表示盤映像制御装置を経由して、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部等で、指令センター内の運用状況を映像で表示できるものである。

(2) 機能仕様要件

- ア 映像は指令センター内の多目的表示盤等に表示できること。
- イ 本部表示盤映像制御装置を経由して、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部等で指令センター内の映像を表示できること。
- ウ 映像は一定期間の録画ができること。
- エ モニタ装置からズーム制御及び回転制御ができること。
- オ モニタ装置等から、カメラの電源を制御できること。
- カ 各カメラの設置場所は工事図面によるが、詳細は発注者と協議のうえ決定する。

(3) 構造仕様要件

映像制御装置は指令センター内に設置すること。

- ア カメラは防塵・防水規格を満たしていること。
- イ 設置場所に応じて死角を低減するための対策を施すこと。詳細は発注者と協議のうえ決定する。

ウ 機器構成

No	適用装置	数量	設置場所
1	運用管理カメラ	2台	指令センター内
2	運用管理カメラ映像制御装置	1式	指令センター事務室
3	運用管理カメラ映像表示モニタ	1台	指令センター事務室

(4) 機器仕様要件

- ア 運用管理カメラ性能

- (ア) 撮像素子 : 1/2.8 型 CMOS (有効画素数 210 万画素) 以上
- (イ) ズーム : 光学 3.1 倍 (電動ズーム/電動フォーカス)
電子 最大 4.6 倍
- (ウ) フォーカス範囲 : 0.3m から無限大
- (エ) 回転角度 : 水平 : 350 度 程度
垂直 : 0 度から 90 度 程度 (水平から真下)
- (オ) ネットワーク : 10BASE-T/100BASE-TX、RJ45 コネクタ

イ 運用管理カメラ映像制御装置 (レコーダ)

下記仕様とするが、上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

- (ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- (ウ) 主メモリ : 8GB 以上
- (エ) 記録容量 : SSD 256GB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
- (オ) 外部記憶装置 : HDD4TB 以上
- (カ) モニタ端子 : HDMI1 系統以上

ウ ディスプレイ

- (ア) 表示画面 : 23 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,920×1,080 ドット以上
- (ウ) 表示色 : 1,677 万色以上

2.7 指揮隊端末

(1) 概要

本設備は、指揮隊にノート型端末又はタブレット型端末を配置し、現場と指令センターでの事案情報、活動状況を相互に送受信できること。

(2) 機能仕様要件

ア 基本機能

- (ア) 端末の不正使用防止のため、端末起動時にユーザ名・パスワードの設定ができること。
- (イ) 4G 又は 5G 回線を利用し、VPN 等で安全にアクセス可能であること。
- (ウ) 端末をウイルスから保護するためのセキュリティを考慮すること。

イ 地図表示・操作

- (ア) 道路地図及び住宅地図を表示できること。
- (イ) ピンチイン、ピンチアウトによる地図の拡大縮小 (地図種自動切替)、フリック操作によるスクロールが可能なこと。
- (ウ) 災害地点付近図など2画面分割表示ができること。

ウ 地図検索・属性表示

(ア) 住所データ（町、丁目、番地、号）の入力により、該当地点を検索できること。

住所データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国住所情報（番地・号レベル）まで対応した検索ができること。

(イ) 電話番号による検索ができること。電話番号データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国施設情報まで対応した検索ができること。

(ロ) 分類・名称による対象物検索ができること。対象物データは、自動出動指定装置で管理しているデータだけでなく、全国施設情報まで対応した検索ができること。

(エ) 緯度経度を常時表示できること。また、世界測地系及び日本測地系のいずれにも対応できること。

(オ) 出動している車両の位置をアイコン表示できること。

(カ) 地図上の対象物、水利等をシンボルマーク表示できること。また、マークを選択することで、マークに登録されている属性情報（文字や画像等の詳細情報）を表示できること。

エ 事案情報表示

(ア) 活動中の事案の一覧が表示できること。一覧から指令要求を行うことで、自動指定装置より事案詳細情報を取得し、地図画面上に指令情報及び災害地点にマーク表示できること。

(イ) 活動中及び終了した災害事案において受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況及び、時刻、事故種別等の事案情報を確認できること。

オ 車両状況表示

全車両の最新の車両状況を一覧表示でき、自動更新機能によって定期的な表示内容の更新ができること。

カ 消防業務支援情報表示

防火対象物、危険物施設及び届出、水利情報、警防計画、活動マニュアル等の消防業務支援情報が表示できること。

(3) 構造仕様概要

ア ノート型端末又はタブレット型端末を各署指揮車両に搭載できること。

イ 端末は、防滴・防塵・衝撃・振動に強い堅牢型とすること。

ウ 端末の OS 動作保証が成されていること。

エ 地図・車両表示・支援情報が表示できること。

(4) 機器仕様要件

ア 指揮隊サーバ

上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

イ 指揮隊端末

(ア) CPU : Intel Core i5 プロセッサ 1.7GHz と同等以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。

(イ) OS : 動作確認の取れた最新の Windows

(ロ) 主メモリ : 8GB 以上

(エ) 記憶装置 : SSD 256GB 以上

(オ) 入力方式 : キーボード入力方式、タッチ方式、若しくはタッチ方式のみ

- (カ) インタフェース : 無線 LAN、USB 他
- (キ) カメラ : リアカメラ (800 万画素)
- (ク) 電源 : バッテリーパック
- (ケ) 防塵・防滴 : IP65 準拠
- (コ) ディスプレイ : 静電容量式マルチタッチパネル、保護フィルム付き
 - a 表示画面 : 10.1 型以上
 - b 画面解像度 : 1,920×1,200 ドット以上
 - c 表示色カラー : 1,670 万色以上
- (ク) プリンタ : モバイルプリンタ

2 8 配線架台

(1) 概要

本装置は各種電話回線及び通信回線を集約・結線する配線架である。

(2) 構造仕様要件

ア 特引き申請により、引き込んだ電気通信事業者の回線を端子台で整理し、整然と配線処理ができる様に配慮されたものであること。

イ 電気通信事業者が設置している保安器を乗り越えて入る雷サージに対して、回線避雷器により、アースに流すことで装置を保護できること。

ウ 庁舎電気設備にて設置されている専用アースに接続設置できること。

エ ジャンパリング (1 パーチカルあたり 7 個付き)

オ 表示板付

カ マウントフレーム別

キ 1 パーチカルあたり最大 700P (UCS 端子 10 対マガジン)

ク T 字金具ワイドタイプ付

ケ 適用端子板

(ア) UCS 端子 8 対マガジン/10 対マガジン

(イ) QDF 端子 8 対マガジン/10 対マガジン

(ウ) クローネ端子 8 対モジュール/10 対モジュール

(エ) RT 端子板 (T 字金具標準タイプへの交換により実装可)

(オ) TSR 端子板 (T 字金具標準タイプへの交換により実装可)

(カ) N200U、200UTS (T 字金具標準タイプへの交換により実装可)

(キ) DF-40 号 VA ジャック盤 (T 字金具標準タイプへの交換により実装可)

(ク) KD8000 (T 字金具標準タイプへの交換により実装可)

(ケ) 機器構成

MDF : 1 式

(3) 機器仕様要件

ア 定格絶縁電圧 : 600V

イ 絶縁抵抗 : 100MΩ 以上

ウ 耐電圧	: AC2500V1分間
エ 端子形状	: ラッピング

2 9 消防庁舎内電話設備

(1) 消防本部用電話交換機

ア 概要

本設備は、IP 交換機等から構成され、津市役所・消防本部・署所間の事務用内線を収容し、各回線間及び局線への接続による通話機能を有するとともに、指令システムと接続を可能とするものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 消防本部・署所との通話は広域イーサネットにより統合し、相互通話ができること。
- (イ) 内線からの局線への自動発信通話ができること。
- (ウ) 局線の内線転送ができること。
- (エ) 光 IP 回線を接続できること。
- (オ) 局線発信時に部署毎のダイヤルイン番号通知機能を有すること。(発注者の指示による)
- (カ) 自動応答機能を備えること。メッセージを所定の時間帯に自動で応答・解除できること。
- (キ) 留守番電話機能を備えること。不在時に着信した電話について、メッセージを録音できること。
- (ク) 通話録音機能を備えること。
- (ケ) 詳細の設定は発注者の指示に従うものとする。
- (コ) 津市消防本部、津市役所、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、各々の署所等に内線延長ができること。
- (サ) 着信音識別

内線呼出信号は、局線からの着信と専用線、内線相互の着信を識別できること。
- (シ) 代理応答

予め定めた群内の内線に着信があった場合、同一群内の内線でその着信に特番ダイヤルにて代理応答できること。
- (ス) 内線三者通話

通話中に他内線を呼出し、三者通話できること。
- (セ) 打合せ・通話転送
 - a 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。
 - b 転送誤操作が生じた場合は、保留回線を転送した内線に接続させること。
- (ソ) ダイヤル変換

押ボタンダイヤル信号、ダイヤルパルスの変換ができること。
- (タ) 保留
 - a 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
 - b 保留中の相手に対し保留音を送出すること。
- (チ) 局線保留

a 局線と通話中の内線において、特番ダイヤルで局線を一時保留できること。

b 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。

c 通話転送

(a) 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。

(b) 転送誤操作が生じた場合は、局線を転送した内線に接続させること。

(c) 短縮ダイヤル

局線及び中継線に対し電話番号を短縮ダイヤル登録できること。また、短縮ダイヤル発信できること。

(ツ) その他の機能

(a) 構内放送

特番ダイヤルにより増幅器の起動（ループ方式）及び増幅器へ音声出力する放送トランクを設け、内線から庁内放送ができること。

(b) 一般電話機・多機能電話機の接続

内線に一般電話機及び多機能電話機を接続し、各種機能の運用・通話ができること。

(c) 番号計画自由設定

内線番号・特番を自由に番号設定できること。

(d) 指令センター電話機は DSS（32 鈕）を 1 台につき 4 台接続できること。

ウ 構造仕様要件

(ア) 本装置は、震度6強相当に耐えられる構造であること。

(イ) 制御方式は、デジタル電子回路方式又は蓄積プログラム方式であること。

(ウ) 停電時、本装置に 3 時間以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。

(エ) 内線延長に関しては、広域イーサネットを経由して接続すること。

(オ) 交換機回線数（本部）

a 局線トランク（光 IP 回線対応）容量 : 32 回線以上

b 局線トランク（ISDN 回線対応）容量 : 12 回線以上

c 局線トランク（アナログ加入回線）容量 : 14 回線以上

d 内線トランク（一般）容量 : 8 回線以上

e 内線トランク（多機能）容量 : 96 回線以上

f IP 内線ライセンス : 30 回線以上

g PHS 用トランク容量 : 24 回路以上

h 放送トランク容量 : 1 回線以上

i 専用線 : 0D/LD 接続機能を有すること。

エ 機器仕様要件

(ア) 制御方式 : 蓄積プログラム制御方式

(イ) 通話路方式 : PCM 時分割方式

(ウ) 使用電源 : AC100V±10V 50/60Hz

(エ) ダイヤル方式 : 押しボタン式、ダイヤル式

(オ) その他 : 電気通信事業者の技術基準による。

(2) 署所用電話交換機

ア 概要

本設備は、IP 交換機等から構成され、消防本部・署所間の事務用内線を収容し、各回線間及び局線への接続による通話機能を有するとともに、指令システムと接続を可能とするものである。

イ 機能仕様要件

- (ア) 消防本部・署所との通話は広域イーサネットにより統合し、相互通話ができること。
- (イ) 内線からの局線への自動発信通話ができること。
- (ウ) 局線の内線転送ができること。
- (エ) 光 IP 回線を接続できること。
- (オ) 局線発信時に部署毎のダイヤルイン番号通知機能を有すること。(発注者の指示による)
- (カ) 自動応答機能を備えること。メッセージを所定の時間帯に自動で応答・解除できること。
- (キ) 留守番電話機能を備えること。不在時に着信した電話について、メッセージを録音できること。
- (ク) 通話録音機能を備えること。
- (ケ) 詳細の設定は発注者の指示に従うものとする。
- (コ) 津市消防本部、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、各々の署所等に内線延長ができること。
- (サ) 着信音識別
内線呼出信号は、局線からの着信と専用線、内線相互の着信を識別できること。
- (シ) 代理応答
予め定めた群内の内線に着信があった場合、同一群内の内線でその着信に特番ダイヤルにて代理応答できること。
- (ス) 内線三者通話
通話中に他内線を呼出し、三者通話できること。
- (セ) 打合せ・通話転送
 - a 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。
 - b 転送誤操作が生じた場合は、保留回線を転送した内線に接続させること。
- (ソ) ダイヤル変換
押ボタンダイヤル信号、ダイヤルパルスの変換ができること。
- (タ) 保留
 - a 通話中回線を特番ダイヤルにより、保留できること。
 - b 保留中の相手に対し保留音を送出すること。
- (チ) 局線保留
 - a 局線と通話中の内線において、特番ダイヤルで局線を一時保留できること。
 - b 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。
 - c 通話転送

(a) 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。

(b) 転送誤操作が生じた場合は、局線を転送した内線に接続させること。

(c) 短縮ダイヤル

局線及び中継線に対し電話番号を短縮ダイヤル登録できること。また、短縮ダイヤル発信できること。

(d) 構内放送

特番ダイヤルにより増幅器の起動（ループ方式）及び増幅器へ音声出力する放送トランクを設け、内線から庁内放送ができること。

(e) 一般電話機・多機能電話機の接続

内線に一般電話機及び多機能電話機を接続し、各種機能の運用・通話ができること。

(f) 番号計画自由設定

内線番号・特番を自由に番号設定できること。

ウ 構造仕様要件

(ア) 本装置は、震度6強相当に耐えられる構造であること。

(イ) 制御方式は、デジタル電子回路方式又は蓄積プログラム方式であること。

(ウ) 停電時、本装置に3時間以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。

(エ) 内線延長に関しては、広域イーサネットを経由して接続すること。

(オ) 交換機回線数（中消防署）

a 局線トランク（光 IP 回線対応）容量	: 32 回線以上
b 局線トランク（ISDN 回線対応）容量	: 6 回線以上
c 局線トランク（アナログ加入回線）容量	: 8 回線以上
d 内線トランク（一般）容量	: 8 回線以上
e 内線トランク（多機能）容量	: 32 回線以上
f IP 内線ライセンス	: 30 回線以上
g PHS 用トランク容量	: 12 回路以上
h 放送トランク容量	: 1 回線以上
i 専用線	: 0D/LD 接続機能を有する

(カ) 交換機回線数（署所）

a 局線トランク（光 IP 回線対応）容量	: 32 回線以上
b 局線トランク（ISDN 回線対応）容量	: 6 回線以上
c 局線トランク（アナログ加入回線）容量	: 8 回線以上
d 内線トランク（一般）容量	: 8 回線以上
e 内線トランク（多機能）容量	: 16 回線以上
f IP 内線ライセンス	: 30 回線以上
g PHS 用トランク容量	: 8 回路以上
h 放送トランク容量	: 1 回線以上
i 専用線	: 0D/LD 接続機能を有する

(3) 多機能電話機

ア 概要

操作ボタン等を配置した本体と送受話器からなり、通話相手を選定した音声通話ができること。

イ 機能仕様要件

- (ア) 消防本部・署所が供給する回線機能を全て使用できること。
- (イ) 機能釦 30 個以上とする。
- (ウ) 液晶表示画面を有していること。

ウ 機器構成

(ア) デジタル型多機能電話機	: 152 台
a 指令センター	: 13 台
b 津市消防本部	: 139 台
(イ) 共同指令センター直通電話機（内線延長接続）	: 14 台
a 鈴鹿市消防本部	: 10 台
b 亀山市消防本部	: 4 台

(4) DSS コンソール装置

ア 概要

本装置は、指令センターに設置する多機能電話機に接続併設し、代表電話の受付を始め各内線への接続、転送する等の中継的役目を果たすこと。

イ 機能

- (ア) 内線選択ボタン及び内線話中ランプを 60 以上有すること。
- (イ) 指令室の多機能電話機と連動して機能すること。

ウ 機器概要

- (ア) 卓上型であること。
- (イ) 内線 1 台に 4 台構成とする。
- (ウ) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

エ 機器構成

DSS コンソール装置	: 24 台
-------------	--------

オ 機器仕様

(ア) 形式	: 外線ワンタッチ発信/内線選択型
(イ) 接続回線	: 消防本部電話交換機内

(5) PHS 電話機

ア 概要

衣服ポケットに収容可能な電話機であり、ワイヤレスで電話交換機と接続して使用する。

イ 機器構成

(ア) PHS 電話機	: 119 台
指令センター	: 14 台
津市消防本部	: 105 台

- (イ) PHS アンテナ : 80 台
 - a 屋内用 : 63 台
 - 津市消防本部 : 63 台
 - b 屋外用 : 17 台
 - 津市消防本部 : 17 台
- (ウ) バッテリー : 119 個
- (エ) 充電器 : 119 式

ウ 機器仕様要件

- (ア) アンテナ
 - a 無線周波数 : 1.9GHz 帯
 - b 適用回線 : 2 線式又は 4 線式デジタル
 - c 給電方式 : センター給電
 - d 通話用チャンネル数/台 : 3 チャンネル/台

- (イ) PHS 電話機
 - a 液晶表示画面を有していること。
 - b 電話帳機能を有すること。

- (6) 衛星携帯電話機 : 7 台

次期衛星電話サービスワイドスターⅢ相当品とする。

- (7) FAX 送受信装置

ア 概要

本FAXは指令システムとは連動せず単体で事務用FAXとして使用するものであること。

イ 設置場所

- (ア) 共同指令センター 1 台 合計 1 台
 - 事務連絡用 FAX
- (イ) 消防本部用 FAX (津市) 各 1 台 合計 2 台
 - a 消防総務課用 FAX
 - b 消防救急課用 FAX
- (ウ) ・消防署用 FAX (津市) 各 1 台 合計 14 台
 - a 中消防署 庶務予防担当用
 - b 中消防署
 - c 中消防署 西分署
 - d 中消防署 安濃分署
 - e 北消防署
 - f 北消防署 河芸分署
 - g 北消防署 芸濃分署
 - h 久居消防署
 - i 久居消防署 南分署
 - j 久居消防署 美里分署

k 久居消防署 香良洲分遣所

l 白山消防署

m 白山消防署 一志分署

n 白山消防署 美杉分署

ウ 機器仕様要件

- (ア) 使用回線 : 一般加入電話回線、PBX、ファクシミリ通信網対応
- (イ) 記録方式 : レーザービーム方式
- (ウ) ファクス機能 送信サイズ : A4 サイズ
- (エ) 記録サイズ : A4 サイズ
- (オ) 伝送速度 : 33.6kbps 対応
- (カ) カートリッジ : トナーカートリッジ
- (キ) カセット容量 : 100 枚以上

3 0 指令用放送設備

(1) 概要

本装置は、指令装置と連動し、自動的に系統選択を行い、署所等のスピーカにて指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

(2) 機能仕様要件

- ア 指令情報を受信し指令放送が行え、スピーカで指令音声を出力できること。
- イ 指令情報から指令に該当するスピーカ系統の選択制御を行うこと。
- ウ 指令送出署所は、自動選別されること。詳細は別途協議のうえ決定する。
- エ 災害種別及び時間帯に応じて、指令放送を送出するスピーカ系統を 10 系統以上制御できること。詳細は別途協議のうえ決定する。
- オ 放送アンプに接続されているマイクより庁内放送ができること。
- カ 指令放送を最優先とすること。
- キ 鈴鹿市消防本部東分署及び西分署のスピーカ及びケーブルは全更新すること。

(3) 機器仕様要件

ア 本部用アンプ

(ア) 津消防本部・鈴鹿市消防本部

- a ラック : EIA
- b 操作パネル : 10 系統モニタ以上
入力 8 系統、チャイムユニット内蔵
- c スピーカ選択パネル : 10 系統選択以上
- d アンプ容量 : 480W 以上
- e 非常電源 : 内蔵電池 3500mAh/5hr 以上
- f ジャンクションパネル : 10 局以上

(イ) 亀山市消防本部

- a ラック : EIA

b	操作パネル	: 10 系統モニタ以上 入力 8 系統、チャイムユニット内蔵
c	スピーカ選択パネル	: 10 系統選択以上
d	アンプ容量	: 480W 以上
e	年間プログラムタイマ	: 年間、週間のプログラムが設定可能 (設定ソフトウェアによる)
f	メロディクス	: 起動 1~8 無電圧メイク接点入力 100ms 以上
g	メロディクスカード	: 8 曲上
h	非常電源	: 内蔵電池 3500mAh/5hr 以上
i	ジャンクションパネル	: 10 局以上
イ 署所用アンプ		
(ア)	ラック	: EIA
(イ)	操作パネル	: 10 系統モニタ以上
(ウ)	入力 8 系統、チャイムユニット内蔵	
(エ)	スピーカ選択パネル	: 10 系統選択以上
(オ)	アンプ容量	: 240W 以上 8 式 120W 以上 4 式 60W 以上 6 式
(カ)	非常電源	: 内蔵電池 3500mAh/5hr 以上
(キ)	ジャンクションパネル	: 10 局以上
(ク)	スタンドマイク	: 18 式
ウ スピーカ		
(ア)	屋内型	
a	定格入力	: 3W
b	定格インピーダンス	: 3.3k Ω (3W)、10k Ω (1W)
c	出力音圧レベル	: 92dB (1W、1m)
d	周波数特性	: 85Hz~15kHz
e	パネル、フレーム	: アルミ (色: 生地色梨地)
f	ネット	: アルミパンチングネット (色: 生地色梨地)
(イ)	壁掛型	
g	定格入力	: 3W
h	定格インピーダンス	: 3.3k Ω (3W)、10k Ω (1W)
i	出力音圧レベル	: 92dB (1W、1m)
j	周波数特性	: 85Hz~15kHz
k	パネル、フレーム	: アルミ (色: 生地色梨地)
l	ネット	: アルミパンチングネット

(色：生地色梨地)

(ウ) スピーカ（屋外型）

a	定格入力	: 6W
b	定格インピーダンス	: 1.7k Ω (5W)、3.3k Ω (3W)、10k Ω
c	(1W)	
d	出力音圧レベル	: 96dB (1W、1m)
e	周波数特性	: 150Hz～13kHz
f	防塵・防水性能	: IPX4 相当
g	仕上げ	: ホーン：ABS 樹脂（色：ホワイト）
h	トランス式アッテネータ	: 5 段階音量調節

(エ) スピーカ（防水型）

a	定格入力	: 3W
b	定格インピーダンス	: 3.3k Ω (3W)、10k Ω (1W)
c	出力音圧レベル	: 92dB (1W、1m)
d	周波数特性	: 90Hz～15kHz
e	パネル	: ASA 樹脂（色：シルバークレー）
f	取付金具	: ステンレス
g	トランス式アッテネータ	: 4 段階音量調節
h	防水性能	: IPX5 相当 ただし一時的噴流水に耐えること
i	使用温度範囲	: -20℃～50℃

エ 緊急地震速報（子機） : 11 式

既設の ZTV 製緊急地震速報親機からの信号を受け、緊急地震速報を鳴動できるものとする。

3 1 セキュリティサーバ

(1) 概要

本装置は、円滑な指令管制業務を実現するために、ウイルスや不正アクセス、脆弱性等の脅威から本システムを保護するものであること。

(2) 機能仕様要件

ア 管理対象のサーバ及び端末のウイルス対策ソフトを管理できること。管理する装置は、別途発注者と協議のうえ決定する。

イ ウイルス対策ソフトは、Web ベースの管理インタフェースを具備し、遠隔操作で設定変更及び管理できる操作性を有しているものであること。

ウ ファイルの入出力をリアルタイムに検知し、ウイルス発見時には、駆除、隔離及び削除できること。

エ ウイルス定義ファイルの更新が行える機能を有し、最新のウイルス定義ファイルに定期的に更新できること。また、ウイルス定義ファイルの取得はファイアウォールにより必要な通信以外は制限すること。

(3) 構造仕様要件

ウイルス対策ソフトはクライアント/サーバ構成で導入すること。

(4) 機器仕様要件

下記仕様とするが、上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

- ア CPU : Intel Xeonプロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- イ OS : Windows Server2022/Linux相当
- ウ 主メモリ : 16GB以上
- エ 記憶容量 : 1TB以上 (RAID構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

3 2 AD (Active Directory) サーバ

(1) 概要

本装置は、ネットワークに接続するユーザ情報や権限設定などの管理を行うものである。

なお、本装置は、他の装置で機能を代行することを可とする。

(2) 機能仕様要件

- ア ユーザ ID/パスワードの一元管理
- イ ユーザ認証とアクセス制御
- ウ ネットワーク上の機器及び汎用ソフトウェアの管理
- エ 操作ログの管理・閲覧

(3) 機器仕様要件

下記仕様とするが、上記仕様を満たす装置であれば、発注者承認をもって、受注者標準仕様で可とする。

- ア CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- イ OS : Windows Server2022/Linux 相当
- ウ 主メモリ : 16GB 以上
- エ 記憶容量 : 1TB 以上 (RAID 構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

3 3 指令センター入退室セキュリティシステム

(1) 概要

本装置は、指令センターに入室できる者を特定し制限するための装置を入口に設置し管理するものである。

(2) 機能仕様要件

- ア 非接触型 IC カード、顔認証、指静脈認証、ID ナンバー入力など 2 種類以上の認証ができること。

- イ 端末に 1,000 人以上のユーザデータが登録できること。
- ウ 認証時間は 1 秒以内であること。
- エ 端末自体に認証記録が可能で、入退記録が保存できること。
- オ タッチパネル画面を有し、端末単体でも動作すること。
- カ 電気錠コントローラーを内蔵すること。
- キ 指令センターの入口（2か所）に電気錠を設置すること。
- ク 正確な時刻を記録すること。
- ケ 入室者の登録、修正、削除が容易にできること。
- コ 入退室の情報管理を PC でも行えること。

(3) 構造仕様要件

No	適用装置	数量	設置場所	備考
1	入退室管理装置	1式	指令センター	・生体認証装置 2箇所（顔認証、指静脈認証、他に IC カード、テンキー認証が可能） ・カメラ付きドアホン（2箇所） ・モニタ付きインターホン（指令センター） ・管理用パソコン

(4) 機器仕様要件

管理用パソコン（ノートブック型）

- ア CPU : Intel Core i5 プロセッサ 2.4GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- イ OS : 動作確認の取れた最新の Windows
- ウ 主メモリ : 8GB 以上
- エ 記録容量 : SSD 256GB 以上
- オ ディスプレイ : 17 インチ以上ワイド液晶ディスプレイ

3.4 消防専用グループウェア

(1) 概要

本設備は、消防内情報の共有、事務業務の効率化、知識の共有、個人情報の管理等の情報を共有することで、コミュニケーションを円滑にし、業務の効率化を行うための設備である。

(2) 機能仕様要件

ア スケジュール

- (ア) 個人・グループのスケジュールが、日・週・月単位で参照できること。
- (イ) 「月間」「週間」「一日」の操作画面は、ワンクリックで切り替えられること。
- (ウ) それぞれのスケジュールには、アイコンをつけ内容が識別でき、定期・不定期の予定として登録できること。

イ ToDo

- (ア) 仕事の進捗状況や期日を即座に把握することができ、仕事の優先順位により並べ替えることができること。

- (イ) 登録内容はスケジュールに反映され、期日が近づくと警告する設定ができること。
- (ウ) 登録した ToDo リストは、緊急（緊）・高い（▲）・標準（空白）・低い（▼）の4段階にランク分けすることができること。

ウ ウェブメール

- (ア) Web ブラウザ上でメールの送受信ができること。
- (イ) アドレス帳、利用者名簿機能との連携でメールができること。
- (ウ) 期間や本文、表題といった対象範囲、キーワード入力で条件を設定し、メールの検索ができること。
- (エ) 全てのメールをサーバ上に保存し、メンテナンスやバックアップを一括して行うことができること。
- (オ) 個人ごとのメール容量やメールの保存期間設定、アカウントやセキュリティの管理も一括して行えること。
- (カ) 送信先の相手がメールを読んだかどうか確認することができ、「開封確認通知」機能があること。
- (キ) フィルタ機能があること。

エ 伝言・掲示板

- (ア) 伝言、掲示すべき事項を入力することができること。
- (イ) 伝言登録時の付箋貼付ができること。

オ インフォメーション

- (ア) 発信者が指定するグループごとに知らせたい情報を掲示し、迅速に通知することができること。
- (イ) 登録されたインフォメーションは、一定期間掲示できること。閲覧をしたものは、既読として振り分けられること。また、掲示期間の終わったものは、掲示終了扱いとなり自動的に整理されること。
- (ウ) 掲示する期間をあらかじめ予約登録することで、開始日に自動的に情報が掲示されること。
- (エ) インフォメーションにはファイルの添付ができ必要な人だけが、そのファイルをダウンロードできること。
- (オ) 部署別にインフォメーションを公開でき、「インフォメーショングループ」を作成することで限定したメンバーへの情報公開が行えること。

カ アドレス帳

- (ア) アドレス帳には、発注者が指定する「共有アドレス帳」と個人で利用する「個人アドレス帳」設定ができること。
 - (イ) アドレス帳で、よく連絡するメンバー一覧など、特定のメンバーを登録したアドレスグループを作成することができること。
 - (ウ) CSV 形式でデータのインポート、エクスポートができること。
- なお、エクスポートの権限は管理者で制限できること。

キ 文書管理

- (ア) 文書ファイルやデータファイルを一元的にグループウェアサーバ上で管理できること。
- (イ) フォルダは各部署単位で設けて、カテゴリごとに文書、ファイルを格納・共有することができること。
- (ウ) フォルダやファイルに対し、参照・追加・変更・削除のアクセス権を設定でき、特定部署だけで共有したい文書の管理ができること。また、文書の追加・更新があった場合に、関係者にウェブメールにて通知メールを送るよう設定することができること。

ク メモパッド

- (ア) 仕事メモ、アイディア集などメモの内容別に分類し、作成することができること。
なお、分類は各ユーザが編集できること。
- (イ) メモには付箋の設定やファイルの添付もできること。
- (ウ) 過去に登録したメモも、作成日、更新日やキーワードから検索できること。

ケ キャビネット

- (ア) キャビネットは、個人で管理したい文書や画像データを保管できること。
- (イ) 管理者設定により、(個人ごとに) データ容量制限を設けることができること。
- (ウ) キャビネットのフォルダを作成する際に、フォルダの公開・非公開を設定できること。
- (エ) ウェブメールのフィルタ機能との連携で、メールに添付された画像・データファイルをキャビネットに自動登録することができること。

コ 利用者名簿

- (ア) 利用者名簿機能では、アドレス帳とは別にユーザ情報を登録できること。
なお、これらのユーザ情報を、ウェブメールの宛先設定時に利用することができること。
- (イ) 表示するユーザ情報の項目は管理者側で制限ができること。
- (ウ) グループウェアのシステム管理者は、ユーザ情報の設定(メンテナンス)が可能なこと。

サ 発注者の既存のグループウェアのデータを全て移行すること。

(3) 機器構成

グループウェアサーバ : 1 式

(4) 機器仕様要件

ア グループウェアサーバ

- (ア) CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) OS : Windows Server2022/Linux 相当
- (ウ) 主メモリ : 16GB 以上
- (エ) 記憶装置 : 1TB 以上 (RAID)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

3 5 消防専用ファイルサーバ

(1) 概要

本装置は、職員間における情報共有等を行うための装置である。

(2) 機能仕様要件

ア ファイルサーバは、消防本部別、所属別などフォルダを階層別けし、アクセス制御が行えること。

イ 自動バックアップが行えること。

ウ フォルダ階層等、詳細については発注者と協議すること。

(3) 機器構成

ファイルサーバ : 1 式 (指令センターに設置)

(4) 機器仕様要件

ア CPU : Intel Xeon プロセッサ 3.0GHz 以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。

イ OS : Windows Server2022/Linux 相当

ウ 主メモリ : 16GB 以上

エ 外部記憶装置 : 24TB 以上 (RAID5)

ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

3 6 指令センターホームページ構築

(1) 概要

津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部の共同指令センターのホームページのドメインを取得して、新規に構築するものである。

(2) 機能仕様要件

ア 指令台と連携し、共同指令センターのホームページが自動更新できること。

イ 災害発生場所及び発生時間等を、その都度自動更新できること。

ウ 気象情報の自動更新ができること。

エ 鎮圧・鎮火時刻に合わせ、災害案内などのお知らせが自動更新できること。

オ 外部サーバを扱うことから万全のセキュリティ対策を施すこと。

カ その他、詳細については別途発注者と協議のうえ決定する。

3 7 ネットワーク装置

(1) 概要

本設備は、コンピュータ系機器を相互接続し、データ通信を可能とするための機器群である。

指令センター設備全体の情報ネットワーク制御を安全確実に行える構造であること。

なお、指令センター、本部、署所間は、光回線を用いた広域イーサネットで接続し、かつ速度設計等を綿密に行うことにより、指令発信中においても各種のデータ伝送、内線電話通話等の同時運用が可能であること。

(2) 構造仕様要件

ア 指令センター、本部、署所等における広域イーサネットへの接続はL3スイッチを使用するが、指令センター用L3スイッチは二重化構成とすること。

イ 各庁舎内のコンピュータ系機器のネットワーク接続は、L3スイッチを基点としたLANによるが、必要に応じL2スイッチ、HUBを介した接続とすること。

ウ 自動出動サーバ等の二重化されている装置類は、同一のネットワーク機器には収容しない構成にすること。

エ L3スイッチ、L2スイッチのLANポート使用率は80%程度とし、将来的な拡張に対応可能とすること。

(3) 機器仕様要件

各機器はシスコシステムズ製を使用すること。

ア L3 スイッチングハブ

- (ア) インタフェース : 100BASE-TX/1000BASE-T
- (イ) LAN ポート : RJ-45 24 ポート以上
- (ウ) ルーティング機能 : RIP、スタティックルーティング
- (エ) 管理機能 : SNMP、NTP、Syslog
- (オ) その他機能 : VLAN、MSTP、Qos
- (カ) 電源 : ロードシェアリング、ホットスワップできること
- (キ) ソフトウェアライセンス : Cisco DNA Advantage

イ L2 スイッチングハブ

- (ア) インタフェース : 100BASE-TX/1000BASE-T
- (イ) LAN ポート : RJ-45 24 ポート以上
- (ウ) スタック帯域幅 : 160Gbps
- (エ) DRAM : 4GB
- (オ) スイッチング容量 : 128Gbps
- (カ) ソフトウェアライセンス : Cisco DNA Essentials

ウ HUB

- (ア) インタフェース : 100BASE-TX/10BASE-T 自動認識
- (イ) LANポート : RJ-45 8ポート以上 スイッチ機能付き

エ 無線 LAN 用給電 HUB

- (ア) インタフェース : 100BASE-TX/10BASE-T 自動認識
- (イ) LAN ポート : RJ-45 4 ポート以上
- (ウ) PoE 機能 : IEEE802.3at

3.8 付属品及び予備品

No.	名称	数量	備考
1	指令台・指揮台操作者用椅子	14 脚	ハイバック・肘掛け付
2	無線統制台操作者用椅子		
3	OA テーブル	12 台	システム監視装置等の設置用
4	事務用椅子	12 脚	システム監視装置等の操作者用
5	OA テーブル（又は OA ラック）	24 台	署所端末装置、指令情報出力装置設置用

No.	名称	数量	備考
6	指令装置、指令情報出力装置、消防支援情報用モノクロプリンタ用トナー	146 本	プリンタ数×2 本 A4 判・白黒用、約 10,000 枚/本
7	指令装置用、カラープリンタ用トナー	8 式	カラープリンタ数×2 セット
8	印刷用 A3 判普通紙	4 箱	(カラープリンタ数+指令台プリンタ) ×1 箱 1,500 枚/箱
9	印刷用 A4 判普通紙	146 箱	プリンタ数 (カラープリンタ含む) ×2 箱 2,500 枚/箱
10	長時間録音装置用バックアップ媒体	100 枚	BD-RE (1 枚あたり約 3,000 時間)
11	ユーザデータバックアップ媒体	10 箱	DVD-RW、10 枚/箱
12	工具セット	1 式	
13	予備用電子部品類	1 式	ヒューズ等
14	静電防止マット	14 枚	指令台 5、指揮台 1、無線統制台 1 それぞれ×2
15	ヘッドセット	12 式	指令台 5、指揮台用
16	キーボード	6 台	指令台で使用するものと同等品
17	マウス	6 台	指令台で使用するものと同等品
18	パンフレット	6,000 部	
19	指令センター広報用 DVD	200 枚	一般向け 100 枚 小学生向け 100 枚
20	パーティション	13 台	亀山市消防本部に設置
21	書棚	4 台	亀山市消防本部に設置
22	既存データ移行用外部記憶装置	26 台	HDD 2TB、津市消防本部 22 台、鈴鹿市消防本部 3 台、亀山市消防本部 1 台
23	鈴鹿市消防本部・亀山市消防本部案内板等改修		
	ア 庁舎総合案内板	1 箇所	館名部のパネルのみ交換 既設の案内板と統一性のあるデザイン とすること
	イ フロア案内板	5 箇所	エレベーター内及びホール部分に設置 既設の案内板と統一性のデザインと すること

No.	名称	数量	備考
	ウ 室名札	4 箇所	既設の室名札と統一性のあるデザインとすること
24	両袖机	12 台	W1600×D600×H720 相当 指令センター 10 台 鈴鹿市消防本部 2 台
25	事務イス	12 台	W710×D820×H1090 相当 指令センター 10 台 鈴鹿市消防本部 2 台
26	脇机	10 台	指令センター
27	長机（会議用）	6 台	指令センター
28	長机用椅子	12 台	指令センター
29	ミーティングテーブル	4 台	鈴鹿市消防本部 W1800×D750×H720 相当
30	作業チェアー	16 脚	鈴鹿市消防本部 W540×D575×H675 相当
31	トリアージテーブル	3 台	鈴鹿市消防本部 W2100×D1000×H720 相当
32	ホワイトボードスクリーン	2 台	鈴鹿市消防本部 W2460×D600×H1800 相当
33	3 段キャビネット	2 台	鈴鹿市消防本部 W900×D500×H915 相当
34	1 人用ロッカー	2 台	鈴鹿市消防本部 W455×D515×H1790 相当
35	文書棚	6 台	鈴鹿市消防本部 W900×D400×H1050 相当
36	OA テーブル、ラック	1 式	鈴鹿市消防本部 W6800 に必要数
37	関分署 OA ラック		
	ア キャスター付きプリンタ台	1 台	・キャスター付きで、受付棚の最下段に収まるサイズであること
	イ 指令情報出力装置用ラック	1 台	・ラック上面に指令情報出力装置用プリンタを設置できること （出力装置用 PC はラックより 5m 程度離れた署所端末用ラックに設置） ・3 段程度の収納があること
38	亀山消防本部 展示物入れ替え	1 式	
39	来庁者用スリッパ	50 足	指令センター
40	来庁者用タイルカーペット	1 式	

No.	名称	数量	備考
41	住宅地図	7 式	津市、鈴鹿市、亀山市の住宅地図帳
42	指令センター用クリーナ	1 台	指令センター
43	ロッカー	4 台	指令センター
44	シュレッダー	1 台	指令センター
45	ホワイトボード	1 台	指令センター
46	ラミネーター	1 台	指令センター
47	テプラ	1 台	指令センター
48	二酸化炭素消火器	2 本	指令センター、機械室

第6 消防救急デジタル無線設備の要求仕様

消防救急デジタル無線設備は第4章2で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。さらに本仕様はシステムの増強、増設、削減、接続及び移設等に柔軟に対応できるシステム構成であること。

1 管理監視制御卓

(1) 概要

本装置は無線回線制御装置に接続され、消防救急デジタル無線設備の監視制御及び保守を行う装置であること。

(2) 機能仕様要件

ア 監視機能

- (ア) 無線回線制御装置及び無線回線制御装置に接続された全ての機器、外部接続機器の異常発生時は可視可聴をもって指令センター員へ通知できること。
- (イ) 異常が発生した場合は即時通知されるものとするが、定期診断や手動診断（全装置及び任意装置）の機能も具備すること。
- (ウ) ネットワーク監視ができること。
- (エ) 無線回線制御装置の監視ができること。
- (オ) 基地局無線装置の監視ができること。
- (カ) 本装置の接点によって接続された外部機器の監視ができること。
- (キ) 基地局無線装置に接点によって接続された外部機器の監視ができること。
- (ク) 指定した基地局無線装置の受信電界強度（RSSI）を表示できること。表示についてはExcelへの出力でも可とする。

イ 制御機能

無線回線制御装置の制御ができること。

- (ア) 制御部の現用・予備切替
- (イ) 装置の現用・予備切替
- (ウ) 各種通信トランクのリセット
- (エ) 制御部のリセット
- (オ) その他基板のリセット
- (カ) 基地局無線装置の制御ができること。
 - a チャンネル切替
 - b 常送・非常送切替
 - c 現用・共通予備切替
 - d 強制切断、ただし消防指令システム構成機器から実施でも可とする。
 - e リセット
- (キ) 本装置の接点によって接続された外部機器の制御ができること。
- (ク) 基地局無線装置に接点によって接続された外部機器の制御ができること。

ウ 保守機能

- (ア) 無線業務日誌（日報、月報、年報）を出力できること。

- (イ) 無線通話履歴を管理できること。
- (ウ) 障害履歴は一覧表示できること。表示についてはExcelへの出力でも可とする。
- (エ) 障害履歴は、一定の期間又は件数を超えたものは自動的に削除できること。

(3) 構造仕様要件

ア 本体

- (ア) CPU : Intel Corei5プロセッサ 3.0GHz以上
又はIntel Xeonプロセッサ 3.60 GHz以上
ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとする。
- (イ) OS : 動作確認の取れた最新のWindows
- (ウ) 主メモリ : 8GB以上
- (エ) 記憶装置 : SSD 256GB以上 (RAID構成)
ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。

イ ディスプレイ

- (ア) サイズ : 17インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
- (イ) 画面解像度 : 1,280×1,024ドット以上
- (ウ) 表示カラー : 1,670万色以上

ウ プリンタ

- (ア) 印字方式 : レーザー方式
- (イ) 解像度 : 1,200×1,200dpi以上
- (ウ) 構造 : 卓上型
- (エ) 印字速度 : A4 40枚/分以上
- (オ) 用紙サイズ : A3、A4対応、両面印刷が可能なこと。

2 無線回線制御装置

(1) 概要

基地局無線装置の有する各種機能を遠隔制御装置あるいは指令台にて操作するために必要な無線回線制御装置は、堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに收容されており、保守点検が容易な構造であること。また、将来の基地局増設に対して柔軟な対応が図れるよう十分な配慮が成されていること。

(2) 機能仕様要件

- ア 必要な基地局無線装置を接続できること。
- イ 遠隔地にある遠隔制御装置とアプローチ回線を通じて接続できること。
- ウ 指令制御装置、自動出動指定装置、車両運用管理装置等、指令センター構成各装置と接続できること。その他、必要な装置と接続できること。
- エ 接続される指令センター構成装置から、收容される基地局無線装置より、都度必要なものを選択し、音声又はデータ通信を行うための回線接続制御を司る機能を有すること。
- オ 指令センターの指令有無線接続機能を利用して、有線接続ができること。
- カ 基地局折り返し機能を有すること。

- キ 録音装置と接続し無線交信内容を録音できること。
- ク 時刻補正機能を有すること。
- ケ 基地局無線装置、指令センター各構成装置に対する増設、削減に柔軟に対応できること。
- コ 装置を構成する主要ユニットは冗長構成を施し無停止保守に対応することで、24時間365日連続運転に対応すること。
- サ TTC仕様書「消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様書（TS-1023）」に基づく中間サーバ機能を実装すること。

(3) 指令センター機能連携

ア 音声交信手動連携

- (ア) 指令台からの操作で一斉音声通信が行えること。
- (イ) 指令台からの操作で個別セレコール音声通信が行えること。
- (ロ) 指令台からの操作でグループセレコール音声通信が行えること。
- (ハ) 指令台又は監視卓等からの操作でショートメッセージ送信及び移動局無線装置からのショートメッセージを受信し表示ができること。
- (ニ) 指令台からの基地局及びチャネルを選択し音声通信が行えること。
- (ホ) 通話車両を指定した場合、最適基地局を自動選択し無線通信が行える機能を備えておくこと。
- (ヘ) 指令後の通話では、送信基地局を記憶しておきプレス操作のみで送信基地局を自動選択し無線通信が行えること。
- (ヘ) 指令台のタッチパネルに発信者番号又は登録名称を通知できること。

イ 音声交信自動連携

- (ア) 自動出動指定装置、車両運用管理装置と連動し当該事案に組み込まれた車両群を括りとしたグループセレコール通信が行えること。以下の各種機能若しくはそれと同様の機能が実現できること。
 - a 自動出動指定装置のセレコール操作を受け、自動的に基地局無線装置を介し、該当する移動局無線装置へのセレコール通信を行うこと。
 - b 複数の活動中事案がある場合、それぞれの事案で別周波数の基地局無線装置を用いて同時に複数のセレコール通信が行えること。
 - c 出動車両が複数台ある場合は、それらを対象にグループセレコール通信が可能なこと。
 - d 出動車両が署外活動中や引揚中等で車載型無線機の電源が入っている場合は、指令と同時にセレコール通信が可能となるようリアルタイム制御を行うこと。
 - e 指令時に待機中だった車両は、車両運用端末装置での指令受信によってセレコール通信可能になるように自動的に装置の状態を更新できること。
 - f 事案終了時には自動的にセレコール状態を解除すること。
- (イ) 指令センターの有線指令に障害が発生した場合、デジタル無線の非音声通信機能を利用して署所端末装置を制御し、署所等に指令放送ができること。

ウ 情報連携

- (ア) 車両運用端末装置から動態や位置情報データを受信し、車両運用管理装置へ送信できること。
- (イ) 自動出動指定装置と連動し、車載型移動局無線装置に対して指令データが送信できること。
送信された指令データ内容は、車両運用端末装置等で確認できること。
- (ウ) 自動出動指定装置と連動し、指令時に活動波の周波数を車載型無線機に送信し、自動的に活動波チャンネルへの変更ができること。
- (エ) 車両運用端末装置から動態情報データを受信し、指令時の隊編成に活用できること。
- (オ) 車両の通信制御においては、公衆パケット網が通信不能の時はデジタル無線でバックアップ運用し、指令情報、位置情報、動態情報の伝送ができること。

(4) 機器仕様要件

以下のとおりとするが、アからオについては上記仕様を満たす構成の機器も可とする。

ア CPU	: Intel Xeonプロセッサ 3.0GHz以上 ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとする。
イ OS	: Windows Server2022/Linux相当
ウ 記録容量	: 1TB以上 (RAID構成) ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
エ 主メモリ	: 16GB以上
オ 通話路方式	: 時分割PCM方式若しくはIP制御方式
カ 冗長化構成	: 二重化 (異常時自動切替)
キ 自己診断項目	: 電源ユニット、制御部、通話路、各種通信トランク冷却ファン、時刻補正部等
ク 時刻補正方式	: 指令センターの親時計若しくはNTPサーバ同期による時刻補正
ケ 外形寸法	: 高さ約2,000mm×幅約700mm×奥行約700mm以下
コ 質量	: 約300Kg以下
サ 電源電圧	: DC-48V
シ 消費電力	: 960W以下
ス 温度条件	: 5～35℃
セ 湿度条件	: 10～80% (結露なきこと)

(5) 回線構成

- ア 下表の容量欄に示す能力を持つ装置であること。
- イ 下表の実装欄に示す各種回線チャンネル若しくはそれに相当する回線を実装すること。
- ウ 収容回線

項	回線種別	容量 (以上)	実装 (以上)	備考
1	基地局回線 (庁舎内)	50	39	
2	指令系装置インタフェース (デジタル無線対応)	—	—	指令台、無線統制台等 必要回線数を具備していること

項	回 線 種 別	容量 (以上)	実装 (以上)	備 考
3	データ系インタフェース (LAN)	—	—	自動出動指定装置等 必要回線数を具備し ていること
4	他網接続回線	3	1	指令台からの接続も 可とする

(6) 構造仕様要件

ア 筐体構造

堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに収容されたものであり、無線室又は機械室等への設置を前提とした設計考慮が成されていること。

イ 保守操作

保守用機能として、一連の通信、通信統制及び管理監視制御が可能なこと。保守用機能は無線回線制御装置に接続する管理監視制御装置より操作が可能なこと。

ウ 動作記録

装置内部に一定期間の通信記録、操作記録、異常状態の記録を保持し、定期点検、障害対策等で効果的に活用できること。

エ 冗長構造 (装置)

- (ア) 冗長化が施された主要部位は、現用系又は予備系の片方が故障した場合でも、自動で正常状態を保持する予備系に切り替り、連続運用が可能なこと。
- (イ) 冗長化が施された主要部位の、現用系又は予備系の片方が故障した場合、正常状態を保持する予備系のみの動作により、全ての機能は通常どおり使用可能なこと。
- (ウ) 冗長化が施された主要部位の、現用系又は予備系の片方が故障した場合、通常どおりの運用を提供した状態で、故障ユニットの交換・修理が可能なこと。

3 基地局無線装置

(1) 概要

本装置は、堅牢で省スペース設置が配慮された自立架型で、日常の業務はもとより保守点検についても容易に行える構造であること。共通予備又は現用予備構成を採り、24時間365日の連続運転に耐える性能を有するものであること。また、設置後、運用開始前までに登録点検に合格していること。

(2) 機能仕様要件

ア 無線回線制御装置を介し接続される遠隔制御装置、あるいは指令台からの、移動局呼び出し要求を受け、該当の移動局を呼び出し、音声交信及びデータ通信が行えること。

イ 移動局から受信した呼出信号を、無線回線制御装置を介し接続される遠隔制御装置、あるいは指令台に着信させ、音声交信及びデータ通信が行えること。

ウ 各現用系無線装置に対する共通の予備系無線装置は、いずれの現用装置が故障した場合においても、当該装置の予備として切替わり動作すること。また、24時間365日連続運転に対応すること。

- エ 共通予備方式全体の制御を行う基本架と増設架により構成されること。
- オ 基本架、増設架ともに、無線装置を複数台具備することが可能とし、それが独立して動作すること。
- カ 無線機本体の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

(3) 機器仕様要件

ア 使用周波数帯

- (ア) 送信 : 273～275MHz のうち発注者が指定する周波数
- (イ) 受信 : 264～266MHz のうち発注者が指定する周波数

イ アクセス方式 : SCPC 方式

ウ 無線変調方式 : $\pi/4$ シフト QPSK

エ 空中線電力 : 20W 以下

オ 空中線インピーダンス : 50 Ω

カ 電波型式 : G1D/G1E

キ 通信方式 : 2波複信/2波半複信（移動局通信）

ク 音声符号化方式 : M-CELP 方式

ケ 発振方式 : 高安定水晶発振（OCXO）制御シンセサイザ方式

コ 受信方式 : 最大比合成ダイバーシチ受信方式

サ 冗長化構成 : 二重化（異常時自動切替）

シ 自己診断項目 : 電源部、制御部、冷却ファン、空中線切替部、無線部、電力増幅部

ス 電源電圧 : DC-48V（ $\pm 10\%$ ）

セ 接地極性 : プラス接地
基本架/増設架とも

ソ 電氣的条件 : 電氣的雑音を防止し、電波障害等他に影響を与えないこと。

タ 温度条件 : $-10\sim 50^{\circ}\text{C}$

チ 湿度条件 : 95%以下（温度 35°C 、結露なきこと）

ツ 外形寸法 : 高さ約1,800mm×幅約260mm×奥行約300mm
（突起部及び架台除く）

テ 質量 : 100Kg 以下

(4) 構成

装置の構成は、次のとおりとする。

項	装 置 名	空中線電力	数量	実装装置構成
1	つひさいしょうぼう 無線装置	10W	1式	活動波2、活動波3、活動波4、共通予備
2	つなかしょうぼう 無線装置	20W	1式	活動波1、活動波3、活動波4、共通予備
3	つおおぼらしょうぼう 無線装置	1.25W	1式	活動波2、活動波3、活動波4、共通予備

項	装 置 名	空中線電力	数量	実装装置構成
4	つしものかわしょうぼう 無線装置	5W	1式	活動波2、活動波3、活動波4、共通予備
5	つたろうしょうぼう 無線装置	5W	1式	活動波2、活動波3、活動波4、共通予備
6	すずかしょうぼう 無線装置	10W	1式	活動波1、活動波2、活動波3、活動波4、共通予備
7	すずかしょうぼう すみよし 無線装置	2.5W	1式	活動波1、活動波2、活動波3、活動波4、共通予備
8	かめやましょうぼう 無線装置	10W	1式	活動波1、活動波2、現用予備
9	かめやま かぶと 無線装置	2.5W	1式	活動波1、活動波2、現用予備
10	かめやま ほくとう 無線装置	0.5W/2W	1式	活動波1、活動波2、現用予備

(5) 構造仕様要件

ア 据え置き自立架型とし、設置床にアンカー止めを行うなど震度6強相当の耐震対策を施せる構造であること。

イ 保守用機能として操作面より通信機能が行えること。

ウ 指令センターに設置された管理監視制御装置等より、無線設置場所の監視を行うために、無線設置場所に設置された各種センサの信号を収容できること。

エ 指令センターに設置された管理監視制御装置等より、無線設置場所に設置された外部機器の制御を行うために、当該機器の制御信号線を収容できること。

オ 冗長方式

(ア) 基本架及び全ての増設架全体で、現用系障害時のバックアップ運用ができること。

(イ) 現用系無線装置、予備系無線装置は下記の部位で構成されること。

- a 無線部
- b 電力増幅部
- c 制御部
- d 電源部

カ 現用動作中の無線装置の構成部位に障害が発生した際は、自動及び手動にて予備系無線装置に切替えが可能なこと。

キ 局舎ドア開閉センサ及び局舎内温度センサを設置し、指令センターで管理できること。

4 遠隔制御装置

高機能型遠隔制御装置（指令センター10式、鈴鹿市消防本部3式、亀山市消防本部2式）

(1) 概要

本装置は、無線回線制御装置と接続され、基地局無線装置の遠隔運用を行うものである。

(2) 機能仕様要件

ア 装置本体の送受話器からのプレス操作により、各種通信を行えること。

イ 無線回線制御装置と接続し、音声の送受信が行えること。

- ウ 装置のスピーカより、移動局等からの音声受信時には、音声を出力できること。
- エ スピーカの音量調整ができること。
- オ 送信中及び受信中の状態は、装置前面にて容易に視認できること。
- カ 発信者番号を表示できること。
- キ 複数の基地局無線装置を遠隔運用可能なこと
- ク 基地局の個別選択、複数選択が可能であること。

(3) 構造仕様要件

- ア 卓上等に設置可能なコンパクト設計の端末装置で操作及び監視が迅速・的確に行えるように考慮されていること。
- イ 卓上に設置されている場合は、落下防止措置が施されていること。

5 空中線系設備

(1) 基地局空中線共用器

本設備は、送受、また複数の基地局無線装置で用いる複数の空中線を共用するために、空中線ー基地局無線装置間に挿入するもので、共用する構成により、共用ユニット、フィルタ、アッテネータ、合成器、分配器及びLNA（低雑音増幅回路）等で構成されるものとする。

ア 2装置送受共用ダイバーシチ対応LNA一体型

基地局無線装置2台分の空中線系を、2本の送受兼用空中線で共用するもので、フィルタ、LNAを含む。

(ア) 機器仕様要件

a 送信周波数	: 274.225～275.000MHz
b 受信周波数	: 265.225～266.000MHz
c 無線機側接続	: TX入力 : 2
	: RX出力 : 2×2(ダイバーシチペアを含む)
d 空中線側接続	: TRX入出力 : 2
e 送信系挿入損失	: 2.0dB以下
f 入出力インピーダンス	: 50Ω
g 許容電力	: 20W以上
h 電源電圧	: DC-48V±10% (プラス接地)
i 消費電力	: 1A
j 外形寸法	: 高さ約1,800mm×幅約260mm×奥行約300mm
k 性能保証温度範囲	: -10～50℃
l 設置環境	: 室内

(イ) 構造仕様要件

- a 各構成ユニット・機器を自立型キャビネットに収容し、省スペース化を考慮した設計であること。保守性についても十分な考慮が成されていること。
- b LNA異常時はLNAを迂回する回路に切替わること。

(ロ) 数量 : 3式

イ 4装置送受共用ダイバーシチ対応LNA一体型

基地局無線装置4台分の空中線系を、1本の送受兼用空中線と1本の受信用空中線若しくは2本の送受兼用空中線で共用するもので、フィルタ、LNAを含む。

(ア) 機器仕様要件

- | | | |
|---|------------|---|
| a | 送信周波数 | : 274.225～275.000MHz |
| b | 受信周波数 | : 265.225～266.000MHz |
| c | 無線機側接線 | : TX入力 : 4
: RX出力 : 4×2(ダイバーシチペアを含む) |
| d | 空中線側接線 | : TRX入出力: 1、RX入力 又は TRX入出力: 2 |
| e | 送信系挿入損失 | : 5.0dB以下 |
| f | 入出力インピーダンス | : 50Ω |
| g | 許容電力 | : 20W以上 |
| h | 電源電圧 | : DC-48V±10% (プラス接地) |
| i | 消費電力 | : 1A |
| j | 外形寸法 | : 高さ約1,800mm×幅約260mm×奥行約300mm |
| k | 性能保証温度範囲 | : -10～50℃ |
| l | 設置環境 | : 室内 |

(イ) 構造仕様要件

- a 各構成ユニット・機器を自立型キャビネットに收容し、省スペース化を考慮した設計であること。保守性についても十分な考慮が成されていること。
- b LNA異常時はLNAを迂回する回路に切替わること。

(ウ) 数量 : 5式

ウ 6装置送受共用ダイバーシチ対応LNA一体型

基地局無線装置4台分の空中線系を、1本の送受兼用空中線と1本の受信用空中線若しくは2本の送受兼用空中線で共用するもので、フィルタ、LNAを含む。

(ア) 機器仕様要件

- | | | |
|---|------------|---|
| a | 送信周波数 | : 274.225～275.000MHz |
| b | 受信周波数 | : 265.225～266.000MHz |
| c | 無線機側接線 | : TX入力 : 6
: RX出力 : 6×2(ダイバーシチペアを含む) |
| d | 空中線側接線 | : TRX入出力: 2、TX1 |
| e | 送信系挿入損失 | : 5.0dB以下 |
| f | 入出力インピーダンス | : 50Ω |
| g | 許容電力 | : 20W以上 |
| h | 電源電圧 | : DC-48V±10% (プラス接地) |
| i | 消費電力 | : 1A |
| j | 外形寸法 | : 高さ約1,800mm×幅約260mm×奥行約300mm |
| k | 性能保証温度範囲 | : -10～50℃ |

1 設置環境 : 室内

(イ) 構造仕様要件

a 各構成ユニット・機器を自立型キャビネットに収容し、省スペース化を考慮した設計であること。保守性についても十分な考慮が成されていること。

b LNA異常時はLNAを迂回する回路に切替わること。

(ウ) 数量 : 2式

(2) 空中線

空中線は、耐久性のある堅固な構造とし、発注者が指示する場所に空中線を強固に取付すること。また、風速60m/sec 以上に耐える構造であること。仕様・数量は以下のとおりとする。

ア 3素子八木型アンテナ

(ア) 性能

a 使用周波数 : 260～275MHz

b VSWR : 1.5以下（帯域内）

c 入力インピーダンス : 50Ω

d 指向性 : あり

e 利得 : 8.15dBi

(イ) 数量 : 12基

イ 反射素子付きコーリニア型アンテナ

(ア) 性能

a 使用周波数 : 260～275MHz

b VSWR : 1.5以下（帯域内）

c 入力インピーダンス : 50Ω

d 指向性 : あり

e 利得 : 6.15dBi

(イ) 数量 : 2基

ウ 反射素子付き2段ダイポール型アンテナ

(ア) 性能

a 使用周波数 : 260～275MHz

b VSWR : 1.5以下（帯域内）

c 入力インピーダンス : 50Ω

d 指向性 : あり

e 利得 : 6.15dBi

(イ) 数量 : 6基

エ スリーブ型アンテナ

(ア) 性能

a 使用周波数 : 260～275MHz

b VSWR : 1.5以下（帯域内）

c 入力インピーダンス : 50Ω

- d 指向性 : なし
- e 利得 : 2.15dBi
- (イ) 数量 : 6基

(3) 避雷器

本機器は、同軸ケーブルから基地局無線装置への誘導雷被害を最小限に止めるために、次の条件のものを空中線に接続するものである。

- ア 構成 : 1/4波長ショートスタブ形
- イ 使用周波数 : 260～275MHz
- ウ インピーダンス : 50Ω
- エ 挿入損失 : 0.2 dB 以下（ケーブルロス含まず）
- オ VSWR : 1.2 以下（中心周波数）
- カ 許容電力 : 100W

6 直流電源装置

(1) 概要

本設備に必要なとなる電源設備は直流電源装置であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した設計及び配置とすること。

(2) 機能仕様要件

- ア 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。
- イ 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。
- ウ 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

(3) 機器仕様要件

本設備は、商用電源を定電圧部(AVR)に通して整流器で直流に変換し、浮動充電方式の蓄電池とともに、システムの直流電源を必要とする無線機器に対して安定した直流電源を供給するものであり、運用性、保守性等を考慮して各装置の電源を一元的に管理できるように配慮した構造とすること。

- ア 入力電圧 : AC100V 単相50Hz/60Hz
- イ 停電補償時間 : 3時間以上
- ウ 出力電圧 : DC-48V
- エ 構造 : キュービクルタイプ・前面保守型
- オ 蓄電池 : 長寿命型MSE

7 ネットワーク装置（L3スイッチ、L2スイッチ、ルータ他）

(1) 概要

本装置は、指令センターに設置された無線回線制御装置と各基地局庁舎に設置された基地局無線装置を商用回線で接続するための有線アプローチ回線用伝送装置である。それぞれの装置はアプローチ回線を構築するに必要なチャンネル数を実装したコンパクト設計の装置であること。

(2) 機能仕様要件

ア 商用回線を介して接続される無線回線制御装置と基地局無線装置との間に接続され、相互に通信する全ての情報を、リアルタイム、かつ高品質な状態で中継伝送するものであること。

イ 何らかの原因で、アプローチ回線が不通の状態に陥った場合、その旨の状態を可視又は可聴等の方法で識別できる機能を有すること。

(3) 機器仕様要件

ア インタフェース : Ethernet(1000Base-T/100Base-TX/10Base-TX)

イ 電源電圧 : AC100V又はDC-48V

ウ ポート数 : 本システムに必要なポート数を確保すること。

(4) 構造仕様要件

ア ルータ及び各種スイッチ等は19インチラック（収容架）に収容できること。

イ 収容架

(ア) 材質 : スチール製

(イ) 寸法 : 高さ約600mm×幅約700mm×奥行約600mm
(19インチラックタイプ)

ウ 震度6相当に耐えられるよう対策を施すこと。

8 発動発電機（基地局用）

(1) 概要

亀山加太基地局の本装置（型式：TLG-5000SST デンヨー製）において、発電機メーカー基準に基づきオイル等消耗品の交換、ラジエーターホース、AVR、充電器交換など適正なオーバーホールを行うこと。

9 空調設備

(1) 概要

各基地局局舎、消防署機械室に設置されている空調設備の増強を行うこと。既設装置の容量を考慮して追加設備の容量策定を行うこと。

(2) 機能仕様要件

ア 遠隔制御により起動、停止ができること。

イ 遠隔制御により運転状態及び機器故障が監視できること。

ウ 室外機は水害や積雪を考慮した場所に設置するなどの対策を施すこと。

(3) 構造仕様要件

ア 電源電圧 : AC100V

イ 設置方法 : 壁掛型

ウ 数量 : 7式

(ア) 津市消防本部の2階機械室、久居消防署基地局、中消防署の3階機械室の各2台の空調機器は既設同等以上で更新とする。

- (イ) 鈴鹿市消防本部の機械室、収納庫及び住吉基地局の空調機器は既設同等以上で現在1台を2台に増設し更新する。
- (ウ) 亀山市消防本部の加太前進基地局は既設同等以上で現在1台を2台に増設し更新する。

10 局舎内監視カメラ

(1) 概要

本装置は、デジタル無線基地局設置場所（局舎内等）に設置し、局舎内装置等の監視を行うものである。カメラ映像は、デジタル無線のアプローチ回線を経由して指令センターに送信するものである。

(2) 機能仕様要件

- ア 映像は指令センターの遠隔映像制御装置ノモニタ、天吊り式表示盤及び大型表示盤に表示できること。
- イ 夜間の撮影ができること。
- ウ 映像は一定期間の録画ができること。
- エ モニタ装置からズーム制御及び首振り制御ができること。
- オ 撮影対象は、機器収容架、電源設備、空調機器等を撮影できること。設置場所の詳細は発注者と協議のうえ決定する。

(3) 構造仕様要件

- ア 遠隔映像制御装置は指令センターに設置すること。
- イ カメラは旋回監視カメラを設置すること。
- ウ 設置場所に応じて死角を低減するための対策を施すこと。詳細は発注者と協議のうえ決定する。

(4) 機器構成

No	適用装置	数量	設置場所
1	遠隔映像制御装置	1式	指令センター
2	局舎内監視カメラ	9台	津市消防本部 津市久居消防基地局:2台 大洞基地局 :2台 下之川基地局 :2台 太郎生基地局 :2台 亀山市消防本部 加太前進基地局 :1台

(5) 機器仕様要件

- ア ネット接続対応CMOS方式カメラ本体
- (ア) 撮像素子 : 1/2.8型CMOS（有効画素数約200万画素）
- (イ) 回転角度 : 水平340度
垂直100度（天吊り時-90度～10度）
- (ウ) ズーム : 光学 20倍
電子 最大16倍
- (エ) 最低照度 : 0.2lux（カラー 50IRE、F2.1、AGC11）

0.003lux(白黒)

(オ) ネットワーク : 10BASE-T/10BASE-TX、RJ45コネクタ

(カ) 取付構造 : 天吊り又は雲台

イ 遠隔映像制御装置(1 1 基地局監視カメラ と共用とする)

ウ ネットワーク装置(1 1 基地局監視カメラ と共用とする)

1 1 基地局監視カメラ

(1) 概要

本装置は、無線基地局の状況をモニタ画面にて確認するものであること。

(2) 機能仕様要件

ア 映像は指令センターの遠隔映像制御装置のモニタ、天吊り式表示盤及び大型表示盤に表示できること。

イ 夜間の撮影ができること。

ウ 映像は一定期間の録画ができること。

エ モニタ装置からズーム制御及び首振り制御ができること。

オ 撮影対象は、各無線基地局周辺を撮影できること。設置場所の詳細は発注者と協議のうえ決定する。

カ カメラ設置場所付近にスピーカを具備し、指令センターからの放送を実施できること。

(3) 構造仕様要件

ア 遠隔映像制御装置は指令センターに設置すること。(局舎内監視カメラと共用)

イ カメラは旋回監視カメラを設置すること。

ウ カメラは防塵・防水規格を満たしていること。

エ 設置場所に応じて死角を低減するための対策を施すこと。詳細は発注者と協議のうえ決定する。

(4) 機器構成

No	適用装置	数量	設置場所
1	遠隔映像制御装置	1式	指令センター (局舎内監視カメラと共用)
2	基地局監視カメラ	9台	津市消防本部 津市久居消防基地局:2台 大洞基地局 :2台 下之川基地局 :2台 太郎生基地局 :2台 亀山市消防本部 加太前進基地局 :1台

(5) 機器仕様要件

ア 基地局監視カメラ性能

(ア) 撮像素子 : 1/2.8型CMOS (有効画素数約200万画素)

(イ) 回転角度 : 水平340度
垂直100度 (天吊り時-90度~10度)

(ウ) ズーム	: 光学 20倍 電子 最大16倍
(エ) 最低照度	: 0.2lux (カラー 50IRE、F2.1、AGC11) 0.003lux(白黒)
(オ) ネットワーク	: 10BASE-T/10BASE-TX、RJ45コネクタ
(カ) 取付構造	: 天吊り又は雲台
(キ) 防塵、防水	: IP66/IP67相当。ただしドームハウジングにて実現も可
イ 遠隔映像制御装置	
(ア) CPU	: Intel Core i5 プロセッサ 3.0GHz以上 ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとする。
(イ) OS	: 動作確認の取れた最新のWindows
(ウ) 主メモリ	: 8GB以上
(エ) 記録容量	: SSD256GB以上 (RAID構成)
(オ) 外部記憶容量	: HDD4TB以上 ただし、将来のデータ増加を見込む容量を実装すること。
(カ) モニタ端子	: HDMI1系統以上
ウ ディスプレイ	
(ア) 表示画面	: 23インチ以上ワイド液晶ディスプレイ
(イ) 画面解像度	: 1,920×1,080ドット以上
(ウ) 表示色	: 1,677万色以上

1 2 卓上型移動局無線装置

(1) 概要

本装置は、消防署所等に設置し、基地局無線装置を介して、遠隔制御装置、指令台等と音声通話を行うための卓上型の移動局無線装置である。また、最新鋭の技術を駆使し小型化、省電力化が施された、無線装置であるものとする。

(2) 機能仕様要件

ア 一斉、個別及びグループによる音声通信が行えること。

イ ショートメッセージ伝送、表示が行えること。

ウ 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信機能が扱えること。また、受話音量も容易に変更できること。

エ 2波半複信方式にて基地局無線装置と無線交信が行えること。1波単信方式にて、他の移動局無線装置と無線交信が行えること。非送信時には、基地局からのFH送信波と他移動局からのFL送信波を同時に受信し、音声モニタが行えること。

オ 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態遷移すること。ただし、規制状態は容易に解除可能なこと。

カ 無線機本体、スピーカマイクの指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

(3) 構造仕様要件

ア 無線装置本体

イ アンテナ

ウ 電源部

(4) 機器仕様要件

ア 使用周波数帯

(ア) 送信 : 264~266MHzのうち発注者が指定の周波数

(イ) 受信

a 基地局通信 : 273~275MHzのうち発注者が指定の周波数

b 移動局間直接通信 : 264~266MHzのうち発注者が指定の周波数

イ アクセス方式 : SCPC方式

ウ 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK

エ 空中線電力 : 10W以上

オ 電波型式 : G1D/G1E

カ 通信方式 : 複信機 : 2波複信 (基地局通信)、1波単信 (直接通信)

キ 電源電圧 : AC100V (アダプタと組み合わせて、AC100Vも可能なこと)

ク 停電補償時間 : 3時間以上

ケ 温度条件 : -10~50℃

コ 湿度条件 : 95%以下 (温度35℃、結露なきこと)

サ 質量 : 約20Kg以下

(5) 構造概要

ア 操作部の表示素子は漢字表示が可能であること。

イ 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。

ウ 必要に応じ外部スピーカを接続可能な構造であり、内蔵スピーカと外部スピーカは併用可能なこと。

1 3 可搬型移動局無線装置

(1) 概要

本装置は、可搬可能な移動局無線装置で、基地局無線装置を介し、指令台等と音声通話又はデータ伝送を行うための装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された、無線装置であるものとする。

(2) 機能仕様要件

ア 一斉、個別及びグループによる音声通信が行えること。

イ ショートメッセージ伝送、表示が行えること。

ウ 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信機能が扱えること。また、受話音量も容易に変更できること。

エ 2波半複信方式にて基地局無線装置と無線交信が行えること。1波単信方式にて、他の移動局無線装置と無線交信が行えること。非送信時には、基地局からのFH送信波と他移動局からのFL送信波を同時に受信し、音声モニタが行えること。

オ 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態遷移すること。ただし、規制状態は容易に解除可能なこと。

カ 紛失・盗難時の盗聴防止策として署所等に備えられた専用の充電器を用いない限り、バッテリーへの充電が行えないこと。(専用ケーブルでも可とする。)

キ 基地無線機本体、スピーカマイク、充電器(充電台)の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

ク 鈴鹿市消防本部の可搬型移動局無装置1台は、指揮車に付随する指揮台に取り付けること。

ケ 鈴鹿市消防本部の各署所に配置の可搬型移動局無線装置は、第2空中線を設置すること。

(3) 構造仕様要件

ア 可搬型無線装置本体

イ アンテナ

ウ 充電器

エ バッテリーパック(2個)

オ ケース

カ 仮設用伸縮アンテナポール(専用三脚・専用ケース)

キ 可搬用アンテナ(スリーブ型)(カバー付)

ク 同軸ケーブル(両端接栓付 15m 含む)

(4) 機器仕様要件

ア 使用周波数帯

(ア) 送信 : 264~266MHzのうち発注者が指定の周波数

(イ) 受信

a 基地局通信 : 273~275MHzのうち発注者が指定の周波数

b 移動局間直接通信 : 264~266MHzのうち発注者が指定の周波数

イ アクセス方式 : SCPC方式

ウ 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK

エ 空中線電力 : 10W以上

オ 電波型式 : G1D/G1E

カ 通信方式 : 複信機:2波複信(基地局通信)、1波単信(直接通信)

キ 電源電圧 : AC100V(DC13.8V/27.6V)

ク 連続使用時間 : 送信1分受信3分の繰り返しで、2時間以上
(可搬バッテリー運用時)

ケ 温度条件 : -10~50℃

コ 湿度条件 : 95%以下(温度35℃、結露なきこと)

サ 振動条件 : JIS C60068-2-6

シ 衝撃条件 : JIS C60068-2-27

ス 防水条件 : JIS C0920 防滴Ⅱ型

セ 外形寸法 : 高さ約200mm×幅約280mm×奥行約350mm

ソ 質量 : 約10Kg以下

(5) 構造概要

- ア 操作部の表示素子は漢字表示が可能であること。
- イ 操作部の各ボタンは夜間でも容易に識別が可能であること。
- ウ 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。
- エ 通話用ハンドセット又はスピーカマイクは、取扱いやすいよう前面に接続部を設けてあること。必要に応じ容易に取り外せること。

1 4 車載型移動局無線装置

(1) 概要

本装置は、消防車両、救急車両等、発注者が指定する各車両に設置し、基地局無線装置を介して、指令センター等に設置された遠隔制御装置、指令台等と音声通話又はデータ伝送を行うための移動局無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された、無線装置であるものとする。

(2) 車載型無線機

ア 機能仕様要件

- (ア) 一斉、個別及びグループによる音声通信が行えること。
- (イ) 一斉、個別及びグループによる非音声通信を受信し、表示できること。
- (ウ) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信機能が扱えること。また、受話音量も容易に変更できること。
- (エ) 2波半複信方式にて基地局無線装置と無線交信が行えること。1波単信方式にて、他の移動局無線装置と無線交信が行えること。非送信時には、基地局からのFH送信波と他移動局からのFL送信波を同時に受信し、音声モニタが行えること。
- (オ) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態遷移すること。ただし、規制状態は容易に解除可能なこと。
- (カ) 車両運用端末装置から無線チャンネル切替などの操作ができること。
- (キ) 無線機本体、スピーカマイクの指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

イ 機器仕様要件

(ア) 使用周波数帯

- a 送信 : 264～266MHz のうち発注者が指定する周波数
- b 受信
 - (a) 基地局通信 : 273～275MHz のうち発注者が指定する周波数
 - (b) 移動局間直接通信 : 264～266MHz のうち発注者が指定する周波数
- (イ) アクセス方式 : SCPC方式
- (ウ) 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK
- (エ) 空中線電力 : 10W以上
- (オ) 電波型式 : G1D/G1E
- (カ) 通信方式 : 複信機：2波複信（基地局通信）、1波単信（直接通信）

(キ) 受信方式	: 最大比合成ダイバーシチ受信方式（移動局間直接通信を除く）
(ク) 電源電圧	: DC13.8V、DC27.6V、DC13.8V～DC24V
a 消費電流（無線機本体）	: 6.5A 以下（13.8V 時） : 3.5A 以下（27.6V 時）
b 受信/待受時	: 2.0A 以下（13.8V 時） : 2.5A 以下（27.6V 時）
(ケ) 温度条件	: -10～50℃
(コ) 湿度条件	: 95%以下（温度35℃、結露なきこと）
(サ) 振動条件	: JIS C60068-2-6
(シ) 衝撃条件	: JIS C60068-2-27
(ス) 防水条件	: JIS C0920 防滴Ⅱ型（制御部）
(セ) 外形寸法	: 高さ約50mm×幅約180mm×奥行約240mm以下
(ソ) 質量	: 約3.5Kg以下

ウ 構造仕様要件

- (ア) 操作部の表示素子は漢字表示が可能なこと。
- (イ) 操作部の各ボタンは夜間でも容易に識別が可能であること。
- (ウ) 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。必要に応じ外部スピーカを接続可能な構造であり、内蔵スピーカと外部スピーカは併用可能なこと。
- (エ) 通話用ハンドセットは、取扱いやすいよう前面に接続部を設けてあること。必要に応じ容易に取り外せるとともに、意図せぬ理由で不用意に外れないようにロック機構を備えること。
- (オ) 通話用ハンドセットの増設が可能なこと。
- (カ) 車両運用端末装置との接続インタフェースを装備していること。

(3) 車載用空中線共用器

本装置は、空中線の送受共用のため、空中線と2波複信式車載型移動局無線装置間に挿入するものである。

ア 仕様

(ア) 通過帯域	: FL : 264MHz～266MHz : FH : 273MHz～275MHz
(イ) インピーダンス	: 50Ω
(ウ) 挿入損失	: 2.0dB 以下（ケーブルロス含まず）
(エ) VSWR	: 1.5以下
(オ) 接線 アンテナ側	: 送受共用 ×1 : 受信用 ×1
無線機側	: 送信/受信 ×1 : 受信 ×2（ダイバーシチ）
(カ) 許容電力	: 10W以下
(キ) 温度条件	: -10～50℃

- (ク) 湿度条件 : 95%以下 (温度35℃、結露なきこと)
- (ケ) 振動条件 : JIS C60068-2-6
- (コ) 衝撃条件 : JIS C60068-2-27
- (カ) 外形寸法 : 高さ約50mm×幅約200mm×奥行約170mm以下
- (シ) 質量 : 約2kg以下

イ 構造概要

取付け固定用のネジ穴を有すること。

(4) 車載型空中線

- ア 使用周波数 : 265.225 ～275.000MHz
- イ VSWR : 1.5以下 (帯域内)
- ウ 入力インピーダンス : 50Ω
- エ 指向性 : 無指向
- オ 利得 : 2.15dBi

(5) 呼出名称が変更となる車両は、車両の対空表示等を変更すること。

(6) その他

既設設備に準じて外部マイク・外部スピーカを取付けること。取付車両は別途指示する。

1.5 卓上型受令機

(1) 概要

本装置は署所等に設置し、無線を介し、指令センター等に設置された遠隔制御装置、指令台等からの音声通話又はデータ、移動局からの音声通話を受信するための、卓上型受令機である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された、受令機であるものとする。また、受信用の屋外空中線も含むものとする (携帯型を除く)。

(2) 機能仕様要件

- ア 音声通信及び移動局間直接通信の音声を受話できること。また、受話音量は容易に変更できること。
- イ 一斉音声通信による非音声通信の受信及び表示ができること。
- ウ 基地局からのFH送信波と他移動局からのFL送信波を同時に受信し、音声モニタ及びそれぞれの受信局名を同時に表示できること。
- エ 受令機本体、スピーカマイクの指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

(3) 機器仕様要件

- ア 受信周波数帯
 - (ア) 基地局通信 : 273～275MHzのうち発注者が指定する周波数
 - (イ) 移動局間直接通信 : 264～266MHzのうち発注者が指定する周波数
 - (ウ) アクセス方式 : SCPC方式
 - (エ) 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK
 - (オ) 電波型式 : G1D/G1E
 - (カ) 受信方式 : 最大比合成ダイバーシチ方式 (移動局間直接通信を除く)

- (キ) 電源電圧 : ACアダプタと組み合わせて、AC100Vも可能なこと
- (ク) 温度条件 : -10～50℃
- (ケ) 湿度条件 : 95%以下（温度35℃、結露なきこと）

(4) 構造仕様要件

- ア 操作部の表示素子は漢字表示が可能な液晶パネルであること。
- イ 操作部の各ボタンは夜間でも容易に識別が可能であること。
- ウ 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。

(5) 空中線（署所用スリーブ型アンテナ）

ア 性能

- (ア) 使用周波数 : 260～275MHz
- (イ) VSWR : 1.5以下（帯域内）
- (ウ) 入力インピーダンス : 50Ω
- (エ) 指向性 : なし
- (オ) 利得 : 2.15dBi

- イ 数量 : 102基

1.6 携帯型移動局無線装置

(1) 概要

本装置は、消防隊員等が装備し、基地局無線装置や消防車両等に設置された車載型移動局無線装置又は携帯型移動局無線装置と移動局間直接通信を行うための、携帯型無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された、無線装置であるものとする。

(2) 機能仕様要件

- ア 一斉、個別及びグループによる音声通信が行えること。
- イ ショートメッセージ伝送・表示が行えること。
- ウ 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信機能が扱えること。また、受話音量も容易に変更できること。
- エ 2波単信方式にて基地局無線装置と無線交信が行えること。1波単信方式にて、他の移動局無線装置と無線交信が行えること。
- オ 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態遷移すること（自局送信時は除く）。ただし、規制状態は容易に解除可能なこと。
- カ 無線機本体、スピーカマイク、充電器（充電台）の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。
- キ 紛失・盗難時の盗聴防止策として下記の構造を具備すること。
 - (ア) 署所等に備え付けられた専用の充電器を用いない限り、バッテリーへの充電が行えないこと。
 - (イ) 専用のバッテリーを装着しない限り、無線機本体に電源投入されないこと。

(3) 構造仕様要件

本装置は、下記を含むこととする。

- ア 携帯型無線装置本体
- イ アンテナ
- ウ 充電器
- エ バッテリーパック (2個)
- オ 防水型スピーカマイク (クリップ付き)
- カ ベルト装着マウント
- キ 肩ベルト
- ク イヤホン
- ケ 革ケース

(4) 機器仕様要件

ア 使用周波数帯

(ア) 送信 : 264～266MHzのうち発注者が指定する周波数

(イ) 受信

a 基地局通信 : 273～275MHzのうち発注者が指定する周波数

b 移動局間直接通信 : 264～266MHzのうち発注者が指定する周波数

イ アクセス方式 : SCPC 方式

ウ 無線変調方式 : $\pi/4$ シフト QPSK

エ 空中線電力 : 5W 以上

オ 電波型式 : G1D/G1E

カ 通信方式 : 1波単信/2波単信

キ 電源電圧 : 11.1V 程度

ク 消費電流

(ア) 送信時 : 規定しない

(イ) 受信/待受時 : 規定しない

ケ 連続使用時間 : 8時間以上 (送信:受信:待ち受け=1:1:18のとき)

コ 温度条件 : -10～50℃

サ 湿度条件 : 95%以下 (温度35℃、結露なきこと)

シ 防水条件 : JIS C0920 防浸型若しくは IP67以上

ス 外形寸法 : 高さ約160mm×幅約60mm×奥行約50mm 以下

(5) 構造概要

通話用ハンドマイクが接続可能なこと。必要に応じ容易に取り外せるとともに、意図せぬ理由で不用意に外れないような構造とすること。

1 7 防災相互通信用移動局無線装置

(1) 概要

本装置は、携帯型無線装置であり、他の防災機関の無線装置と通信を行うための小型・軽量・堅牢かつ携帯性に優れた無線装置であること。最新の技術を駆使した高機能な無線装置であること。

(2) 機能仕様要件

- ア 無線機は150MHz帯の周波数を実装可能なものと総合通信局が指定した周波数を実装すること。
- イ 水晶発振制御シンセサイザ方式の無線機で、特定無線設備の認証に合格した機種であること。
- ウ 音量レベル、電池残量、操作ロック等の状況が確認できること。
- エ 受信音量の調節が行えること。
- オ 通話は、スピーカマイク接続時にはスピーカマイクで行え、スピーカマイク非接続時には本体内蔵のマイク/スピーカ及び本体のプレスボタンにより本体でも通話ができること。
- カ モニタスイッチにより、受信弱電界状況でも容易にスケルチを開放することができ、同様にスケルチを復旧させることができること。
- キ 無線機本体、スピーカマイク、充電器（充電台）の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

(3) 機器仕様要件

ア 総合

- (ア) 実装周波数 : 150MHz帯で総合通信局が指定する周波数
- (イ) 通信方式 : 単信方式
- (ウ) 無線変調方式 : 周波数変調方式
- (エ) 防水性能 : JIS C0920 等級7（防浸型）
- (オ) 周囲温度 : -20℃～60℃
- (カ) 湿度 : 95%以下（温度35℃、結露なきこと）

イ 送信部

- (ア) 送信出力 : 5W
- (イ) 通信方式 : プレストークによる単信

ウ 受信部

- (ア) 受信方式 : ダブルスーパーヘテロダイン方式
- (イ) 受信感度 : 2dB 雑音抑圧入力-3dB μ V以下
- (ウ) 通過帯域幅 : 6dB 通過幅 8kHz以上
- (エ) スプリアス感度 : 60dB以上
- (オ) 低周波数出力/歪率 : 500mW以上（歪率10%以下）

(4) 構造仕様要件

本装置は下記を含むこととする。

- ア 携帯型無線機本体
- イ アンテナ
- ウ 充電器
- エ バッテリーパック(2個)
- オ 防水型スピーカマイク（クリップ付き）
- カ ベルト装着マウント

- キ 金属製ベルトクリップ
- ク 肩ベルト
- ケ 収容ケース

1 8 署活動用無線装置（アナログ移動局）

(1) 携帯型移動局無線装置（署活動用）

無線設備その他関係法令に適合し、技術基準適合品又は電波法第38条の24第1項の規定に基づく工事設計の認証品であるものとする。

(2) 機能仕様要件

- ア 無線機は、450MHz～470MHzの範囲で12.5kHz間隔にて発注者が指定するチャンネル及び周波数を設定すること。
- イ 無線機本体の防塵・防水性能は、防塵6級、防浸7級相当とし、MIL-STD-801G相当の堅牢性を備えていること。
- ウ 本体の外形寸法（突起部分含まず）、重量は、次に掲げる値以内とする。
高さ約110mm×幅約60mm×奥行約40mm、質量約300g（リチウムイオン電池装着時）
- エ 電圧低下時に警告機能を有し、起動時に電源電圧表示が行えること。
- オ 液晶表示は漢字カナ英数字を表示できること。
- カ チャンネルの切替えは、特別の操作無く装置上部の回転ツマミにて容易に行えること。
- キ 無線機本体、スピーカマイク、充電器（充電台）の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。
- ク 緊急消防援助隊活動波17波を、指定する署活動波とは別にチャンネル及び周波数を設定すること。
- ケ エマージェンシ機能及びマンダウン機能を有していること。

(3) 機器仕様要件

ア 総合

- (ア) 周波数範囲 : 450MHz～470MHzのうち発注者が指定する範囲
- (イ) 通信方式 : プレストーク方式
- (ウ) 本体構造 : 防水型構造 IP67相当
- (エ) 使用温度範囲 : -20℃～60℃

イ 送信部

- (ア) 送信出力 : 1W
- (イ) 周波数偏差 : $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内
- (ウ) スプリアス : -2.5μW以下

ウ 受信部

- (ア) 受信方式 : ダブルスーパーヘテロダイン方式
- (イ) 通過帯域幅 : 6dB通過幅 8kHz以上
- (ウ) スプリアス感度 : 60dB以上

(4) 構造仕様要件

- ア 無線機本体
- イ バッテリーパック2個
- ウ ショートアンテナ(80mm以内)
- エ 卓上急速充電器(ACアダプタ付属)
- オ 防水型スピーカマイク(金属製クリップ付)
- カ 肩ベルト
- キ 金属製ベルトクリップ
- ク 革ケース

1 9 消防団事務連絡用無線機（登録局）

(1) 概要

本装置は、デジタル簡易業務用無線機（登録局用）であること。また、本装置は、電波法の無線設備規則、技術基準適合証明規則に基づく総務省の指定証明機関による試験に合格したものであり、工事設計認証登録番号を取得したものであること。

(2) 機能仕様要件

- ア 無線機は351MHz 帯とし、デジタルで30チャンネルが実装されていること。
- イ 水晶発信制御による周波数シンセサイザ方式のトランジスタ及び IC 化された無線機で、特定無線設備の認証に合格した機種であること。
- ウ 一斉、個別及びグループ呼出しができること。
- エ あらかじめ登録したメッセージの発着信ができるショートメッセージ機能ができること。
- オ 無線機本体、スピーカマイク、充電器（充電台）の指定場所へ識別符号銘板を貼り付けること。

(3) 機器仕様要件

ア 簡易デジタル半固定無線機・簡易デジタル車載無線機

(ア) 総合

- | | |
|--------------|--|
| a 周波数範囲 | : <送信>351. 20000～351. 38125MHz
: <受信>351. 16875～351. 38125MHz |
| b チャンネル数 | : <送信>30チャンネル
: <受信>30チャンネル+5チャンネル (S1～S5) |
| c 電波型式 | : F1C/F1E/F1D/F1F |
| d 使用温度範囲 | : -20～60℃ |
| e 空中線インピーダンス | : 50Ω（不平衡） |
| f 電源電圧 | : DC13. 8V±10%、26. 4V±10%（マイナス接地） |
| g 消費電流 | |
| DC13. 8V供給時 | : <送信時> 5W出力時 約2. 0A
: <受信時> 待ち受け時 約0. 7A |
| DC26. 4V供給時 | : <送信時> 5W出力時 約1. 5A
: <受信時> 待ち受け時 約0. 5A |

h	外形寸法	: 高さ約30mm×幅約130mm×奥行約180mm
i	重量	: 約1.0kg (本体のみ)
(イ) 送信部		
a	送信出力	: 5W (20%/-50%) : 1W (20%/-50%)
b	変調方式	: 4値FSK
c	最大周波数偏位	: ±1083Hz 以上、±1324Hz 以下 (+3+3-3-3)
d	変調入力インピーダンス	: 600Ω
e	占有周波数帯域幅	: 5.8kHz以内
f	スプリアス発射強度	: 5W時2.5μW以下 : 1W時25.0μW以下
(ウ) 受信部		
a	受信方式	: ダブルスーパーヘテロダイン
b	受信感度	: -3dBμV _{emf} 以下 (BER=1×10 ⁻² スタティック時) : 5dBμV _{emf} 以下 (BER=3×10 ⁻² フェージング時)
c	スプリアスレスポンス	: 56dB以上 (BER=1×10 ⁻² スタティック時)
イ 簡易デジタル携帯無線機		
(ア) 総合		
a	周波数範囲	: <送信>351.20000～351.38125MHz : <受信>351.16875～351.38125MHz
b	チャネル数	: <送信>30チャネル : <受信>30チャネル+5チャネル (S1～S5)
c	電波型式	: F1E/F1D/F1F/F1C
d	使用温度範囲	: -20～60℃
e	空中線インピーダンス	: 50Ω (不平衡)
f	マイクロホンインピーダンス	: 2.2kΩ
g	音声出力インピーダンス	: 8Ω (内部/外部)
h	温度範囲	: -20℃～60℃
i	電源電圧	: DC 7.4V±10% (マイナス接地)
j	消費電流	: 送信時 (5W) 2.0A以下 : (1W) 1.0A以下 : 受信時 (内部スピーカ) 600mA以下 : (外部スピーカ) 350mA以下 : 待ち受け時100mA以下
k	寸法	: 高さ約30mm×幅約130mm×奥行約180mm
l	重量	: 約140g (本体のみ) : 約250g (バッテリー含む)
(イ) 送信部		

- a 定格出力 : 5W (20%/-50%)、1W (20%/-50%)
- b 変調方式 : 4値FSK変調方式
- c 最大周波数偏位 : $\pm 1083\text{Hz}$ 以上、 $\pm 1324\text{Hz}$ 以下 (+3+3-3-3)
- d スプリアス発射強度 : 5W時 $2.5\mu\text{W}$ 以下、又は基本周波数の平均電力より
60dB低い値
: 1W時 $25\mu\text{W}$ 以下
- e 隣接チャネル漏洩電力 : 5W時-58dBc以下
: 1W時-48dBc以下

(ウ) 受信部

- a 受信感度 : BER= 1×10^{-2} スタティック時 -5dB μ (EMF) 以下
: BER= 3×10^{-2} フェージング時 0dB μV (EMF) 以下
- b スプリアスレスポンス : 56dB以上 (2信号法 標準感度3dB μ)

(4) 構造仕様要件

ア 簡易デジタル半固定無線機

- (ア) 簡易デジタル半固定無線機本体
- (イ) DC電源ケーブル
- (ウ) 予備ヒューズ
- (エ) ハンドマイク
- (オ) マイクハンガー
- (カ) 卓上電源装置
- (キ) アンテナ

イ 簡易デジタル車載無線機

- (ア) 車載無線機本体
- (イ) DC電源ケーブル
- (ウ) 予備ヒューズ
- (エ) ハンドマイク
- (オ) マイクハンガー
- (カ) 車載アンテナ

ウ 簡易デジタル携帯無線機

- (ア) 携帯無線機本体
- (イ) バッテリーパック (2個)
- (ウ) アンテナ
- (エ) ハンドストラップ
- (オ) 防水型スピーカマイク (金属製クリップ付) 10台
- (カ) 充電器
- (キ) ACアダプタ
- (ク) ベルトクリップ

(5) その他

簡易デジタル半固定無線機及び簡易デジタル車載無線機は既設設備に準じて空中線を取り付けること。なお、取付場所、車両等については別途指示する。

20 付属品・予備品

付属品・予備品の種類、数量は原則として以下に示すとおりとするが、導入する装置の構成構造上の理由より本仕様書と一致しない場合は、発注者に承諾を得たうえで、実質的に同等以上の種類・数量を納品すること。単なる数量削減等は認めないものとする。

(1) 付属品

付属品の種類、数量は原則として次の表の内容に準ずるものとする。

No.	名称	数量	備考
1	消防救急デジタル無線（卓上型移動局無線装置）予備アンテナ	10 本	
2	消防救急デジタル無線（可搬型移動局無線装置）予備アンテナ	10 本	
3	消防救急デジタル無線（携帯型移動局無線装置）		
	(1) 予備アンテナ	10 本	
	(2) 予備ハンドマイク	10 式	
4	署活動用無線		
	(1) 予備アンテナ	10 本	
	(2) 予備ハンドマイク	10 式	
5	防災相互通信用移動局無線装置		
	(1) 予備アンテナ	3 本	
	(2) 予備ハンドマイク	3 式	
6	モノクロプリンタ用トナー	1 本	プリンタ数×1 本 A4 判・白黒用、約 10,000 枚/本
7	印刷用 A3 判普通紙	2 箱	プリンタ数×2 箱 1,500 枚/箱
8	印刷用 A4 判普通紙	2 箱	プリンタ数×2 箱 2,500 枚/箱
9	必要な工具・試験器具	1 式	特殊工具等
10	必要な接栓・接続ケーブル等	1 式	装備用に必要なもの
11	接続用コネクタ付ケーブル（10m） 片端は携帯型無線装置本体に接続し、もう片端は BNC-J 型とする	10 本	通信補助設備接続用
12	各装置取扱い説明書 冊子	必要部数	別途指示（種類、部数）
13	〃 電子媒体	1 式	CD 等
14	予備用電子部品類	1 式	ヒューズ等
15	サーバラック（無線機保管用）	3 台	亀山市消防本部各署所に設置
16	二酸化炭素消火器（5 型）	2 本	亀山消防署北東分署、加太前進基地局に設置、消火器設置台等を含む

(2) その他

ア 付属品・予備品は、箱又は袋等に収納し、一括で納品すること。

イ 付属品・予備品は、原則として、それぞれの納品明細を添付すること。

第7 工事仕様

1 適用範囲

本仕様はシステムの据付配線・撤去工事等に適用するものであるが、指令施設構築や周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て発注者の承認を得ること。

なお、本仕様書及び図示にて記載されていない事項については、「電気通信設備工事共通仕様書（最新版）国土交通大臣官房官庁技術調査課電気通信室」によるものとする。

2 設置等の範囲

本仕様の設置範囲は次のとおりとする。

- (1) 設置対象の部屋の納入機器に合わせた設計及び改修・撤去工事
- (2) 納入機器の機器据付及び既設機器移設・撤去工事

ア 既設移設機器・撤去工事

(ア) 発注者が指定するもの1式

(イ) 納入機器に要する分電盤、電源線、接地線等の設置配線接続

イ 機器相互間のケーブル布設接続・撤去工事

ウ 試験及び上記各項関連作業

3 適用規格

本仕様の適用規格及び法令においては、第1章8 関係適用法令及び規格を準用する。

4 工法

本仕様の工法は次のとおりとする。

- (1) 工法については、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の重要性を踏まえ、常に正常かつ円滑な機能を維持するため、耐風・耐水・耐震及び耐久性に十分配慮して設置すること。
- (2) 本仕様に記載されてない事項は、発注者と協議して設置すること。

5 保護及び危険防止等

- (1) 本設置に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。
万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従って速やかに復旧させること。
- (2) 本設置に際して危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、当該事故については受注者の責任において処理すること。
- (3) 騒音を伴う工事施工時には、通信業務に支障の無いよう騒音防止措置を講ずること。
- (4) 工事中の防火管理について、発注者の防火管理者と必要事項を協議し細心の注意を払うこと。
- (5) 受注者は、工事の施工にあたり工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用及び適用は、受注者の負担において行わなければならない。

6 改修工事

いずれも概要とし、詳細は発注図面による。

(1) 新指令センター

新指令室改修工事

ア 建築工事

既設天井撤去（下地共）、既設壁一部撤去・復旧、天井新設（下地共）、下駄箱新設、パーティション新設等

イ 電気設備工事

建築工事に伴う電気設備工事（照明器具、煙感知器、天井スピーカ等の取替え等）

ウ 機械設備工事

建築工事に伴う機械設備工事（空調換気設備の取替え等）

(2) 津市消防本部

旧指令室改修工事

建築工事（OA フロア復旧、建具サムターン錠交換等）

(3) 鈴鹿市消防本部

ア 情報指令室改修工事

建築工事（OA フロア復旧、タイルカーペット新設、壁ビニルクロス等）

イ 機械室改修工事

建築工事（OA フロア復旧等）

ウ 消防災害対策室改修工事

建築工事（壁一部ビニルクロス貼替え等）

エ 収納庫改修工事

建築工事（床一部タイルカーペット撤去・復旧、天井一部張替え等）

(4) 亀山市消防本部

ア 指令室改修工事

建築工事（OA フロア復旧・不陸調整、間仕切壁撤去・復旧、カウンター新設）

イ 機器室改修工事

建築工事（OA フロア復旧）

7 仮設及び移設

(1) 本設置に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ適当な場所に仮設また、移設をすること。

(2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ速やかに処置すること。

(3) 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。

(4) 移設装置は、別途指示するとともに、ラック等に整然と収納すること。

(5) 移設機器については下記のとおりとする。

ア 津市消防本部/久居消防署

項	移設機器名	移設先
1	三重県防災無線装置架（地上系）	3階 新指令センター
2	三重県防災無線（衛星系）	3階 新指令センター
3	市防災行政無線 遠隔制御装置	3階 新指令センター
4	気象情報配信システム	3階 新指令センター
5	J-ALERT 装置	3階 新指令センター
6	トンネル警報装置	3階 新指令センター
7	県共通波装置架	3階 新指令センター
8	県共通波遠隔制御器	3階 新指令センター
9	地震計	3階 新指令センター
10	市情報パソコン	3階
11	固定端末局装置	3階 機械室
12	衛星端末局装置架	3階 機械室
13	県防災無線用端子盤	3階 機械室
14	県防災無線用分電盤	3階 機械室

イ 鈴鹿市消防本部/中央消防署

項	移設機器名	移設先
1	仮眠室緊急呼出盤	情報指令室
2	事案データ確認サーバ	同一室内
3	事案データ確認端末	同一室内

ウ 亀山市消防本部

項	移設機器名	移設先
1	三重県防災通信ネットワーク関係機器	同一室内
2	亀山市防災行政無線関係機器	同一室内
3	住民基本台帳ネットワークシステム関係機器	同一室内

エ 協議会事務機器

項	移設機器名	移設先
1	協議会事務用 PC、プリンタ	共同指令センター事務室
2	協議会事務用ネットワーク機器一式	共同指令センター事務室
3	協議会事務用光回線機器一式（ZTV）	共同指令センター事務室

8 屋内設置

- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- (2) 本設置に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。

9 屋外設置

- (1) 本設置に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ発注者に申し出て、その承認を得ること。
- (2) 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理のうえ実施すること。
- (3) 空中線取り付けについては、原則として既存の鉄塔等に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。
- (4) 三重県庁舎屋上空中線設置や設置方法に関しては、予め指定された場所等を基本とするが、設置工事を行う前に隣接する影響が予想される他の無線局との混信影響等の確認を行い、その結果に応じて協議し決定する。また、空中線における避雷設備に関しても設置位置等の検討結果及び既存の避雷設備の状況と合わせ、その結果に応じて協議し決定する。協議においては、津市消防本部、三重県庁及び本工事監理委託業者と行うこととする。

1 0 機器据付

- (1) 機器配置は、発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 機器の据付は、震度6強相当に耐えられるよう堅牢強固に行うこと。
- (3) 機器の床据付には架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。
- (4) 指令センターの表示盤は、後方からも見やすい位置に設置すること。

1 1 配線

- (1) 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- (2) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に設置し完全な防水処理をすること。
- (3) 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- (4) 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- (5) 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

1 2 通信回線等

- (1) 消防指令システムの設置に伴い、新設、移設及び増設が必要となる局線、専用線等の設置・許可等の申請、検査、試験、その他の手続きに要する全ての経費は受注者が負担すること。
- (2) 消防指令システムの設置に伴い、竣工以前に必要な局線、専用線等の使用料等は、受注者が負担すること。
- (3) 通信事業者等と発注者が回線の使用料等の契約が必要な場合は、発注者が選定した通信事業者等との間で契約を実施するため発注者名義の見積もり、契約案及び約款等を提出し、発注者の承認を受けること。

1 3 撤去及び廃棄

- (1) 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者の指示により行うこと。
- (2) 発注者の撤去機材の処理については廃棄とし、発注者の指示により行うこと。
- (3) 廃棄物の処理については、各種法令の遵守及び発注者の指示に従い、適切に行うこと。

- (4) 既設機器の撤去及び廃棄に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- (5) 図面等に記載がなくても撤去すべき機器類は、発注者と協議のうえ撤去を行うこと。
- (6) 既設設備運用終了後、システムに保存された情報を、発注者が指定する期間内に復元不可能な方法で消去すること。
- (7) 撤去機器については以下のとおりである。

ア 各本部

項	本部	撤去機器名	備考
1	津市消防本部	消防指令システム	指令室及び各署所設備
2	鈴鹿市消防本部	消防指令システム	指令室及び各署所設備
3	亀山市消防本部	消防指令システム	指令室及び各署所設備

イ 消防サイレン子局

項	本部	撤去機器名
1	亀山市消防本部	消防サイレン子局（柱、取付金具含む）

1.4 報告及び記録

据付調整の進行、天候等の状況を示す日報及び設置ごとの要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

1.5 落雷対策

指令センター設置の電源設備、サーバ等本消防指令システムに対して万全な落雷対策を行うこと。

1.6 その他

車載型無線機の工事は、出動体制に支障がでないように日程調整を行うこと。

別冊

三重中央消防指令センター整備総合工事

消防業務支援システム帳票一覧

津市

目次

第 1 国表	336
1 警防.....	336
(1) 火災事案管理システム.....	336
(2) 救急事案管理システム.....	336
(3) 救助事案管理システム.....	337
(4) 水利管理システム.....	337
(5) 救命講習会管理システム.....	337
2 予防.....	337
(1) 防火対象物管理システム.....	337
(2) 危険物施設管理システム.....	338
3 総務.....	340
(1) 職員管理システム.....	340
第 2 独自帳票	341
1 津市消防本部.....	341
(1) 警防業務.....	341
ア 火災事案管理システム.....	341
イ 救急事案管理システム.....	342
ウ 救助事案管理システム.....	343
エ その他災害事案管理システム.....	344
オ 水利管理システム.....	345
カ 救命講習会管理システム.....	345
(2) 予防業務.....	346

ア	防火対象物管理システム	346
イ	危険物施設管理システム	347
ウ	防火・防災管理者管理システム	350
(3)	総務業務	351
ア	業務日報管理システム	351
2	鈴鹿市消防本部	352
(1)	警防業務	352
ア	火災事案管理システム	352
イ	救急事案管理システム	352
ウ	救助事案管理システム	354
エ	車両管理システム	355
オ	水利管理システム	356
カ	救命講習会管理システム	356
キ	資機材管理システム	357
(2)	予防業務	357
ア	防火対象物管理システム	357
イ	危険物施設管理システム	358
ウ	防火・防災管理者管理システム	360
3	亀山市消防本部	361
(1)	警防業務	361
ア	火災事案管理システム	361
イ	救急事案管理システム	361
ウ	救助事案管理システム	362

エ	その他災害事案管理システム.....	362
オ	水利管理システム.....	362
(2)	予防業務.....	363
ア	防火対象物管理システム.....	363
イ	危険物施設管理システム.....	363
(3)	総務業務.....	364
ア	職員管理システム.....	364

第1 国表

1 警防

(1) 火災事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		01表 覚知別火災概況
2		02表 月・日別火災件数
3		03-1表 月・曜日・時間別火災概況 1/2
4		03-1表 月・曜日・時間別火災概況 2/2
5		03-2表 月・曜日・時間別火災概況 1/2
6		03-2表 月・曜日・時間別火災概況 2/2
7		04-1表 出火原因別火災発生概況
8		04-2表 出火原因別火災発生概況
9		05-1表 月別火災概況（四半期分類）1/2
10		05-1表 月別火災概況（四半期分類）2/2
11		05-2表 月別火災概況（四半期分類）
12		06表 時間・原因別火災件数
13		07-1表 風速・湿度別火災概況
14		07-2表 風速・湿度別火災概況
15		08表 初期消火状況（成功・失敗）1/2
16		08表 初期消火状況（成功・失敗）2/2
17		09-1表 火元建物用途別概況
18		09-2表 火元建物用途別概況
19		10-1表 火元建物の構造別概況
20		10-2表 火元建物の構造別概況

(2) 救急事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		04表 救急出場件数調
2		05表 搬送人員調
3		06表 事故種別医療機関別搬送人員調
4		07表 事故種別年令区分別傷病程度別搬送人員調
5		08表 事故種別不搬送理由別不搬送件数調
6		09表 現場到着所要時間別出場件数調
7		09表 現場到着所要時間別出場件数調（入電起点）
8		10表 収容所要時間別搬送人員調
9		10表 収容所要時間別搬送人員調（入電起点）
10		11表 救急隊員の行った応急処置件数調 1/3
11		11表 救急隊員の行った応急処置件数調 2/3
12		11表 救急隊員の行った応急処置件数調 3/3
13		12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 1/3
14		12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 2/3
15		12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 3/3
16		13表 事故種別転送回数別搬送人員調
17		14表 傷病程度別転送回数別搬送人員調
18		15表 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調

N0	管理番号	帳票名称
19		16表 事故種別転送理由別件数調
20		17表 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調
21		18表 医師の現場出場件数調
22		19表 曜日別月別救急出場件数調
23		20表 曜日別月別搬送人員調
24		21表 管内管外別搬送人員調
25		22表 発生場所別搬送人員調
26		23表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調

(3) 救助事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		04表 火災時における救助活動状況調
2		05表 事故種別出動件数活動件数調
3		06表 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調
4		07表 事故種別出動人員活動人員調
5		08表 事故種別出動車両等台数調
6		09表 事故種別活動車両等台数調
7		10表 事故種別発生場所別出動件数調
8		11表 事故種別発生場所別活動件数調
9		12表 事故種別発生場所別救助人員調
10		13表 事故種別他機関活動件数調
11		14表 救助活動のための機械器具等の保有状況調

(4) 水利管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		19表 消防水利の現状
2		46表 耐震性貯水槽の現状

(5) 救命講習会管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		24表 応急手当指導員養成講習に関する調
2		25表 応急手当普及員養成講習に関する調
3		26表 住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況等に関する調

2 予防

(1) 防火対象物管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		01表 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表
2		02表 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表
3		03表 漏電火災警報器、水噴霧消火設備等設置状況調査表
4		04表 非常警報設備、屋外消火栓設備設置状況調査表
5		05表 避難器具、排煙設備設置状況調査表
6		06表 誘導灯、非常コンセント設備設置状況調査表

N0	管理番号	帳票名称
7		07表 動力消防ポンプ設備、消防用水状況調査表
8		08表 連結散水設備、連結送水管状況調査表
9		09表 非常電源設置状況調査表
10		10表 消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表
11		11表 建築同意事務処理状況調査表
12		12表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査表
13		13表 防災物品使用状況調査表
14		14表 消防法第3条、第5条、第5条の2、第5条の3、第8条、第8条の2、第8条の2の5、第17条の4及び第36条において準用する第8条並びに第8条の2の規定による措置命令等状況調査表
15		15表 違反処理(警告・勧告)実施状況調査表
16		16表 甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
17		17表 乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
18		18表 消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況調査表
19		19表 防火管理講習会等実施状況調査表(消防長開催)
20		20表 防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表
21		21表 消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表
22		22表 消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表
23		23表 屋内消火栓設備特定違反対象物等調査表
24		24表 スプリンクラー設備特定違反対象物等調査表
25		25表 自動火災報知設備特定違反対象物調査表
26		26表 特定違反対象物等面積別調査表
27		27表 高層建築物の状況調査表(28表、29表、35表レイアウトのみ)
28		28表 地下街の状況調査表
29		29表 準地下街の状況調査表
30		30表 消防設備士試験状況調査表
31		31表 消防設備士講習会実施状況調査表
32		32表 違反処理体制の整備状況等調査表
33		33表 重大違反対象物の措置状況等調査表
34		34表 告発の状況調査表
35		35表 特殊消防用設備等の状況調査表
36		36表 予防技術資格者配置状況調査表
37		37表 自衛消防組織設置対象物調査表
38		38表 消火器具設置状況調査表
39		39表 防火対象物表示制度に係る申請数調査表

(2) 危険物施設管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		00表 条件コード表
2		01表 危険物規制対象数調(設置許可施設)
3		01表 危険物規制対象数調(設置許可施設) つづき
4		02表 危険物規制対象数調(完成検査済証交付施設)
5		02表 危険物規制対象数調(完成検査済証交付施設) つづき
6		03表 形態別危険物規制対象数調(完成検査済証交付施設:その1)

N0	管理番号	帳票名称
7		04表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その2）
8		05表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（設置許可施設）
9		06表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）
10		06表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設） つづき
11		07表 容量別旧法タンクの新基準等適合数調（完成検査済証交付施設）
12		08表 浮き屋根式・浮き蓋付特定屋外タンク数調（完成検査済証交付施設）
13		09表 容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数調（完成検査済証交付施設）
14		10表 危険物施設別の地下貯蔵タンク等の設置数調（完成検査済証交付施設）
15		11表 容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）
16		12表 給油危険物別の給油取扱所数調（完成検査済証交付施設）
17		13表 危険物事業所数調
18		14表 製造所等の許可、完成検査及び廃止届等の数調
19		14表の2 製造所等の設置許可の数調
20		15表 液体危険物 タンク の完成検査前検査実施状況調
21		16表 特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の保安検査実施状況等調
22		17表 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出状況調
23		18表 危険物取扱者免状交付状況等調
24		19表 危険物規制事務担当者等調
25		20表 製造所等に対する立入検査の状況調
26		21表 危険物施設の仮使用、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調 1－1
27		21表 危険物施設の仮使用、危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調 1－2
28		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調
29		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき
30		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき 1－1
31		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき 1－2
32		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき 2－1
33		22表 製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調 つづき 2－2
34		23表 手数料収入額調
35		24表 危険物確認試験実施数調
36		25表 圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況調
37		26表 1000KL 以上の屋外タンク貯蔵所の（設置・廃止・種類数量変更）状況調
38		26表の2 500KL 以上1000KL 未満の屋外タンク貯蔵所の（設置・廃止・種類数量変更）状況調
39		27表 危険物取扱者免状返納命令の状況調
40		28表 製造所等の許可の取消し等の状況調
41		28表の2 製造所等の緊急使用停止命令等の状況調

N0	管理番号	帳票名称
42		29表 危険物保安統括管理者等の解任命令の状況調
43		30表 自衛消防組織の設置を必要とする事業所数調
44		31表 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置状況等調
45		32表 指定可燃物に類する物品の指定状況等
46		33表 動植物油類の屋外タンク貯蔵所等の設置状況調
47		34表 危険物施設に対する消防法違反告発状況調
48		35表 製造所等の応急措置命令状況調
49		36表 屋外タンク貯蔵所の津波対策の状況調

3 総務

(1) 職員管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		02表 年齢別及び階級別消防吏員数
2		13表 在職年数別消防吏員及び消防団員数(消防吏員のみ)
3		14表 退職事由別及び年齢別退職消防吏員数の状況
4		53表 業務別の消防職員の数

第2 独自帳票

1 津市消防本部

(1) 警防業務

ア 火災事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		火災概要一覧
2		火災原因損害調査報告書
3		火災報告突合表（火災台帳）
4		火災報告突合表（死者台帳）
5		年別火災発生状況
6		月別・曜日別火災発生状況
7		出火時間別火災発生状況
8		覚知別火災発生状況
9		気象別火災発生状況
10		原因別火災発生状況
11		月別・原因別火災発生状況
12		出火時間別・時間別火災発生状況
13		署所別火災発生状況
14		地区別火災発生状況
15		地区別・原因別火災発生状況
16		地区別・月別火災発生状況
17		死者調査表（第20号様式）
18		負傷者調査表（第19号様式）
19		敷地台帳
20		棟別台帳
21		設備一覧台帳
22		敷地台帳忘備録
23		棟別台帳忘備録
24		受付台帳
25		査察結果台帳
26		立入検査結果台帳
27		敷地予備項目台帳
28		棟別予備項目台帳
29		管理権限者台帳
30		確認申請敷地台帳
31		確認申請住宅地台帳
32		査察台帳
33		火災台帳
34		火災メモ台帳
35		負傷者台帳
36		火災即報台帳
37		火災即報メモ台帳
38		火災概要台帳
39		死者台帳
40		死傷者台帳
41		り災台帳

N0	管理番号	帳票名称
42		り災調査台帳
43		出動署所台帳
44		出動署所メモ台帳
45		出動隊員台帳
46		出動車両台帳
47		出動車両メモ台帳
48		消防応援隊台帳
49		火災予備項目台帳
50		出動車両予備項目台帳

イ 救急事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救急活動報告書
2		事案台帳
3		救護台帳
4		応急処置台帳
5		資器材台帳
6		転送台帳
7		観察台帳
8		事案概要台帳
9		救護者概要台帳
10		出動隊員台帳
11		他隊出動台帳
12		傷病者現病歴台帳
13		外傷部位台帳
14		心肺停止台帳
15		除細動台帳
16		搬送証明台帳
17		事案予備項目台帳
18		救護予備項目台帳
19		受入不可台帳
20		心肺概要台帳
21		心肺予備項目台帳
22		観察予備項目台帳
23		項目チェック条件一覧表（180種）
24		搬送証明書出力
25		事案フィルタリング印刷
26		救護者フィルタリング印刷
27		救急台帳概要印刷
28		日報統括表印刷
29		月報印刷
30		救急蘇生指標の調査表
31		月別事故種別救急活動状況
32		曜日別事故種別救急活動状況
33		覚知日別事故種別出場件数調

N0	管理番号	帳票名称
34		覚知日別事故種別搬送人員調
35		時間別事故種別出場件数調
36		時間別事故種別搬送人員調
37		地区別事故種別出場件数調
38		地区別事故種別搬送人員調
39		署所別事故種別出場件数調
40		署所別事故種別搬送人員調
41		隊別事故種別出場件数調
42		隊別事故種別搬送人員調
43		覚知別事故種別出場件数調
44		年令区分別事故種別搬送人員調
45		年令性別事故種別搬送人員調
46		傷病程度性別事故種別搬送人員調
47		病院別事故種別搬送人員調
48		診療科目別事故種別搬送人員調
49		覚知別月別出場件数調
50		署所別月別出場件数調
51		署所別月別搬送人員調
52		署所別曜日別出場件数調
53		署所別曜日別搬送人員調
54		傷病程度年齢区分別搬送人員調
55		地区別傷病程度別搬送人員調
56		病院別傷病程度別性別搬送人員調
57		重症以上傷病者
58		産科・周産期傷病者用
59		小児傷病者用
60		救命救急センター等用
61		救命救急センター別受入状況
62		突合結果一覧表
63		高速自動車国道における救急活動状況調（伊勢道）
64		高速自動車国道における救急活動状況調（東名阪）
65		高速自動車国道における救急活動状況調（伊勢湾岸）
66		高速自動車国道における救急活動状況調（その他）
67		項目マスター
68		コードマスター（220種）
69		国表出力（CSV）
70		救急活動報告書（複数人）
71		救護台帳（不搬送含む）
72		搬送困難事案（滞在時間30分以上）
73		搬送困難事案（照会回数4回以上）
74		救急自動車同時出動一覧表
75		輪番時間帯救護台帳
76		輪番時間外救護台帳

ウ 救助事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救助台帳
2		他機関台帳
3		救助メモ台帳
4		出動署所台帳
5		出動署所メモ台帳
6		出動車両台帳
7		出動隊員台帳
8		使用資器材
9		負傷者台帳
10		救助予備項目台帳
11		出動車両予備項目台帳
12		負傷者予備項目台帳
13		出動車両メモ台帳
14		台帳検索（救助）
15		台帳検索（負傷者）
16		台帳詳細検索（救助）
17		台帳詳細検索（出場署所
18		台帳詳細検索（出動車両）
19		救助出動概要一覧表
20		救助活動状況
21		月別事故種別出動件数
22		月別事故種別活動件数
23		覚知別月別出動件数
24		覚知別月別活動件数
25		地区別事故種別別出動件数
26		地区別事故種別別活動件数
27		項目マスター一覧表
28		コードマスター一覧表
29		CSV 出力

エ その他災害事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		災害事案台帳
2		関係者台帳
3		出動署所台帳
4		出動車両台帳
5		死傷者台帳
6		出動隊員台帳
7		仕様資器材台帳
8		災害メモ台帳
9		出動署所メモ台帳
10		災害予備項目台帳
11		出動車両予備項目台帳
12		死傷者予備項目台帳
13		出動車両メモ台帳

N0	管理番号	帳票名称
14		台帳検索（災害）
15		台帳検索（死傷者）
16		台帳詳細検索（災害）
17		台帳詳細検索（出動署所）
18		台帳詳細検索（出動車両）
19		災害出動概要一覧表
20		月別・曜日別災害発生状況
21		署所別災害発生状況
22		災害種別災害発生状況
23		地区別災害発生状況
24		項目マスター一覧表
25		コードマスター一覧表
26		CSV 出力

オ 水利管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		消火栓台帳一覧表
2		防火水槽台帳一覧表
3		井戸台帳一覧表
4		その他台帳一覧表
5		水利総括表（消火栓）
6		水利総括表（防火水槽）
7		水利総括表（井戸）
8		水利総括表（その他）
9		19表 消防水利の現状 消防防災・震災対策現況調査表
10		46表 耐震性貯水槽の現状 消防防災・震災対策現況調査表
11		消防水利台帳（消火栓）
12		消防水利台帳（防火水槽）
13		消防水利台帳（井戸）
14		消防水利台帳（その他）
15		消火栓履歴
16		消火栓調査結果報告書
17		項目マスター一覧表
18		コードマスター一覧表
19		CSV 出力

カ 救命講習会管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		普通救命講習Ⅰ修了証
2		普通救命講習Ⅱ修了証
3		普通救命講習Ⅲ修了証
4		上級救命講習修了証
5		応急手当普及員修了証
6		普通救命講習Ⅰ修了証（旧）
7		救急入門コース

N0	管理番号	帳票名称
8		応急手当普及員再講習修了証
9		応急手当指導員講習修了証
10		応急手当指導員再講習（消防職団員用）
11		講習会日程台帳
12		受講者台帳
13		講習指導者台帳
14		受講者予備項目台帳
15		講習会予備項目台帳
16		個人台帳
17		講習指導者台帳
18		個人予備項目台帳
19		普通救命講習Ⅰ修了証（認定）
20		普通救命講習Ⅱ修了証（認定）
21		普通救命講習Ⅲ修了証（認定）
22		救急入門コース（認定）
23		普通救命講習Ⅰ修了証（証明）
24		普通救命講習Ⅱ修了証（証明）
25		普通救命講習Ⅲ修了証（証明）
26		救急入門コース（証明）
27		上級救命講習修了証
28		応急手当指導員認定証（消防職団員用）
29		応急手当指導員認定証（消防職団員以外の者用）
30		応急手当普及員認定証
31		救急入門コース（60人以上用）
32		受講者一覧表
33		修了証交付名簿
34		講習修了者台帳
35		修了証交付一覧
36		修了証
37		応急手当指導員養成講習に関する調
38		応急手当普及員養成講習に関する調
39		住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況等に関する調
40		項目マスター一覧表
41		コードマスター一覧表（66種）
42		CSV 出力
43		再交付履歴台帳
44		救命講習実施結果報告書

(2) 予防業務

ア 防火対象物管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		建築同意等審査復命及び処理伺書
2		消防関係法令指導票
3		棟別台帳一覧表
4		防火対象物台帳

NO	管理番号	帳票名称
5		防火対象物一覧表（150㎡以上）
6		諸届状況
7		消防用設備等着工届等件数
8		防火対象物建築同意件数
9		消防用設備等（特殊消防用設備等）設置審査復命及び検査済証等交付処理伺書
10		消防用設備等（特殊消防用設備等）設置審査復命及び検査済証等交付処理伺書 ※軽微な工事 ※現地調査省略
11		消防用設備等 検査済証（構造規模欄に斜線ありバージョン）
12		消防用設備等 検査済証
13		査察チェック表

イ 危険物施設管理システム

NO	管理番号	帳票名称
1		様式1 エタノール等給油取扱所を含む給油取扱所の現況調査(完成検査済証交付施設)
2		様式2 浮き屋根付特定屋外タンク貯蔵所の現況調査(完成検査済証交付施設)
3		各種印刷 事業所一覧
4		各種印刷 危険物施設経過表
5		各種印刷 施設台帳 製造所
6		各種印刷 施設台帳 屋内貯蔵所
7		各種印刷 施設台帳 屋外タンク貯蔵所
8		各種印刷 施設台帳 屋内タンク貯蔵所
9		各種印刷 施設台帳 地下タンク貯蔵所
10		各種印刷 施設台帳 簡易タンク貯蔵所
11		各種印刷 施設台帳 移動タンク貯蔵所
12		各種印刷 施設台帳 屋外貯蔵所
13		各種印刷 施設台帳 給油取扱所
14		各種印刷 施設台帳 移送取扱所
15		各種印刷 施設台帳 一般取扱所
16		各種印刷 施設台帳 販売取扱所
17		各種印刷 条例施設台帳 少量危険物施設
18		各種印刷 条例施設台帳 指定可燃物施設
19		各種印刷 条例施設台帳 液化石油ガス施設
20		各種印刷 条例施設台帳 毒・劇物施設
21		受付処理 許可書
22		受付処理 タンク検査済証
23		受付処理 完成検査済証（製造所ほか）
24		受付処理 完成検査済証（移動タンク貯蔵所）
25		受付処理 認可書
26		受付処理 承認書
27		受付台帳照会 受付台帳一覧表
28		査察処理 査察チェック表

NO	管理番号	帳票名称
29		査察処理 査察照会 査察結果一覧表
30		査察処理 条例査察チェック表
31		受付簿印刷 設置許可一覧表
32		受付簿印刷 変更許可一覧表
33		受付簿印刷 変更許可一覧表（他行政転入）
34		受付簿印刷 特例適用願一覧
35		受付簿印刷 完成検査前検査申請一覧表（水張）
36		受付簿印刷 完成検査前検査申請一覧表（水压）
37		受付簿印刷 完成検査前検査申請一覧表（溶接部）
38		受付簿印刷 完成検査前検査申請一覧表（基礎・地盤）
39		受付簿印刷 完成検査前検査申請一覧表（岩盤タンク）
40		受付簿印刷 完成検査申請一覧表（設置）
41		受付簿印刷 完成検査申請一覧表（変更）
42		受付簿印刷 完成検査申請一覧表（転入他行政）
43		受付簿印刷 保安検査時期変更承認申請一覧表（移送）
44		受付簿印刷 屋内タンク貯蔵所保安検査申請一覧表
45		受付簿印刷 移送取扱所保安検査申請一覧表
46		受付簿印刷 仮使用承認申請一覧表
47		受付簿印刷 予防規程制定認可申請一覧表
48		受付簿印刷 予防規程変更認可申請一覧表
49		受付簿印刷 保安検査時期変更承認申請一覧表（屋外タンク）
50		受付簿印刷 危険物仮貯蔵承認申請一覧表
51		受付簿印刷 危険物仮取扱承認申請一覧表
52		受付簿印刷 保安監督者選任解任届一覧表
53		受付簿印刷 統括保安監督者選任解任届一覧表
54		受付簿印刷 廃止届一覧表
55		受付簿印刷 譲渡引渡届一覧表
56		受付簿印刷 設置者名称等変更届出一覧表
57		受付簿印刷 施設災害発生届出一覧表
58		受付簿印刷 危険物品名・数量変更届出一覧表
59		受付簿印刷 使用休止届出一覧表
60		受付簿印刷 再開届出一覧表
61		受付簿印刷 資料提出届出一覧表
62		受付簿印刷 設置（変更）取止め届出一覧表
63		受付簿印刷 内部点検時期延長届出一覧表
64		受付簿印刷 転出届出一覧表
65		受付簿印刷 危険物取扱者一覧表
66		受付簿印刷 定期点検情報一覧表
67		受付簿印刷 保安検査情報一覧表
68		受付簿印刷 8条2第4項1一覧表
69		受付簿印刷 8条2第4項2一覧表
70		受付簿印刷 その他の申請・届出一覧表
71		受付簿印刷 火気使用工事届一覧表
72		受付簿印刷 新基準適合一覧表
73		受付簿印刷 運営者の氏名変更一覧表
74		受付簿印刷 地下タンク等在庫管理・漏えい措置計画一覧表

N0	管理番号	帳票名称
75		受付簿印刷 タンク腐食防止点検 開放周期13年一覧表
76		受付簿印刷 タンク腐食防止点検 開放周期15年一覧表
77		受付簿印刷 貯蔵管理点検 開放周期14年一覧表
78		受付簿印刷 貯蔵管理点検 開放周期15年一覧表
79		受付簿印刷 完成検査済証再交付申請書一覧表
80		受付簿印刷 移送の経路等に関する書面一覧表
81		受付簿印刷 危険作業開始届出一覧表
82		受付簿印刷 軽微な工事届一覧表
83		受付簿印刷 休止中の地下タンクの漏れ点検期間延長申請一覧表
84		受付簿印刷 休止中の地下埋設配管漏れの点検期間延長申請一覧表
85		受付簿印刷 地下貯蔵タンクの休止に伴う特例認定申請一覧表
86		受付簿印刷 地下貯蔵タンク構造及び設置年月日照合願一覧表
87		受付簿印刷 完成検査前検査申請（条例・水張）一覧表
88		受付簿印刷 完成検査前検査申請（条例・水圧）一覧表
89		受付簿印刷 少量危険物貯蔵開始届一覧表
90		受付簿印刷 少量危険物貯蔵変更届一覧表
91		受付簿印刷 少量危険物貯蔵廃止届一覧表
92		受付簿印刷 少量危険物取扱開始届一覧表
93		受付簿印刷 少量危険物取扱変更届一覧表
94		受付簿印刷 少量危険物取扱廃止届一覧表
95		受付簿印刷 指定可燃物貯蔵開始届一覧表
96		受付簿印刷 指定可燃物貯蔵変更届一覧表
97		受付簿印刷 指定可燃物貯蔵廃止届一覧表
98		受付簿印刷 指定可燃物取扱開始届一覧表
99		受付簿印刷 指定可燃物取扱変更届一覧表
100		受付簿印刷 指定可燃物取扱廃止届一覧表
101		受付簿印刷 圧縮アセチレン等貯蔵開始届一覧表
102		受付簿印刷 圧縮アセチレン等貯蔵変更届一覧表
103		受付簿印刷 圧縮アセチレン等貯蔵廃止届一覧表
104		受付簿印刷 圧縮アセチレン等取扱開始届一覧表
105		受付簿印刷 圧縮アセチレン等取扱変更届一覧表
106		受付簿印刷 圧縮アセチレン等取扱廃止届一覧表
107		受付簿印刷 意見書交付申請一覧表
108		受付簿印刷 少量危険物等貯蔵・取扱いの種類数量変更届一覧表
109		受付簿印刷 少量危険物等貯蔵等廃止届出一覧表
110		各種印刷 危険物仮貯蔵・仮取扱承認処理簿
111		各種印刷 危険物製造所等許可申請等処理簿
112		各種印刷 危険物仮使用承認申請処理簿
113		各種印刷 完成検査前検査申請処理簿
114		各種印刷 予防規程認可申請処理簿
115		各種印刷 各種届出処理簿
116		CSV 事業所台帳ファイル
117		CSV 施設台帳ファイル
118		CSV 危険物台帳ファイル
119		CSV タンク台帳ファイル
120		CSV 受付台帳

NO	管理番号	帳票名称
121		CSV 条例査察台帳
122		CSV 条例査察結果台帳
123		CSV 査察台帳
124		CSV 査察結果台帳
125		CSV 条例施設台帳
126		CSV 事業所メモ
127		CSV 施設メモ
128		CSV 条例施設メモ
129		CSV 事業所予備項目台帳
130		CSV 施設予備項目台帳
131		CSV 危険物予備台帳
132		CSV タンク予備台帳
133		CSV 査察予備項目台帳
134		CSV 受付予備項目台帳
135		CSV 簡易査察結果台帳
136		CSV 一般取扱所台帳
137		CSV 給油取扱所台帳
138		CSV 製造所台帳
139		CSV 屋外貯蔵所台帳
140		CSV 屋内貯蔵所台帳
141		CSV 屋外タンク貯蔵所台帳
142		CSV 屋内タンク貯蔵所台帳
143		CSV 地下タンク貯蔵所台帳
144		CSV 移動タンク貯蔵所台帳
145		CSV 簡易タンク貯蔵所台帳
146		CSV 販売取扱所台帳
147		CSV 移送取扱所台帳

ウ 防火・防災管理者管理システム

NO	管理番号	帳票名称
1		受講者受付印刷 甲種新規講習会
2		受講者受付印刷 乙種講習会
3		受講者受付印刷 甲種再講習会
4		受講者受付印刷 防災管理新規講習会
5		受講者受付印刷 防災管理再講習会
6		受講者受付印刷 自衛消防業務新規講習会
7		受講者受付印刷 自衛消防業務再講習会
8		受講者受付印刷 その他
9		修了証印刷 甲種新規講習会
10		修了証印刷 乙種講習会
11		修了証印刷 甲種再講習会
12		修了証印刷 防災管理新規講習会
13		修了証印刷 防災管理再講習会
14		修了証印刷 自衛消防業務新規講習会
15		修了証印刷 自衛消防業務再講習会

N0	管理番号	帳票名称
16		修了証印刷 その他
17		国表印刷 19表 防火管理講習会等実施状況調査票
18		再発行印刷 甲種新規講習会
19		再発行印刷 乙種講習会
20		再発行印刷 甲種再講習会
21		再発行印刷 防災管理新規講習会
22		再発行印刷 防災管理再講習会
23		再発行印刷 自衛消防業務新規講習会
24		再発行印刷 自衛消防業務再講習会
25		再発行印刷 その他
26		防火・防災管理者受講者一覧表（氏名検索）
27		防火・防災管理者受講者一覧表（かな検索）
28		防火・防災管理者受講者一覧表（生年月日検索）
29		防火・防災管理者受講者一覧表（受講年月日検索）
30		防火・防災管理者受講者一覧表（対象物検索）
31		項目マスタ印刷
32		コードマスタ印刷
33		項目マスタ・コードマスタ印刷

(3) 総務業務

ア 業務日報管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		勤務日誌印刷 人員編成・執務状況印刷
2		勤務日誌印刷 災害状況印刷
3		勤務日誌印刷 一括印刷
4		集計印刷 個別帳票
5		集計印刷 一覧表
6		集計印刷 統計表
7		統計項目一覧表示
8		統計資料作成 個別帳票
9		統計資料作成 一覧表
10		統計資料作成 統計表
11		日報統計出力 火災出動
12		日報統計出力 救急出動
13		日報統計出力 救助出動
14		日報統計出力 その他災害出動
15		項目マスタ印刷
16		コードマスタ印刷
17		項目マスタ・コードマスタ印刷

2 鈴鹿市消防本部

(1) 警防業務

ア 火災事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）
2		火災・災害等即報要領 第2号様式（特定の事故）
3		第1四半期
4		第2四半期
5		第3四半期
6		第4四半期
7		火災統計 上半期 （入力様式）及び P1～P5
8		火災統計 年 （入力画面）及び P1～P5
9		統計要覧 表152 火災発生状況
10		統計要覧 表153 地区別火災発生状況
11		統計要覧 表154 建物用途別火災発生状況
12		統計要覧 表155 原因別火災発生状況
13		統計要覧 表156 時間別火災発生状況
14		火災データ（メイン）
15		火災入力表
16		火災件数の推移，火災種別構成比，用途別建物火災の状況
17		出火原因，死傷者数，火災損害
18		火災報告書
19		様式第25号 火災調査書
20		様式第20号 火災損害状況調査書
21		様式第21号 火災損害調査書
22		様式第22号 建物等不動産損害明細書
23		様式第23号 建物等収容物損害明細書
24		様式第24号 死傷者の調査書
25		様式第26号 車両・船舶・航空機損害明細書
26		様式第27号 立木・その他損害明細書

イ 救急事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救急台帳概要
2		日報総括表
3		月報印刷
4		救急蘇生指標の調査表
5		月別事故種別救急活動状況
6		覚知日事故種別出場件数調
7		覚知日事故種別搬送人員調
8		地区別事故種別出場件数調
9		地区別事故種別搬送人員調
10		隊別事故種別出場件数調
11		隊別事故種別搬送人員調
12		覚知別事故種別出場件数調

N0	管理番号	帳票名称
13		病院別事故種別搬送人員調
14		診療科目別事故種別搬送人員調
15		署所別月別出場件数調
16		署所別月別搬送人員調
17		病院別傷病程度別性別搬送人員調
18		救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査（様式1）重症以上傷病者用
19		〃（様式2）産科・周産期傷病者用
20		〃（様式3）小児傷病者用
21		〃（様式4）救命救急センター用
22		〃（様式4-2）救命救急センター別受入状況
23		国表出力（CSV）
24		事案台帳（CSV）
25		救護台帳（CSV）
26		応急処置台帳（CSV）
27		資器材台帳（CSV）
28		転送台帳（CSV）
29		観察台帳（CSV）
30		事案概要台帳（CSV）
31		救護者概要台帳（CSV）
32		出動隊員台帳（CSV）
33		他隊出動台帳（CSV）
34		傷病者現病歴台帳（CSV）
35		外傷部位台帳（CSV）
36		心肺停止台帳（CSV）
37		除細動台帳（CSV）
38		搬送証明台帳（CSV）
39		事案予備項目台帳（CSV）
40		救護予備項目台帳（CSV）
41		受入不可台帳（CSV）
42		心肺概要台帳（CSV）
43		心肺予備項目台帳（CSV）
44		観察予備項目台帳（CSV）
45		救護台帳（不搬送含む）（CSV）
46		病院収容 日計
47		収容病院
48		月報（鈴鹿回生病院 搬送不可事案）
49		月報（鈴鹿中央総合病院 搬送不可事案）
50		2次医療機関搬送不可一覧（鈴鹿中央総合病院）
51		2次医療機関搬送不可一覧（鈴鹿回生病院）
52		高速道路自動車国道への救急出場件数
53		高速自動車国道における救急活動状況調（新名神高速道路）
54		高速自動車国道における救急活動状況調（東名阪自動車道）
55		実施基準適用事案等検証結果報告
56		ウツタイン調査（予後調査）（CSV）
57		救急日計（毎日確認用）

N0	管理番号	帳票名称
58		救急日計 リスト (CSV)
59		レスポンス調 (CSV)
60		搬送割合 輪番病院応需率調 (CSV)
61		応急処置 一覧 (CSV)
62		ドクターヘリ事案調 (CSV)
63		R1R2 事案調 (消防車等又は4名出動) (CSV)
64		他隊連携事案調 (PA 出動等) (CSV)
65		応受援出動調 (応援) (CSV)
66		応受援出動調 (受援) (CSV)
67		新興感染症 (新型コロナウイルス感染症等) 事案調 (CSV)
68		熱中症調査 (CSV)
69		特定行為調 (CSV)
70		事後検証 出動概要 (1頁～2頁)
71		救急出動報告書
72		救急出動報告書 複数人
73		ウツタイン様式
74		第3号様式 (検証票)
75		第4号様式 (救急救命処置録)

ウ 救助事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救助台帳一覧表
2		救助活動報告書
3		救助台帳概要一覧表
4		救助活動状況
5		年別事故種別件数
6		月別事故種別出動件数
7		月別事故種別活動件数
8		覚知別月別出動件数
9		覚知別月別活動件数
10		地区別事故種別出動件数
11		地区別事故種別活動件数
12		救助台帳
13		他機関台帳
14		救助メモ台帳
15		出動署所台帳
16		出動署所メモ台帳
17		出動車両台帳
18		出動隊員台帳
19		負傷者台帳
20		救助予備項目台帳
21		出動車両予備項目台帳
22		負傷者予備項目台帳
23		月報
24		日計

N0	管理番号	帳票名称
25		署別
26		救助出動報告書

エ 車両管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		車両出動状況
2		機関日誌
3		はしご自動車使用状況
4		はしご自動車 出動記録表
5		公用車運転記録
6		自動車燃料給油表（軽油）
7		自動車燃料給油表（ガソリン）
8		自動車燃料給油表（救急車）
9		携行缶燃料使用記録簿
10		空気充填設備記録簿
11		水道水使用記録簿（火災）
12		水道水使用記録簿（訓練）
13		消防機器使用記録簿
14		ドローン使用記録簿
15		ドローン飛行報告書
16		ドローン使用記録表
17		ドローン無人航空機に係る事故等の報告書（様式3）
18		ボンベ管理表（酸素）
19		ボンベ管理表（その他）
20		ボンベ保管状況（ボンベ管理台帳）
21		空気呼吸器管理表
22		面体管理表
23		消防無線機管理表
24		NBC 資機材台帳
25		PPV 台帳
26		エンジンカッター台帳
27		オイル交換表
28		ガス検知器台帳
29		チェーンソー台帳
30		可搬ポンプ台帳
31		携帯用発電機台帳
32		削岩機台帳
33		船外機台帳
34		船舶台帳
35		はしご車資機材台帳
36		バルーン照明台帳
37		消防ホース管理台帳
38		潜水資機材台帳
39		緊急消防援助隊資機材台帳
40		水管管理台帳

N0	管理番号	帳票名称
41		年間点検スケジュール（常備）
42		車両諸元（常備）
43		積載器具一覧（常備）
44		車両積載可搬ポンプ諸元（常備）
45		点検履歴（常備）
46		修理履歴（常備）
47		事故履歴（常備）
48		リコール情報（常備）
49		車両現有一覧（常備）
50		車両更新計画（常備）
51		年間点検スケジュール（非常備）
52		車両諸元（非常備）
53		積載器具一覧（非常備）
54		車両積載可搬ポンプ諸元（非常備）
55		点検履歴（非常備）
56		修理履歴（非常備）
57		事故履歴（非常備）
58		リコール情報（非常備）
59		車両現有一覧（非常備）
60		車両更新計画（非常備）

オ 水利管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		水利実基数
2		地区別消防水利状況
3		水利番号管理表
4		消火栓数
5		工業用消火栓数
6		防火水槽数
7		私設防火水槽数
8		自然取水施設数
9		新設・移設消火栓管理表
10		水利包含図
11		消防水利詳細データ
12		消防施設整備計画実態調査表（17表）（消防施設整備計画実態調査）
13		水利施設の位置（消防施設整備計画実態調査）
14		不足数の色分け図（消防施設整備計画実態調査）
15		各水利判定結果の色分け図（消防施設整備計画実態調査）
16		無限水利の有効範囲（消防施設整備計画実態調査）

カ 救命講習会管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		受講者一覧表
2		修了証交付名簿
3		講習修了者一覧

NO	管理番号	帳票名称
4		修了証交付一覧
5		修了証
6		救命講習実施結果報告書
7		講習会日程台帳
8		受講者台帳
9		個人台帳
10		講習指導者台帳
11		受講者予備台帳
12		個人予備台帳
13		再交付履歴台帳
14		講習会予備項目台帳
15		応急手当普及員台帳 (CSV)
16		応急手当指導員台帳 (CSV)
17		市民救命インストラクター台帳 (CSV)
18		指導実績調 (CSV)
19		応急手当講習会 (月報)

キ 資機材管理システム

NO	管理番号	帳票名称
1		資器材履歴台帳
2		月次処理台帳
3		署・要望書
4		予備資器材月報
5		救急資器材チェックリスト
6		救急車最低積載数

(2) 予防業務

ア 防火対象物管理システム

NO	管理番号	帳票名称
1		立入検査結果通知書 第3号様式
2		立入検査結果報告書 第4号様式
3		通知事項改善(計画)報告書 第5号様式
4		資料提出命令書 第8号様式
5		任意資料提出書 資料提出書 第9号様式
6		任意資料提出受領書 資料提出受領書 第10号様式
7		報告徴収書 第11号様式
8		所有権放棄書 第12号様式
9		違反調査書 第1号様式
10		実況見分調書 第2号様式
11		質問調書 第3号様式
12		警告書 第4号様式
13		重大違反対象物措置状況表
14		公表該当違反調査書 第1号様式
15		公表通知書 第2号様式

N0	管理番号	帳票名称
16		違反対象物一覧 第3号様式
17		公表該当違反是正報告書 第4号様式
18		消防法令適合通知書 別記様式第2号
19		防火対象物／防災管理対象物（認定・不認定）通知書 第8号様式
20		表示基準適合通知書 別記様式第2
21		表示基準不適合通知書 別記様式第3
22		表示マーク受領書 別記様式第4
23		表示マーク返還請求書 別記様式第5
24		諸届状況
25		立入検査表
26		防火対象物建築同意件数
27		消防用設備等の指導
28		消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証
29		変電設備等設置届出書台帳
30		棟別消防用設備等関係届出状況
31		防火対象物使用開始届出書の提出について（通知）
32		防火対象物仮使用承認・許可申請等に対する回答（通知）
33		防火対象物建築同意件数No.2
34		消火器台帳
35		屋内消火栓設備・パッケージ型消火設備台帳
36		スプリンクラー設備台帳・パッケージ型自動消火設備台帳
37		水噴霧消火設備等台帳
38		屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備台帳
39		自動火災報知設備台帳
40		消防機関へ通報する火災報知設備台帳
41		非常警報器具・非常警報設備台帳
42		誘導灯・誘導標識台帳
43		消防用水台帳
44		消火活動上必要な施設台帳
45		非常電源設備台帳
46		総合操作盤台帳
47		消防用設備等特例申請（政令第32条）管理台帳
48		はしご管理台帳
49		圧縮アセチレンガス等届出書の台帳

イ 危険物施設管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		製造所
2		屋内貯蔵所
3		屋外タンク貯蔵所
4		屋内タンク貯蔵所
5		地下タンク貯蔵所
6		簡易タンク貯蔵所
7		移動タンク貯蔵所
8		屋外貯蔵所

N0	管理番号	帳票名称
9		給油取扱所
10		移送取扱所
11		一般取扱所
12		販売取扱所
13		少量危険物施設 第24号様式（第14条関係）
14		指定可燃物施設 第24号様式（第14条関係）
15		火気使用設備届出台帳 第23号様式（第14条関係）
16		タンク検査台帳 第26号様式（第14条関係）
17		許可証 第3号様式（第3条関係）
18		不許可証 第3号の2様式（第3条関係）
19		タンク検査済証 様式第14（第6条の4関係）
20		タンク検査済証（少量危険物専用） 第21号様式（第11条関係）
21		保安検査済証 様式第30（第62条の3関係）
22		完成検査済証 様式第10（第6条関係）
23		完成検査済証 様式第11（第6条関係）
24		不交付書 第6号の2様式（第5条関係）
25		認可証 第8号様式（第12条関係）
26		不認可書 第9号様式（第12条関係）
27		承認書 第7号様式（第6条関係）
28		不承認書 第7号の2様式（第6条関係）
29		承認書 第1号様式（第2条関係）
30		不承認書 第1号の2様式（第2条関係）
31		休止中の（地下貯蔵タンク・二重殻タンク・地下埋設配管）の漏れの点検期間延長承認書 第12号の2様式（第16条の2，第16条の3関係）
32		休止中の（地下貯蔵タンク・二重殻タンク・地下埋設配管）の漏れの点検期間延長不承認書 第12号の3様式（第16条の2，第16条の3関係）
33		査察チェック表（製造所等）
34		査察チェック表（少量危険物施設）
35		査察チェック表（指定可燃物施設）
36		危険物製造所等の許可の状況
37		危険物製造所等の施設推移状況
38		危険物関係手数料収入状況
39		立入検査結果通知書 第1号様式（第15条関係）
40		改善（計画）報告書 第2号様式（第16条関係）
41		資料提出命令書 第3号様式（第18条関係）
42		資料提出受領書 第5号様式（第18条関係）
43		資料提出保管庫 第6号様式（第18条関係）
44		報告徴収書 第7号様式（第19条関係）
45		違反調査報告書 第1号様式（第6条関係）
46		質問調書 第2号様式（第6条関係）
47		実況見分調書 第3号様式（第6条関係）
48		危険物施設違反処理台帳 第4号様式（第7条関係）
49		警告書 第5号様式（第9条関係）
50		命令書 第6号様式（第10条関係）
51		消防法による命令の公告 第7号様式（第12条関係）
52		催告書 第8号様式（第13条関係）

N0	管理番号	帳票名称
53		命令解除通知書 第9号様式（第14条関係）
54		許可取消書 第10号様式（第16条関係）
55		告発書 第11号様式（第19条関係）
56		戒告書 第12号様式（第20条関係）
57		代執行令書 第13号様式（第20条関係）
58		代執行費用納付命令書 第14号様式（第20条関係）
59		代執行執行責任者証 第15号様式（第20条関係）
60		危険物取扱者違反処理報告書 第16号様式（第21条関係）
61		違反事項通知書 第17号様式（第21条関係）

ウ 防火・防災管理者管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		防火管理者資格証明証（甲，乙，甲再講習）
2		防災管理者資格証明証（再講習）

3 亀山市消防本部

(1) 警防業務

ア 火災事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		火災出動報告書
2		火災出動件数
3		年別自動車専用道路火災等出動件数
4		地区別各種出動件数表
5		火災・災害等即報要領（県・国）
6		火災即報（市）
7		火災調査報告書
8		火災等事故報告書（製品火災）
9		年別火災調査報告
10		住宅用火災警報器の調査シート
11		建築物災害報告書
12		住宅用火災警報器等の奏功事例

イ 救急事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救急出動統計 所属長 定例会議資料
2		担当区域別救急出動統計
3		救急月報
4		月別救急出動件数及び搬送人員
5		救急出動医療機関別搬送人員
6		救急搬送受入れ医療機関照会回数
7		救急出動重複件数
8		年別自動車専用道路救急出動件数
9		ドクターヘリの出動状況
10		救急ワークステーション本格運用の状況
11		医師会協力による一次医療機関への搬送実績一覧
12		表-1 年度別 搬送地域割合
13		表-2 年度別 主要医療機関搬送人員割合
14		表-3 令和○年度 地区別搬送人員程度割合
15		令和○年病院別搬送件数及び搬送人員
16		鈴鹿中央総合病院 救急搬送受入要請事案(令和○年○月分)
17		鈴鹿回生病院 亀山市消防本部 令和○年○月(不搬送除く)
18		県立総合医療センター 令和○年○月分 亀山市消防本部 救急患者の医療機関別搬送人員状況
19		公立甲賀病院 救急搬送受入要請事案(令和○年○月末時点)
20		熱中症(疑い含む)傷病者搬送報告書
21		年別救急出動件数及び搬送人員数
22		令和○年○半期の主要医療機関別 搬送人員
23		熱中症(疑い含む)救急搬送人員
24		月別救急出動件数
25		時間帯別救急出動件数
26		居住地別救急搬送人員数

N0	管理番号	帳票名称
27		令和○年地区別搬送人員数と傷病程度割合
28		熱中症(疑い含む)による救急搬送人員数
29		救急出動報告書
30		救急救命処置録
31		救急搬送証明書
32		ウツタイン様式帳票
33		救急出動状況
34		年別救急出動状況表
35		令和○年月別救急出動件数表
36		令和○年時間帯別救急出動件数表
37		令和○年応急処置別件数表
38		令和○年年齢別搬送人員表
39		令和○年月別救命講習参加人員表
40		救急蘇生指標の調査表
41		救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査(様式1) 重症以上傷病者用
42		〃 (様式2) 産科・周産期傷病者用
43		〃 (様式3) 小児期傷病者用
44		〃 (様式4-1) 救命救急センター用
45		〃 (様式4-2) 救命救急センター別受入れ状況
46		令和○年中の救急出動件数等に関する調査
47		令和○年高速道路自動車国道等における救急出動件数及び搬送人員報告(様式1)
48		令和○年高速道路自動車国道等における救急出動件数及び搬送人員報告(様式2)
49		国表出力 (CSV)

ウ 救助事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		救助出動報告書
2		救助出動件数
3		年別自動車専用道路火災等出動件数
4		地区別各種出動件数表
5		救急・救助年報出動記録
6		国表出力 (CSV)

エ その他災害事案管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		その他出動報告書
2		その他出動件数
3		年別自動車専用道路火災等出動件数
4		地区別各種出動件数表

オ 水利管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		消火栓台帳・点検簿
2		防火水槽台帳・点検簿
3		亀山市消防水利一覧表

(2) 予防業務

ア 防火対象物管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		防火対象物立入検査報告書、立入検査結果詳細
2		立入検査結果通知書
3		改修（計画）報告書
4		公表該当違反報告書
5		公表通知書
6		公表該当違反状況報告書
7		資料提出命令書
8		資料提出書
9		報告徴収書
10		報告提出書
11		受領書
12		違反調査報告書
13		実況見分調書
14		質問調書
15		警告書
16		命令書
17		消防法による命令の公告
18		特例認定取消書
19		告発書
20		過料事件通知書
21		戒告書
22		代執行令書
23		代執行費用納付命令書
24		代執行執行責任者証
25		受領書
26		違反処理経過簿
27		令和○年度月別消防訓練指導回数表

イ 危険物施設管理システム

N0	管理番号	帳票名称
1		許可証
2		消防法による仮使用承認済
3		認可証
4		完成検査済証
5		立入検査結果通知書（危険物施設用）
6		改修（計画）報告書（危険物施設用）
7		資料提出命令書（危険物施設用）

8		資料提出書
9		報告徴収書（危険物施設用）
10		報告提出書
11		受領書
12		立入検査表（危険物査察結果）
13		危険物施設数一覧表
14		製造所一覧表
15		屋内貯蔵所一覧表
16		屋外タンク貯蔵所一覧表
17		屋内タンク貯蔵所一覧表
18		地下タンク貯蔵所一覧表
19		簡易タンク貯蔵所一覧表
20		移動タンク貯蔵所一覧表
21		屋外貯蔵所一覧表
22		給油取扱所一覧表
23		移送取扱所一覧表
24		一般取扱所一覧表
25		販売取扱所一覧表
26		液化石油ガス施設一覧表
27		毒・劇物施設一覧表
28		設置許可、変更許可、仮使用、完成検査
29		予防規程制定・変更申請
30		危険物仮貯蔵・仮取扱申請
31		危険物保安監督者選任解任届
32		危険物施設廃止届
33		危険物施設譲渡引渡届出
34		設置者の氏名等変更届出
35		危険物品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
36		危険物製造所等休止・再開届出書
37		資料提出書届出
38		危険作業開始届出書
39		休止中の地下タンクの漏れ点検期間延長申請
40		休止中の地下埋設配管漏れの点検期間延長申請
41		少量危険物施設
42		少量危険物施設廃止届
43		指定可燃物施設
44		指定可燃物廃止届
45		圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書
46		圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの廃止届出書

(3) 総務業務

ア 職員管理システム

NO	管理番号	帳票名称
1		消防職員台帳
2		消防年報 消防職員資格取得状況表

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者	
	氏 名	〇〇 〇〇
	工事名	〇〇〇〇〇〇工事
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
	会 社	〇〇〇〇株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【継続費支弁の2年度以上にわたる契約における前金払いに関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、各年度出来高予定額（請負代金に各年度出来高予定額の割合を乗じた額）の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

各年度出来高予定額の割合については、次のとおりとする。

令和6年度 0 %程度

令和7年度 100 %程度

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第57条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者及び「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理すること。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達の目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

建設発生土の搬出はありません。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約（以下「対象契約」という。）の受注関係者（下請業者等）及び労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 津市が行うアンケート調査について協力すること。 (6) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及びアンケート調査を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (8) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和 6 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1 0 4 7 円
---------	-----------

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
 - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
 - イ 暴力行為、脅迫行為
 - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。

- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。
- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。